

法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策
等を検討するための調査研究
(フィリピン共和国)

岡崎 友子

目次

はじめに.....	5
第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態.....	7
第1 はじめに.....	7
第2 フィリピンにおけるビジネス関連の法令.....	12
1. 1987年憲法.....	12
2. フィリピン会社法.....	13
3. オムニバス投資法.....	16
4. 外国投資法.....	17
5. 1995年経済特区法.....	21
6. アンチ・ダミー法.....	22
7. 競争法.....	23
8. 労働法.....	23
9. 税法（内国歳入法）.....	27
第3 フィリピンの裁判例.....	28
1. 外資保有比率に関する最高裁判決～ガンボア vs テヴェス事件.....	28
2. 外資保有比率に関する最高裁判決～ナラ・ニッケル事件.....	29
3. 外資規制業種（国際輸送）に関する高等裁判所判決～フェデックス事件.....	30
4. 付加価値税（VAT）還付に関する内国歳入庁（BIR）通達.....	31
5. 租税条約に基づく軽減税率適用手続に関する最高裁判所判決～ドイツ銀行事件.....	33
第4 法制度の運用の実態.....	34
1. はじめに.....	34
2. 汚職及び不正行為.....	34
3. 制度運用の予測不可能性.....	43
第5 小括.....	50
第2章 フィリピンにおける日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ.....	53
第1 日本企業や事業者が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方.....	53
1. はじめに.....	53
2. 日系企業や事業者が直面する法的問題の実態.....	53

3.	日系企業や事業者が直面する法的問題に対する対応の在り方	60
第2	在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方	83
1.	在留邦人が直面する法的問題の実態	83
2.	在留邦人が直面する法的問題に対する対応の在り方	88
第3	小括	114
第3章	日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言	115
第1	はじめに	115
第2	当地の法規制	115
1.	フィリピン法に関するアドバイス	115
2.	日本法アドバイスに関する規制	118
3.	フィリピン統一弁護士会ヒアリング	119
第3	日本の法曹有資格者の活動環境	120
1.	はじめに	120
2.	日本の法曹有資格及び法律事務所のフィリピン進出状況	121
3.	具体的活動内容	121
4.	フィリピンで支援活動を行うにあたって必要な素養	138
5.	フィリピンで支援活動を行うことのリスク	140
第4	日本の弁護士による効果的な法的支援の在り方の分析及び提言	141
1.	分析	141
2.	効果的な支援の在り方についての提言	143
第5	小括	145
第4章	現地に進出する日本企業の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策 の試行について	147
第1	はじめに	147
第2	効果的な支援策の調査	147
1.	支援協力機関の選定	147
2.	支援対象企業	148
3.	支援内容	148
第3	支援策の試行	152
1.	セミナー概要	152

2. 当日の進行.....	153
第4 セミナー後のアンケートの実施及びフィードバック	155
1. アンケート	155
2. その他フィードバック	156
第5 その他の支援策についての検討～今後の支援に向けて～	156
1. 支援手段についての検討.....	156
2. 支援の頻度.....	158
3. 支援協力機関についての検討.....	158
4. 参考～在留邦人に対するアンケート結果～	159
第6 小括.....	160
まとめ	161

別紙

- ・別紙1 ヒアリング内容
- ・別紙2 アンケート結果
- ・別紙3 VAT 還付に関する大使館及び商工会議所レター
- ・別紙4 フィリピン安全対策情報
- ・別紙5 セミナー案内
- ・別紙6 セミナー資料
- ・別紙7 セミナー記事

はじめに

ビジネスのグローバル化が進む近年、東南アジア諸国への日本企業の海外進出が増加している。その中でも、フィリピンは、英語が法定公用語であり、理想的な人口ピラミッドと人口ボーナスに下支えされた堅調な経済発展、投資優遇制度の存在、平均年齢が低く安価な労働力、日本からの距離の近さ等も手伝って、投資先としての注目度が高まっている。大手格付機関もフィリピン格付けを見直しており、**S&P**及び**Moody's**は投資適格最低基準の1段上に、**Fitch**は投資適格最低基準ながらも格付け見直しをポジティブに引き上げている。また、2015年は、中期的有望事業展開先国・地域ランキングにおいて、前年の11位から8位へと順位を上げたことも、フィリピンに関する関心の高さを裏付けている。それに伴い、フィリピンに進出する日系企業数、在留邦人数は増加の一途をたどっている。

日系企業及び邦人のフィリピン進出数の増加により、日系企業及び在留邦人が法律トラブルに見舞われるリスクも増大するところ、フィリピンは発展途上国としての側面も未だ強く残っており、司法・行政の不透明さがあることは否めない。文化や習慣の違いも手伝い、日系企業及び在留邦人の中には、フィリピンでは法治が機能していないと感じる者も決して少なくない。そのような状況の中、日本の法曹有資格者が支援を行うことで、日系企業及び邦人のフィリピン進出を促し、また、進出企業及び在留邦人の権利を守ることができるのではないだろうか。そのことが、人と人との交流、企業間の円滑な取引の拡大を通じて、日本とフィリピンの関係をより深化させることに貢献すると考えられる。

そのような現状認識の下、本報告書においては、フィリピンにおける法制度の実態、日系企業及び在留邦人に対する法的支援のニーズ、日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言及びフィリピンに進出する日系企業の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行についての調査報告を行う。

調査にあたっては、まずマニラ首都圏及びその近郊の日系企業及び在留邦人に対し、個別のヒアリングを実施した。フィリピンに進出する企業は規模が小さく、法的バックグラウンドを持たない営業職や技術職の社員が駐在員として現地法人を取り仕切るケースが多い。そのため、法律問題があってもそれを法律問題であると認識しておらず、法律面についての日本法弁護士による支援の必要性を問い合わせても、回答を得られないことが多かった。また、企業においては、労務問題、訴訟等のセンシティブな問題については、社外に情報を漏らしたくないという意識が働きやすく、すぐに情報提供を受けることが難しい傾向にある。そこで、原則として1件につき1時間程度

の時間をとって、信頼関係を築きながら企業の状況や抱える問題についてヒアリングを行えるように努めた。ヒアリング内容は企業状況、関心事項、日本法弁護士に対する需要等多岐にわたる。また、全体としての傾向を把握するため、アンケートも実施した。

本調査にあたっては、フィリピンに関する新聞記事、文献を参照したほか、フィリピンの投資優遇機関、フィリピン統一弁護士会、在フィリピン日本国大使館、**JICA** マニラ事務所、**JETRO** マニラ事務所、**JBIC** マニラ駐在員事務所、フィリピン日本人商工会議所、セブ日本人商工会議所、マニラ日本人会、セブ日本人会、**PRA** 日本人倶楽部及び新日系人ネットワークといった諸機関や、個々の日系企業、フィリピン人及び在留邦人に御協力を頂いた。

第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態

第1 はじめに

まずは、フィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）の概要を紹介する。

1. 基礎データ

フィリピンは、日本と互いに南北で領海を接する隣国である。

(1) 面積

約30万平方キロメートル（日本の約8割）

大小7109の島からなる。そのうち人が定住しているのは約2,000島である。

(2) 人口

約1億10万人（2014年推計値）

出生率は3.1で、人口の約96%が65歳未満である。

(3) 気候

熱帯モンスーン気候（12月－5月が乾季、6－11月が雨季）

2. 経済

(1) 概要

旺盛な個人消費をはじめとする内需が経済を牽引し、リーマンショック後の一時的な落ち込みはあるものの、高成長を維持している。GDPの8.6%が海外出稼ぎ労働者¹による送金で占められており（2014年）、それに支えられた個人消費が経済成長に大きく貢献している。供給面では、サービス業がGDPの6割、製造業が3割、農業が1割を占めている。

(2) 主要経済指標

主要経済指標

	2010	2011	2012	2013	2014
実質GDP成長率(%)	7.6	3.7	6.7	7.1	6.1
失業率(%)	7.3	7	7	7.2	6.8
海外労働者送金（億米ドル）	187.6	201.2	213.9	229.8	243.4
為替（ペソ/米ドル） （年平均）	45.1	43.3	42.2	42.4	44.4
名目1人当たりGDP（米ドル）	2,155	2,379	2,611	2,789	2,862

¹ Overseas Filipino Workers, OFW

3. 政治

(1) 概要

フィリピンは1986年のPeople's Power Revolution（当地では一般に「エドサ革命」と呼ばれる。）でマルコス大統領が失脚するまで、長期間独裁政権が続いた。その後、大統領は任期6年、再選不可となり、2015年までに5人の大統領が政権を担ってきた。現職のアキノ大統領の任期は2016年6月末までとなっており、2016年5月に大統領選挙が行われ、7月1日付で次期政権が発足する。

フィリピンの政治は、経済的に大きな割合を占める財閥との結びつきが強い。また、猟官制であるため、選挙のしばらく前から政治・行政の機能が停滞し、選挙後に政府高官は総入れ替えとなり得る。そのため、政権が替わると従前の政策やプロジェクトが根本的に見直されることも多く、選挙後の政治・行政の動きについてはゼロベースで分析する必要がある。新しい政権は、前政権の実績を否定することにより清新さをアピールしようとする傾向があり、政権の交代は経済活動にも大きな影響を与える。

(2) 選挙制度

選挙は3年に1度で、国政選挙び地方選挙が一斉に行われる。正副大統領及び上院議員を除き、任期は3年である。

○大統領・・・任期6年、再選不可。

○副大統領・・・任期6年、再選不可。

副大統領は、大統領とは別の独立した選挙で選ばれる。そのため、正副大統領が敵対勢力から選ばれることがある。大統領が任期途中で死亡又は退任した場合は、副大統領が自動的に大統領に就任する。

○上院議員・・・定員24名、任期6年、3年ごとに半数改選。

連続2期まで当選可で、1期休めば再び立候補可。全国区。

○下院議員・・・定数400名超、任期3年

連続3期まで当選可で、1期休めば再び立候補可。小選挙区及び少数政党のための比例制。

○地方首長・・・任期3年

連続3期まで当選可で、1期休めば再び立候補可。

4. 地方自治体

主な行政単位として、国に次いで **Region** と呼ばれる広域行政単位²があり、次いで州 (**Province**、日本における都道府県)、市町村 (**Municipality**) があることに加え、市町村をさらに細分化したバラングイ (**Barangay**、最小行政単位) があるのが特徴である。バラングイの長であるバラングイ・キャプテンも選挙で選出される。

5. 主要都市

(1) マニラ首都圏

フィリピン共和国の首都であり、同国最大の都市圏。一般的にマニラと言えば広域行政区としてのマニラ首都圏 (**Metro Manila**) を指し、自治体としてのマニラ市 (**City of Manila**) はマニラ首都圏を構成する一自治体である (厳密な意味での首都は、大統領府が位置するマニラ市である)。マニラ首都圏の中でも経済の中心はマニラ市ではなくマカティ市であり、進出日本企業の事務所も、工場や経済特区を除けば多くがマカティ市内にある。

マニラ首都圏は **17** の自治体で構成され、人口は約 **1200** 万人である。構成都市の中には、大統領府が位置するマニラ市、経済の中心であるマカティ市、かつての首都であり現在も政治・行政の中心であるケソン市、近年発展が著しく日本人も多く居住するタギッグ市等がある。

(2) セブ都市圏

フィリピン第二の都市圏であり、人口は約 **260** 万人である。**13** の自治体で構成され、中心都市であるセブ市は人口約 **87** 万人である。日本では観光地として知られていることに加え、日本企業の進出も多く、また、英語を学ぶための短期・長期の留学や退職者の移住先としても人気がある。

(3) ダバオ市

マニラ首都圏、セブ都市圏に次ぐ第三の都市で、人口は約 **145** 万人である。戦前は日本人移民が多く、**1** 万人を超える日本人が生活していたが、太平洋戦争で多数の犠牲者が出るとともに生活やビジネスの基盤が崩壊し、現在では数百人が滞在するに留まっている。その歴史的経緯から、周辺を含め、日系人が多いと言われている。

²日本における東北地方や近畿地方等の概念に相当し、独立した行政単位ではないが、中央行政機関の地方事務所が **Region** 毎に設置されている。

6. 日本との関係

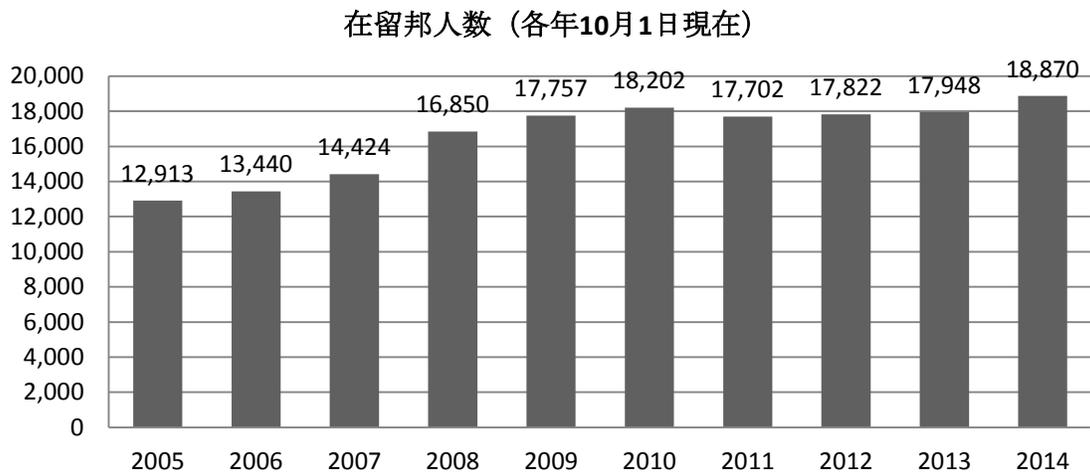
(1) 概要

フィリピンにとって、日本は「戦略的パートナー」³として位置づけられており、政治的・経済的な結びつきが極めて強い。

歴史的には、太平洋戦争において110万人のフィリピン人が犠牲になる等したため、戦後しばらくは反日感情が強かったが、現在は非常に親日的であると言える。2015年にはアキノ大統領が国賓として訪日し、2016年には天皇皇后両陛下が同じく国賓としてフィリピンを訪問している。

(2) 在留邦人数⁴

フィリピンに長期滞在する日本人は年々増加しており、2014年10月1日現在の在留邦人は18,870人である⁵。その多くはマニラ首都圏に滞在しているが、セブ都市圏にも数千人が滞在している。また、2014年10月1日現在の永住者は5,098人（前年比4.8%増）である。



(3) 進出日本企業数⁶

進出日系企業数も在留邦人同様増加傾向にあり、2014年10月1日現在で1521社が進出している（表1-3）。これは日本企業進出先としては世界第7位であり、全体の2.2%を占める。前年と比べても261拠点増加しており、前年からの増加数は世界第5位に入る。現地法人化した日系企業は1,349拠

³外交上の最重要国との意味であり、日本と米国の2カ国のみがこのように呼ばれる。

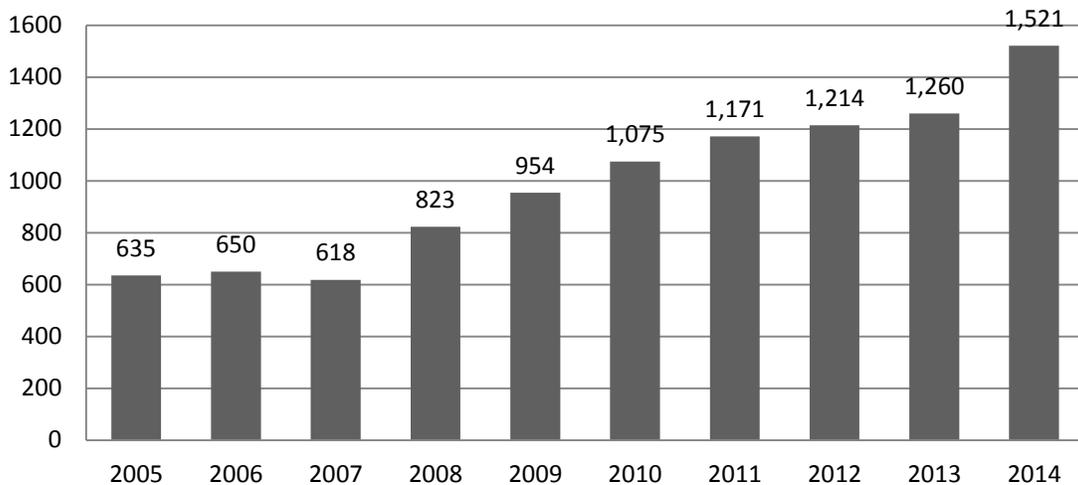
⁴外務省海外在留邦人数調査統計参照

⁵ただし、在留の実態のないものも多数統計値に含まれており、2015年はこれらの者の在留邦人登録を整理したため、今後発表される2015年の在留邦人数は減少すると予想されている。

⁶外務省海外在留邦人数調査統計参照

点（4.3％）で世界第6位、現地法人化していない日系企業（支店・駐在員事務所）は158拠点（5.0％）で世界第7位の数である。

進出日系企業数（各年10月1日現在）



7. 治安

(1) 邦人援護件統計

フィリピンは邦人援護案件数が多く、在フィリピン日本国大使館（以下「日本大使館」という。）は邦人援護件数の多い在外公館ランキング上位の常連である⁷。

援護件数の多い在外公館ランキング（日本大使館）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
順位	4位	2位	4位	4位	3位	1位	4位	6位	4位	3位
件数	884	1017	914	853	927	1,354	679	641	770	720

(2) 邦人が被害者となった主な殺人事件数

外務省が発表する海外邦人援護統計の「海外で邦人が被害者となった主な殺人事件」にも毎年のようにフィリピンが掲載され、件数も多い。過去10年の海外で邦人が被害者となった主な殺人事件数の推移は以下の通りである。

⁷延べ人数に引き直すと、フィリピンが世界第1位の常連国となる。このことは、複数回の支援が必要な複雑又は困難な案件がフィリピンに多いことを示している。

海外で邦人が被害者となった主な殺人事件欄記載数の推移（海外邦人援護統計掲載分）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全世界	8件	6件	12件	10件	8件	9件	10件	10件	8件	8件
フィリピン	2件	3件	5件	4件	1件	5件	1件	3件	1件	5件
順位	1位	1位	1位	1位	同率 2位	1位	同率 2位	1位	同率 2位	1位

なお、当地新聞報道によれば、判明している限り、**2014**年に当地で邦人が被害者となった殺人事件は**8**件、**2015**年は**2**件である。

このように、フィリピンの邦人殺害件数は世界の中で群を抜いて多い。しかし、これをもってフィリピン居住者が常に殺害リスクにさらされると早合点すべきではない。フィリピンの邦人殺害事件は一般的とは言えない**2**つの類型⁸に集中しており、これ以外の在留邦人においては、他国の犯罪状況と大きく異ならない。

第2 フィリピンにおけるビジネス関連の法令

以下、日系企業が当地でビジネスを行うにあたり関連の深い主要法令について紹介する。

1. 1987年憲法⁹

エドサ革命後、**1987**年に国民投票を経て制定された憲法である。外資規制を定める第**12**章のいわゆる経済条項が日系企業にビジネス上の影響を与え得る。以下、日系企業に関心の高い規定の概要を記載する。

- 外国企業による不公正な競争及び貿易活動からのフィリピン企業の保護¹⁰
- 私有地保有をフィリピン人又はフィリピン人が資本の**60%**以上を保有する法人に限定¹¹

⁸1つ目はフィリピン人の恋人又は妻を持つ日本人男性であり、2つ目は反社会的勢力が関わる場合である。

⁹1987 Constitution of the Republic of the Philippines

¹⁰1987年憲法第12章第1条

¹¹1987年憲法第12章第2条、第7条

- 特定の分野に対する投資のフィリピン人又はフィリピン人が資本の60%以上を保有する法人に限定¹²
- 公共事業運営を、フィリピン人又はフィリピン人が資本の60%以上を保有する法人に限定。外国投資家による公共事業運営に対する関与は、資本の持ち分比率を限度とし、当該企業の経営に携わる役員はすべてフィリピン人でなければならない¹³。
- フィリピン人労働力の優先的な利用¹⁴
- 専門職への従事のフィリピン人への留保。ただし、法が定める例外を除く¹⁵。
- 教育機関への外資規制。フィリピン人又はフィリピン人が資本の60%以上を保有する法人に限定¹⁶。
- マスメディアへの外資参入禁止¹⁷
- 広告産業への外資規制。フィリピン人又はフィリピン人が資本の70%を保有する法人に限定¹⁸。

また、政治制度として、マルコスによる長期独裁政権の反省を生かし、大統領の任期は6年と定められ、再選が禁止されている¹⁹点も、6年毎に制度変更の可能性を伴うという点で、当地でビジネスを行う日本企業に影響を及ぼし得る。

さらには、従業員の雇用保障、人間らしい労働環境、生活賃金についての権利や団結権、団体交渉権といった、労働者の権利も憲法上強く保護されていることも、企業にとっては重要な点である²⁰。

2. フィリピン会社法²¹

(1) 会社の設立²²

¹² 1987年憲法第12章第10条

¹³ 1987年憲法第12章第11条

¹⁴ 1987年憲法第12章第12条

¹⁵ 1987年憲法第12章第14条

¹⁶ 1987年憲法第14章第4条第2項

¹⁷ 1987年憲法第16章第11条第1項

¹⁸ 1987年憲法第16章第11条第2項

¹⁹ 1987年憲法第7条第4項

²⁰ 1987年憲法第13条第3項

²¹The Corporation Code of the Philippines 会社法上、株式会社と非株式会社が存在するが、日系企業は通常株式会社であるため、以降は株式会社についての説明とする。

²²フィリピン会社法第10条～第13条

5～15名の成人の自然人が発起人となり、会社を設立する。発起人は最低1株ずつ株式を引き受け、その過半数はフィリピン居住者である必要がある。会社の存続期間は50年であり、延長が可能である。

会社の設立にあたっては、授権資本の25%以上の株式の引き受けと、引受株式のうち25%以上の払い込みが必要である。日本の会社法と異なり、必ずしも引受株式すべてについて払込を要しない。

最低授権資本金額についての定めはない。一方、最低払込済資本金は5,000ペソ²³とされる

(2) 定款²⁴

会社定款は、基本定款²⁵と付属定款²⁶により構成される。基本定款には、社名、会社の目的、主たる事業所の住所、会社の存続期間、発起人の情報、取締役の人数、取締役の情報、授権資本株式数等を記載する。基本定款の変更には、発行済株式総数の3分の2以上の賛成を要する。付属定款は、会社の内部事項について定める。通常は、取締役役会の開催の日、場所、招集及び開催の方法、株主総会の開催の日、招集及び開催の方法、取締役会及び株主総会の定足数、代理投票の方法、取締役及び役員資格、責任、報酬、役員選任方法及び任期等について規定する。

会社の目的は1つであり、副次的にそれに付随する業務を行うことができるにとどまる。

(3) 会社の機関

株主総会は会社の最高意思決定機関であり、取締役会が会社の業務執行機関となる。株主総会が取締役を選任し、取締役会において役員を選任される²⁷。

取締役は5～15名であり、そのうち過半数はフィリピン居住者でなければならない²⁸。取締役は、最低1株以上株式を保有しなければならない。社長は取締役を兼任する。役員として、会社秘書役、社長、財務役を選任する必要がある²⁹。

²³ 1ペソ=2.54円（2016年1月29日現在）

²⁴ フィリピン会社法第15条

²⁵ Articles of Incorporation

²⁶ By Laws

²⁷ フィリピン会社法第23条、第25条

²⁸ ただし、外国投資ネガティブリストにより外国資本の参入が規制される事業の場合、居住者の取締役は、当該外国資本算入規制割合に応じた比率となる。

²⁹ フィリピン会社法第25条

会社秘書役は、秘書役の証明書の発行、株式譲渡の株主名簿への記載、株主総会及び取締役会の招集等の任務を負い、フィリピン居住のフィリピン人でなければならない。会社秘書役は社長と兼任することができない³⁰。財務役は、会社の会計面について責任を負う。社長と兼任することはできないが³¹、他の役員とは兼任することはできる。

執行委員会を設置し、特定の事項の決定権限を委譲することもできる³²。

定足数は発行済み株式数の過半数であり³³、普通決議は出席した株主の議決権の過半数の賛成により成立する。一方、特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2の賛成を要する。特別決議事項としては、以下のものが挙げられる。

- 取締役の解任³⁴
- 取締役と会社との間の契約の追認³⁵
- 利益相反取引の追認³⁶
- 配当の宣言³⁷
- 附属定款の変更、廃止³⁸

さらに、一定の重要事項については株主総会の特別決議に加え、取締役会の過半数の同意が必要となる。該当事項を以下に例示する。

- 基本定款の変更³⁹
- 会社の存続期間の変更⁴⁰
- 増資、減資、社債発行⁴¹
- 重要な財産の処分⁴²
- 合併の承認⁴³
- 任意解散⁴⁴

³⁰フィリピン会社法第25条

³¹フィリピン会社法第25条

³²フィリピン会社法第35条

³³フィリピン会社法第52条

³⁴フィリピン会社法第28条

³⁵フィリピン会社法第32条

³⁶フィリピン会社法第34条

³⁷フィリピン会社法第43条

³⁸フィリピン会社法第48条

³⁹フィリピン会社法第16条

⁴⁰フィリピン会社法第37条

⁴¹フィリピン会社法第38条

⁴²フィリピン会社法第40条

⁴³フィリピン会社法第77条

⁴⁴フィリピン会社法第118条及び第119条

(4) 株式・株主

額面株式及び無額面株式があり、定款の定めに従い発行される。銀行等一定の業種は無額面株式を発行することができない。優先株式も額面株式のみとされている。種類株式の発行も認められ、優先株式及び償還株式の発行が認められ、これらは無議決権株式とすることができる⁴⁵。株主の情報は株主名簿に記載される⁴⁶。合併等、一定の決議事項については、反対株主による株式買い取り請求権が認められている。

(5) 解散

会社は任意又は強制により解散することができ、債権者に損害を与えない任意解散、債権者に損害を与える任意解散、会社の存続期間の短縮による解散、強制解散の4つがある⁴⁷。

(6) 外国会社

外国会社は支店又は駐在員事務所を設置することができる。支店の場合、外国法人与同一の法人格であるため、外資規制業種の場合には制約を受ける。支店の設立にあたっては居住代理人を設置する必要がある。居住代理人はフィリピン人である必要はなく、フィリピン居住者であれば足りる⁴⁸。

外国会社が駐在員事務所を設立する場合、活動内容は限定される。駐在員事務所はフィリピン国内の事業活動を源泉とした所得を得ることが認められず、その活動は連絡事務所、カスタマーサポート、市場調査等に限られる。

3. オムニバス投資法⁴⁹

オムニバス投資法に基づき投資委員会⁵⁰が設立される。投資委員会は、フィリピンに対する投資の促進及び規制機関であり、投資優先計画の作成、規則の制定、優遇措置の付与決定等の任務を負う⁵¹。

⁴⁵フィリピン会社法第6条及び第8条

⁴⁶Stock and Transfer Book

⁴⁷フィリピン会社法第117条～第121条

⁴⁸フィリピン会社法第127条

⁴⁹Omnibus Investment Code of 1987

⁵⁰Board of Investment 投資委員会以外にも、フィリピン経済区庁（PEZA）、クラーク開発公社（CDC）、スービック港首都圏公社（SBMA）、カガヤン経済区庁（CEZA）、ザンボアンガ経済特区庁（ZCSEZA）といったように、様々な経済特区が設けられそれぞれが投資促進のための優遇制度を用意している。

⁵¹オムニバス投資法第7条

投資優先計画とは、投資を促進する事業活動を記載したもので、投資優遇措置対象のリストも掲載されている。投資優先計画に記載される分野に対する投資は、オムニバス投資法により優遇措置を受けることができる⁵²。

投資員会の登録企業の主な優遇措置は以下の通りである⁵³。

(1) 所得税免除

- ・パイオニアステータス⁵⁴を有する新規事業の場合、6年間の免税
- ・パイオニアステータスを有しない新規事業の場合、4年間の免税
- ・事業拡大の場合、3年間の免税。原則として、免税は増分売上げ収入に限定する。
- ・発展途上区域において、新規設立又は事業拡大の場合、パイオニアステータスを所有する如何に関わらず、6年間の免税
- ・近代化事業の場合、3年間の免税。原則として、免税は増分売上収入に限定する。
- ・輸出に供された原材料、資材、半製品としての税額控除（所得税免除との併用はできない。）
- ・不可欠でかつ主要なインフラ整備費用を、課税所得から更なる追加控除（所得税免除特権との併用はできない。）
- ・埠頭使用料と輸出税、関税、手数料の免除
- ・大統領令第528号に基づく資本設備の税率の調整

(2) 非税制優遇

- ・外国人の雇用
- ・海外投資金額ならびに収益金の引き揚げ保証
- ・無期限の業務遂行に必要な本社借用機器の輸入、ただし再輸出保証ボンドの提出を条件とする。

4. 外国投資法⁵⁵

⁵²オムニバス投資法第26条

⁵³「投資委員会 よくある質問集」、オムニバス投資法第39条、第40条

⁵⁴投資分野の活動が以下のいずれかにあてはまる場合、パイオニアステータスとなる。

- ・製造と加工（商業ベースでフィリピン国内では造られていない製品や原材料の組立や梱包）
- ・デザイン、西方、スキーム、方法、加工、製造のシステム、または部品や原材料もしくは完成品の変形で、新しいかまだ試作されていないもの
- ・国の自給プログラムの達成に不可欠な農業活動又はサービス
- ・新しい燃料の製造又は新しいエネルギー源の製造に使用する機器
- ・その他、毎年編纂される投資優先計画（Investment Priorities Plan）に記載された基準に適合するもの（「投資委員会 よくある質問集」より）

⁵⁵Foreign Investment Act of 1991

外国投資法は、フィリピンにおける外国投資、特に完全国有又は一部国有事業分野に対する規制を定めている。原則として、外国資本による投資は自由とし、規制業種について外国投資ネガティブリストと呼ばれるリストが作成され、2年毎に更新される。

最新の外国投資ネガティブリスト⁵⁶により規制される外国投資は以下の通りである。

リスト A	
外資 0%	マスメディア（レコーディングを除く）
	専門職 ⁵⁷ <ul style="list-style-type: none"> a. 薬剤師 b. レントゲン技師 c. 犯罪捜査 d. 林業 e. 法律
	払込済資本金額が 250 万米ドル未満の小売業
	協同組合
	民間警備保障会社
	小規模鉱業
	群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
	闘鶏場の所有、運営、経営
	核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
	生物・化学・放射線兵器の製造、修理、貯蔵、流通（投資も禁止）

⁵⁶第 10 次外国投資ネガティブリスト

⁵⁷外国投資ネガティブリストの脚注において、互恵条項がある場合にのみ一定の専門職が認められる旨定められる。

	爆竹その他花火製品の製造
外資 20%以下	ラジオ放送局
外資 25%以下	(国内、海外の雇用を問わず) 雇用斡旋
	公共事業の建設、修理契約。ただし、以下を除く。 a. 共和国法7718号に基づくインフラ開発プロジェクト b. .外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクト
	. 防衛関連施設の建設契約
外資 30%以下	広告業
外資 40%以下 ⁵⁸	天然資源の探査、開発、利用
	私有地の所有
	公共事業の運営
	教育機関 (宗教団体及び使節により設立されたものを除く)
	米、とうもろこしの育成・精米・製粉・通商
	国・地方が所有又は管理する事業体への材料、商品供給契約
	公共事業フランチャイズに係るインフラ施設運営又は開発施設運営
	深海漁船の運営
	損害評価会社
	コンドミニアムユニットの所有

リスト B

⁵⁸脚注に、外国資本の本国の法律において互惠条項が存する場合にはファイナンス会社に60%、貸付会社に49%までの外国資本算入が認められる旨記載されている。

40%以下	<p>1. フィリピン国家警察⁵⁹の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 火器（拳銃、散弾銃等）、火器の部品及び弾薬、火器の使用若しくは製造に必要な器具若しくは道具 b. 火薬 c. ダイナマイト d. 起爆関連器具 e. 爆薬製造に使用する原料（i. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム ii. 硝酸アルミニウム、硝酸カリウム、硝酸バリウム、硝酸銅、硝酸塩、硝酸カルシウム、赤銅鉱 iii. 硝酸 iv. ニトロセルローズ v. 塩素酸アンモニウム、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム vi. 硝酸エステル vii. グリセリン viii. 無定形リン ix. 過酸化水素 x. 硝酸ストロンチウム xi. トルエン） f. 望遠鏡、赤外線照準器等（ただし、相当量が輸出向けの場合、又フィリピン国家警察が定める外資参入比率に準じる場合、フィリピン国家警察の承認の下、外国人にこれら品目の製造、修理が認められる）
	<p>2. 国防省⁶⁰の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 戦闘用の銃、弾薬 b. 軍用兵器及び部品（魚雷、地雷、水中爆雷、爆弾、手榴弾、ミサイル等） c. 砲撃・爆撃・射撃統制システム及び部品 d. 誘導ミサイル、ミサイルシステム及び部品 e. 戦闘機及び部品 f. 宇宙ロケット及び部品 g. 軍艦及び補助艦艇 h. 兵器修理・メンテナンス機材 i. 軍用通信機器 j. 暗視装置・機器 k. 放射線装置及び部品 l. 軍事訓練装置 m. その他国防省が定める品目（ただし、相当量が輸出向

⁵⁹Philippine National Police⁶⁰Department of National Defence

	<p>けの場合、又国防省が定める外資参入比率に準じる場合、国防省の承認の下、外国人にこれら品目の製造、修理が認められる。)</p> <p>3. 危険薬物の製造、流通</p> <p>4. サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニック等、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があり法規制があるもの</p> <p>5. レース場の運営等、全ての賭博行為。ただし、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれており、かつフィリピン経済特区庁の認定を受けている事業は除く</p> <p>6. 払込資本金額 20 万米ドル未満の国内市場向企業</p> <p>7. 先端技術を有し又は 50 人以上を直接雇用する、払込資本金額 10 万米ドル未満の国内市場向企業</p>
--	--

また、同法は、「フィリピン人」の定義を、(1) フィリピン国籍者、(2) フィリピン国籍者が 100%保有するパートナーシップ又は社団、(3) フィリピン法に基づき設立され、フィリピン国籍者が発行済株式及び議決権の 60%を保有する会社、又は(4) 外国で設立され、フィリピン会社法に基づきフィリピン国内での事業登録をし、フィリピン国籍者又は年金・退職金基金が全発行済株式を保有する会社で、年金・退職金基金の場合は受託者がフィリピン国籍を有し、基金の 60%以上がフィリピン国籍者の利益となること、と定める⁶¹。

5. 1995 年経済特区法⁶²

輸出型企業等一定の業種の企業は、認定経済特区内に登録することで、優遇措置を受けることができる。経済特区はフィリピン経済区庁 (PEZA⁶³) が所管している。

(1) PEZA 登録可能な業種は以下の通りである。

- 輸出型製造業
- IT サービス輸出企業
- 観光関連業
- 医療ツーリズム企業
- 輸出指向農産物加工製造企業

⁶¹外国投資法第 3 条(a)

⁶²Special Economic Zone Act of 1995

⁶³Philippines Economic Zone Authority

- バイオ燃料貯蔵企業
- 運輸・倉庫サービス企業
- エコゾーン開発・運営事業
- 施設・設備事業者
- 公共事業者

(2) 優遇措置

業種により優遇措置は異なるが、例えば輸出型製造業に対しては以下の優遇措置が設けられている。

- 法人所得税免除（3~8 年）
- 法人所得税免除期間終了後の優遇税率
- 関税等免除
- 付加価値税⁶⁴の免除
- 地方政府の賦課金、料金、免許その他課税の免除
- 拡大厳正徴収税⁶⁵の免除

6. アンチ・ダミー法⁶⁶

外資規制を潜脱するためにフィリピン人から名義を借りてダミーとして利用する行為を罰する法律である⁶⁷。

同法に違反したものは、5 年以上 15 年以下の禁錮刑及び、ダミーを利用したことにより享受した権利、経営権の価値以上の金額の罰金⁶⁸が課される。

同法に基づき、外資規制業種においては、外資の資本金比率に比例した人数のみ外国人を取締役として選任することが認められる。

外国人の同棲相手がいるフィリピン人は、アンチ・ダミー法第 2 項 A に違反しているとの一応の推定が及ぶ。

名義を貸したフィリピン人も、原則として上記罰則の対象であるが通報制度が設けられ、通報した本人に対する刑罰の免除及び報奨規定が存在する。つまり、ダミーは、自身がダミーを務めることによりアンチ・ダミー法違反を行った者を通報し、訴追に協力し当該外国人が有罪となった場合、責任が免除され、加えて罰金の 25%相当額の報奨金が与えられる。

⁶⁴Value Added Tax

⁶⁵Expanded Withholding Tax

⁶⁶Anti Dummy Law

⁶⁷違反の判断にあたっては以下の要素が重要となる（司法省意見 1984 年第 165 号）

① 外国人投資家がフィリピン人投資家の出資分も含めて、合弁企業の資金を実務上全て拠出しているか。

② 外国人投資家が合弁企業に必要な技術支援を実務上全て行っているか。

③ 外国人投資家が少数株主であっても合弁会社を運営し、経済的有効性の全調査を行っているか。

⁶⁸ただし、5,000 ペソを下まわることはない。

7. 競争法⁶⁹

2015年、包括的な競争法が施行された。日本の独占禁止法に相当する法律であり、成立までに24年間を要した。同法により大統領府にフィリピン競争委員会は、公正かつ自由な競争を促進するために国家競争政策を実施するとされている。

不当な競争制限の禁止、優越的地位の濫用禁止が定められ、違反に対しては行政罰及び刑事罰が設けられている。一定の企業結合の際の事前届出義務も定められ、違反に対しては行政罰が課される。通報制度及び施行2年間以内に違反行為を是正した場合に免除する猶予期間も設けられている。しかし、2016年1月時点で、フィリピン競争委員会は組織されておらず、また、施行規則も制定されていない。

8. 労働法⁷⁰

(1) 雇用形態

従業員の種類には、正規雇用、試用期間における雇用、プロジェクト雇用、季節雇用、臨時雇い、期間を定めた雇用がある。

(2) 採用

原則として、雇用者は、誰を、いつ、どのようにして雇うかを選択することができる。しかし、雇用に際しての差別は禁止されており、継続雇用に際してのHIV検査の強制や、B型肝炎を理由とした差別は禁止されている。雇用に際しての障がい者差別も違法である。雇用条件に盛り込んで差別することは、当該条件が業務に必要な場合を除き違法である。後述のように解雇事由が限定される一方で、試用期間を定めて雇用することが認められている。試用期間は試用期間は最長6か月で、試用期間を超えて勤務させた場合、当該従業員は正規雇用従業員となるのが原則である。

(3) 労働条件⁷¹

労働時間は、休憩時間を除き1日8時間である。食事休憩は、原則として1日1時間以上である。5分～20分の休憩時間については給料の支払い対象とされるが、当該休憩時間の付与は雇用主の義務ではない。

⁶⁹Philippines Competition Act

⁷⁰Labor Code of the Philippines

⁷¹労働法第3編「雇用条件」

連続6日間の勤務ごとに24時間以上の休憩を与える必要がある。休假日の決定にあたっては宗教も尊重される。一定の事由に該当しない限り、雇用主は、週休日に従業員の意思に反して勤務を求めることはできない。

給料の支払いは2週間ごと又は月2回、16日を超えない間隔で支払う。地域ごとの法定最低賃金が定められ、年に1回更新される。雇用主による給料の処分に関する干渉は禁じられている。

13か月給料といい、雇用者が義務的に、従業員に対し1か月分の基本給に相当する金額を12月24日までに支払う制度が存在する。最低賃金以上の給料を支払っているとしても、当該事実は13か月給料の支払い義務を免れさせるものではない。

勤務奨励休暇は、1年以上勤務した従業員に年間5日間与えられる。雇用主は、5日間のうち未消化分は買い取らなければならない。

また、上記休暇とは別に、出産休暇、父親育児休暇、片親休暇、女性及び子供への暴力の被害者に対する休暇、女性に対する特別休暇の制度も整っている。

残業代、夜間勤務手当及び休日出勤手当金額は、休日の種類により異なる。詳細は以下の表を参照のこと。

	当初8時間	残業手当	夜間勤務手当
通常	100%	25%増	10%増
週休日	130%	30%増	10%増
特別祝日 ⁷²	130%	30%増	10%増
週休日かつ特別祝日	150%	30%増	10%増
通常の祝日 ⁷³	200%	30%増	10%増
週休日かつ通常の祝日	260%	30%増	10%増

⁷²特別祝日とは、暗黒の土曜日（Black Saturday）、ニノイ・アキノ記念日（Ninoy Aquino Day）、万聖節（All Saint's Day）、クリスマス・イブ（Christmas Eve）、大晦日（Last Day of the Year）をいう。

⁷³通常の祝日とは、元旦（New Year's Day）、聖木曜日（Maundy Thursday）、聖金曜日（Good Friday）、勇者の日（Araw ng Kagitignan）、労働者の日（Labor Day）、独立記念日（Independence Day）、英雄の日（National Heroes Day）、ボンファシオ記念日（Bonifacio Day）、ラマダン明け祝日（Eidul Fitr）、クリスマス（Christmas Day）、リサール記念日（Rizal Day）、法定の総選挙実施日をいう。

(4) 解雇⁷⁴

従業員を解雇するには、法定解雇事由（労働法第295条～第297条）に該当する事実が存在し、かつ適正手続を経る必要がある。解雇事由がない違法解雇の場合、従業員は原則として復職できる。

ア 労働法第295条に基づく正当事由

要件

- ① 重大な不正行為又は故意による違反
- ② 甚だしい常習的任務懈怠
- ③ 詐欺及び故意による信頼を裏切る行為
- ④ 犯罪の遂行

手続

- ① 書面による通知
- ② 解雇の根拠、原因、根拠規定を記載する。
- ③ 従業員は合理的期間内（通知受領から5日以上）に弁明書面提出の機会を与えられている
- ④ 聴取、面談
- ⑤ 書面による通知の解雇

イ 労働法第296条に基づく事由

要件

- ① 省力機械の設置
- ② 余剰人員の解雇
- ③ 損失防止のための解雇
- ④ 事業所の閉鎖、操業中止

手続

解雇30日前に、従業員及び労働雇用省に対して書面による通知を行う。通知には解雇の根拠を記載することが必要である。

ウ 労働法第297条に基づく事由

要件

雇用継続が法で禁じられている病気に罹患し、又は当該従業員又は同僚の健康に害を及ぼす病気に罹患していること

手続

管轄の公共保険局⁷⁵による証明書が必要となる。

⁷⁴労働法第6編「雇用終了後」

なお、解雇にあたり支払うべき金額は解雇事由により異なる。以下表を参照のこと。

解雇の根拠条文	解雇事由	支払金額
労働法第 295 条	全事由	ゼロ
労働法第 296 条	省力機械、余剰人員	1 か月分の報酬又は 1 か月分の報酬 ×勤務年数のうち高い方の金額
	経費節減、事業所閉鎖	1 か月分の報酬又は 1/2 か月分の報酬 ×勤務年数のうち高い方の金額
	深刻な損失又は財政破綻	ゼロ
労働法第 297 条	疾病	1 か月分の報酬又は 1/2 か月分の報酬 ×勤務年数のうち高い方の金額

9. 税法（内国歳入法）⁷⁶

当地における主な租税は以下の通りである。

(1) 法人所得税

課税所得に対して一律 30%の税率で税金が課される。業績の悪い会社であっても、事業開始年度より 4 年目以降、正味課税所得がマイナスの場合又は法人税額が最低法人税額を下回る場合、最低法人税が課される。総所得に 2%を乗じた金額が最低法人税額となる。

配当を行わずに利益を留保する会社に対しては、不当留保金税が課され得る。これは通常の法人税に加えて 10%加算される。また、2013 年から移転価格税制が導入された。

(2) キャピタルゲイン税

事業と関連のない資産を売却した場合、総売却価格又は公正市場価格のいずれか高い方の金額の 6%がキャピタルゲイン税として課税される。

(3) 付加価値税（VAT）⁷⁷

物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースに対して課される。税率は 12%である。

⁷⁵Public health authority

⁷⁶Internal Revenue Code

⁷⁷Value Added Tax

付加価値税の計算にあたっては、仕入れ（インプット）及び販売（アウトプット）にかかる付加価値税（インプット VAT 及びアウトプット VAT）を相殺することができる。しかし、一定の場合には輸出（アウトプット）時の付加価値税（アウトプット VAT）が発生せず、その場合仕入れ時に支払ったインプット VAT を相殺することができないため、BIR から還付を受ける。しかし、インプット VAT 還付手続きには長期間を要する上、近年では BIR に対して行ったインプット VAT の還付請求に対して、120 日以内に BIR から還付に関する判断が下されない場合、当該判断の保留は否認とみなされるとの解釈が示されたことから、企業が抱える大きな問題となっている。

(4) 印紙税

権利義務の発生等に関する文書、証券、契約書等について印紙税が課され、典型例としては、株式発行時や賃貸借契約締結時に課される。

(5) 付加給付税

基本給以外の名目での従業員への給付による課税逃れを防ぐため、雇用主から平社員以外の従業員に対して行われる金銭的又は非金銭的給付に対して、付加給付税が課される。例えば家賃手当は付加給付税の対象となる。

(6) 個人所得税

税率は 5-32% で、フィリピン人は全世界所得に対し、外国人はフィリピン国内に源泉がある所得についてのみ課税される。

第3 フィリピンの裁判例

日系企業に重要な影響を与え得るフィリピンの主要判例を以下に紹介する。

1. 外資保有比率に関する最高裁判決～ガンボア vs テヴェス事件⁷⁸

(1) 事案の概要

外資規制業種における外国資本の株式保有割合の判断に関して、「資本」の定義が問題になった事案。争点は、完全国有化事業又は一部国有化事業への参入のための会社の国籍の決定にあたり会社の発行済株式のすべてが判断対象となるのか否かという点にあった。

(2) 最高裁判所の判断

最高裁判所は、当初、完全国有化事業又は一部国有化事業への参入のために会社の国籍を判断するには、取締役選任の議決権を有する株式のみが考慮されるべきであるところ、憲法、外国投資法及びネガティブリストに定める外資制限は、当該種類の株式に対してのみ適用されるべきであり、会社の発行済株式すべてを基準に適用されるべきものではないと判断した。

⁷⁸事件番号 G.R. No. 176579

しかし、2012年10月9日、再審請求に対し、最高裁判所は更なる判断を示した。完全国有化事業又は一部国有化事業への参入について法律上フィリピン人の最低保有割合が規定されている場合、当該最低保有割合は、普通株式、無議決権優先株式、議決権付優先株式、その他種類の株式かを問わず、各種類の株式ごとに適用されるべきであると判断した。最高裁判所は、フィリピン会社法に定める「発行済株式」にはすべての種類の株式が含まれ、議決権付株式に限られるものではないと判断した。さらに、たとえ、会社の定款上、無議決権優先株式の取締役選任権が否定されるとしても、なお、会社法上一定の会社の重要事項に対する議決権を有するとも指摘した。最高裁判所は、フィリピン人60%、外資40%という資本比率規制は議決権付株式にのみ適用されるべきではなく、各種類の株式ごとに外国資本比率規制を遵守しなければならないと結論づけた。

(3) その後の展開

上記最高裁判所判決後、SECが、完全国有化事業又は一部国有化事業におけるフィリピン人保有割合の判断についてルールを明確にした⁷⁹。SEC覚書回覧「憲法その他現行法に定める完全国有化事業又は一部国有化事業におけるフィリピン人・外国人保有割合の遵守に関するガイドライン」によると、フィリピン人保有割合規制は(a)取締役選任にかかる議決権を有する株式の発行済総数、及び(b)取締役選任議決権の有無を問わずすべての株式の発行済総数、の双方に及ぶとした。

したがって、当該通達に基づき、規制保有割合は、発行済株式総数及び取締役選任議決権を有する株式の発行済総数の両方について適用されることになる。

2. 外資保有比率に関する最高裁判決～ナラ・ニッケル事件⁸⁰

(1) 事案の概要

外国資本によるフィリピン企業への間接投資が行われた場合の、フィリピン企業の外資保有比率の判断方法が問題になった事案。株式資本の60%以上をフィリピン人が保有する会社をフィリピン国籍の企業とするコントロール・テストが適用されるのかが争われた。

(2) 裁判所の判断

2014年4月21日、最高裁判所は、憲法上国籍制限が設けられている天然資源の探査、開発、利用の分野への間接投資における国籍判断に際し、依然としてコントロール・テストが適用されるとした。しかしながら、裁判所が、

⁷⁹SEC覚書回覧2013年第8号

⁸⁰事件番号G.R. No. 195580

事実関係及び状況に照らし、当該会社の60対40のフィリピン資本保有比率に関して疑義があると思料した場合には、裁判所は、グランドファザー・ルールを適用することができることも判断した。

2015年2月20日、最高裁判所は原告からの再審請求を却下した。最高裁判所は、2014年4月21日付判決内容を支持し、憲法第12章の趣旨を実効的にするために、グランドファザー・ルールをコントロール・テストの補完として用いる旨述べた。また、グランドファザー・ルールについても詳説し、グランドファザー・ルールとは、フィリピン憲法又は法律に定める全部又は一部国有化事業におけるフィリピン人資本の割合の計算方法であり、会社株主の国籍を判断するために、会社の第2階層（その会社からみて、親会社の親会社まで）、それに続く階層（さらにその親会社まで）の株主の国籍に起因するものであるとした。グランドファザー・ルールの適用に関しては、最高裁判所が以下の通り指針を示している。

- ① グランドファザー・ルールは、それ自体ではフィリピン人の保有及び支配を決定するために使用されない。コントロール・テストを遵守して初めてグランドファザー・ルールが適用される。コントロール・テストを遵守しない会社の場合、グランドファザー・ルールを適用するまでもなく外国国籍の会社となる。
- ② フィリピン資本対外国資本の60対40の保有比率を遵守する会社は、受益所有権及び会社支配に関して疑義がない限り、フィリピン国籍の会社と考えられる。
- ③ 一方、受益所有権及び会社支配に関して疑義を有する場合、フィリピン資本対外国資本の60対40の保有比率要件を明確に満たしていても、グランドファザー・ルールが適用される。
- ④ グランドファザー・ルールは、公開会社においては二階層にまで遡り、閉鎖会社においては三階層にまで遡って適用される。グランドファザー・ルールは、合理的な範囲を超えて適用してはならない。

3. 外資規制業種（国際輸送）に関する高等裁判所判決～フェデックス事件⁸¹

(1) 事案の概要

公共事業の運営は外国投資ネガティブリストに掲載され、外国資本の参入は40%を上限としている。国際輸送サービスを行う**Federal Express Inc.**社（**FedEx**）の業務内容が、公共事業の運営にあたるかどうか争われた事案。過去に、司法省が、国際輸送業務は公共事業の運営ではなく外資規制業種に

⁸¹事件番号 CA-G.R. SP No. 119658

あたらず、外資規制は国内輸送業務にのみ適用されるとの意見書を出していたという背景がある。

(2) 裁判所の判断⁸²

高等裁判所は、上記司法省の意見書にもかかわらず、FedExのような国際空輸は明確に公共事業の運営に該当すると判断した。高等裁判所は、「外国企業である Federal Express Pacific、Inc 社は、わが国において、明らかに公共事業である「国際輸送」の運営を行う資格を有しない。」とした。当地には、FedEx 社以外にも、100%日本資本の出資による類似のサービスを行う企業が存するため、今後の動向が注目される。

4. 付加価値税（VAT）還付に関する内国歳入庁（BIR）通達⁸³

(1) 概要

本通達はインプット VAT の還付請求⁸⁴に関するガイドラインであり、2014年に発行された。

本通達では、BIR に対して行ったインプット VAT の還付請求に対して、120 日以内に BIR から還付に関する判断が下されない場合、当該判断の保留は否認とみなされるとの解釈が示された。BIR が VAT 還付請求を否認した場合、税務裁判所において争うことが可能であるが、提訴期間は否認又は保留後 30 日以内とされる。

インプット VAT 還付請求に対する判断は必ずしも 120 日以内に行われるとは限らず、過去においては 120 日経過後も BIR との還付に向けた交渉を行う企業が存していたが、本通達により、120 日経過後の VAT 還付請求はすべて否認されたことになり、否認後 30 日以上経過した企業は提訴することもできず、還付請求の途を閉ざされた。

また、還付請求後 120 日間は、BIR 側の査定期間であり、この間税務裁判所に提訴することも認められない。

さらに大きな問題は、本通達は過去の還付請求に遡及して適用されるため、通達が発出される 150 日以上前に請求を行い、未だ結論が出ていない案件に

⁸²高等裁判所の判断。現時点で最高裁判所判決は不見当。

⁸³Revenue Memorandum Circular No. 54-2014。裁判例ではないが、ビジネス上インパクトのある通達であり、これに基づき運用が行われるため紹介する。

⁸⁴仕入れ（インプット）に対して課される付加価値税をインプット VAT、販売（アウトプット）に対して課される付加価値税をアウトプット VAT という。仕入れ（インプット）及び販売（アウトプット）にかかる付加価値税（インプット VAT 及びアウトプット VAT）は相殺することができるが、一定の場合には輸出（アウトプット）時の付加価値税（アウトプット VAT）が発生せずに仕入れ時に支払ったインプット VAT について BIR から還付を受けることとなる。

については、本通達の発効と同時に、自動的に請求が否決されたとみなされ、かつ提訴することも不可能になったことである。

(2) 日本大使館及び商工会議所の対応

当該通達による影響を重く見た、日本大使館及びフィリピン日本人商工会議所は、フィリピン政府に対して同通達の再考・撤回を求め交渉してきた。2015年3月17日付「現状報告（VAT 還付申請手続きにかかる通達問題）」と題して以下の内容を報告している⁸⁵。

現状報告（VAT 還付申請手続きにかかる通達問題）

在比日本国大使館及びに日本人商工会議所は、昨年6月にBIRがVAT 還付申請手続きにかかる通達（RMC No. 54-2014）を發出以降、同通達が当地日本企業にもたらす甚大な影響（還付請求権の無効化のおそれ）及び当地のビジネス・投資環境を著しく阻害する点にかんがみ、比政府に対し同通達の再考・撤回を強く申し入れてきました。当初の対応として、昨年7月に日本大使館及び日本人商工会議所連名による要望書（別添⁸⁶）をヘナレスBIR長官に手交しました。現在も、日比経済連携協定（JPEPA）の下定期的に開催されているビジネス環境整備小委員会において比政府との協議を続けているほか、商工会議所では理事会・税制委員会・建設部会等で現況の確認及び今後の対応について協議を重ねています。

さらに、昨年11月の日比首脳会談及び本年2月の三村日本商工会議所会頭のアキノ大統領表敬において本件を提起し、同通達による問題は日比間の重要課題として認識されるに至っています。

こうした中、プリシマ財務大臣の要請により、2月25日、商工会議所幹部及び大使館担当者がプリシマ大臣及びヘナレス長官を往訪し同問題について議論を行いました。先方主張の概要は以下のとおりです。

1. 通達発出前に行われた還付申請について（従来の立場に変更なし）

今般の通達は税法の規定及び関連する最高裁判決を要約し明確化しているに過ぎず、再考・撤回する意向はない（協議を再開する意

⁸⁵商工会議所月報「P-Business」

⁸⁶別紙3として添付する。

向はない)。唯一の救済策は訴訟のみ。

2. 通達発出後に行われた還付申請について

(1) 通達に従い申請書類の受領後 120 日以内に裁定を行う。120 日以内に裁定が無かった場合 BIR による却下とみなす。その後、租税裁判所 (CTA) への不服申し立ては 30 日以内に行わなければならない。

(2) 比財務省 (DOF)、BIR 及び商工会議所との間で、商工会議所会員企業による還付申請の審査状況を四半期に一度確認・共有する機会の設置を提案する。

大使館及び商工会議所は先方の主張を承認したわけではなく、引き続き協議を行い、皆様に結果を共有していく所存です。一方、本件に対する皆様の個別の対応については、協議停止となった過去の申請案件の取り扱い、現在進行中及び今後の還付申請を含め、貴社の顧問会計事務所・顧問弁護士に適宜ご確認いただくようお願いいたします。

5. 租税条約に基づく軽減税率適用手続に関する最高裁判所判決～ドイツ銀行事件⁸⁷

(1) 事案の概要

租税条約上の軽減税率適用のための手続きとして、15 日前の BIR への事前申請が不可欠とされていたが、15 日前ルールを遵守しなかったドイツ銀行による本国への送金に対し、租税条約に基づき軽減税率 (10%) が適用されるのか、税法上の税率 (15%) が適用されるのかが争われた事案。

(2) 裁判所の判断

最高裁判所は、ドイツ銀行による、BIR には国際協定を否認する追加要件を課す権限がないこと、BIR 通達⁸⁸よりも租税条約上の義務の遵守が優先されること、ドイツ銀行は 15 日前ルールを守らなかったものの、そのことにより租税条約上の便益は奪われないこと、ドイツ銀行は本国への支店利益の送金にあたり税法上の税率 15%を納税しており租税条約に基づく税率 10%適用後の差額 5%を還付すべきとの主張を認めた。

⁸⁷事件番号 G.R. No. 188550

⁸⁸Revenue Memorandum Order No. 1-2000 15 日前の事前申請を定める。

過去には、15日前の事前申告が必要との通達が発行され、事前申請の要件を満たさず軽減税率の申告が認められなかった事例が頻発していたため、日系企業にとっても意義のある判決である。

第4 法制度の運用の実態

1. はじめに

当地では、ビジネス面に限らず日常生活から賄賂が横行している。善良な一般国民ですら、問題発生時に賄賂を渡して金銭での解決をすることがある。役所の手続きでも、外国人の場合、特に賄賂を要求されることが多い。裁判で判事に賄賂を渡す弁護士もおり、警察も信頼のできない存在であり、法が機能していないとの話も耳にする。

そこで、当職は、汚職及び不正行為について重点を置き、制度及び運用の不安定さ、属人的な法の運用について、ヒアリング及びアンケートを中心に調査を行った。法令遵守が求められる企業からは汚職の有無に関する回答を得ることが難しかったため、個人からの回答が中心となる。

2. 汚職及び不正行為

(1) フィリピンの汚職度ランキング

アキノ大統領は汚職撲滅をスローガンにあげており、汚職を減らすことに成功したと評価する声が出ています。トランスペアレンシー・インターナショナル社発表の世界汚職度ランキング⁸⁹においても、フィリピンは下位層に位置するものの着実に改善傾向を見せており、アキノ大統領の汚職撲滅政策の効果があがっているように見られた。しかし、当地では大統領の再選は禁止されており、アキノ大統領の任期は2016年6月に迫る中、アキノ大統領の任期中はじめて、2015年のランキングが下降した。有力候補の1人であるビナイ副大統領も汚職疑惑の渦中にあり、次期大統領選が注目される。

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
順位	121	131	141	139	134	129	105	94	85	95
全体数	163	179	180	180	178	182	176	177	175	168

⁸⁹<http://www.transparency.org/>

(2) アンケート調査

フィリピン在留邦人を対象に行ったアンケート⁹⁰では、フィリピンでは法が機能していないと感じた経験のある者が回答者の83%を占める(図表3-4)。フィリピン在留邦人が日常的に認識するレベルにおいても、賄賂や属人的な法運用が起きていることから、法が機能していないと考えているものと思われる。

賄賂を求められた経験のある回答者は52%(図表3-6)で、賄賂を支払ったことがある回答者は43%であった(図表3-8)。役所手続、交通違反及び空港で求められた例が多くみられた。日常的な場面においても賄賂が浸透していることが分かる。

(3) ヒアリング⁹¹

ア 汚職及び不正一般

元フィリピン政府職員から、汚職一般について、以下の内容をヒアリングすることができた⁹²。

「フィリピンでは賄賂が横行しているというのは事実である。警察官、検察官及び裁判官といった司法に携わる職員であっても、賄賂を受け取ることがあり、これにより法の適用に対する判断が影響を受けることがある。警察官による逮捕及び検察官への事件の送致、検察官による訴追、裁判官による判決の全ての過程において賄賂が介在する可能性を否定できない。また、裁判に要する期間も賄賂の有無及びその金額により左右される。賄賂を支払う金銭的余裕のない者が不利益を被ることもある。

また、最近の内国歳入庁による企業への税務調査が集中的に行われ、不当に過大な金額の追徴課税を求められた企業が内国歳入庁職員に対して賄賂を支払うケースもあると聞いている。

フィリピンは6年毎に大統領選挙が行われ、大統領により政治・経済制度が異なる。賄賂を含む法律の運用の実態も、大統領次第で異なる可能性が高い。次期大統領の有力候補者は、汚職の疑惑がある政治家であり、当該候補者が大統領に就任した場合にはさらに汚職により法の運用が曲げられる可能性がある。」

イ 企業に関する汚職

企業ヒアリングでは、一般論としての賄賂に関する話題は上っても、自社が賄賂を支払ったという回答を行うことはできず、賄賂を支払わない方針であるという声ばかりが集まった。企業としての立場上、自ら賄賂支払

⁹⁰2015年11月~12月に実施し、222名より回答を得た。別紙2として添付する。

⁹¹ヒアリング内容を別紙1に添付する。

⁹²元フィリピン政府職員は、自身の身元が判明することにより政府関係者より危害を及ぼされることを恐れ、あくまで一般的な回答にとどまった。

いを語ることに難しいように思われる。その点、唯一回答を得られたある日系企業の元社員の話、フィリピン人弁護士の話、在留邦人個人の話は参考になる。

- 賄賂を渡した経験のある日系企業の元社員より、以下の内容をヒアリングした。

「数年前に、内国歳入庁に対し、賄賂を支払って税務調査⁹³を逃れたことがある。内国歳入庁から当社に税務調査に入る旨の通知を受けたので、まず担当官と面談した。当該面談にあたっては、仲介者がいた。仲介者に対し、調査に入る代わりにお金で解決できないか相談したところ、仲介者が金額の相談にも乗ってくれ、現金をもって賄賂を支払い問題を解決することができた。

事前の面談は昨年廃止されたため、現在は、交渉の機会がないと聞いている。そこで、会計事務所が内国歳入庁との間に入り追徴金の減額交渉を行っているようである。」

- 空港で賄賂を求められた経験のある日系企業より、以下の内容をヒアリングした。

「事業に使用するための機材を、フィリピン政府の事前許可をとらず、かつ税関に申告せずにフィリピンに持ち込んだところ、空港で荷物を開封した税関職員より金銭の支払いを求められた。領収書を発行しない代わりに、当該金額を支払えば、本来必要である事前許可を取得していない点についても見逃すとのことであった。しかし、持ち合わせの現金が提示額に満たない上、会社としては領収証の無い支出ができないことから、当該金額を払えない旨伝え、当該職員は金額を減額の上、再度金銭の支払を求めた。

当方にも事前許可及び税関での申告が必要であることを知らず手続きをとらずに持ち込んだ落ち度はあるが、根拠の不明な金額の支払いを求められ不快である。本手続にあたり税関に数度問い合わせを行ったが、聞かたびに職員の説明内容が異なり、非常に混乱している。フィリピンの手続の不透明さを強く実感した。」

ウ 個人に関する汚職

- 犯罪被害にあった日本人

「置き引きの発生した店舗に警察官が駆け付けて防犯カメラの映像を確認してくれることになったものの、作業が先に進んでいるように感じられなかった。賄賂を求められていると感じ、お金を渡して当該店舗の食

⁹³税務調査においては、賄賂による問題解決の噂が絶えない。大手会計事務所ジャパンデスク担当者によると、大手事務所が担当をすると内国歳入庁の担当者も賄賂の話を出さないが、大手会計事務所の入らないケースでは賄賂の支払があると思われるとのことである。

事を買ってきて食べるように伝えたところ、それが奏功したのか、捜査活動が進んだように見られた。」

- 警察とコネクションのある日本人
「警察による強盗や不正が横行しているので、警察を信頼することはできない。しかし、一方でそのような社会だからこそ、金銭を支払うことによって自分の身を守ることができるのではないかと考えている。万が一自分が何かに巻き込まれたときのために、警察の上層部の人間とコンタクトを持っている。しかし、その警察の上層部の人間も、見返りを要求してくる。関係維持のため、定期的に金銭を支払っている。何かあった時に自分を助けるために他の警察関係者に協力をしてもらうよう、お金を配っているとの説明を受けているが、どこまで本当かは分からない。ただ、その警察の上層部の人間からは、自分はいざという時には何とかなると言われている。」
- 養子縁組の裁判手続きを行う日本人
「フィリピン人の夫の連れ子との養子縁組手続きをフィリピンの裁判所で進めているが、賄賂を暗に要求されており、1年以上たっても手続きが終わらない。開始前に聞いていた話ではもっと早く終わるということであったが、自分が外国人で、賄賂を支払わないために時間がかかっているのではないかと思う。あまりに時間がかかるので、担当の弁護士も根を上げている。しかし、賄賂を支払いたくないので、もう少しだけ辛抱してみようと思う。日本法上も養子縁組手続きをしたいが家庭裁判所に問い合わせたところ必要書類が分からないとの回答を受け手続の見通しが立っていない。日本人の弁護士に相談できたらいいと思う。」
- 出生届けの手續に際し賄賂を求められた日本人の話
「フィリピン人女性との間に生まれた子供の出生届の手續に関して、市役所に行ったところ、とても長い時間待たされた。その上、急に新たな書類が必要だと言われ、それを用意して赴くと、今度は別の書類が必要だと言われた。自分は日本人だから、お金を払って解決すると思われており、そのために時間がかかるように仕向けられているのだと感じた。悔しいので、賄賂を支払わずに済ませたがとても労力を要した。」
- 市役所の手續の際に賄賂を支払った日本人の話
「市役所に手續に行ったときに、手續を円滑に進めるために担当職員に対して賄賂を支払った。賄賂というよりは、チップとか、手数料とか

いう感覚である。会社のことでは、コンプライアンスの問題があるので、賄賂は支払わないが、個人のこういった小さい手続きでは、場合によるが、賄賂を支払って早く終わらせることもある。」

- 賄賂を支払って不正にビザを取得した日本人
移民局（Bureau of Immigration）に賄賂を支払って不正にビザを受給した者の話を聞くことができた。ヒアリング内容の概要以下の通りである。
「知人のフィリピン人から紹介を受け、入国管理局に賄賂を支払って偽装結婚で5年間有効の配偶者ビザを発給してもらった。詳しいことはよく分からないが、データを入力する人が私をフィリピン人と結婚していることにしてビザを出してくれたのだと思う。5年経ったので恋人と結婚しようとしたところトラブルになっている。恋人と結婚しようとしたところ、自分がフィリピンで結婚していることになっており恋人と結婚できない状況にある。再度賄賂を支払い移民局のデータ入力担当者に配偶者ビザの記録を削除してもらおう予定である。弱みに付け込まれそうなのでフィリピン人弁護士にはなるべく相談したくない。日本人弁護士に日本語で相談できたらよいが、フィリピン法の話なのでどこまで力になってもらえるか疑問である。」
- エ 司法関係者の不正・汚職
 - 警察事情に詳しい日本人
「殺人等の重大事件でない限り、警察は中々動かない。軽微事件においては、被害届を受理し、それ以上の捜査が行われないこともしばしばである。また、犯罪被害者が警察署に被害届を出しに行くと、警察署の場所によっては、金銭を要求されることもしばしばある。」
 - 逮捕、勾留の経験を有する日本人
「拘置所では、当番で掃除をしなければならないことになっているようだが、自分が勾留されている間は一度も掃除をしたことがないし、掃除をするように言われたこともない。自分が逮捕されたときに、自分の家族又は弁護士が、警察に対して賄賂を渡したのではないかと思う。」
 - フィリピン法弁護士
「資金的に余裕のある者であれば、刑務所の職員に対して賄賂を支払っていると聞く。賄賂を支払って、刑務所内に家族や恋人を呼び寄せたり、刑務所の外に出ることも可能で、刑期中に妊娠・出産する受刑者も出るほどである。」

- 企業を中心とした訴訟を専門に扱うフィリピン法弁護士
「訴訟の場においても、汚職は存在する。自分の法律事務所はそういった対応を禁止しているが、多くの法律事務所が訴訟に賄賂を持ち込む。割合については何とも言えないが、感覚としては 30-50%の訴訟で賄賂の支払いがあると聞いても驚きはしない。法律事務所の規模にかかわらず、賄賂を支払う弁護士は存在すると聞いている。」
- 大手法律事務所勤務経験を有する若手フィリピン法弁護士
「訴訟を中心に行う大手法律事務所に勤務した経験がある。自分は賄賂の支払に携わったことがないので一般論でしかないが、訴訟案件において賄賂の支払は行われている。顧客企業側から賄賂の支払いを持ちかける場合もあるし、裁判官側から賄賂を求めることもある。中には、原告及び被告の賄賂の金額を比べ、支払金額の高い当事者の肩を持つ判決を下す裁判官もいる。賄賂として支払う金額は決して小さいものではなく、50万ペソ程支払うこともあると聞いている。汚職は違法行為であることは認識しているが、裁判官や政府側が汚職に携わった場合、誰が通報し誰が罰するのであろうか。残念ながら賄賂は常態化している。フィリピンの大手法律事務所のシニア弁護士は政界とのつながりがある者も多く、政治力のある人に目をつけられては今後の途がない。そのため、基本的に若手弁護士はシニアの弁護士の指示に従う。シニア弁護士から賄賂の支払いを行うように指示されれば若手は支払いに行くと思う。自分は偶然賄賂の経験がないが、同僚の中には賄賂の支払を行った弁護士はいると思う。」

(4) 報道・出版内容

ア 刑務所抜き打ち検査

刑務所による汚職の横行の一例として日刊まにら新聞 2015年11月25日付記事内容を紹介する。2015年11月より12回⁹⁴にわたり抜き打ち検査が行われ、その都度危険薬物、銃器、嗜好品等が大量に発見されている。以下の記事は、刑務所から大量に持ち込み禁止品が見つかったという内容であるが、持ち込み禁止品が持ち込まれるのは、賄賂の下、当該禁止品の持ち込みを許す職員が存在するためであると推察される。なお、2015年、刑務所の持ち込み検査は幾度となく行われ、その都度、持ち込み禁止品が大量に発見されている。

「首都圏モンテネルパ市のニュービリビッド刑務所で24日、5回目の抜き打ち検査が行われ、金属探知機等を使って携帯電話、電化製品、銃器等が押収された他、排水管の中に隠されたいたウイスキー「ジョニーウォーカー」のボトル11本が見つかった。

⁹⁴2016年1月16日現在。2016年1月16日付日刊まにら新聞参照

同刑務所によると、検査は同日午前5時から約5時間にわたって重犯罪者収監施設を対象に、少なくとも2棟で実施された。矯正局職員や国軍の爆発物処理班ら総勢約200人が金属探知機や地雷検査機を使用し、一斉検査を行った。

民間テレビ局TV5等の報道によると、銃器計14丁、携帯電話20個、エアコン等電化製品20台が押収された。このほか違法薬物、テレビ、カラオケ機等の持ち込み禁止品が見つかったという。

矯正局は、物品の違法な持ち込みを防止するため、監視カメラの増設等を計画している。銃器だけではなく、携帯電話等の通信機器、酒、タバコは所内持ち込みを禁じられている。しかし、ひそかに携帯電話で外部と連絡をとったり、房内で隠れて飲酒を楽しむ収監者がいるのが実態。

昨年12月、デ・リマ前司法長官の指揮による1回目の抜き打ち検査が行われ、ミュージック・スタジオやテレビモニター付き浴槽等ぜいたく品が多数見つかった。その後も抜き打ち検査を継続的に実施する等、当局は規制強化に努めているが、持ち込み禁止の物品が次々と押収されている。」⁹⁵

イ 受刑者の手記⁹⁶

かつて長期に亘って収監されていた日本人の手記により、フィリピンの司法・警察・刑務所等の実態を伺い知ることができる。当該手記によると、資金力のある受刑者は、刑務所内に自分の家を建て、家具、応接間、冷房、ビデオ、冷蔵庫等を備えることもでき、金を出せば覚せい剤さえ不問になるとのことである。このような状況は、上記新聞報道の内容とも整合し、刑務所における不正が状態化していることを裏付ける。

ウ 銃弾事件

マニラの空港、ニノイ・アキノ国際空港は世界的にも悪名高く⁹⁷、マニラの空港職員が汚職にまみれていることは有名であるが、最近では空港利用客の荷物に銃弾を入れて口止め料を要求するという事件が相次いでいる。

事の発端は、ニノイ・アキノ国際空港で恐喝被害にあい、700ペソを支払った被害者A（以下「被害者A」という。）がインターネット上に事件の内容を書き込んだことに始まる。

⁹⁵本報道後も複数回抜き打ち検査が行われ、続々と持ち込み禁止物品が発見されている。中には、敷地内にプールの建設が発見された例もある。

⁹⁶『檻の中の闘 フィリピンで死刑囚になった日本人の獄中記』鈴木英司（小学館）

⁹⁷2014年まで世界最悪空港に選ばれていた。

被害者 A によると、ニノイ・アキノ国際空港で荷物を X 線検査に通したところ、身に覚えのない銃弾が発見され、口止め料として要求された 700 ペソを支払い逮捕を免れたとのことである。その後、ニノイ・アキノ国際空港で心当たりのない銃弾所持が発見された被害者 B（以下「被害者 B」という。）は、3 万ペソの支払いを要求されるという事件が発生した。被害者 B は、無実を主張して 3 万ペソの支払いを拒否し、逮捕拘留された。

その後もニノイ・アキノ国際空港を始めフィリピン国内の空港における銃弾所持の発覚が相次ぎ、銃弾所持で逮捕された少なくとも 14 人が銃弾を仕込まれたと主張している⁹⁸。これを受けて国家警察の特別捜査員 4 名が調査目的でわざと鞆に銃弾を仕込み X 線検査を通過したところ、誰も職員に呼び止められなかったとのことであり、職員による銃弾混入の疑いがさらに強まっている⁹⁹。

また、新聞報道によると、空港利用客の荷物に銃弾を入れて恐喝する様子を複数回目撃したニノイ・アキノ国際空港荷物検査担当者が現地テレビ局の取材に応じた。その男性によると、韓国人に比べて日本人の方が恐喝しやすく、恐喝額は 1 人当たり 1,000 ペソ～50,000 ペソ、金持ち又は面倒を嫌がって簡単に金を払う高齢者がターゲットになりやすく、脅し取った金額の約 1 割が上司の手に渡るとのことであった。組織的犯罪ではなく、安月給が原因で、処罰を恐れない職員が個人的に行ったものであるとも証言した。

被害者 B は、公訴提起されたものの公判期日において公訴棄却決定を下された。一方、国家捜査局は、被害者 B の荷物に対して銃弾を混入させ金銭を要求したことにに関して、空港警察の警察官 4 名及び運輸通信省交通保安局職員 2 名を恐喝、証拠ねつ造等の容疑で司法省検察局に書類送検した。

新聞報道¹⁰⁰によると、「アキノ大統領は、「乗客が事件に巻き込まれる確率は非常に低い。報道機関や国民の一部は事件を誇張している」と述べ、異常事態を深刻にとらえている事態は見えない。」。

また、日本人も 2015 年 10 月 25 日に空港で所持品から銃弾が発見され、銃弾所持の容疑で拘束された。拘置所で 5 日間過ごした後保釈金 4 万ペソを支払い保釈された。その後公訴提起された当該日本人は無罪を

⁹⁸2015 年 12 月 11 日現在。2015 年 12 月 11 日付日刊まにら新聞参照

⁹⁹2015 年 12 月 3 日付日刊まにら新聞参照

¹⁰⁰2015 年 12 月 28 日付日刊まにら新聞

主張し、空港警察が証拠を提出していないとして公訴棄却を求めている¹⁰¹。

現時点での事の真偽は不明であるが、少なくとも日本人が巻き込まれ、当該日本人は英語でのコミュニケーションが難しいとの情報がある。日本人が事件に巻き込まれた際の日本の弁護士による日本語での支援体制は現状では整備されていない。また、このような場面での対応は、現地の事情に精通し、コネクションがないと難しい。日本法弁護士の資格を持っているだけで直ちに支援につながるものではなく、信頼できるフィリピン法弁護士をはじめとする各所とのネットワークの構築がフィリピンに進出する弁護士の課題となる。

(5) 政府高官による汚職・不正

ア 元最高裁判所長官による不正蓄財事件

アロヨ大統領（2001～2010）は、政権末期である2010年5月に、新たにコロナ最高裁判所長官を任命した。この任命自体、大統領選挙¹⁰²の2か月前から任期終了までの間の政府高官の新たな任命を禁じた規定に違反するとの疑いがあり¹⁰³、また、コロナ長官の任命は、次期政権による汚職追及を恐れたアロヨ大統領が、自分に近い人物を最高裁判所長官に据えることにより自身に対する追及を妨害する意図があったとして、国民から大いに批判を受けた。

アロヨ大統領の後を引き継いだアキノ大統領は「汚職なければ貧困なし」というスローガンを掲げ、アロヨ前大統領の汚職追及に積極的であった。しかし、コロナ長官の下、最高裁判所はアロヨ前大統領寄りの司法判断を行い、アロヨ大統領に任命されたコロナ長官が追及を妨害しているとの批判があった。コロナ長官は、直接的には、不正蓄財疑惑により弾劾裁判において有罪判決を受け、2012年6月に解任された。

イ 前大統領による選挙操作及び汚職

アロヨ前大統領が在職中の疑惑で逮捕されたことも、フィリピンにおける不正・汚職の深刻さを物語っている。

2011年10月、アロヨ前大統領は、2007年に行われた上院議員選挙に関する選挙法違反（開票結果の不正操作）により逮捕された。具体的に

¹⁰¹2015年12月28日付日刊まにら新聞

¹⁰²2010年5月に実施

¹⁰³ただし、この任命自体は、任命直前の最高裁判所の決定により支持されている。Supreme Court decision in Arturo M. De Castro v. Judicial and Bar Council, et al. on March 17, 2010

は、マギンダナオ州において、自らが所属する与党の候補者を当選させるため、票の書き換えや野党支持者への投票妨害等の不正を組織的に行うよう知事に依頼したとされる。上院議員選挙は全国区であり、どの候補者にも投票が可能であるにもかかわらず、公表された選挙結果は、当選した野党候補者のうち4名が得票数0という不可解なものであった。

2012年10月、国営宝くじ事業の基金から880万米ドルを不正に使用したとして、公金不正流用の容疑で再逮捕された。アロヨ大統領は持病の治療のために出国しようとしていたところを、空港で出国を拒否され、その数日後に逮捕された。その後、退役軍人病院において監視下に置かれながら入院している。

ウ ポーク・バレル事件

政府の汚職問題も深刻である。最近大いに話題になった汚職案件として、ポーク・バレル問題がある。ポーク・バレルとは直訳すると「豚肉(Pork)を詰めた樽(Barrel)」で、以下に述べる国会議員による不正蓄財を指す言葉として使われている。

具体的には、当時、上院議員は年間1億ペソ、下院議員は年間6,000万ペソを、自らの判断で様々なプロジェクトに支出できるという制度（優先開発支援基金、Priority Development Assistance Fund）があり、それが架空のプロジェクトに支出され、議員に還流していたという問題である。

この問題が根深いのは、個々の議員により不正がなされたのみならず、ブローカーを介して多額の資金がプールされ、議員に分配されていた点である。中心人物として逮捕された民間の事業経営者であるジャネット・ナポレス氏が提出した関係者リストには、数十名の上下院議員や現職閣僚の名前もあったため、国政全体を揺るがす大問題となった。複数の上院議員が逮捕される等、問題の追及は現在も続いている。

3. 制度運用の予測不可能性

フィリピンにおいては、政府が関与する事項であっても、突然制度が変更したり契約が破棄される等、予期しないタイミング、内容で話が覆えることがしばしばあり、日系企業も影響を受けている。また、個人の契約や役所の窓口のレベルであっても同様である。話が二転三転する、担当者によっていうことが違う、という声は非常に多い。コネクションが重要とされ、コネクションにより法の運用が曲げられる事例も存在する。

(1) ヒアリング内容

ア 裁判の長期化

上述の通り、司法関係者においても「袖の下」による解決が通用しているが、それだけでなく、フィリピンでは訴訟が長期化し、その間裁判官が何度も交代し得、司法制度を通じた権利救済がスムーズに行われていない。1審から最高裁まで約10年かかるということもざらである。刑事裁判においても同様に訴訟には長期間を要し、言葉や文化の異なる日本人が刑事被告人となった場合にはさらに長期化する傾向にある。

当職は、刑事裁判の被告人となった日本人の話から以下の内容をヒアリングした。

「刑事裁判の被告人となったことがある。逮捕から裁判が終わるまで約15年かかった。担当の裁判官が途中で何度も交代になって、そうすると新しい担当の裁判官がまた最初から取り掛かることになり、非常に時間がかかる。最終的には和解で終わった。裁判が2、3件あったので、刑事と民事両方あったのだと思うが、どちらがどちらかはよく分からない。」

また、訴訟を行うフィリピン人弁護士の話によると、裁判期日の延期が多く、これも訴訟長期化の原因となっている¹⁰⁴。ヒアリング内容は以下の通りである。

「民事事件でも刑事事件でも、予定していた裁判期日が開かれないことはとても多い。時間の無駄にならないよう、期日の前日には、裁判所に翌日の期日の開催の有無について必ず問い合わせを行うようにしている。しかし、前日の問い合わせでは期日が開かれるとの回答があった場合であっても、当日裁判所に行くと期日が延期となり無駄足を踏むという経験を何度もしている。フィリピン人の目から見ても非常に非効率的で無駄である。」

ヒアリングを行った元フィリピン政府職員も、「裁判官も検察官も気軽に裁判の期日を欠席するように見受けられる。」と述べている。

イ 属人的な運用を経験した日本人のヒアリング

フィリピンでは、担当者により対応が違いうことも日常茶飯事である。役所に問い合わせを行って得られた回答が別の担当者の回答と異なることも、同じ担当者が回答を二転三転させることも、日常的な光景である。

¹⁰⁴ 期日が延期されると、次回期日は早くても1か月後となる。不利な状況に置かれている当事者又は代理人による引き延ばし戦術として期日の欠席が行われることがある。

人事異動により事実上の制度変更も生じる¹⁰⁵。ある程度の権限がある担当者であればルールを曲げて適用することすらある。以下は属人的な法運用を経験した日本人からのヒアリング内容を紹介する。

ある日本人は、コネクションにより使用人の起訴を免れた。ヒアリング内容は以下の通りである。

「ドライバーが盗品等有償譲受罪で起訴されそうになった。そこで会社の顧問弁護士に相談したところ、担当検察官が顧問弁護士のクラスメートであることが判明した。当該弁護士が担当検察官と話をし、起訴しないこととしてくれた。顧問弁護士がクラスメートであったがために助けられ、この国のコネクションの大事さを実感した。不起訴処分とすることについて、賄賂の支払は行っていない。しかし、クリスマスシーズンであるため、顧問弁護士より、担当検察官に対してクリスマスプレゼントを用意するとよいとの助言を受けた。」

役所手続費用が過大であると感じて問い合わせたところ当初の金額の**3分の1**の金額に修正された日本人からのヒアリング内容は以下の通りである。

「事業許可更新の申請にあたり、地方自治体が発行する手続費用の請求書を見たところ、更新料金が昨年の**3倍**になっていた。担当者に「なんで、こんなに高くなったのか？」と理由を聞いたが、すぐに回答できないとのことであった。周りを見渡すと、文句をいわずに払っている人もいれば、同じように理由を聞いている人もいた。急に**3倍**になるのは考えられないことであるので、理由を聞くまで払えない！との姿勢を見せたところ、また後日確認に来るように言われた。すると、地方自治体の窓口担当者から、「昨年と同じでよい」との回答があった。フィリピンでは話がコロコロ変わることはあるが、フィリピンでは役所でもこうやって簡単に話が代わることに驚いた。私見だが、文句いわずに払った人はそのままだと思う。自分のフィリピン経験からすると、後で返金されることはないと思う。」

ウ 現金の違法持ち込みに関するヒアリング

以下は日本人自身も違法行為を行った例¹⁰⁶ではあるが、金銭の返還に関して判決が出ているにもかかわらず、返金を受けることができないという例である。ヒアリング内容は以下の通りである。

¹⁰⁵最近では、移民局長官が更迭され新長官が就任したことに伴い、ビザ手続きが滞り、必要書類に変更が生じる等の影響が出ている。

「フィリピン国内に5,000万円の現金を持ち込もうとした友人が、無申告であったために税関で止められた。5,000万円のうち2,000万円は、自分が持ち込みを依頼した金額で、残り3,000万円は友人のコンドミニウム購入のための資金であった。フィリピンの子供たちを助けるために基金の仕事もしており、フィリピンの施設にとある寄付をしたときの費用2,000万円を自分で立て替えていたため、自分の立て替え分に充填するため基金に集まっていたお金を日本からフィリピンに持ち込もうとしたもので、フィリピンにくる友人に持ってくるよう依頼した。これまでの経験では、申告が必要な多額の現金を持ち込んで税関で発覚した場合でも、申告しそびれたが申告したいので用紙を欲しいと伝えたと、それで許してもらえた。この経験に基づき今回も大丈夫だろうと考えていたが、今回は見つかったから申告するのではだめだということで、持ち込みをした友人は空港の刑務所のようなところに入れられた。友人は英語もタガログ語もできないので、不憫に思い、代わりに交渉して職員の当直所のような場所に移動させてもらうことができた。その後、裁判になり、友人は英語も出来ず悪質性が無かったことから、税関は5,000万円を全額返還せよという判決が出た。その後1年半くらい経っているが、未だにお金は返してもらえていない。おそらく、使い果たして税関にはもう残っていないのではないかと思う。小学校寄付のために自分が立て替えた2,000万円も戻ってこず、自分の持ち出しになるのだろうとは予想している。友人に税関で申告せずに持ち込ませたという点は落ち度であるが、フィリピンのためになることを行っているのに、ひどい仕打ちだと思う。」

エ 不動産購入にあたって不安定さを感じた日本人のヒアリング

「事件1)

購入した物件価格の数%に相当する金額を後で支払いますという説明で不動産を購入した。最初からまったく当てにもしていなかったが、と担当者に確認したら、「あなたの口座に支払済です。」と言われる。何

¹⁰⁶フィリピンでは法が十分に機能しておらず違法行為を行っても空港や入管は金銭で解決できると考えて法を守らない日本人も少なからず存在する。本件は5000万円の現金持ち込みというにわかに信じがたい行為であるが、ヒアリングに応じた在留邦人によると、500万円程度の現金であれば何度も無申告で持ち込んだ経験があるとのことであった。また、裁判で勝訴したとの情報については、裁判の詳細情報を得られなかったため裏付けは取れていない。弁護士が勝訴判決をもって執行手続しようにもなお執行してもらえないのか、弁護士が手続きをしていないのかは不明である。当然違法行為に手を染めない高潔な者も存在するが、フィリピンでは、弁護士、裁判官、税関職員、いずれの立場であっても、賄賂として金銭を受け取り事態をうやむやにしようとする者が存在し得る。

度、口座を確認してもそんなもの入っていない。何度聞いても支払ったの一点張りで・・・このやりとりに疲れました。

事件 2)

購入不動産について最後の分割払い支払日 1 週間前にメールが届いた。最後の支払い 150 万ペソ増えましたという内容であった。

理由を聞くと、「平米数が設計よりも広くなったので支払い金額が増えた」とのことであるが、謝罪もなく、「嫌ならキャンセルしますか？」とのことである。

契約時より設計が変わって平米数が変わって支払いが増えて、それも 1 週間前に伝えてくる。話が違うと思う。

事件 3)

購入不動産の名義の変更手続きがまだ済んでいない段階で固定資産税の支払い請求が来た。念のため、市役所で調べたら、これはディベロッパー側が支払うものだということもわかった。その旨をディベロッパーに伝えたら、担当者をあちこちにたらいまわしにされ、結局どうなるのかが分からない。」

(2) 代表的な事件・問題

予測可能性に乏しいのは私企業や個人における問題にとどまらない。政府又は地方政府であっても、約束を反故にし、法的安定性に欠ける対応をとることがある。そこで、以下では代表的な問題を紹介する。

ア ニノイ・アキノ国際空港第 3 ターミナル問題

政府レベルの官民連携プロジェクトにおいても、一方的に契約が破棄され損害を被るケースとして有名な問題である。これにより、日系企業による官民連携プロジェクトに対する投資が消極的になったとみる向きもある。

ニノイ・アキノ国際空港第 3 ターミナル（以下「第 3 ターミナル」という。）は、ラモス大統領（1992～1998）政権時に計画され、それに続くエストラーダ大統領政権時（1998～2001¹⁰⁷）に施工主等との契約が正式に締結された。2002 年、1 か月後の仮開業が目前に迫り、工事の約 98% が完成する中、アロヨ大統領（2001～2010）の下、フィリピン政府は、前政権時に締結した契約は無効であるとして一方的に契約を破棄するとともに、完成間近であった空港施設を強制収用した。そのため、工事費の支払いは行われず、企業連合及び工事を請け負った日系企業が大きな損害を被った。その後、第 3 ターミナルは工事を完了しないまま 2008 年に部分

¹⁰⁷弾劾により失職

的に開業し、2014年に全面開業に至った。2015年、当地の最高裁判所は、企業連合の第3ターミナル所有権を認め、フィリピン政府に対して5億1千万米ドルの賠償を支払うよう命じた。しかし、認定された損害額は請求額の8億4600万米ドル（うち建設費は4億3100万米ドル）を大きく下回ったことから、企業連合は賠償金の増額を求めて最高裁判所に再考申し立てを行っている。

イ スービック問題

税制優遇により外国企業を積極的に誘致すべき経済特区において、行政機関が不当に多額の税や課徴金を徴収する制度を突然発表し、当該経済特区に進出する企業が影響を受けた問題である。

2012年9月、経済特区であり日本企業も多く進出しているスービック自由貿易港を管轄するスービック湾都市開発庁（Subic Bay Metropolitan Authority、以下「SBMA」という。）が、土地使用共益費（Common Use Service Area Fee、以下「CUSA」という。）と称して、例えば事業用の土地には地価の2%の新たな課徴金を徴収すると発表した。それに続いて、2013年初頭には、新たにSBMAシェアと称し、不動産賃料の10%を徴収すると決定した。両案件とも日本を含む外国企業がフィリピン政府を相手に訴訟を起こす事態となっている。

CUSAについては、当該課徴金の徴収の差し止めを求める訴えが認められ、実際に徴収されるには至っていないが、CUSAそのものの合法性についての争いは続いている。

ウ トラック規制問題

地方自治体のレベルであるが、経済活動全体への影響が考慮されずに制定されたのが、以下のトラック規制問題である。2014年2月、マニラ市のエストラダ市長（＝ジョセフ・エストラダ元大統領）は、交通渋滞と大気汚染の緩和のため、日曜と祝日を除く日中のトラックの走行を全面的に禁止する措置を発表した。しかし、一方でマニラ市にはマニラ首都圏最大の海洋物流拠点であるマニラ港があり、トラックの通行規制によりマニラ港でも積荷の搬入・搬出が出来なくなったため、フィリピン経済全体に悪影響を与える大きな混乱を招くこととなった。

当該規制は同年9月に解除され、今後同様の事態が発生することを懸念する欧米や日本の在比商工会議所等が、地方自治体独自のトラック規制導入の禁止や、マニラ港混雑に代替施設として使用されるバタンガス港やス

ービック港¹⁰⁸におけるクレーン施設等の早期増設を求める共同提案をフィリピン政府に提出している。

2015年2月にはターミナル内のコンテナ蔵置率も下がり始め、ひとまず混乱は収拾されたと思われた。しかし、2015年9月、新たなトラック規制が実施された。マニラ首都圏開発庁¹⁰⁹が、南ルソン高速道¹¹⁰に続く24時間通行可能ルートを廃止し、利用可能時間を午前6時～10時及び午後5時～10時に変更したのである。また、マニラ港の利用に関してコンテナ事前予約システムが設けられ、コンテナの搬出、搬入又は返却を行うにあたりトラックがターミナルに入る予定時間をインターネット上で予約して利用することとなった。これらにより、利用企業はトラック規制のない時間を予約すると想定されるが、予約枠が埋まった場合の対応が懸念されている。

(3) コネクション偏重傾向による影響

フィリピンにおいては、物事を円滑に進める要素として人間関係による影響が大きく、私的な繋がりが非常に重要であり、法運用に関しても例外ではない。

私的な繋がりとはい、出身地、学校のクラスメート、フラタニティ又はソロリティ¹¹¹、学校や職場の先輩後輩、姻戚関係、幼馴染、通っている教会、実家のビジネスにおける取引関係、さらにはお互いの親兄弟の同様の関係等、公的な立場とは異なるものである。

典型的な例は、現在の政権である。アキノ大統領は初等教育から大学まで名門私立学校であるアテネオ=デ=マニラ小学校～大学で過ごしているが（最終学歴は同大学経済学部卒業）、アキノ政権の中樞を担う、ホセ・アルメンドラス大統領府長官、パキート・オチョア官房長官、ベンジャミン・カギオア最高裁判事（前大統領首席法律顧問、前法務長官）は、高校又は大学の同級生（**Batch Mate** と呼ばれる）である。また、他の閣僚でも、例えばマリオ=モンテホ科学技術大臣は、オチョア官房長官の義兄弟（モンテホ大臣の妹が、オチョア官房長官の配偶者）である等、大統領個人との私的関係が極めて強い人物が散見される。公的に証明することは出来ないが、これは社会のあらゆる場所でみられる現実であり、例えば、フィリピ

¹⁰⁸ いずれもマニラ首都圏から非混雑時でも車で2～3時間を要する。慢性的な渋滞から、実際にはより多くの時間がかかる。

¹⁰⁹ Metro Manila Development Authority

¹¹⁰ South Luzon Express Way

¹¹¹ 学校内に結成される排他的な学生集団

ンの政治・経済に多大な影響力を持っている華僑についても、香港系、福建系等、出身地を基礎にした繋がりを強固に持っていると言われている。

このことは、例えば何かトラブルの解決を試みる際にも、人間関係を読み解くのに不可欠な知識である。つまり、最終的に働きかけたい相手に対してどのようなルートで接触すればいいか、その人物に関する情報はどこから入手すればよいか等を分析するのに、上記事実を認識しているか否かにより所要時間や結果に違いが生じ得る。仮に、その人物の大学の同級生に繋がりを得たりすることが出来れば、円滑に物事が進む確率が格段に高くなる。

コネクションは、これにより法運用を曲げることもあれば、逆に不正に対して自身の身を守ることに利用されることもある。先述のヒアリング結果記載の、弁護士が担当検察官とクラスメートであったためにドライバーの起訴を免れたという事案も、法運用がコネクションにより大きな影響を受ける典型例である。弁護士同士の交渉においても、相手方弁護士が大学時代にどのフラタニティ又はソロリティに属していたかを確認の上担当弁護士を選ぶという例もみられる。このように、人間関係を重要視する文化も、法運用の予測可能性を低下させる一因となっている。

第5 小括

以上、本章では、法制度の運用の不十分さを中心にフィリピンの法制度の実態について論じた。また、法制度の運用を記述する上で、その背景にある経済的・社会的事情を理解することが不可欠であるとの認識から、それらの側面についても述べることとした。

フィリピンにおいては、法律は整備されている。法律に基づく各種制度や施行のための規則、通達、それらを執行すべき公共機関が存在する場合であっても、実際に制度を運用し、企業や個人が法律と向き合った際には、必ずしも規定通りに処理されるとは限らない。明文の規定が存在している場合ですら、属人的な運用や、公的手続の範疇外での処理がなされることがあるというのが、調査を通じて得られた実感である。勿論、フィリピン国内にも問題意識は強く存在し、汚職や不安定な行政対応は報道機関などでも大いに非難されているし、現職上院議員が逮捕される事態に発展することもある。一方で、自らが目の前の法的問題を処理する必要に迫られた場合、綺麗事を言っても何も進まないの、理不尽な現実自らを適応させざるを得ないという現実がある。

また、法律があっても、実際の運用にあたって必要な機関が設立されていないか、たり、施行規則が存在しないという事態も少なからず生じている。そういった場合、細かいルールが定められていないため、その都度照会して対応することになる。そうすると、窓口の職員は、法律がどうなっているかよりも、組織の上の者の反応を重視しがちである。例えば、社会保障制度¹¹²は法に書いてあること、法律書に書いてあることと、ウェブサイト上の手続きが異なる上に、施行のための細則までは定められていない。会社関係については証券取引委員会に正式に意見照会をしようにも最短でも6か月の期間を要するため、自身の判断で対応せざるを得ない企業が多発する。このような事情が、属人的な運用を生む土壌となっているのではないかと考えてられる。

そもその問題として、制度や運用に関する情報が取得しにくいということも挙げられる。全ての法令に関する情報が随時更新されインターネット上で容易に検索出来、六法や各分野の解説書が毎年のように出版される日本と異なり、最新情報を体系的に入手する手段が存在しない。最高裁判所ウェブサイト上の判例検索機能も貧弱で、一部の最高裁判所判決が閲覧できるのみのため、情報取得にあたっては民間の有料又は無料のソースを活用することになる。最新の正確な情報の取得が困難な点は、政府職員や関係企業にとっても同様のはずであり、それもまた「規則には従わなくてはならない」という精神的土壌が醸成されにくい原因となっている可能性がある。

また、社会的な背景として、フィリピンでは英語が法定公用語であり、高等教育が英語でなされるため、英語を母国語並に操ることが出来る人材が非常に豊富に存在することが、少なからぬ影響を与えている可能性がある。まず、憲法をはじめとする法律、規則類や政府により出される通達や公示、ビジネスにおける契約書やマニュアル等は基本的に全て英語である。本屋に行っても娯楽小説から専門書に到るまで、ほぼ全ての書籍は英語であり、ごく一部に現地語であるフィリピン語の書籍が置いてあるのが実態である。しかし、日常会話に支障が無いレベルの英語を解する人材は豊富であっても、行政文書や契約のような高度な英語を解することができるのは高等教育を受けた者に限られる一方、貧困層が多く、UNESCOの統計によると、大学進学率は約36%に過ぎない。結果として、英語の法令や行政文書を自ら読み情報収集することが出来る層が限られており、それは行政機関の末端職員であっても事情は同様であるため、法令や規則の内容が浸透せず、規則を遵守すべきという国民レベルでの声が上がりにくいという事情も

¹¹²Social Security System

考えられる。世俗的な利害を離れ、あるべき姿を論じ、発信していくべき学者・研究者の数が少ないのも一因として考えられる¹¹³。

汚職がはびこっていることは、深刻な問題である。ただ、その根底には、上記のような社会的な格差や制度的な事情に加え、圧倒的な経済格差と貧困の問題があることを認識すべきである。これらは、日本法弁護士が入っていったところで根本的に解決できるというものではないことは明らかである。だからといって、綺麗事を並べて、その通りに動かないことを嘆いて非難しても何ら問題は解決しないし、現実に流されるままに不正な手続に手を染めることも許されるものではない（そうであれば、現状と何も変わらない）。

また、厳然たる事実として、賄賂を求められる場合があり、日本人の側も、賄賂を支払うことでルールを曲げられることを認識して、自ら積極的に支払って違法行為を行うケースもある。フィリピンは賄賂がまかり通っていてダメだ、不透明だといっておきながら、自らの問題となった途端、所詮は金で解決できると思い、積極的にその恩恵を受ける人も存在する。

日本の弁護士に期待される、また実際に法的素養を持つ専門家として日系企業や間流法人に貢献できるのは、専門家としての知見に加え、上記のような現実を認識した上で、情報を取得し、状況を把握し、あり得るリスクを分析・説明し、不当な部分を極力減らすことが出来るよう、法的な側面から支援するということになるのではないだろうか。

¹¹³ ロースクール教員はほぼ実務家教員であり、法律文献も少ない。

第2章 フィリピンにおける日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ

第1 日本企業や事業者が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

1. はじめに

上述の通り、フィリピンにおいては、当地の社会的・経済的背景を十分に理解した上で、法的分析のみに偏らない広い視点で事案を把握し、また、支援対象となる日系企業や在留邦人、その周辺にいるフィリピン人関係者、関連行政機関の実態等を踏まえた上で、効果的な支援内容を考察・実行する必要がある。中でも、日系企業や在留邦人が直面する問題や対処の実態、求める支援内容を知ることは、最も重要である。

そこで、当職は、日系企業や事業者が直面する法的問題の実態調査にあたり、下記の通りヒアリング調査を行った¹¹⁴。なお、ヒアリング結果に記載のアルファベット社名は別紙1 ヒアリング結果詳細に記載のアルファベット社名と一致する。

2. 日系企業や事業者が直面する法的問題の実態

(1) ヒアリング結果

以下、日系企業が直面する法律問題について行ったヒアリング内容を紹介する。

ア 会社設立・外資規制問題

● C社¹¹⁵

「設立時にインターネット上で見つけた安いコンサルティング会社を利用したところひどい目にあった。経験の浅い会社であったようで誤った情報の提供や誤った定款内容での登録等不適切な対応をされ、最終的には当該コンサルティング会社の担当がいなくなってしまった。自社以外にも被害にあった会社があるようだ。」

● D社¹¹⁶

「トラブルというほどのものはない。フィリピンでのビジネス展開を現在検討中であり、それにあたり、外資規制の有無やスキームのについて現在調査中である。」

● F社¹¹⁷

「まだ新設の会社なので、特に大きな法律問題は抱えていない。」

¹¹⁴ ヒアリング内容を別紙1として添付する。

¹¹⁵ サービス業 日本の子会社 100%子会社 2013年設立

¹¹⁶ サービス業を営む日本企業の駐在員事務所 2014年設立

¹¹⁷ サービス業の日本企業の100%子会社 2015年設立

細かい点では、弁護士に相談せずにオフィスの賃貸借契約を締結したら、印紙税の納付が必要なことに気づかず、納付期限を過ぎてしまい、ペナルティを支払うことになった。

また、会社設立にあたり、法律事務所を利用したが、役所の見解がすぐに変わったり、急に **SEC** から新しいルールがあると説明されたがそれは明文化されていないルールだったり、会社設立に際して見通しが立ちにくかった。フィリピンでビジネスを行うにはある程度避けられない問題なのかもしれないが、せっかく弁護士を使って規制を調べたのにこうも簡単にルールが変わってしまうのは困る。」

- **H社**¹¹⁸

「自分が会社の設立にかかわったのではないため社内の者から聞いた話であるが、当社の位置する地域では、会社設立にあたって、**バランガイ**¹¹⁹から寄付又は幽霊社員の雇用を求められる慣習があるとのことである。当社工場の配管作業をする会社が、その慣習に従って雇っていた幽霊社員を、作業終了が近づいたころに解雇したところ、その直後に当社敷地内に置いていた工事のための機械が盗まれるという事件があった。幽霊社員を解雇したことが原因なのかどうかは分からないが、当社の警備も知っている者による犯行と思われる。他の工場でも、寄付を断ったところ、**バランガイ**の者が空に向けて拳銃を発砲し、それにより工場の屋根に穴が開いたという話を聞いている。」

- **J社**¹²⁰

「当行としては特に法律トラブルは抱えていないが、税や外資規制等顧客からの質問は多い。」

- **K社**¹²¹

「顧客からの相談事項として多いのは、土地保有問題と労務問題である。土地保有に関しては、**ダミー**¹²²による土地保有状況を解消したいという相談が多くみられる。顧問弁護士が個人としてダミーを務めることもあるようだが、その場合、弁護士が死亡した際に相続の問題が生じる。コンプライアンス上の問題もある。そのため、最近リース事案が多いと聞いている。」

- **U社**¹²³

「顧客が小売業に対する外資規制の内容が良く判らずに困っている。」

¹¹⁸2012年設立の製造業。シンガポール法人の現地法人。シンガポール法人は日本企業の子会社である。

¹¹⁹最小行政単位

¹²⁰銀行

¹²¹銀行

¹²²外資規制を潜脱するためにフィリピン人から名義を借り、書面上外資規制を遵守しているかのように見せかけるという手法がとられており、名義を貸したフィリピン人はダミーと呼ばれる。

¹²³邦銀。現地銀行にフィリピンに出向者を送っている。

- V社¹²⁴

「当社と類似の業態の会社が、急に外資規制に該当すると指摘されて、役所から今後ライセンスを更新しないと聞かれたと聞いている。当社の事業はその会社とは少し異なるので大丈夫だとは思いますが、急に解釈が変わらないかと心配である。」

- W社¹²⁵

「日本人コンサルタントのいる会社に設立支援を依頼し、設立した会社が、そのコンサルタントに乗っ取られた。自分の目から見ると、当初から詐欺の目的でそのコンサルタント側に都合のよいように書類が作成されていたように見える。自分以外の株式名義がコンサルタントとその関係者の名義であったため乗っ取られ、預けていた現金や備品、店舗の売り上げも返してもらえない。」

- Y社¹²⁶

「当社は、約20年前にフィリピン事情に詳しい日本人コンサルタントのアドバイスを受けながら設立した。外資規制のある土地保有形態についても、そのコンサルタントのアドバイスに従って現地の慣行通りに行い、特に問題はないものと認識していた。しかし、あることがきっかけで、弁護士から当社の土地保有形態は違法であると指摘された。その弁護士によると、土地保有会社の株式を形式上フィリピン人スタッフの名義にすることは法律違反であり、リスクとしては禁錮刑であると言われた。コンサルタントが大丈夫だと言っていたからこの形態をとって設立したのに、今になって違法だと言われても困る。そのコンサルタントはもうフィリピンでは活動していないと思う。」

イ 労務問題

- G社¹²⁷

「不正をしている従業員を解雇したところ、労働雇用省（DOLE）に訴えられたと言われた。当時顧問をしていた弁護士に相談したところ、訴えられたら〇〇ペソ支払う必要があるとの説明を受けた。しかし、弁護士の相談料を考えると、訴えられる前に和解金を支払って解決した方が安かったので、弁護士を使わずに元従業員に月収の2倍程度の和解金を支払うことで解決した。」

- H社¹²⁸

¹²⁴運送業の現地法人

¹²⁵サービス業。新設の現地法人

¹²⁶製造業。

¹²⁷オンライン英会話を営む株式会社。日本人及びフィリピン人による共同出資。

¹²⁸2012年設立の製造業。シンガポール法人の現地法人。シンガポール法人は日本企業の子会社である。

「1人だけ解雇した従業員がいる。会計担当者が、偽造した医者診断書をもって有給休暇を取得したことが原因である。診断書の日付現在、当該医者が勤務していなかったため、偽造したものであることは明らかであった。書類を偽造する者に会計事務を任せることはできないので、即刻解雇した。弁護士にも特に相談はしていない。（労働法上の解雇事由や解雇手続きについて当職が説明したところ）解雇するのにそのような手続きが必要だということとは知らなかった。絶対に大丈夫なケースだと思って即日解雇したが、実は危ないことを行っていたとはとても驚いた。法務を扱っている総務担当の役員がそのことを知っているのかは分からない。フィリピンで不当解雇が争われた場合にどのくらいの期間を要し、幾ら位支払うことになるのかも知らない。」

- T社¹²⁹

「昔、不当解雇で訴訟を提起されたことがある。元従業員の解雇にあたっては、ローカルの弁護士と相談しながら解雇手続きを進めたが、それでも不当解雇であるとして訴えられてしまった。結果として勝訴したものの、最高裁までいった事案であり、解決までに10年を要した。ローカル弁護士の対応はスムーズであったが、親会社への報告のために膨大な訴訟記録を読んで理解しなければならず、非常に骨の折れる作業であった。親会社の方針で、他の法律事務所からのセカンドオピニオンも取った。」

ウ ビザ問題

- B社¹³⁰

「ビザ取得について、以前は顧問弁護士に依頼していたが、ある従業員の就労ビザ取得に1~2年かかったことがあり、以来ビザ業務は別の弁護士に依頼することにした。」

- I社¹³¹

「大きい問題は特にない。ビザの手続きに時間がかかったが、法律事務所の問題なのか、役所の問題なのかよくわからない。手続き中に出国できないのが困った。」

- O社¹³²

「特に法律問題は抱えていない。顧客からビザについて相談を受けて、特別就労許可のためにビザ業者や法律事務所を紹介することはある。」

- P社¹³³

¹²⁹100%日本資本の現地法人。サービス業

¹³⁰IT企業 日本の会社の100%子会社

¹³¹商社のフィリピン支店

¹³²サービス業。日本人とフィリピン人による共同出資の株式会社。2000年設立

¹³³サービス業 シンガポール法人の子会社。シンガポール法人の親会社は日本企業である。

「現地採用の日本人従業員のビザ取得に手間取っている。別の企業からの転職であるため、通常よりもビザ取得に時間がかかるのは理解しているが、申請してから1年半近く経過するのにまだ取れていないのは理解できない。ビザは顧問先の事務所に依頼している。本件に関して、フィリピン人担当者の言っていることがよくわからなかったなので、日本人が間に入れてくれるようになればよい。」

- Q社¹³⁴

「外国人登録カード（ACR I-Card）の更新をし忘れた。

ACR I-Cardなく国外に出ることができないことを知らず、大丈夫だとの合弁相手のアドバイスを信じて国外に出ようとしたところ、カードがなかったために出国することができなかった。」

エ 訴訟

- B社¹³⁵

「少し前まで、当社では昔からの訴訟案件があり、親会社への状況報告が求められていた。日本人弁護士がフィリピン人弁護士と当社の上に立って法的文書の内容の理解をサポートするサービスがあると、親会社報告マターの対応が円滑に進むと思う。」

- S社¹³⁶

「スクラップ業者に対しスクラップを販売する契約を締結していた。契約上、スクラップの値段は、重量を基準に算定される。しかし、スクラップ業者が不正を行い、重量計が、実際の重量よりも軽く計測されるように細工がされていた。不正をするような業者とは取引を継続することができないと考え、契約を打ち切ったところ、スクラップ業者と締結していた契約は一定期間排他的な取引をすることを内容としており、逆に契約打ち切りに対してスクラップ業者から訴えられた。」

オ その他の問題

- A社¹³⁷

「フィリピンに来て4か月で、前任者の引継ぎもほぼなかったもので、そこまで状況が分からないが、訴訟とか労務等、会社として特に法律問題は抱えていないように思う。

社内で大金が無くなったことがあったが、その際は、警察にも弁護士にも相談せずに親会社に報告したのみである。着任直後の事件で、当時特に知り合いもおらず、どうしたらよいのか分からなかった。その時にも顧問弁護士と

¹³⁴2013年に設立したフィリピン企業とジョイントベンチャーの現地法人。小売業

¹³⁵IT企業 日本の会社の100%子会社

¹³⁶製造業

¹³⁷現地法人 レンタルオフィス業

の契約はあったが、当時は親会社に相談するという以外思いつかなかった。もし今同じ状況になったとしても、弁護士には相談しないと思う。無くなってしまったものについて、弁護士に相談したところで返ってこないのに、弁護士が役に立つのか疑問だ。」

● C社¹³⁸

「当社施設内での盗難被害にあった外国人顧客より提訴する旨連絡を受けている。当社施設を利用する際に、鍵のかかるロッカーではなく、鍵のかからない靴箱にブランド品の鞆を入れていたところ、紛失したため責任を取ってほしいという内容である。当社では施設利用にあたっての申込書に当社の免責文言を入れてあり、利用者にはこれにサインしてもらっている。これは顧問弁護士のアドバイスに基づく。盗難被害者に対しては、防犯カメラの映像を提供する等の協力をしているが、賠償責任はないという考えである。現在はフィリピン人スタッフがフィリピン人顧問弁護士に相談して対応している。実際に訴えられたり差し迫った状況に陥った場合には、日本人弁護士に相談したいと考えている。」

● L社¹³⁹

「たまに契約料を支払わないで逃げる企業があるので、日本人弁護士からレターを出してもらえると効果的だと思う。しかし、費用面は気になる問題である。」

● R社¹⁴⁰

「合弁相手との契約上、合弁解消ができる期間が迫っている。しかし、合弁解消にあたって、株式の価格をどうやって決めるかが合弁契約上に定められていない。そのため、合弁相手が合弁解消を決断する場合にはもめごとになるのではないかと恐れている。大手と組んでいるためか、コスト意識が非常に厳しい。したがって、物事を進めるにあたっては何かと慎重にならなければならない。合弁契約書作成の時にここまで弁護士からアドバイスをもらえたらよかったと思う。今から合弁先と何かもめたり交渉したりするなら、当社側も弁護士をつけなければならない。日本人弁護士がどれほど役に立つのかは分からないが、払う価値があるのであれば、検討してもいいと思う。」

● X社¹⁴¹

「事業に使用するための機材を、フィリピン政府の事前許可をとらず、かつ税関に申告せずにフィリピンに持ち込んだところ、空港で荷物を開封した税

¹³⁸サービス業 日本の子会社の100%子会社 2013年設立

¹³⁹広告業

¹⁴⁰製造業

¹⁴¹サービス業

関職員より金銭の支払いを求められた。領収書を発行しない代わりに、当該金額を支払えば、本来必要である事前許可を取得していない点についても見逃すとのことであった。しかし、持ち合わせの現金が提示額に満たない上、会社としては領収証の無い支出ができないことから、当該金額を払えない旨伝えたと、当該職員は金額を減額の上、再度金銭の支払を求めた。当方にも事前許可及び税関での申告が必要であることを知らず手続きをとらずに持ち込んだ落ち度はあるが、根拠の不明な金額の支払いを求められ不快である。本手続にあたり税関に数度問い合わせを行ったが、聞くたびに職員の説明内容が異なり、非常に混乱している。フィリピンの手続の不透明さを強く実感した。」

(2) 中小企業診断士ミッションとの意見交換

当職は、中小企業診断士のミッションのマニラ視察に際し、意見交換を行った。その際、以下の点が、日本からの中小企業進出にあたっての課題として挙げられた。必ずしも日本の弁護士によるサポートに関わるものではないが、中小企業のフィリピン進出に際しての問題点の把握に資すると思料し、頂戴した意見全てを以下に掲載する。

「①情報収集（提供）」

特に、ネガティブ情報も含めたフィリピンサイドからの情報発信が必要である。中小企業のオーナーは、ネガティブ事情の不意打ちをうけるとそれですぐいやになってしまう。一方で、事前に分かっていたらよい話（損得併せて心構え）も多い。

これに対し、フィリピン人は“ネガティブな話をするのは相手に失礼”との文化的背景もあり、問題が顕在化するまで言い出さない傾向がある。

②融資環境の整備

中小企業が受けやすい、比較的低利での融資

③文化の違いを超えた、オペレーションにあたっての包括的なサポート

・進出時 **FS**、設立手続きサポートだけでなく、その後のオペレーション実務にあたってのサポートが不可欠である。

例：製造業であれば、輸出入の諸手続き

工場設立、運営に必要な **PEZA**、**BOC**、**PNP**、**DENR** 等の許可取得サポート

・従業員とのコミュニケーションに必要な、文化ギャップを超えるための支援が必要である。

また、以下の意見も上がった。

- ・日本の中小企業は、金と情報が（大手にくらべ）乏しい
⇒現地の支援の「しかけ」がポイント
- ・良い商品、良い技術、良いサービスをもっているが、日本のマーケットが頭打ちとなる中、伸び悩んでいる中小企業（日本）が多い
⇒・成長するマーケットとしてのフィリピン
 - ・まじめで良質な労働力が豊富なフィリピン
 - ・全体最適の弱さは、日本型マネジメントを「良い」形で浸透（教育）することにより、弱点を克服
 以上により、日本の中小企業にとってのチャンス
- ・（日本では）行政も中小企業の海外進出に積極的。
東京でも、たとえば台東区などは、（御徒町など）宝飾関係のインキュベーションを熱心にすすめているが、その「出口戦略」としての海外進出に意欲的。
以上が、今後フィリピンへ（日本の中小企業）が進出するにあたってのポイントであり、誘致にあたっての大きな武器になるのではと考えております。」

3. 日系企業や事業者が直面する法的問題に対する対応の在り方

(1) 日系企業によるフィリピン法弁護士活用の状況

先述の通り、当地では、株式会社の取締役の過半数及び財務役がフィリピン居住者とされ、会社秘書役においてはフィリピンに居住するフィリピン人であることが求められている。また、外国会社の駐在員事務所及び支店の居住代理人もフィリピン居住者であることが必要である。このように、当地でビジネスを行うにあたっては、フィリピン居住者及びフィリピン人の関与が必須である。そこで、株式会社の取締役若しくは役員、又は駐在員事務所又は支店の居住代理人として、しばしばフィリピン人弁護士が任命される。同時に、顧問契約を締結する日系企業も多くみられる。

以下では、当地の日系企業を対象に実施したフィリピン人弁護士活用の状況に関するアンケート¹⁴²の結果及びヒアリング内容を中心に、日系企業によるフィリピン人弁護士活用の状況について報告する。図表番号は別紙2アンケート結果に記載された図表番号を示す。

¹⁴²2015年11月～12月にフィリピン日本人商工会議所及びセブ日本人商工会議所会員企業の協力を得て、両商工会議所の会員企業を対象に実施した。アンケート結果詳細は別紙2に添付する。

ア 社内法務体制

アンケートによると、フィリピンに進出する日系企業のうち、親会社に法務部を有する企業割合は**39%**（図表 1-10）、企業内弁護士を有すると回答した企業は**34%**（図表 1-11）であるのに対し、フィリピンの日系企業自身として法務部を有する企業は**11%**（図表 1-8）、企業内弁護士を有する企業は**2%**（図表 1-9）にとどまった。フィリピン進出企業の多くが製造業でありアンケート回答企業の**52%**を占め（図表 1-3）、事業の性質及び投資規模からみて、フィリピンの日系企業内の法務体制の構築が重視されていないものと考えられる¹⁴³。

イ フィリピン法弁護士の活用状況

上記の通り、日系企業の社内における法務体制は万全とはいいがたい状況であるが、その一方、**83%**の日系企業がフィリピンの顧問弁護士と契約を締結し（図表 1-13）、**72%**の企業が月に**1**回以上（「月複数回」は**44%**、「月**1**回程度」は**28%**）顧問弁護士を利用している（図表 1-15）。中には、複数の法律事務所と顧問契約を締結しているという企業もみられた。**1**か月の顧問料にはばらつきがみられるものの、**10,001**ペソ～**15,000**ペソとの回答が**33%**を占めた（図表 1-14）。一般的には地方の弁護士は安価でマカティ市等マニラ首都圏中心部の弁護士は費用が高く、都市部では平均すると**1**か月**15,000**ペソ程度であるといわれている。

顧問契約を締結していない企業においても、弁護士を全く利用しないわけではなく、事案に応じてスポットで法律事務所に依頼する会社が多くみられた。顧問弁護士以外の弁護士を活用する理由の第**1**位が「専門性」である（図表 1-17）ことから、法律事務所の活用に慣れている日系企業が一定程度存すること伺える。特に、海外拠点を多く持つ大手企業においては、「フィリピンに限らない取引全般に通じるような話であれば本社内法務部が対応するし、フィリピンの基本的な事であれば社員もある程度は勉強している。したがってジェネラリストは求めておらず、スペシャリストによる支援を求めている」との意見があった。

ヒアリングにおいても、大半の企業がフィリピン法弁護士を活用し、その大部分が顧問契約を締結していた。顧問弁護士を有しない企業の中には、事

¹⁴³当職が実施したヒアリングにおいても、社内に法務部を有する企業は存しなかった。そんな中、社内にフィリピン人弁護士を雇用する会社が**1**社存在した。しかし、当該会社は会社設立サポート業務も行っており、当該会社のサービス提供のための弁護士の雇用であり、社内の法律問題解決のための弁護士の雇用とは事情が異なる特殊な事例である。

案に応じて弁護士に依頼する企業、合弁先企業の弁護士に依頼する企業、フィリピン法弁護士に対する不信感から弁護士に依頼しない企業といったように、状況は様々である。

フィリピンの弁護士の満足度調査（表1-19）では、約8割の回答企業がポジティブに捉える（「非常に満足」又は「まあまあ満足」と回答）一方で、約2割の企業がネガティブな感想（「やや不満」又は「非常に不満」）を抱いている。フィリピン人は働き方や時間軸の捉え方が日本人と異なり、弁護士の質も個人によって大きく異なること、また汚職に手を染める弁護士の考え方が日本人の感覚になじまないこと等の原因であると思料する。いわゆる悪徳弁護士も相当数存在し、日系企業でもそういった弁護士の被害にあうケースがある。具体的には、「袖の下」でトラブルを解決しようとした企業が弁護士に金銭を支払ったものの弁護士側は何も対応せず、支払った証拠がない上に後ろめたいことをしているため訴えるわけにもいかず、日系企業が金銭の返還を受けられず泣き寝入りするという例がある。

なお、2016年1月にフィリピン日本人商工会議所主催のセミナー参加企業を対象として実施したアンケートによると、日本語のできるフィリピン法弁護士を活用した経験のある企業は10%であった（図表2-8）。

(2) 日系企業による日本の弁護士活用の状況

ア はじめに

大手法律事務所を中心に日系法律事務所による他の東南アジア進出が進む中、法規制の問題もあり日系法律事務所のフィリピン支店の開設は進んで「第3章 日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」において詳述する通り、フィリピンでは2名の弁護士が長期的に活動している¹⁴⁴。日本の弁護士の活動は当地日系企業は日本法弁護士が存しないことを前提として業務を行っており、また英語が公用語でありローカル弁護士とのコミュニケーションも一定程度可能なためか、アンケート及びヒアリングを行った際に、日本法弁護士を活用するという発想がないという企業も少なからず見受けられた。

イ アンケート及びヒアリング結果

フィリピンにおける日本の弁護士の認知度はまだまだ広がっていない。2015年11月～12月に実施したアンケートでは、回答企業の58%が当地で活動する日本の弁護士の存在を認識していない（図表1-20）。アンケート実施時当地で長期的に活動する日本法弁護士は2名であるが、2015年全体で見れば活動又は研修した弁護士は合計6名に上る。それにもかかわらず、2名存す

¹⁴⁴2016年1月末日現在。うち1名は日本の所属法律事務所が当地法律事務所と提携することにより当地で活動を行っている。

ることを認識している日系企業は9%、3名認識する企業は1%に過ぎず、4名以上認識する企業数はゼロであった（図表1-21）。

フィリピンで実際に日本の弁護士の活用経験がある企業は6%¹⁴⁵であり（図表1-22）、活用理由としては、活用経験のあるすべての企業が「日本語対応」と回答している。他には、「丁寧な対応」「日本側の事情を熟知」「クオリティ」「スピード感」「フィリピン人弁護士対応の難しさ」が理由として挙げられた（図表1-23）。

これに対して、当地において日本の弁護士の活用経験を有しない日系企業は94%であり（図表1-22）、「日本人弁護士を知らない」、「問題が起きていない」及び「フィリピン人弁護士で十分」がその主要な理由であった。後述の通り、日本の弁護士のニーズを感じた経験を有する企業がアンケート回答企業の約半数を占めるにもかかわらず、利用率が低い理由の第一は認知度の低さにある（図表1-24）。当地で活動する日本法弁護士にとっては認知度の向上が急務となる。「問題が起きていない」との理由は在留邦人アンケートでも多く回答されているが（図表3-26）、在留邦人と異なり、日系企業の大多数が現にフィリピン法弁護士を利用しており、発生する法律問題の質も量も在留邦人とは異なる。法律問題が存在しないのではなく、日本の弁護士を活用することに対する心理的ハードルの高さが伺える。「フィリピン人弁護士で十分」という理由については、数年前まで日本の弁護士が存在していなかったことから当然の回答ではある。必ずしもフィリピンの弁護士に満足しているとは限らないが（図表1-19）、会社のオペレーションがフィリピンの弁護士のサポートで成り立っている以上は、フィリピン人弁護士で足りると考える企業が多いのもうなずける。

このように、実際に日本法弁護士を活用している企業は少数ではあるが、一方で、日本の弁護士のニーズを感じた経験を有する企業は回答企業の半数を占める（図表1-25）。言葉の問題及び仕事のスピード感を含めた文化の違いから、ニーズを感じると回答した企業が多くみられた。先述の顧問以外の弁護士を活用した理由にも見られた「セカンドオピニオン」としての日本の弁護士のニーズも回答に表れている。

上記は2015年11月～12月にかけて実施したアンケートの結果であるが、2016年1月に日本の弁護士がフィリピン法に関するセミナーを実施した際に日本の弁護士がフィリピンで活躍することの期待の有無について問うたところ、96.9%が期待すると回答した（図表2-5）。半数の企業がニーズを感じていると答えた2015年のアンケート結果から大きな変化である。

¹⁴⁵2016年1月に日本人商工会議所主催の日本人弁護士によるフィリピン法セミナー開催時に実施したアンケートにおいては、13.1%がフィリピンにおいて日本の弁護士を活用した経験があると回答し、2015年のアンケートの2倍以上の活用率である。日本人弁護士による法律セミナーに参加する企業は日本の弁護士の活用について関心が高い傾向にあり、そのために回答結果が異なったものと推察する。

(3) 支援機関の状況

ア 日本大使館

①支援内容

日本企業支援窓口を設け、経済班の大使館員が日本企業支援及び知的財産権に関する相談を受け付けている。

日本大使館ウェブサイトによると、以下の通り日系企業支援体制を整えている。

日本大使館は、外交業務の一環として、フィリピン政府関係者に対し、二国間経済関係の発展のための意見交換や働きかけを行っています。また、日本企業の皆様が海外でビジネスを行うに当たって必要不可欠な環境を整備するために、フィリピンにおける「公正な待遇の確保」、「関連情報の提供」といった活動を行っています。さらにフィリピンに進出する日本企業が、円滑な経済活動を遂行できるよう「ルール作りの活動」も行っております。

こうした支援を行うに当たっては、日本国民全体の奉仕者としての中立性・公平性を保つため、「外務省・在外公館が行ってはならないこと」もあります。しかし、皆様のお役に立てることがあれば、可能な限りお手伝いをさせていただきますので、各種照会、要望がございましたら、以下の当館企業支援窓口までお気軽にご連絡・ご相談下さい。

また、当館では、海外において日本企業が知的財産権の侵害、特に模倣品・海賊版の問題に直面するケースが増加していることを踏まえ、知的財産担当官を設置しております。フィリピンにおける知的財産権問題に関するご意見、ご要望、ご相談等がございましたら以下の知的財産担当官までご連絡下さい。

在外公館における日本企業支援

(外務本省ホームページの日本企業支援ページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyoi/ichiran_i.html)

在フィリピン日本国大使館 日本企業支援担当窓口 (経済班 伊従公使、鈴木書記官、渡邊書記官、菅野書記官) まで

連絡先： 551-5710 (代表)、

E-mail: nikkeikigyo.phil@mofa.go.jp

在外公館における知財保護支援

(外務本省ホームページの知的財産担当官紹介

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html>) へのリンク)

在フィリピン日本国大使館 経済班 日本企業支援・知的財産担当官
(経済班伊従公使、鈴木書記官) まで

連絡先： 551-5710 (代表)

②法的問題支援に関するヒアリング

日本大使館経済班担当者 A に大使館としての日系企業支援のための取組についてヒアリングを行ったところ、以下の回答が得られた。

「性質を問わずなんでも大使館が対応するというわけではない。政府レベルでの交渉が必要な事項について支援を行っている。例えば、私企業の契約等は完全に各企業の問題なので、それぞれの企業で解決してほしいというスタンスである。付加価値税の還付問題や日・フィリピン経済連携協定違反等、各企業のレベルではどうしようもない問題については、大使館が支援している。従って、日本大使館として、訴訟に巻き込まれた日系企業数等の統計はない。」

日本大使館経済班担当者 B は、日本の法曹有資格者の需要について以下のように述べた。

「以前、東南アジア諸国の大使館のうち数か所に、日本人弁護士又は法律事務所による支援を受けるために予算を割り当てるといった話があった。日系法律事務所はフィリピンに進出していないため需要がないと判断されたのか、フィリピン大使館に当該予算の割当は行われなかった。日本の弁護士の活動が無いのは需要が無いからだと思われる。これまで日本人弁護士がいなかったフィリピンの状況では、日系企業もどうやって弁護士を使うのが良くわからないと思う。弁護士を利用するとこんなに便利になりますよということを示して仕事を作り出すことが大事だと思う。」

イ JETRO (独立行政法人日本貿易振興機構) マニラ事務所

①支援内容

JETRO マニラ事務所は、フィリピンに進出を検討している企業から進出済みの企業まで、様々な相談を受けており、その中には法律問題も含まれる。

JETRO マニラ事務所には、日本から4名の日本人が派遣され、さらに、当地の事情に詳しい各専門分野の日本人がアドバイザー又はコーディネーターという形で支援に携わる。

また、個別の企業の相談に加え、商工会議所と共催でセミナーを行う等、日系企業のフィリピン進出に対する支援に積極的である。

また、日本の弁護士がフィリピンで活動をし始め、日本語の法務サービスの提供が可能になったことを受けて、日本語の法務・労務リテイナーサービスの提供を開始する予定である。同サービスは、JETRO マニラ事務所が、日本語で対応できる法律事務所と顧問契約を締結し、相談に訪れる日系企業向けに日本語での法律アドバイス¹⁴⁶を提供するものである。

日本大使館ウェブサイトには、以下の通り JETRO マニラ事務所の支援内容も掲載されている。

ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）マニラ事務所では、企業支援を行っており、どなたでも利用可能な各種サービスを提供しております。

（新規進出予定の企業の皆様向けサービス）

ジェトロ・ビジネス・サポートセンター（BSC）は、フィリピンでのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）とオフィス機能（ハード）を兼ね備えた施設です。フィリピンへの投資、技術提携を検討する日本企業の皆様に短期の貸しオフィス、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供し、ビジネス立ち上げ時のコストとリスクを軽減します。

（フィリピンに進出している企業の皆様向けサービス）

日本企業の皆様の困りごとをワンストップで解決するためのお手伝いをします。プラットフォーム事業ではプラットフォーム・コーディネーターを配置し、各種情報提供、個別相談への対応を一層強化

¹⁴⁶1 企業当たり 2～3 時間を上限とする予定である。

するとともに、現地の官民協力機関とのネットワークを活用し、ビジネスパートナーの紹介・取次ぎ等、現地日系企業の皆様からご要望の高かった各種サービスを一元的に提供します。またそれ以外でも、セミナー開催、各種貿易投資レポート等情報提供を実施しております。

(フィリピンへの輸出を拡大したい企業の皆様向けサービス)
 フィリピンへの輸出ビジネスのお手伝いをするため、プラットフォーム・コーディネーターの活用や各種輸出促進事業を実施し、ポテンシャルバイヤー等の情報を提供しております。フィリピン国内での展示会への出展、日本からのミッション団の受け入れ、日本へのバイヤー招聘事業等日本からフィリピンへの輸出拡大を行っております。

連絡先：892-4376、ファックス：816-7490

E-mail：MLA@jetro.go.jp

②ヒアリング内容

JETRO マニラ事務所職員 A に、現状及び法的支援のニーズについてヒアリングを行ったところ、以下の回答を受けた。

「中小企業は、海外の経験が乏しい傾向にあり、法律も分からずに突き進んでしまうことがある。英語の対応も大丈夫だと信じて海外投資に取り掛かるも、英語が壁になるという経営者もいる。フィリピンに関する情報はまだ十分でないので、とっかかりの無いスタート地点での交渉のサポートや、全体的な制度、枠組みについてのアドバイスについての需要があると思う。

JETRO 訪問企業には、問題が起きてから相談に来るとい例が多いが、たいていの場合、まずは現地の弁護士を交えて問題点を整理する必要がある。弁護士費用や通訳費用から費用倒れになるために泣き寝入りすることも多々ある。日本の弁護士がいれば、日系企業は安心して日本語で話すことができる。特別に英語ができる人は別だろうが、法律用語を英語で読んで理解するのはとても難しい。日本語であっても難しいものについて、最初から英語で理解するのは骨が折れる。すべてについて日本語で説明してもらうわけでは

くとも、日本語でポイントや注意点を指摘してくれる人がいればよいと思う。単なる翻訳ではなく、つまるところ何を意味しているのかを説明してほしい。最近では内需を取り込む企業が増加する傾向にあり、新しいサービスが生み出されている。そのため、法令の規定や前例のない問題について、例えば外資規制の有無等について悩む日系企業が出てきている。こういった事項について英語でフィリピン人の弁護士と議論するのは困難であり、日本語でのサービスが必要とされる点である。

JETRO マニラ事務所も日系企業支援を行っているが、敷居が高いと思われるがちである。そこで、日系企業の需要に応えより利用しやすい環境づくりとして、日本語でのサービスを提供している。まず、フィリピンの事情に詳しい日本人複数名と契約をし、コーディネーター又はアドバイザーという形で、日本語でのサービスを提供してもらっている¹⁴⁷。それに加え、最近では日本人弁護士がフィリピンに出てきているので、日本人弁護士の在籍するフィリピンの法律事務所と契約をして、日系企業に対して法律問題について日本語でアドバイスを提供するという法務労務リテイナーサービスも行うことになった。こういった枠組みがあるといざという時にも利用しやすいと考えている。また、法務問題についてのメールマガジンの発信も将来的に実施したいものである。」

JETRO マニラ事務所職員 B からは、以下のコメントを受けた。

「法律に関係した相談内容としては、ビザ関係、労務問題、契約書に関するものが多い。簡単な内容についてはあくまで一般論として回答している。難しいものについては、法律事務所を紹介するようにしている。しかし、法律事務所への問い合わせは言葉の問題で躊躇する企業が多い。そこで、日本人弁護士のいる法律事務所や日本語対応可の事務所等、専門家のいる法律事務所に相談するよう勧めているものの、法律事務所への相談は有料であるためか、結局は法律事務所に相談に行かず JETRO で済ませようとする会社が多いように感じられる。日本語で相談したいという需要は確実に高いので、日本人弁護士がサポートしてくれたら日系企業の法律問題解決の大きな助けとなると思う。もし日本人弁護士がフィリピンで日系企業支援をしてくれるのであれば、経験があり、フィリピン法に通じた常駐の弁護士を希望する。」

以下は JETRO マニラ事務所職員 C の意見である。

¹⁴⁷2016年1月時点では、会計、労務、IT、輸出分野を対象としている。

「日頃の相談の中で、契約書の内容チェックをお願いします、というご相談もいただくのですが、立場上、専門的観点でのチェックがどうしても難しいため、このような個別具体的なご相談に至る場合、こうした弁護士や会計士の方々のアドバイスが欠かせません。

日頃よりすぐに弁護士や会計士の方々とご相談できるような関係を構築させていただきたいと考えております。

企業様は、実際に進出後の方が様々な課題に直面することが多いため、進出後の相談体制を海外サイドで強化する必要性が高まっています。

現地で相談できる弁護士の方（しかも日本語で！）の需要は、フィリピンという国柄上、さらに高まってくるはずです。」

ウ 商工会議所

①概要

フィリピンには、日本人商工会議所が3か所（マニラ、セブ、ダバオ）存在し、フィリピンに進出している会員企業相互の親睦を図るとともに、企業の円滑な活動のため、各種情報提供活動を行い、また、経営上の障害となっている事柄に対して協力して解決に当たっている。

以下は、フィリピン日本人商工会議所¹⁴⁸の主な事業活動¹⁴⁹である。

● 意見・要望活動

部会では、業界に共通した問題について協議し、委員会では、業種横断的な問題について協議しています。必要に応じて、フィリピン政府等の関係先に意見・要望書を提出し、解決を図っています。毎年各省庁から長官クラスを招いて行っているフィリピン政府との直接対話の場や、月1回開催している「在フィリピン外国商工会議所会頭会議」等の場で、意見交換を行い、日系企業の意見の反映に努めています。さらに、労働雇用省や国家警察等とは、覚え書きを締結し、一步踏み込んだ形での投資環境改善活動を行っています。

● 部会・委員会活動

部会は11設置されており、会員が直接部会に参加して、講演会、勉強会、視察研修等を通じた情報交換を行い、また業界に関わる問題に対する解決策の協議を行っています。委員会は8設置されており、業種横断的な問題に対

¹⁴⁸フィリピン日本人商工会議所はマニラに存する日本人商工会議所であり、会員企業数は約600社である。フィリピン日本人商工会議所の中で最大規模である。

¹⁴⁹フィリピン日本人商工会議所ウェブサイトに記載の「フィリピン日本人商工会議所の概要」より引用

する解決策の協議を行ったり、講演会等を通じた情報提供を行ったりしています。

- 情報提供活動

①ホームページおよび機関誌による情報提供ホームページ (<http://www.jccipi.com.ph>) および毎月発行する機関誌『P-BUSINESS／月報』により、最新のフィリピンの経済・産業情報や会議所活動等を日本語でお知らせしています。

②講演会の開催時宜にかなった各種講演会、説明会をマニラだけではなく、各工業団地に出向いて開催しています。

③関係調査の実施 労務関係（賃金・福祉厚生）等の調査を実施しています。

- 安全対策活動 日本大使館、マニラ日本人会と協力して、日本人・日系企業の安全問題について対策を協議、実施しています。
- 研修事業・APEC-IT 研修の開催主に地方の現地の企業経営者等を対象にデジタル・デバインド解消のために IT 研修を全国 3 箇所で行っています。
- 日比文化交流事業 日本語スピーチコンテストをはじめとした日比友好月間行事への協力を行っています。また、日本語・日本文化を学んでいる学生にインターンシップを受け入れる企業を紹介しています。
- 各種ミッション受入れ・国際会議への協力 日本から派遣される投資ミッション、調査ミッションの受入れや、国際会議の開催に協力しています。

②支援内容

フィリピン日本人商工会議所では年間 12 回を目安にセミナーを行っている。セミナーを通じて各分野に関する情報共有が行われる。会計事務所のジャパンデスク及び会計系コンサルティング会社が多く、フィリピン独自の税制、会計制度について問題を抱える企業からの需要があるため、会計上、税制上の問題点に関するセミナーが頻繁に開催されている。労務問題に関するセミナーも年に 1 回行われており、人事労務に詳しいコンサルタントの経験に基づく実務的対応を主な内容とする。会員企業は従業員の多い製造業が多数を占め、労務問題に関する関心は非常に高く、コンサルタントによる労務セミナーは好評である。

また、商工会議所の者が労務問題等経験に基づく実務的アドバイスを行うことはあるものの、法律面についてのアドバイスを行うことはできない。そのため、法的アドバイスが必要な企業に対しては担当者が個人的に作成した

リストを提供している。当該リストには、日本語対応可能なフィリピン人弁護士及び日本人弁護士の特徴及び連絡先が紹介されている。

③ヒアリング内容

フィリピン商工会議所役員より、日本の弁護士の需要について、以下の内容をヒアリングした。

「弁護士によるセミナーや法律問題に関するセミナーはこれまでなかったので、日本人弁護士が日系企業向けにセミナーをしてくれるのは非常に良い日系企業支援になる。

フィリピンには、法律事務所や弁護士との付き合い方を知らない日本人が多い。無料でアドバイスを得ようとする人もいるし、弁護士を取り換えることをためらう人もいる。フィリピンに駐在で来る日本人は、日本で弁護士と口をきいたこともない技術屋、営業が多いので、弁護士との接し方が分からない傾向にある。

日本人弁護士がフィリピンで活動するのであれば、会計事務所では日本の会計士がジャパンデスクを設置して通訳、解説を行っているような役割になるのだと思う。日本の有資格者は実際にサイン等行わず、実際の作業はローカルが行うという前提である。一般論として、日本人は性善説に立ち、よくわからないけれどとりあえずサインしよう、と考える人が多い。会計の場合は、数字という共通言語があるので、分からないなりになんとなく理解することができる。英語ができる人は別であるが、数字は分かっても、法律には強くない。また、M&A、敵対的買収等においては、積極的に国際弁護士を使いたいと思うはずだ。法律論で戦える人が必要である。日系企業としては、誰に相談したらよい回答が出てくるのかわからない。やはり相談分野を専門とする弁護士に対応してほしいので、ある程度の規模の法律事務所を使うことになる。フィリピンは弁護士によって回答が異なることがよくあるので、労務問題については特にサード・オピニオンまで取るようにと言われている。組合について気にする会社もあるが、個人的には、選挙が近づくにつれて組合の活動が勢いづくというイメージはない。年間の労働争議件数は非常に少ない。

自分はフィリピン歴が長く、現地企業の社長も行っているため、恨みを買うこともある。銃弾の入った封筒が届けられたことも何度もある。しかし、銃弾入りの封筒が届くのも普通のことだと考えており、ただ無視している。これを無視して今まで危ない目にあつたことはない。

長い経験からフィリピン人の扱い方を肌感として理解しているので、会社で従業員を解雇する時にも弁護士に相談していない。解雇する代わりに自己都合退職としている。

商工会議所としての法律問題の取組は、個人的に相談に乗って経験に基づくアドバイスを行うことはあっても、それ以上は特に行っていない。例えば、付加価値税の還付問題に関しては大使館が積極的に動いており、商工会議所としては特に何もしていない。PEZAについて生じた問題はデ・リマ長官を始めPEZAが積極的に解決しているので商工会は特に関与していない。ニノイ・アキノ・国際空港第3ターミナルの問題にも商工会議所は介入していない。建設関係はあまり助けを求めない傾向にある。」

エ 国際協力銀行（JBIC¹⁵⁰）マニラ駐在員事務所

①概要¹⁵¹

JBICは、日本の政策金融機関であり、その業務には輸出金融¹⁵²、投資金融¹⁵³、出資¹⁵⁴等が含まれ、海外に進出する企業を金融の側面から支えている。

②ヒアリング内容

JBICマニラ駐在員事務所職員に対し、JBICマニラ駐在員事務所による日本企業支援業務における日本法弁護士の需要についてヒアリングを行ったところ、以下の回答が得られた。

「JBICというと大型プロジェクトというイメージがあるだろうが、近年は中堅・中小企業支援も行っている。しかし、まだフィリピンペソ建ての貸し付けを行うことはできず¹⁵⁵、フィリピンでの中堅・中小企業支援実績は数件にとどまっている。

個人的には、日系企業に対する貸し付けにあたり、JBIC本店への提出書類が、フィリピンでは何の書類に該当するのかが分からず、これを誰に聞いたらよいか分からないということがある。

増資等の場合にはデューデリジェンスが行われ、法務デューデリジェンスは法律事務所が行っているのだと思うが、JBIC本店がハンドルしてい

¹⁵⁰ Japan Bank for International Cooperation

¹⁵¹ JBIC ウェブサイト参照

¹⁵² 日本企業による海外への機会・設備等の輸出並びに技術の提供に必要な資金を融資する。

¹⁵³ 日系企業（中堅・中小企業を含む）が、海外において行う現地生産・販売事業やインフラ事業、海外M&A、資源の権益取得や開発事業等を行う際の資金を融資する。

¹⁵⁴ 海外において日本企業が出資参画する海外プロジェクトやファンドに対して出資を行う。

¹⁵⁵ 米ドル又は日本円での貸し付けを行っている。

る。そのため、法務デューデリジェンスにおいて日本の弁護士の需要があるかについてマニラ駐在員事務所では把握していない。

日系企業は、まだ計画が固まっていない柔らかい段階でマニラ駐在員事務所に相談に来ることがある。例えば会社設立等の法律が関わりそうな問題について質問されると、JETRO マニラ事務所を紹介している。現状としては、JBIC マニラ駐在員事務所の活動内容に法律面での支援は含まれていない。個人的な考えではあるが、JBIC マニラ駐在員事務所の業務内容との関連では、日本の弁護士による支援の需要は感じていない。

マニラ駐在員事務所内の問題については、顧問弁護士に対応してもらっている。従業員数が少ないこともあり、顧問の利用頻度は少ない。具体的には、コンプライアンスマニュアルの年1回のアップデート、従業員の産休取得にあたっての相談等、何かあった時のみ相談している。」

オ 投資優遇機関

フィリピンには、投資委員会（BOI）、フィリピン経済区庁（PEZA）、クラーク開発公社（CDC）、スービック港首都圏公社（SBMA）、カガヤン経済区庁（CEZA）、ザンボアンガ経済特区庁（ZCSEZA）といったように、様々な経済特区が設けられそれぞれが投資促進のための優遇制度を用意している。以下では、特に利用の活発な投資委員会及び PEZA について報告する。

①投資委員会（BOI）¹⁵⁶

投資委員会は、オムニバス投資法に基づく投資促進機関である。2014年まで長期間にわたりジャパンデスクを置き日本語サービスが提供されていた。当職は、投資委員会を訪問し、日系企業に対するサポートや日本法弁護士の需要について、以下の通り聴取した。

「投資委員会に相談に来る日系企業は、言葉の問題から通訳が同行することもある。現在、日本政府のインターンシップ制度を利用して日本の公認会計士の女性が投資委員会で研修をしているので、インターナショナルデスクで日本企業サポートを行っている。2014年までは、ジャパンデスクに日本人がいたが、現在は設置していない。ジャパンデスク担当者が在籍していたころは、担当者が日系企業からの相談や問い合わせに同席し、我々の英語の説明を日本語に翻訳してくれる等のサポートを行ってくれていた。ジャパンデスクが不在の今、日本企業との英語でのコミュニケーションは、まったく

¹⁵⁶Board of Investment

できないわけではないものの、意思疎通に困ることもしばしばある。個人的には、ジャパンデスクがあればよいと思っている。

投資委員会の登録企業には、アフターケアサービスというものが存在する。登録企業のビジネス上のトラブルについて、投資委員会がサポートするという内容である。例えば、商品の輸入に関して通関でトラブルがあった場合に、投資委員会の担当チームが通関とコーディネートして問題解決を図る。ジャパンデスクがあったころは、アフターケアサービスにも日本人が日本語でサポートすることができた。

投資委員会登録企業には、免税措置等の投資優遇措置が適用される。しかし、投資委員会に登録した企業が自動的に優遇措置を受けられるわけではなく、優遇措置適用のための手続きが必要となる。日本人のコンサルタント等は、必ずしもこの手続きを認識していないようである。そのため書類に不備が生じたり、手続を行わなかったため数百万ペソ単位で損をした会社もある。コンサルタント等企業進出サポートを行うにしても、制度をきちんと理解する人によって行われる必要を感じている。投資委員会にもアフターケアサービスは存在するものの、積極的に相談に来てもらわないとアフターケアサービスの側でも問題を把握することができない。

投資委員会としては賄賂は受け取らない。しかし、ブローカーによっては、賄賂が必要であると進出企業に説明をしてしまうことがあると聞いている。過去にジャパンデスクを担当していた日本人は、現在はJETROに勤務しており、その関係で投資委員会を訪れる日本企業をサポートすることがある。こういった活動は日本からの投資を呼び込むにあたって非常に有用である。自分の知る限り、日本人弁護士によるサポートはまだ進んでいないようであるが、個人的には日本の法律専門家が日本語でサービスしてくれたら大きな助けとなると考えている。」

②PEZA（フィリピン経済特区庁）ヒアリング

1995年経済特区法に基づく投資促進機関である。デ・リマ長官が積極的に日本からの投資を呼び込んでいる。汚職を禁じ、質の高いサービスを提供することから高い評価を得ている。PEZAを訪問し、法務担当の職員らと面談を行った。

「自分の知る限り、PEZA内部に日系企業を支援するための日本人はいない。PEZAを訪問する企業で英語でのコミュニケーションに問題がある場合は通訳を連れている。その一方、日本の弁護士が対応しているのは見たことがないが、日本の弁護士がいたら役に立つと思う。ただし、フィリピン法の実務を行うことはできないので、サポートの仕方は気を付けないといけない。

PEZA 登録企業が問題を抱えた場合、ゾーン・マネジャーやゾーン管理人が問題解決のための支援を行う。例えば、ストライキが起きたとき、仲裁を行う。これらの者の手におえない場合には長官のオフィスが対応することになる。地方自治体や内国歳入庁とのやり取りも、証明書の発行等に関してであれば PEZA が行う。しかし、税務調査などの場合には個々の会社の各自の会計士に依頼してもらおうようにしている。事業閉鎖の場合、公有地であれば PEZA はサポートできるが私有地だとできることは限られている。

PEZA は賄賂禁止と言われているが、その通りで、デ・リマ長官は賄賂に対して非常に厳しい¹⁵⁷。」

カ 日本の法律事務所の支店

本報告書作成日現在、当地に日本の法律事務所の支店は存在しない。後述の通り、当地法律事務所ジャパンデスクとして2名の日本法弁護士が活動している。

キ ローカル法律事務所

当地の弁護士の数は約 52,000 人で、弁護士の 4 割強、1,000 以上の法律事務所がマニラ首都圏で活動しているといわれる¹⁵⁸。最大手の法律事務所であっても 100 人規模である。

会社設立にあたっては、会社秘書役という役員を任命する必要がある、会社秘書役の資格はフィリピン居住のフィリピン人に限定される¹⁵⁹。また、駐在員事務所及び支店を設立した場合、居住代理人としてフィリピン居住者を任命する必要がある¹⁶⁰。そのため、会社、駐在員事務所又は支店の設立アドバイスをを行った法律事務所の弁護士を会社秘書役又は居住代理人として任命し、併せて顧問契約を締結するケースが多くみられる。しかし、一部の日本語対応可能な弁護士を除き、フィリピン人弁護士とのコミュニケーションは必ずしもスムーズではなく、語学力及び相談者の法的素養の欠如が相まって、フィリピン人弁護士に相談しても満足な結果を得ることができなかったという声が聞かれた。

大手企業においては、英語によるフィリピン人弁護士とのやり取りが可能な人材がいる上に、本社又は親会社法務部によるサポートもあることが多い。そのため、込み入った相談ごとでなければ必ずしも日本の弁護士でなくとも問題解決は可能であるという意見が多い。労務訴訟や合弁解消交渉等におい

¹⁵⁷ フィリピン国内の汚職は枚挙にいとまがないが、その一方で PEZA はクリーンなことで有名である。

¹⁵⁸ 上村真一郎弁護士「フィリピン法律あらかると」（フィリピンプライマー）

¹⁵⁹ フィリピン会社法第 25 条

¹⁶⁰ フィリピン会社法第 127 条

ては、弁護士と共有しなければならない情報量が過大であるため、企業規模に関わらず、英語のできる日本の弁護士に間に入ってもらい、フィリピン人弁護士との英語でのやり取りの負担を軽減したいとの考えの企業もある。

一方、中小企業においては、法律事務所は敷居が高く、費用面、言葉の問題、法的知識の欠如から、法律事務所からは足が遠のきやすい。このような会社は、日系コンサルティング会社に設立業務等を依頼し、併せて会社秘書役又は居住代理人も選任する傾向にある。

ク 会計事務所

①概要

近年、フィリピンの会計事務所業界では、大手会計事務所ジャパンドeskによる日本語でのサービスが一般的である。以下の通り、大手会計事務所を中心に日本人会計士がジャパンドeskとして配置されている。会計事務所ジャパンドesk担当者の多くは駐在員であるが、現地採用の日本人も存する。なお、日本の弁護士の在籍は確認されていない¹⁶¹。

会計事務所ジャパンドesk設置状況¹⁶²

事務所名	人数	
	日本人会計士	日本人スタッフ
SGV & Co. Philippines (Ernst & Young)	2	1
Punongbayan & Araullo	3	1
Isla Lopana & Co. (PwC)	3 ¹⁶³	
R.G. Manabat & Co (KPMG)	2	0
Deloitte	2 ¹⁶⁴	0
Crowe Horwath	1	1

最近は会計事務所ジャパンドeskの日本人が増員傾向にある。当職の認識する限り、2015年度は上記のうち4社が日本人会計士又は日本人スタッフの増員又は求人活動を行っている。

¹⁶¹2016年1月末日現在。

¹⁶²2016年1月末日現在。

¹⁶³うち1名は米国会計士資格保有者である。

¹⁶⁴うち1名は米国会計士資格保有者である。

会計事務所も、会社設立支援業務を行っており、フィリピンに進出する日系企業に対する日本語での支援という需要を満たす受け皿となっている。そのため、日本の弁護士による法的支援を行う際には競合し得るものの、当地における日本法弁護士の活用方法を検討するにあたっては参考になる。

② 支援内容

税務・会計業務以外にも、会社設立業務、コンサルティング業務等、広い範囲において企業の支援を行っている。特に会社設立業務においては、弁護士と活動領域が重複する。また、税務分野を専門とした弁護士が多く会計事務所で勤務しており、そのため、基本的な事であれば法律問題について対応する能力を有する。

③ ヒアリング内容

大手会計事務所 A ジャパンデスク担当者の日本人会計士にヒアリングを行ったところ、個人的な意見であるとしつつも、以下の声が上がった。

「当社にも弁護士はいるが、タックス専門で、訴訟を行うことはできないので、税務の目的以外には活用していない。法律問題になったら外部の弁護士を利用している。日系企業は弁護士コストを抑えたいという意識が強いのか、法律事務所の敷居が高いのか、会計事務所やコンサルなどから無料で取得できる情報に頼っているような印象もある。企業に対する日本の弁護士の需要は感じるが、会社秘書役がフィリピン人ではなければならず、フィリピンの弁護士がすでにこのポジションを務めていることが多いため、なかなか日本の弁護士が入っていきにくいかもしれない。でも、感覚としては、最大手事務所にそれぞれ日本人がいるようなイメージがいいと思う。現状では、法律問題での紹介を求められたら、日本語を話せるフィリピンの弁護士か、日本人の弁護士を紹介している。

また、税務担当ジャパンデスクとして日本人弁護士を採用するというアイデアはあり得る。税法について顧客にアドバイスするに際し、日本人スタッフが行うよりも、法律のプロである日本人弁護士が日本語でサービスを提供してくれれば顧客の需要に合う。」

会計事務所 B の日本人会計士は以下のような考えを述べた。

「会計事務所にも税務弁護士がいるため、簡単な法的問題については税務弁護士が対応できるが、労務問題や税務訴訟については法律事務所に対応してもらい必要がある。顧客から日本人の弁護士がないのか問い合わせ

せを受けることもあり、フィリピンの日本人弁護士が増えたら顧客に紹介しやすい。以前、日本語ができるフィリピンの弁護士を日系企業に紹介したことがある。相性の問題もあると思うが、その弁護士の淡々とした対応に企業は満足しなかったと聞いている。ウェットな対応を希望する企業には日本人の方が向いているように思う。」

会計事務所 C の日本人会計士のヒアリング内容は以下の通りである。

「設立サポートも行っており、顧客からの会社がらみの質問は多い。会社法に関しては会計士の業務の範疇であると考えており、日系企業からの相談にも対応している。しかし、複雑な労務問題や争訟案件については他社を紹介している。自分に答えられるのは基本的なことのみである。事務所内に弁護士も在籍するが、労務や訴訟の専門ではないため、自社の対応には消極的である。また、日本人による日本語での対応の需要が大きいため、フィリピンに日本人の弁護士がいる非常に紹介しやすい。労務関係については以前は日本人労務コンサルタントを紹介していた。しかし、最近はフィリピンに常駐する日本人弁護士の在籍するローカル法律事務所を紹介するようになった。これまで日系企業の顧客に複数の法律事務所やコンサルティング会社を紹介してきたが、日本人が在籍する事務所又は会社にサポートを依頼する企業が多い。

当事務所でも会社秘書役の派遣サービスを行っており、会社設立をサポートした企業からは会社秘書役派遣の依頼を受けている。当事務所から会社秘書役を派遣した企業は、法律事務所と顧問契約を締結しないことが多いという印象である。会社設立サポートに関し、当事務所でもストラクチャリングに対する助言は可能であるが、ストラクチャリングについては法律事務所による助言を望む日系企業が多い。

ビザ関連について、インターネット上に氾濫する日本語の記事を鵜呑みにする日本人が多い。しかし、ウェブ記事は必ずしも正確でなく古い情報であることもあるので、就労許可、ビザ、外国人登録カード、出国許可等の一連の手続きを把握し正しく情報提供してくれる日本人弁護士がいると助かる日本人はたくさんいるはずである。」

会計事務所 D の日本人会計士のヒアリング内容は以下の通りである。

「顧客から法律について質問をされることがある。会計事務所としては法律問題に対応できないので、質問をされても困る。よくある質問として

は、小売業の外資規制、インフラ関係の外資規制などである。日本語で相談したいから日系企業が当事務所に相談するのであって、日本語で対応できないフィリピン人の法律事務所が満足な対応をできるかは分からない。そういった時に紹介できる先があるとよい。日本人は分からなくてもその場ですぐに質問できずにわかったふりをしてしまう傾向がある。基本的なやり取りは英語だとしても、理解を助けるために日本語で法律関係に対応できる人がいると助かる企業は多いのではないだろうか。」

ケ コンサルティング会社

①概要

当地には会社設立を始め様々な会社業務をサポートする日系コンサルティング会社が複数存在する。当職の認識する限り、日系コンサルティング会社に日本の弁護士は在籍していない¹⁶⁵。設立業務に関して日本人に人気の日系コンサルティング会社には、会計サービスを提供する会社（以下「会計系コンサルティング会社」という。）が多い。会計系コンサルティング会社の中には、日本人公認会計士資格保有者又は税理士資格保有者が在籍する会社も複数社存在する¹⁶⁶。

②ヒアリング内容

取り扱い内容によっては、コンサルティング会社は日本人弁護士と競合し得る立場ではあるが、会計系コンサルティング会社 A からヒアリングを行ったところ、以下の意見があった。

「社内にフィリピン人弁護士を雇っているため、会社設立のスタンダードな業務に関しては自分たちで行うことができる。しかし、社内の弁護士は会社設立手続の専門であり他の業務については経験がないため、合弁契約書の作成や労務関係、外資規制業種のストラクチャリング等、複雑な問題は弁護士を紹介している。特に中小企業の顧客に対しては日本語で相談できる弁護士を紹介するようにしている。」

また、会計系コンサルティング会社 B からは以下の意見があった。

「料金の問題から、安く抑えたいというお客様にはローカルの法律事務所やビザ業者を紹介している。しかし、すべて日本語で対応してほしいというお客様も一方では多い。法的素養のないお客様の話を聞いて要望を契

¹⁶⁵2016年1月末日現在。ただし、会計系コンサルティング会社の求人に対し、日本の弁護士から応募に関する問い合わせはあった。

¹⁶⁶2016年1月末日現在、当職の認識する限り、日本人会計士又は税理士が在籍する会計系コンサルティング会社は5社存在する。

約書等書面の形でまとめ上げてくれるような日本人弁護士によるサービスがあるとよい¹⁶⁷。」

日系企業が多く利用する会計系コンサルティング会社 C 担当者からは以下の内容を聴取した。

「過去に進出サポートを行った日系企業数は数百に上る。年間約 25 社で、一カ月に 2, 3 件扱っている。

設立後のオペレーションのサポートも行っているものの、訴訟に関しては、当社では一切サービスを行っていない。日系企業は、日本側の弁護士に相談しながらフィリピンの弁護士を使って対応しているようであるが、やり取りに苦労している。フィリピンにいる日系企業がいちいち日本の弁護士に相談し、それを英語でフィリピンの弁護士に相談するのは迂遠である。コンサルティング会社は一般論についてしかアドバイスすることができない。裁判所までついて行ってサポートすることはできないし、解雇時の面談も行うことができない。こういった点のサポートを、日本人の弁護士がフィリピン人弁護士との間に入って行ってくれたらよい。(中略)

フィリピンに日本人弁護士は必要だと思う。当社でも、現地採用として日本人弁護士を採用することは可能性としてあり得る。実際、日本人公認会計士を数名現地採用として雇っている。ただし、弁護士に関しては、ローカルの法律事務所に入った方が動きやすいのではないかと思う。当社には昔は弁護士がいたが、今はいない。日本人弁護士が日系企業を支援するにはローカルの弁護士とセットの方が広がりが出ると思う。当社で採用する場合、必ずしも経験弁護士でなくてもよいと思う。また、例えば 6 か月くらいの、長期インターンとして受け入れる形もあり得る。英語研修と兼ねて当社で弁護士を受け入れることも、アイデアとしてはあり得る。

投資したいという企業は多数ある。しかし、他の東南アジア諸国と比べ、フィリピンについて日本語での情報発信が少ない。当社も情報発信を行っているが専門家の視点からの情報発信が増えてくるとフィリピン進出増加のきっかけにもなるであろうし、よいと思う。」

会計系コンサルティング会社 D のヒアリング内容は以下の通りである。

¹⁶⁷顧客に日本人の日本法弁護士を紹介した経験がある。

「一般論として、大手会計事務所にはタックス弁護士が所属しているが、これらは税に特化しており、その他の法律面について対応するのは難しいのではないかと。大手会計事務所には日系企業の顧客が多いが、フィリピン特有の事情なのかは分からないが、企業はなかなかコンタクトがうまく取れていないようだ。企業よりも政府の仕事を優先したがる事務所もいると聞く。

法律問題については、英語で法律用語を理解することの難しさがあり、法律英語は表現も難しいことから、法律系のバックグラウンドが無い駐在員には対応が難しい。フィリピンの駐在員はほとんどが技術系やセールス担当なので、法律の基礎が無い。ネイティブのように英語でコミュニケーションできるような場合は別だろうが、非常にまれである。会計・法務に強くないので、何を誰に聞いたらよいのか分かっていない企業もある。

フィリピンの弁護士を使うのは簡単ではない。けむに巻かれるということもあるし、弁護士によって言うことが違うので、企業によってはセカンド・オピニオンだけでは足りずにサード・オピニオンまで取るという方針の会社もある。大手企業は、日本の法律事務所とつながりのある法律事務所を利用することも多いように見える。日系企業には日本語で法律用語を説明してほしいという需要がある。しかし、日系企業は専門分野があるということをよく理解していないように感じられる。フィリピンの弁護士でないなら、日本の弁護士でなくとも会計士に聞くのでもよいという感覚のように見える。当社は小規模の法律事務所を使っている。大規模事務所よりも素早く対応してくれるからである。顧客から法律問題について問い合わせがあった時に、直接または間接的に弁護士とのやり取りを行い、紹介・通訳に関してフィーを発生させている。当社の場合、自分たちが英語ができるし、日本の公認会計士は試験科目に会社法もあり多少法律の勉強はしているし、会計士業務を行うにあたっては契約書もみるので、契約書にも慣れている。そのため当社自身には日本の弁護士の需要はない。

フィリピンの法律問題は、労務問題が大変だ。税務訴訟も、国よりの判断が多く、かつ時間がかかる。弁護士の中には、訴訟をやりたくないという者も多く、そういった弁護士たちはタックスロイヤーとなり税務訴訟を専門とする。フィリピンは訴訟等で恨みを買ったり殺されるリスクがあるからであると聞いている。日本の弁護士がフィリピンに進出するのであれば、助けてほしいと考える日本企業は多いだろうが、同時に身の守り方も考えなければならない。フィリピンは情報が

とりにくく、法体系も良く判らなかつたり、案件が複雑になるため日系企業にとって法律問題が難しいものを感じられると思う。例えば香港は、労働者が少ないため労務問題がシンプルで数も少ない。フィリピンは製造業が多く労務問題が難しい。

会計事務所及び会計系コンサルティング会社の日本人会計業界も、十数年かけて少しずつ進んでいる。フィリピンの日系企業としては、そもそも日本人に対する期待値が低く、当初は日本人に何ができるのかというスタンスであった。それを、時間をかけて認知度向上と需要開拓を行っている。最近では会計法務に関する意識の低い会社がより増えている。そこを当社はサポートしており、翻訳も含めて徹底的に日本語で対応している。当社自身では難しい契約書を見ることはできないが、弁護士とのやり取りをすべて日本語で行う。金額は他の会計系コンサルティング会社より高めの設定とし、その分質の高いサービスを提供している。他の会計系コンサルティング会社の中には、日本人がいても実務を完全にローカルスタッフに任せている会社もあれば、日本人が見ているところもあり、サービス体制は様々である。」

(4) 法律問題に対する対応の在り方

フィリピン法弁護士を活用する日系企業が多数を占めている実態が分かった。日本の弁護士に対して期待するよりも、弁護士に対して求める水準を下げている企業が多いように見受けられるが、それでもなお、フィリピンの弁護士の水準の問題、文化の違い、言葉の問題等により、フィリピン法弁護士を利用する日系企業は満足とは限らない。

ローカル法律事務所以外にも様々な分野における支援体制が設けられており、最近では公的機関及び私的機関ともに日本語による日系企業サポート体制が整いつつある。しかし、法律分野においては、専門家による日本語でのサービス体制が整っておらず、日系企業から相談を受けることがあっても対応できないのが現状である¹⁶⁸。

日系企業は、新規進出時は特に、日本語対応又は日本人対応を希望し、日系コンサルティング会社又はジャパンデスクを設置する会計事務所に支援を求める傾向にある。日本語によるサポートの需要によるものである。その過程で法律問題が発生することがあるところ、日系コンサルティング会社及びジャパンデスク設置会計事務所は、自社内又は提携先弁護士を通じてアドバイスを発行得るが、コンサルティング会社も会計事務所ジャパンデスク担当者も法律家ではない。フィリピンでは、法律家による日本語での法律問題に関するサポート体制はこれからの整備が必要とされている。

¹⁶⁸ JETRO マニラ事務所は日本の弁護士による法務・労務リテイナサービスを検討しているが、本報告書作成日段階において、同サービスは開始していない。

なお、日本語対応可能なフィリピン法弁護士も存するが、そのうちの1人からは、過去に比べると、最近は顧客を日系コンサルティング会社に奪われている印象であると聞いている。近年の日系コンサルティング会社の進出が進んでいる状況とも併せると、日系企業は日本人による日本語のサービスを好む傾向があると推察される。

このことから、法律分野は今後専門家による日本語サービスのマーケットを拡大する余地がある。特に中小企業においては、駐在員の人数が少なく、英語のコミュニケーションが十分に出来ない場合が多いため、日本の弁護士がその抱える法律問題について日本語で対応することが潜在的に求められていると考える。

第2 在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

1. 在留邦人が直面する法的問題の実態

- (1) フィリピンにおける在留邦人とひとくくりにしても、滞在理由に応じて直面する問題の状況が異なる。一般的に、出張又は観光等でフィリピンを訪れた短期滞在者は、睡眠薬強盗や美人局等の女性が絡んだ犯罪又はスリ等の被害にあいやすい。駐在員は会社によるサポート体制が整っており、トラブルを回避又は発生時に対応する環境が比較的整っている。フィリピンの駐在員の駐在期間は多くが3～5年間であり、駐在員コミュニティは常に人の移動がある。これらが相まって、駐在員又はその家族は大きなトラブルに巻き込まれにくい。調査の中では、駐在員及びその家族がプライベートで直面する法律問題は、賃貸トラブル¹⁶⁹やスリ等軽犯罪被害が典型であり、また使用人との将来的なトラブルの発生について不安を有する等、比較的軽微又は問題がないという傾向にあることが判明した。現地採用者、留学生は生活費を抑えるために、タクシー、ジープ、バス等一般のフィリピン人と同じ交通機関を利用し、駐在員に比べ安全性の劣る家に居住する。必然的に、スリやホールドアップ等の犯罪に巻き込まれる機会も増加する。

一方、フィリピンで起業し永住する日本人は、長期間在住することから、必然的に日本人ともフィリピン人とも、駐在員よりも深い人間関係を築いている。中にはフィリピン政府や警察等とコネクションを有する永住者もいる。彼らは柔軟に機動的に動くことができる反面、時としてリスクのある行動をとる者もいる。そのため、恨みを買ったり、金銭トラブル等にさらされ得る。件数は多くないが、フィリピン人の配偶者又は恋人を有する日本人の中には、金銭が原因で配偶者の親族等から殺害されたり、金銭を搾り取られて困窮化するという例も存在する。日本人同士で永住者の中でも、退職者ビザ保有者は、企業の支援体制がなく当地の日本人及びフィリピン人との濃厚な人間関

¹⁶⁹企業によっては、駐在員の住居は個人契約ではなく企業が契約することもあり、この場合、個人としての賃貸トラブルのリスクは無くなる。

係を抱えるだけでなく、年齢的な問題もあり当地で病気又は死亡した際の不安も抱える。

これにとどまらず、新旧日系人及び困窮邦人の存在も忘れてはならない。新旧日系人及び困窮邦人については、他の在留邦人と大きく異なる状況に存するため、それぞれ項目を分けて報告する。

(2) ヒアリング結果

以下、在留邦人の抱える法律問題についてヒアリングした内容を種類別に紹介する。

賃貸・不動産トラブル

- 殺人事件の発生した部屋であるとの事実を告げられずに賃貸借契約を結んだ日本人が、家族が幽霊が出ると言っているため契約解除をしたいと考えていたが、結局はオーナーと交渉したところ、おはらいをしてもらい解決することになった。
- 家具付きのコンドミニアムを賃借した日本人が契約終了後、備え付けのテレビ等が壊れていると大家から主張され金銭の支払いを求められた。
- コンドミニアムを購入した日本人は、不動産屋に登記移転手続を依頼したが、不動産屋は都合の悪い事実を隠しており、購入から約1年経ってから、共有名義人のサインがないために手続が進まないことが判明した。

使用人トラブル

ある在留邦人は、雇っていた使用人から、自分や家族の携帯電話やカメラ等を盗まれた。別の使用人には借金を残したまま夜逃げされている。

犯罪被害事情

ア 睡眠薬強盗

犯罪事情に詳しい日本人によると、睡眠薬強盗被害にあう日本人は多く、なかでも観光客が狙われがちである。在留邦人の中でも被害者典型例は、ショッピングモール等で声をかけてきた女性からもらった飲み物によって意識が無くなるというパターンである。睡眠薬強盗の被害にあった若者男性3名に接触したことがある者からヒアリングした内容を紹介する。

被害1：帰国日に睡眠薬郷と被害にあい、パスポートと航空券以外の物を盗られた。とても強い薬を盛られたようで、薬がぬけきらないまま朦朧としなが

ら帰国した。帰国後もしばらく薬の影響があった。最終日の被害だったので、警察には届けていない。

被害2：約1年間フィリピンに滞在した者で、フィリピン人の女性に話しかけられてついていき遊んでいた。約1週間その女性と遊んでいたが、最後にカードを使って約30万円引き落とされたことに気付いた。被害男性は被害届を出したものの、1週間どこに行ったのかも覚えていないため、届出を出したマカティ署では対応することができなかった¹⁷⁰。被害男性はもともと帰国を控えており、手続きが面倒になりあきらめてそのまま帰国した。

被害3：声をかけられたフィリピン人夫婦と意気投合し、ショーに行くと呼び連れて出され、バスを利用して長距離移動した後、酒を一緒に飲んだ。フィリピン人夫婦からは酒を飲みながら被害男性に対してクレジットカードを見せてほしい等頼まれたが、被害男性はカードも多額の現金も持っていなかった。酒に薬が入っていたと思われ、被害男性が帰りのバスで眠っている間に、靴下に隠していた金銭を盗られた。被害後、新聞社の協力も得て調査し、犯人グループに肉薄するところまで迫ったが、結局は犯人を捕まえられていない。

イ 窃盗

スリ、置き引き、ひったくりといった被害は多数発生している。また、数は少ないものの、使用人からの窃盗被害も報告されている。しかし、いずれのケースでも、被害者は、盗られたものも戻ってこないと考え、弁護士には相談していない。一方、警察に対する被害届の提出状況は、被害者によってまちまちである。被害届を提出する主な目的は、保険適用のためであるが、警察側からの証明書発行のためにいろいろを要求される等なかなかスムーズにいかずに泣き寝入りするケースもみられる¹⁷¹。

ウ 詐欺

ある日本人は、特定のエリアの通行許可証を、つてを頼ってドライバーを通じてフィリピン人から購入してもらったところ、騙されて、正規のものではなく、盗難された通行許可証を渡されていた。被害者は、返金を求めるとかえって恨まれて自分や家族の身に危害が及ぶことを恐れ、泣き寝入りすることとした。

¹⁷⁰フィリピンでは管轄の異なる警察署間の連携がうまく取れていない。

¹⁷¹事情に詳しい在留邦人によると、その一方で、保険金詐取目的で、犯罪被害が発生していないにもかかわらず虚偽の窃盗被害を申告し、警察に被害届を提出する日本人も存するとのことである。

また、日本人同士の詐欺事件も発生しているとの報告を受けている。2015年には、日本人を騙す日本人による投資詐欺も多数発生していた。

エ セットアップ/美人局

駐在員の被害者が少ないため直接のヒアリングを行うことができなかったが、フィリピンではセットアップ又は美人局被害も多数発生していると聞く。フィリピンでは、現職警察も関与してセットアップが行われる¹⁷²。女性が、男性に対して女性の体を触った等と訴え、その男性が警察に連れていかれたところ、警察から金銭を支払えば見逃す旨持ち掛けられるというのはよくある手口である。この手の犯罪は、監視カメラ等がない場所で行われる。カメラ等の証拠がない場合には、自称被害者の女性の証言が重視される。警察では、無実であるなら裁判で戦うことができるが長期化すること、お金で解決できることを示唆されることが一般的である。

オ 脅迫

殺害予告を受けたとの報告も数件受けている。ヒアリングにおいて実際に殺害されたり被害にあった事例は見受けられなかったが、フィリピンでは安価でヒットマンを雇うことができ、警察関係者も小遣い稼ぎ目的で殺害を引き受けることもあると言われている。

裁判

刑事裁判の被告人になった経験のある日本人2名からヒアリングをすることができた。ヒアリング内容の概要を以下に記載する。

- 自分には関係のない事件で、逮捕の現場に偶然居合わせただけなのに、仲間と思われて逮捕されて裁判になった。フィリピンの刑事手続きは長期間を要し、いわれのない事件のために約15年間を要した。
フィリピン人弁護士に対応を依頼した。当初の弁護士の対応に不満であったため、すぐに別の法律事務所の弁護士を依頼したが、この弁護士も裁判が長期化するにつれて、対応がいい加減になっているように感じた。警察の捜査段階で、違法なことが行われたように思うが、当初弁護してくれた弁護士が違法捜査についてきちんと戦ってくれなかった点が今でも不満として残る。

¹⁷²現職の警官による犯罪は、セットアップだけでなく、強盗、殺人等にも及ぶと言われている。一説では警察官も小遣い稼ぎ目的にヒットマンになるという。1万ペソ程度からヒットマンを雇うことができるという噂を聞いたことがあり、フィリピン人に真偽を問うたところ、そのフィリピン人によると1万ペソどころか、タバコ1箱の値段で雇うことができると聞いているとのことであった。

- 倒れて意識不明になったある日本人男性に医療を受けさせるために、メイドに持ってこさせた当該日本人の預金証書を預かって、当該日本人の息子及び娘の同意を得て治療費の支出に充てたところ、フィリピン人メイドから横領罪で起訴された。お金の困った別の日本人が、倒れた日本人男性のお金を狙って、自分を訴えるようにフィリピン人メイドをけしかけたらしい。仕事上の関係があった某州知事が弁護士であったため、その弁護士の事務所に自分の事件の弁護を依頼した。フィリピンでは賄賂ばかり要求してまともに働かない弁護士が多いと聞く中、珍しく、自分を担当してくれたのは、被告人を絶対に無罪に導く弁護士としての信念の強いとても良い弁護士であった。厳しい弁護士ではあったが、その弁護士の言葉があったおかげで1年半の裁判を乗り切ることができた。ただし、言葉も分からないので、弁護士費用に加えて、相当な通訳、翻訳の費用もかかった。フィリピンでは、フィリピン人から日本人が訴えられると、基本的に日本人には勝ち目はないと言われている。しかし、自分は幸運にも素晴らしい弁護士に恵まれ、日本人はフィリピン人に勝てないという定説も覆すことができた。

(3) アンケート結果

在留邦人を対象に行ったアンケートによると、フィリピンで法律トラブルに巻き込まれたことが在留邦人は**13%**であり（図表3-9）、回答の上位3位を占めた項目は、「賃貸トラブル」、「メイド・ドライバーとのトラブル」及び「ビザ関係トラブル」であった（図表3-10）¹⁷³。

自身又は家族が犯罪に巻き込まれたことのある在留邦人は**14%**（図表3-12）で、巻き込まれた犯罪は圧倒的大差をつけての第1位が「ひったくり」、第2位が「詐欺」、第3位が「その他」である（図表3-13）。具体的記載欄の回答内容からは「その他」にはスリ及び置き引きが多く含まれることが分かる。つまり、フィリピンにおいて在留邦人が巻き込まれる犯罪の多くは窃盗又は詐欺ということになる。

アンケート結果上は強盗被害は必ずしも多くないが、フィリピンにおいてはナイフ又は拳銃を突きつけての強盗事件はよく耳にする。

¹⁷³実際のアンケート結果では「その他」項目に多数の回答が集まり、見かけ上は第2位の回答数であったが、トラブル内容の記載欄には「スタッフを退職させる際の条件等」、「社員解雇」「試用期間後の、契約的なトラブル。解雇しにくい。悪事を働いても、仲間を作るため報復の恐れがあり、解雇を言い渡すのに危険を感じる。」をはじめとした企業における法律問題を記載した例が多数みられ、これらの回答者が「その他」と回答したことにより当該項目の順位が押し上げられたものである。本調査は個人としての問題の調査であることから、上位3位からは本結果を除外する。

一方、ヒアリングで頻繁に報告を受けていた睡眠薬強盗の回答はゼロ、美人局は1件という結果となった¹⁷⁴。

(4) 犯罪被害状況に関する日本大使館員聴き取り

邦人援護を担当する職員Cによると、在留邦人による犯罪の被害はほとんどない。短期滞在者が被害を受けるケースが多く、エリアとしてはマニラ市のマラテ・エルミタ地域がその中心である。被害の上位は、睡眠悪業等、タクシードラブル¹⁷⁵、女性がらみのセットアップ並びにスリ及び置き引き等の軽犯罪である。邦人殺害事件は全世界の半分を占めるが一般人の殺害リスクは決して高くない。通常はフィリピン人女性の恋人又は配偶者を持つ男性がその女性の親族等に殺害されるケースと反社会的勢力の関係者というケースに集約される。ホールドアップについては、抵抗して殺害される外国人はいるが、日本人が殺害されることは基本的にはない¹⁷⁶。

2. 在留邦人が直面する法的問題に対する対応の在り方

(1) フィリピン法弁護士を活用状況

在留邦人の直面する法的問題は、一部の例外を除き比較的軽微な問題ばかりである。そのため、トラブル発生時の相談先は「友人」「会社」及び「家族」がその上位を占め、弁護士を相談先として選定した在留邦人は少数である。個人的な問題について、フィリピン人弁護士に相談したことがある在留邦人は14%（図表3-16）であり、その相談内容はビザ、婚姻関係、使用人トラブルが中心的である。フィリピン人弁護士に相談した在留邦人のうち、72%が満足な回答を得られたと回答した（図表3-18）。ただし具体的な評価は回答者によって大きく異なり、「どの弁護士聞いても色々な回答」、「言っていることが二転三転したり、手続きが時間かかりスムーズでない。」との回答からも、フィリピン人弁護士の対応及び能力には個人差が大きいものと推察する。フィリピン法弁護士のサービス水準にバラつきが見られ、悪徳弁護士が多いことから、信頼できる弁護士選びが重要である。

(2) 日本法弁護士の活用状況

¹⁷⁴ 答えにくい内容であるだけでなく、アンケート対象の選別方法にも原因があり得るので、今後のアンケート実施においてはより広い対象から回答を得たい。本年度実施のアンケート調査では、マニラ日本人会及び日本大使館の協力を得ることができなかつたため、セブ日本人会、在留邦人が参加する交流会及び当職の個人的な知人を通じてアンケートを実施した。マニラ日本人会は、会員のメールアドレスを把握していないため、アンケートをメールで会員個人に送ることができず、日本大使館は在留邦人の個人情報をも本アンケートの目的で利用することができないとの判断であった。来年度の調査に向け、今後フィリピンの公的又は準公的機関の協力体制の構築も重要となる。

¹⁷⁵ 料金トラブル、タクシー運転手による監禁、ぼったくり。

¹⁷⁶ 日本人は抵抗せずに所持品を素直に差し出すためである。ホールドアップ強盗犯は、基本的には金銭を得ることができれば満足し、不必要に命を奪うことまではしない。

上記の通り、フィリピン法弁護士に依頼した経験を有する在留邦人も少数であったが、日本の弁護士に相談したことのある在留邦人はさらに減り、回答者の3%のみであった（図表3-22）。相談内容には、金銭問題、メイドとの雇用契約、相続問題、不動産関連が含まれる。

日本の弁護士に相談して満足な結果を得られた在留邦人は86%であった（図表3-24）。利用者の感想は、「圧倒的に信用できる。回答がしっかりしている。」、「アドバイスにより方向性が明確になり安心することができた。」、「明確な返答が得られなかった」、「日本側の法律が適用されないようで、具体的な進展はなかった」である。

上述の通り、97%が日本法弁護士の活用経験がないところ、相談したことがない理由としては、「弁護士に相談する程の問題が起きていない」が大多数を占めた。他には「日本人弁護士を知らない」及び「費用が高そう」が続いた。

(3) 支援機関の状況

ア 日本大使館

① 支援内容

在留邦人の支援は領事班が担当している。民事の問題に関して日本大使館が関与できることは少なく、例えば人道上の問題や、死亡・相続の際の手続き事項等に限定されている。したがって、民事の問題については大使館に報告があるわけでもなく、詳しくは把握していない。一方、刑事事件に関しては日本大使館による支援体制があり、犯罪被害状況等も含めたヒアリング内容を以下の通り報告する。

② ヒアリング内容

「邦人の犯罪被害と言っても、在留邦人の被害件数は少ない。多いのは、短期滞在者であり、マニラ市エルミタ地区に発生が集中する。目立つのは睡眠薬強盗、タクシー問題、女性がらみのセットアップであり、被害者は男性に偏る。スリや置き引き等の軽犯罪は他国と同レベルである。

犯罪被害にあった場合、日本大使館に連絡が入る。被害者が直接連絡することもあれば、病院や警察からの連絡の場合もある。その後は相談内容に応じての対応となるが、基本的にはフィリピンの行政府の制度説明と、法的措置を採りたいのであれば弁護士に依頼することを勧めている。フィリピンは悪徳弁護士が多く被害を受ける日系企業及び在留邦人も多いため、信頼できる弁護士及び法律事務所のリストを渡している。また、フィリピ

ン政府の対応に明らかな問題がある場合には、司法省の筆頭次官¹⁷⁷等に大使館からクレームを入れることもある¹⁷⁸。

一方、邦人が逮捕された場合も、基本的には日本大使館に連絡が入ることになっている¹⁷⁹。大使が国家警察長官等に対し、日本人逮捕時にはまず日本大使館に連絡するよう繰り返し依頼していることが奏功し、邦人逮捕情報は日本大使館に寄せられている。逮捕された邦人に対しては、フィリピン法に従って手続きが行われることを手続きの流れとともに説明し、弁護士及び通訳者のリストも提供している。言葉ができない人が多く、多くの逮捕者に日本語のサポートが必要である。よくある相談は仮釈放であるが、リストに掲載されていない弁護士に依頼した邦人や日本企業が金をだまし取られるケースもみられる。

その後の手続きには基本的に大使館は関与していないため、詳細は把握していない。いわゆる袖の下により解決している人もいるようだ。収監されると日本大使館に連絡が入るので、被拘禁者対応として3か月に1度の訪問を行う。フィリピンの刑務所はお金がないと生活することができないが、刑務所に入る邦人は大抵お金がない。そのため十分な栄養を取ることができない等健康状態に心配があり、また人権上ひどい扱いを受けていないかの確認も行っている。

予防的な取り組みも、積極的に行っている。具体的には、①安全対策マニュアル¹⁸⁰の毎年の更新、②民間企業と連携しての1年目駐在員向け安全対策講義の実施及び③安全対策情報のメール配信である。

日本の弁護士のニーズは、絶対にあると思う。弁護士リストに掲載の弁護士の中でも、日本語対応可能な人材が少なく、日本語で対応できる人が増えればよいと思う。犯罪に巻き込まれる人、逮捕拘留される人は、英語ができる人が少ないので、日本の弁護士が日本語でサポートしてくれれば大きな支援になる。ただし、犯罪に巻き込まれた人は大抵心を痛めており、正論や法理論を伝えるだけでは通じず、かえってこじれる可能性もある。そういった点に対する配慮ができることも必要である。」

イ 日本人会

①概要

¹⁷⁷ Undersecretary

¹⁷⁸ クレームを入れた場合の効果はケースバイケースである。

¹⁷⁹ ただし、ウィーン条約に従い、領事面接を希望しない場合には、大使館に対する連絡は行われない。

¹⁸⁰ 別紙4として添付する。

1957年にマニラ日本人倶楽部として設立された後、1976年にマニラ日本人会としてSECより正式認可を受けた団体である。会の目的は、①会員相互の親睦、②会員及び家族の教養、社会的文化的見識の向上（マニラ日本人学校、日本人会診療所等）並びに安全対策及び③日比両国間の親善有効の促進である。マニラ日本人会案内資料に記載の事業活動として①情報連絡、②広報活動、③企画活動、④リクリエーション活動、⑤ライブラリーが挙げられる一方、会員のトラブル相談や法的支援は含まれていない。

②ヒアリング内容

日本人会会長及び事務局長にヒアリングを行ったところ、以下の回答が得られた。

「日本人会の会員は現在1,881世帯であり、ほとんどが駐在等で企業に勤めている人が多い。したがって、個人として問題を抱えた場合、各企業の中で相談をしているのだと思われる。日本人会として法的支援を行う機能はない。会員からの法律トラブルについての問い合わせはなく、また、日本人会としてもそういった調査を行っていないため、会員が法律トラブルに巻き込まれているのか、どのような解決を行っているのかは把握していない。一方で、非会員からの問い合わせはまれにある。問題を抱えた人が大使館に駆け込んだところ、大使館でも支援できない内容であったために日本人会への問い合わせを勧められて日本人会に連絡をするという形の様である。相談内容は主に女性関係で、フィリピン人の女性にお金を取られたという内容が多い。こういった相談事は、例え日本人会の会員であっても受け付けていないので、非会員からの問い合わせについても対応できない。法律事務所やコンサル等の紹介を依頼されても、依頼先とうまくいかなかった時にトラブルとなるのは困るし責任をとれないので、基本的には紹介もしない。法律問題を抱えた人がどうやって法律事務所にアクセスしているのかは分からないが、おそらく生活便利帳に法律事務所も記載されているのではないだろうか。

もし個人向けに法律相談等のイベントを行うとしたら、理想的には日本人会がその機能を持つべきなのだと思う。しかし、フィリピンにはフィリピン特有の事情があり、どこまで現実的なのかは分かりかねる。フィリピンは日本を除く海外の中では世界一日本人が死亡する国であるし、法律がうまく機能していない面もあり、日本人会として法律問題支援のための機会を設けようとしても解決にならずにかえってトラブルになったり、逆恨みされてしまう可能性がある。メイドの問題、賃貸借問題、交通事故等

についてであれば、駐在員も抱え得る問題であるし、比較的問題になりにくいだろう。しかし、女性関係、認知、国籍取得等については、下手に介入していったらトラブルになることが大いに予想される。日本人同士のトラブルが殺人事件につながることもあるので、何かを行うにしてもどこで線引きをするのが大事である。一方、セミナーやコラム等基本的な事項を発信してもらえるのはありがたい。日本人会の月報「まぶはい」に、駐在の奥さんが読んでも分かりやすいようなレベルの内容を記載してくれたら有益である。」

また、フィリピン経験の長い日本人会事務担当者に日本人会による法的支援の有無につきヒアリングを行ったところ、以下の回答が得られた。

「日本人会は会員同士の交流を深める場であり、法律トラブルに関する支援は一切行っていない。法律事務所の紹介を求められることもあるが、紹介も行っていない。なお、（受け付けてはいないものの）相談のほとんどが女性関係のトラブルであり、相談に来る本人たちも、日本人会による問題の解決支援は期待していないように見受けられる。」

ウ PRA 日本人倶楽部

① 概要

PRA 日本人倶楽部とは、フィリピン退職庁が発行するビザの保有者を対象とした会である。日本人会の構成員が駐在員を中心であり必ずしも永住者向きでない一方、**PRA** 日本人倶楽部は退職者ビザを保有し永住又は長期間在住する者のための会合である。日本語対応可能なフィリピン人弁護士と顧問契約を締結している。

② ヒアリング内容

PRA 日本人倶楽部会員 A より、以下の内容をヒアリングした。

「駐在の日本人と比べ、**PRA** 日本人倶楽部会員はフィリピンに長く暮らす人が多い。そのため、駐在員に比べると人間関係が濃密であったり、様々な問題に直面する人が多い傾向にある。駐在員の場合は会社がそれぞれの問題に対応するため、駐在員を中心として構成される日本人会では個々の問題に深く立ち入らない。一方、退職者ビザ保有者の場合、後ろ盾となる企業がない人がほとんどであるため、生じた問題を **PRA** 日本人倶楽部で話し合ったりしている。」

PRA 日本人倶楽部会員 **B** より、以下の内容をヒアリングした。

「**PRA** 日本人倶楽部は、会の中で情報共有が行われているので永住者にとって有益な会になっていると思う。しかし、会員はそれぞれ独立して利害関係を持っている。**PRA** 日本人倶楽部に加入する人にもいろいろである。こちらでの就職活動に失敗する人や、経済的に恵まれていない人もいるが、基本的に困窮邦人のようになる人はいない。周りに相談できる人がいない人が困窮化するように思われる。困窮邦人となる原因の大きな理由が、交際中のフィリピン人女性であるが、フィリピン人女性の側も、日本人男性をなるべく他の人とのコンタクトをとらせないようにすると聞く。そうやって情報を得られず、相談できない人が、フィリピン人女性に要求されるままに財産をつぎ込んで困窮化するような傾向にある。

PRA 日本人倶楽部の中でも、トラブルが全くないわけではない。自分の側に会員を引き込もうとする人もいる。ただ、これが弁護士のサポートを必要とする内容かは分からない。

自分が思うに、**PRA** 日本人倶楽部の会員層においては、後見人のような形でのサポートがあると思う。それが、日本人弁護士の仕事なのかは分からないが、会計士よりは弁護士の方が近いと思う。自分の知っている人は、高齢のため、自分が定期的に訪問して話を聞いたり、管理や簡単な手伝いをしている。善意で行っているものであるが、万が一トラブルになった時やその人が死亡したときに自分に責任がかかったら怖いと思う。ある会員は、フィリピンで体を壊して療養のために日本に戻った。その人はお金がなかったため、帰国にあたっては、数人がお金を出し合った。フィリピン在住する高齢者が病気になったり、死亡した場合に、何をどうしたらよいのか不安である。」

エ 在フィリピン日本国大使館附属マニラ日本人学校 (MJS)¹⁸¹⁾

①概要¹⁸²⁾

マニラ日本人学校 (MJS) は、昭和 43 (1968) 年、大使館附属広報文化センターと同じビルに日本語補習学級として開校した。創立時の児童生徒数は、小学部 62 名、中学部 10 名、計 72 名であった。昭和 53 (1978) 年にはパラニャーケの新校舎に移転し、さらに、平成 13 (2001) 年 4 月には、タギッグ市の広大な敷地に新築移転し、現在 14 年目を迎えている。

②ヒアリング

¹⁸¹⁾Manila Japanese School Attached to the Embassy of Japan

¹⁸²⁾マニラ日本人学校ウェブサイト参照

法律問題の実態と日本人学校としてのその対応について、マニラ日本人学校事務局担当者より以下の内容をヒアリングした。

「マニラ日本人学校として、法的問題を支援するような制度は現時点では存在しない。

戦前、フィリピンには日本人学校が各地にあり、永住者の子息が多く通っていた。しかし、現在は生徒数の**75%**が駐在員の子息であり、残りの**25%**が国際結婚家庭の子息である。マニラ日本人学校には高校がないため、駐在員の子息の多くが中学校入学前又は途中で帰国する。そのため、中学校生徒の国際結婚家庭割合は**45%**に上る。現在生徒数は**411**名で、増加傾向にある。近年では、**2013**年の**318**人が底であった。日本人教員は**27**名で、教員はほぼ英語を話すことができない。

マニラ日本人学校は、入学要件として生徒の日本国籍、同居の親最低1人の日本国籍、寄付金を求めている。親の日本国籍の要件は、約**5**年前に始まったものである。過去には、日本人父、フィリピン人母の間の婚外子の生徒の入学もあったが、日本人と同居していない子供の日本語能力に問題、授業料の滞納、フィリピン人母が宿題を手伝えないことによる学力問題、保護者連絡が日本語で行われることによる伝達トラブル等が発生したため、新規で入学する生徒から、日本国籍を有する親と同居する子供であることを入学要件に設けることになった。現在も、1か月に**5, 6**回程度、日本に居住する日本人とフィリピン人との間の子供の入学に関して問い合わせを受けるが、たいていは母親がフィリピン人のケースである。

駐在員子息が多いため、いわゆるモンスターペアレントと言われるような対応をする親は基本的にいない。傾向としては、国際結婚家庭のトラブルは多い。生徒の親同士のトラブルを学校に持ち込まれたこともある。日本人学校としては子供同士にトラブルがない限り介入しないスタンスであるが、長期間にわたり親同士がトラブルを抱える家庭の一方の親から、学校にトラブル対応を依頼されたこともある。学校としては、事務的に必要な対応を行ったが、生徒が関わっていない親同士の個人のトラブルに関しては介入できないため、個人での解決を求めた。その結果、親から理事長あてに誹謗中傷の手紙が送られるとともに、教育省タギッグ支部にクレームのレターが送られた。そのため教育省から説明を求められたので、顧問弁護士が対応した。当該家庭の子供は普通の子供であり、保護者の行動が原因で子供に処分を下すことはできないため、対応が難しい。

生徒の校内での大きいトラブルは起きていない。校内での怪我は小さいものも含めると**2**か月に**1**回程度発生している。程度により保健室の対応

又は近隣の病院への搬送を行っている。傷害保険で対応できるため、これまでのところ親からのクレームは受けていない。校内安全対策として、月2回校内施設を点検修理している。

盗難事件は、2013年12月に1度発生した。夜中に誰か侵入し、運動靴約10足及びリコーダーを盗んだという事件があった。これを機に監視カメラを設置することとなった。被害状況及び対応改善について説明したところ、保護者からはクレームはなかった。その他校内の盗難事件はない。

マニラ日本人学校にはいじめ、不登校は存在しない。MJSマジックと呼ばれており、日本でいじめ、不登校の問題を抱えていた生徒であっても、マニラ日本人学校では癒されてしまう。駐在員家庭が多いため約400人の全校生徒中130人が1年で入れ替わり、残りの25%はフィリピン人特有の明るさと人を受け入れる柔らかさを持っている。そのため、いじめ、不登校が起きにくい状況にある。

上記の通り、現状として特に大きな問題を抱えていないが、学校の法律問題が発生したときには、日本語で相談できるところがあるといいと思う。現在、法律問題が生じた場合、顧問契約を締結しているフィリピン人弁護士に相談している。例えば、入学にあたって個人として2,000米ドル支払った家庭が、入学後2か月で転校するに至ったため、親から寄付金の返還と、返還を受けられない場合の根拠規定を示すよう言われたことがある。顧問弁護士に相談して、意見書を書いてもらい解決した。自分は前職も含め海外赴任経験は4回目で英語でコミュニケーションをとることはできるが、それでも、事細かに物事を伝えて相談することはできない。日本語で相談できるのであれば大きなアドバンテージになると思う。

保護者の法律問題については、基本的に学校に持ち込まれない。もし学校に相談されても、対応できるファンクションがない。企業内で解決しているのだと考えられる。保護者は基本的に学校に相談ごとを持ち込もうという発想がない。」

オ 法的扶助サービス

当地では、弁護士費用を支払うことのできない貧困者のための法律サービスが存在する。フィリピン統一弁護士会やロールクール等に設置される。本サービス利用のための具体的要件は機関ごとに異なるが、貧困者のためのサービスであり、また、日本語のサービスは行われていないため、当地の在留邦人が利用できる機会は極めて限られる。

(4) フィリピン残留日本人（旧日系人¹⁸³）問題

ア 概要

フィリピンには、戦前フィリピンに渡った日本人移民の子又はその子孫で、戦争によって父あるいは両親と離れ離れになり、現地に残された人びとの国籍取得問題がある。

戦前、多くの日本人がフィリピンに移民としてわたり、約2万4千人の日本人がバギオやダバオを中心に日本人社会を形成していた。当時は日本人移民は現地友うまく溶け込み、多くの日本人男性（日系1世）が現地のフィリピン人女性と結婚して家庭を築いていた。しかし、太平洋戦争により状況は一転した。日系1世や日系2世が戦争に駆り出され、その多くが死亡した。生き延びた者も日本に強制送還され多くの家族がフィリピンに残された。戦時中、日系2世は現地語ができることから日本軍の通訳となるも、日本軍からスパイ容疑をかけられることも多く、一方でフィリピン側についても日本軍のスパイとして見られていた。旧日系人問題に中心的に取り組む日系2世のカルロス寺岡氏も、兄弟の1人がスパイ容疑で日本軍に連行されたのち死亡が確認され、もう1人はフィリピンゲリラに殺害されている。

戦後、反日感情の高まる中、フィリピンに残された旧日系人は、身を守るために日本人の子孫であることを隠して暮らすこととなった。日本人の子孫であるというだけで命の危険に脅かされていた。そのため、名前もフィリピン名に変更し、日本とのつながりを示す物を焼いたり地面に埋めるなどして身元を隠し、山中などに身を隠し、十分な教育と就業の機会を得られず貧窮生活を余儀なくされた。

その後、日本政府は残留日系人の実態調査等を行い、一部については身元確認及び国籍回復が行われた。

しかし、現在も、身元確認や国籍回復¹⁸⁴を求める残留日系人が存在しており、特に日系2世においては高齢を迎えていることから早急な支援が求められている。2015年にも、カルロス寺岡氏らが訪日し、安倍総理に対して協力を訴えた。

イ 日本大使館ヒアリング

¹⁸³戦後の日比混血児の問題と背景の異なる社会問題であることから、戦前の日本人移民から生まれた日比混血児を「旧」日系人、戦後の日比混血児を「新」日系人又はジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン（JFC）と呼ぶことがある。

¹⁸⁴旧日系人の中には無国籍者も多く存する。日本国籍を認められないだけでなく、フィリピン政府側からもフィリピン国籍を認められないケースがある。

日本大使館領事班担当者 C からは、旧日系人問題について、「既に NGO 団体やその協力弁護士が支援を行っており、組織基盤及びサポート体制は確立されている。日系人については名簿記載者の就籍を認めてもらうための活動の段階であり、日本の厚労省をはじめとする各役所との交渉や裁判所の対応の問題が大部分を占める。一方でフィリピン側では最近はあまり新たな発見がないようである。（中略）人道問題として根が深いものの、大使館としては支援を行っておらず民間任せであるので、支援してくれる弁護士が増えればよいと思うが、お金になる仕事ではないので、難しいのではないだろうか。」との考えを聴取した。

ウ カルロス寺岡氏ヒアリング

自身が日系2世であり、元在フィリピン日本国大使館バギオ名誉総領事であり、現在も旧日系人問題解決のため中心となって活動しているカルロス寺岡氏より、旧日系人問題について、以下の話を聴き取った。

「旧日系人の問題について、支援してほしいことはたくさんあると思います。法務省はなかなか救いの手を差し伸べてくれないので困っています。旧日系人の就籍にあたっては、決められた書類を出さないといけません。でも、残留日本人は、戦後、自分が日本人だと知られては殺されるため、日本人であったことを示す書類を処分しました。そのため、就籍のために提出できる書類があまり残っておりません。

今年の9月¹⁸⁵、2万人の署名を持って、日系2世問題の解決について安倍総理大臣にお願いに行きました。総理大臣からはいい言葉をもらいましたが、今のところ具体的な動きは見られません。現在残っている282名は、皆高齢化した人たちです。彼らは、間違いなく日本人の子孫です。どうすれば彼らが日本人であると認めてもらえるのでしょうか。中国では戦争孤児名簿を作成し、それに基づき戸籍が与えられました。フィリピンでは、なかなかうまくいきません。フィリピン政府側に名簿を認めてもらうことと、日本政府側に認めてもらうことが必要で、2重で難しい状況です。立法措置か何かで、282人一括で日本国籍を認めてもらえればいいのですが、それも時間がかかると思います。どうか、282人が生きている間に、認めていただきたいです。来年1月26日に、天皇皇后両陛下がフィリピンにいらっしゃいます。それに合わせて、1月28日に、日系人会が総会を行います。うまくいけば、運が良ければ天皇皇后両陛下にお会いできるかもしれませんが、まだわかりません。今の天皇皇后両陛下は皇太子殿下である頃、今から53年前の1962年12月13日、バギオに訪問されました。その時のジャーナリストはまだご存命で、その時の記事を本日持ってきて、在フィリピン日本大使にお渡ししました。

私は法律のことはよく分かりませんが、弁護士の方が、私たちの問題について、日本政府と交渉してくれたらありがたいです。自分たちは、戦争に巻き込まれたただけなのです。

日系二世たちは、ほとんどが日本語を話すことができません。私は日本人学校を出ていますため、日本語を話すことができます。日本人弁護士では、PNLSC¹⁸⁶のX先生が日系人問題について助けてくれています。その

¹⁸⁵2015年9月

¹⁸⁶フィリピン日系人リーガルサポートセンター

前は、Y先生が支援してくれていました。Y先生が、2万人以上の名前が載っている海外渡航者名簿を作り、ここに私の父の名前が載っていました。

今は、東京の裁判所でヒアリングが行われていて、PNLSCが支援してくれています。日本政府から、特例措置等で、就籍の要件緩和が行われたらよいのですが。今問題となっている282人は、皆、当時の状況を知る人の証言があつて間違いなく日本人の子孫です。証言だけで、受け入れてもらえればうれしいです。就籍のために求められている書類がない人なので、もし弁護士の先生が法律上就籍を認めてもらえるような証拠書類等を作ってくれたらありがたいです。例えばインタビューをする等です。日系2世の平均年齢は約76歳で、282人います。彼らはフィリピン全国ばらばらに散らばっています。全国に散っているので、話す言葉もバラバラですが、皆タガログ語は話せます。彼らのことはPNLSCが支援していますが、資金の無い団体なので、日本財団から援助をもらっています。

私は、2、3年前まで、フィリピン日系人会連合会の会長をしていました。今は、新しい会長に引き継いで、私はアドバイザーのような形です。今の会長は、ミンダナオ国際大学の学長のイネスさんという日系3世の方です。日系人問題も、新しい世代に引き継いでいけないといけません。

日系2世の国籍問題は、アイデンティティの問題です。日系2世は、国籍を得てその後日本で就労したいというわけではありません。日本人として死にたいと思っています。日本人としての血が流れているということを感じたいのです。昔の日本人は尊敬されていたので、日本人であるということは誇りなのです。日系3世の中には、日本で働きたいと思っている人もいることでしょう。中には、偽物を紛れ込ませようとするブローカーがいます。例えば、ある日系人の家系図が人手に渡ると、本当は子供が5人のところが10人とされてしまったりします。今まで日系人の日本への送り出し機関を作っていましたが、そこでは間違いのない書類を作るようにしています。偽物日系人のブローカーのおかげで、大使館の審査にも遅れが出るようになりました。これまでは3か月くらいで済んでいた審査が、今では8か月～1年くらいかかることもあります。また、フィリピンの大使館では判断できないため日本に判断を回されることも起きるようになりました。日本の判断にはさらに時間がかかりますし、拒否されることもあります。

明治時代に日本が経済的に恵まれなかったころ、日本人は海外に出稼ぎに行っていました。出稼ぎに行った日本人が現地でなかなかうまくやってくれない中、フィリピンは出稼ぎ日本人にとってよい場所でした。特に、バギオはベンケット道路建設の後、家を建てるのに建築家が必要になりまし

た。日本から来た優秀な棟梁が高い技術で家を建てて、アメリカ人は驚き、喜んでボーナスをはずんでいました。フィリピンに出稼ぎにきた日本人は、フィリピンの地方の人と結婚しました。戦前のフィリピンはピース・タイム、平和な時間でした。戦争が始まり、ジャパニーズ・タイムになりました。ジャパニーズ・タイムは3年ほどで、日本に占領されました。すると、ゲリラが精力的に活動を行い、殺される日本人も出てきます。すると、今度は日本の兵隊が出てきて、その地の男性を皆殺しにします。これによりなおさらゲリラは日本人を嫌いになります。日系2世が、戦争の一番の犠牲者です。日本語、英語と現地語ができるため、日本人からも、アメリカ人からも、フィリピン人からも、スパイと疑われます。私自身も、家族をアメリカの爆撃、日本の憲兵隊、フィリピンゲリラに殺され、妹と2人だけが生き延びました。当時私は14歳でしたが、日本人学校で軍事教育を受け捕虜になったら自決するよう教わっており、私も妹もいざという時のために手りゅう弾を持っていました。そんな時代なのです。これが戦争なのです。戦争は絶対にしてはいけません。戦争から幸せは生まれません。自分も戦争の犠牲者ですが、自分以上に苦勞した人たちをどうすれば助けられるのでしょうか。日本人とわかれば殺される状況で、日本人である証拠の書類や写真をどうやって残しておけるのでしょうか。戦争に巻き込まれて、身を守るために、日本人であることを示す物を処分したのです。繰り返しになりますが、日系2世は高齢化しています。その人たちが日本人であることを知っている人たちも、どんどん少なくなっています。急がないと、証言者がどんどん減っていきます。特に、フィリピンは平均寿命が短いのです。書類のない人たちを、どうやって救えるのでしょうか。書類がないということを、日本政府に大目に見てもらえればこんなにありがたいことはありません。これは自分の最後のお願いになると思います。日系2世は、誰も、好きで戦争に巻き込まれたわけではありません。戦争には政府の責任もあると思います。どうか、助けてほしいです。

来年1月28日の総会¹⁸⁷には、約200人が集まる見込みです。そのほとんどが日系2世です。日系2世の中には、無国籍の者も多くいます。無国籍であることは、つらいのです。私は14歳で日本に行き、そこから7年間、21歳になるまで日本で過ごしました。21歳でフィリピン国籍を取得し、フィリピン人としてフィリピンに戻ることにりましたが、それまでは7年間、国籍がない状況でした。14歳から21歳まで、無国籍で日本に滞在するとういことは、つらいものです。私は、1999年に、日本の戸籍

¹⁸⁷2016年1月26日から天皇后陛下が来比することに伴い、旧日系人が総会を行った。

に載せてもらうことができました。もともと自分は日本人だということは分かっていたのですが、それでも、戸籍に自分の名前が載って、日本人であることが分かった時は、心から嬉しかったです。でも、日本のパスポートは持っていません。無国籍の日系人は、国籍がないため、パスポートも取ることができません。フィリピンの法律では、21歳で国籍を選ばなければならないそうで、フィリピン国籍を選ばないと、日系人は自動的に日本人ということになるのだそうです。そのため、21歳で国籍を選ばなかった日系2世¹⁸⁸はフィリピン国籍はありません。でも、日本にも、日本国籍を認めてもらえないのです。フィリピン政府からは、日本人だからパスポートを発行しないとわれ、日本政府からも日本国籍を認めてもらっていません。フィリピン政府がパスポートの発行を拒否する時に彼らは日本人だからと言っていますが、これで何とか就籍のための書類の要件を満たさないのでしょうか。

国籍の問題に加えて、不法滞在の問題も抱えています。もし、日系人が日本国籍を取得できたとなると、今度は不法滞在の罰金を支払わなければならないのです。生まれたときから不法滞在であるとして、生まれてから今までの、何十年分もの罰金です。到底払えません。実は、これまで就籍が認められた人たちも、この問題を抱えています¹⁸⁹。支払えないので逃げたりもしています。何も悪いことをしていないのに、戦争に巻き込まれて、無国籍になり、やっと日本国籍をとれたと思ったら、今度は罰金です。助けていただきたいです。」

エ 支援機関

フィリピン日系人リーガルサポートセンター（PNLSC）が支援を行っている。PNLSCの支援により、直近では2016年1月に3名の旧日系人の就籍許可がおりた。しかし、まだ多数の日本国籍を取得できていない日系2世が残っており、証拠の少ないケースにおいては苦戦を強いられている。2016年1月28日には天皇皇后両陛下のフィリピン訪問にあわせて9年ぶりの日系人大会を開催し、団結を呼びかけた。同日、約80名の旧日系人による天皇皇后両陛下の謁見が叶った。

¹⁸⁸現在戸籍の就籍問題を抱えている282人の日系2世

¹⁸⁹フィリピンで生まれ、70歳で日本国籍を取得した男性が、入国管理局から、フィリピンから出国するにあたり生後70年間分の罰金の支払いを求められた事案もある（2014年8月6日付日刊まにら新聞）

(5) ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン (JFC) 問題

ア 概要

JFCとは、広義には、戦後、日本人男性がフィリピン人女性との間にもうけた子供とその子孫をいう。フィリピン人女性が日本人男性との間の子供を妊娠、出産したものの、日本人男性との関係が終了し、経済的援助が途絶えてしまい、母子が厳しい貧困の中で生活せざるを得ないケースが多い。このような、父親からの支援を受け入れられない状況にあるフィリピン人女性と日本人男性の間の子供が狭義の**JFC**である。**JFC**の人数や正確な実態については日本大使館も把握していない。フィリピン国籍のケースも日本国籍のケースもあり、貧困家庭が多いことから状況の把握が困難で非常にある。**JFC**問題は、父親からの養育を得られないがための経済的困窮問題と、アイデンティティ等の精神的問題及び国籍に関する法的問題から成る。

イ 実態

当職は、**JFC**のAと面談を行った。Aは、日本国籍を有し、家庭内暴力を理由として母親がAを連れて渡比したという点で珍しく、狭義の**JFC**とは若干異なる事例ではあるが、恵まれた状況のAですらこのような状況にあることが分かり、**JFC**支援の課題発見の一端となろう。

Aは、日本人男性及びフィリピン人女性の夫婦の間に生まれ、日本国籍を有している。Aが4歳の頃、家庭内暴力に耐えかねた母親に連れられて兄弟2人と共に渡比、以来フィリピンで暮らしている。幸い、奨学金を取得することで、大学に進学することもできたが、父親からの金銭的援助なく、過去には金銭的に厳しい状況に陥っていた。日本国籍を有するので日本人ではあるが、フィリピンのフィリピン人社会の中で育ったため、日本人のネットワークはない。つい最近、日本人の友人ができ、そこから日本人のネットワークが広がる兆しがあるものの、知り合いの日本人は片手で数えるほどである。フィリピン国内の**JFC**支援団体の存在も知らない。

Aによると、「家計は苦しかったが、日本政府に金銭的なサポートを求めているのではない。金銭サポートを得ても、大半の母親は子供のためではなく自分のため（又はその恋人のため）に使ってしまい、結局は子供の支援にならない。自分の周りでは日本国籍を持っていない日本人・フィリピン人間の子供が複数いるが、どうやって日本国籍を取得できるのかも知らない。父親が死亡した際に、相続できるのかどうかも知らない。自分に選挙権があることも知らなかった。お金は子供に渡らずに消えてしまう可能性があるが、教育は子供に残る。日本に関すること、日本人としての権利等基本的なことについて、知識を得る機会を与えてほしい。」とのことであった。

なお、Aの日本語力は、ひらがなであれば読むことができ、ごく簡単な日常会話を理解できる程度である。Aの友人の**JFC**らも、日本語の理解には問題があり、せいぜい簡単な日常会話ができる程度である。したがって、日

本法弁護士による情報発信を行うにあたっては、英語又はフィリピン語¹⁹⁰による情報提供が必要と思われる。

ウ 大使館ヒアリング

日本大使館領事班担当者 C からヒアリングした内容を抜粋する。

「既にNGO団体やその協力弁護士が支援を行っており、組織基盤及びサポート体制は確立されている。(中略)新日系人については、大使館としても人数を把握できておらず、民間の支援団体及び弁護士がサポートを行い父親探し、養育費請求、認知請求又は裁判認知の手続きを行っている。いずれの問題についても人道問題として根が深いものの、大使館としては支援を行っておらず民間任せであるので、支援してくれる弁護士が増えればいいとは思いますが、お金になる仕事ではないので、難しいのではないだろうか。」

エ JFCの支援機関

①概要

フィリピンには JFC 支援機関が複数存在するが、ここでは、新日系人ネットワーク (SNN) について紹介する。新日系人ネットワークはセブに本部を置く JFC に対する支援機関である。

②SNN 支援内容¹⁹¹

- JFC の実態調査

JFC がどこに何人いるのか？ラジオ・テレビ・教会・マスコミ等で常時広報し調査します。

- よろづ相談

なんでも毎日（土曜・日曜を除く）事務局で「無料相談」に応じます。

- 父親探索

日本の父親を探し出す援助を、日本の「新日系人支援組織」(SNS) と共同で取り組みます。

- 教育費の支援

比国の高校を卒業するまでは、父親が義務として教育費を負担することを交渉します。

- 日本語学校の運営（授業料は当面無料）

JFC 母子の授業料は無料。（就労後返済するシステム）

- 日本での就労支援

¹⁹⁰フィリピンでは英語は公用語であるが、国語はフィリピン語である。一般論として、大学を卒業した者は英語のコミュニケーションに問題がないが、高校卒業にとどまる者は必ずしも英語で難しい文章を理解することができない。例えば、メイドの最終学歴は高校卒業であることが多いが、労働雇用省のホームページに掲載のメイドの雇用契約書サンプルは英語ではなくフィリピン語で記載されている。

¹⁹¹新日系人ネットワークウェブサイト「支援内容」より引用

日本での就労先を紹介します。後日、比人母を呼び寄せることが出来ます。

- 認知・日本国籍取得等の法的手続支援
父による認知届・国籍取得届等の手続きに入ります。満22歳まで、比国との二重国籍も可能です。
- 日本側の「フィリピン新日系人を支援する会」(SNS)
日本の「フィリピン新日系人を支援する会(SNS)」と連携し、日本国籍・旅券の取得等を支援します。

③ヒアリング内容

新日系人ネットワークでボランティアを行う日本人と面談し、以下の内容を聴取した。

「新日系人ネットワークはサポートが必要な困窮しているJFCまたはその親を対象に支援している。父との連絡が途絶えて1年以上経つ子又はその親に対するサポートが基本である。

支援活動の内容は、要望によって異なるが、まずは大使館からの紹介やチラシを見てSNNを訪れた人の話を聞いて状況確認・カテゴリ分類をする。主な確認内容は、結婚の有無、結婚している場合は日本法上の結婚かフィリピン法上の結婚か、戸籍の状況、要望の確認及び援助の可否の審査を行う。残念ながら援助ができないケースもあり、その場合には励ましの言葉をかけるとともに他の機関を紹介する。要望の内容としては、父の居場所の確認、婚姻届、認知請求、母又は子の日本での就労等である。子供の年齢によってケースは様々であり、JFCの子供が中学1年生、中学2年生くらいまでの義務教育下であれば、子供の日本での就学のためにフィリピン人の母親が帯同し母が働くという手段もある。一方、子供の年齢が高い場合、子供自身が働きたいと希望することが多い。手続きはなかなかスムーズにはいかないが、書類を作って大使館への申請手続の支援を行っている。日本での就労については、SNNは受け入れ先会員企業との橋渡しを行っている。日本語能力の高い子供又は母親の場合は、介護関係の仕事を行い、日本語能力が低い場合は工場勤務が多い。SNNでは、日本語能力向上のため、セブで日本語研修を実施したり、マニラで週1回の復習講座を行っている。

SNN本部(セブ)から担当者が定期的にマニラを訪れ、支援を希望するJFCの要望事項について方向性を決める。

手続にはかなりの時間がかかる。国籍申請は年単位でかかることもあり、今扱っているケースは2年経つがまだ終わらない。

父親捜しを依頼される場合、戸籍謄本の附票請求、現住所の確認、日本人スタッフを通じての手紙の粘り強いやり取りを行う。フィリピンで結婚し、日本で手続きしておく伝えて手続きをしない父親もいる。戸籍謄本の請求、裁判手続き等にあたっては、既に協力してくれる弁護士がいる。詳しいことは知らないが、新潟の弁護士が格安又は無料で支援してくれていると聞いている。裁判もその人にお願いしている。これまで通り日本での支援も当然ながら必要ではあるが、もし日本人がマニラで支援を行ってくれればそれはありがたい。今 **SNN** で行っているのは経験に基づく支援なので、弁護士がよりよい支援策、法的手続き、サポートをどうやったら広げていけるのか等相談に乗ってくれたらよい。

SNN は、寄付金で成り立っているわけではなく、自立の機関であるため、金銭的には厳しい。日本人が私財をなげうってサポートすることもある。**JFC** の手続申請費用等実費は **SNN** が立て替え、日本で働いた費用で弁済してもらっているが、なかなか支払われない。

支援している **JFC** の母は、元々エンターティナーとして来日したものが多く、教育レベルが高くない傾向にある。年齢は **40** 代が多く、過去には日本語を話すことができたが現在は日本語をかなり忘れて人が多い。子供を大学まで行かせる人もおり、英語でのコミュニケーションも可能である。**JFC** の中にはもっと困窮した人やタガログ語しか話せない人もいるのであるが、**SNN** に連絡を取って自分で行動を起こすことのできる人は比較的高いレベルにあるのだと思われる。

日本の父親に対しては、認知してもらえるよう粘り強く手紙を書く等の活動をしている。家族のいる人の場合は簡単にはいかないが、子供はかわいいと思う父親は認知してくれる可能性もある。戸籍上見えにくくするような工夫を伝えたり、やり取りを続けていると、お金は出せないが認知だけならしてもよいという父親も出てくる。

日本に行った **JFC** のアフターケアまでは、**SNN** に余裕がなく行っていない。おそらく受け入れ先の会員企業がそれぞれ何かしているのではないかとと思う。**SNN** としては、まず送り出すという点に注力している。会員企業は工場に派遣する派遣会社は福祉法人等で数社ある。福祉法人は常に人手不足の業界であるし、送り出す **JFC** の数もさほど多くないため、受け入れ先は現状足りている。」

(6) 困窮邦人問題

ア 概要

海外に渡った日本人の中にも、生活に困窮する者がおり、フィリピンには多数の困窮邦人を抱えており、その数はマニラ首都圏近郊だけでも1,000人にのぼるとも言われている。フィリピン人女性に夢中になった中高年の男性が、フィリピン人女性を追ってフィリピンに渡ったものの、財産を使い果たし、フィリピン人女性にも縁を切られ、日本に戻ることもできず、ホームレス状態でフィリピンで困窮生活を送るといったのが典型的な例である。一時、大使館に保護を求めて駆け込む困窮邦人が多くみられたが、最近は大統領への訪問数は減少傾向にある。

イ 実態

① 『日本を捨てた男たち フィリピンに生きる「困窮邦人」』に描かれる困窮邦人の実態

困窮邦人の実態は、後述の通り日本大使館も正確には把握しておらず、安全面からも聞き取り調査が非常に難しい。そこで、まずはノンフィクションライター、水谷竹秀著『日本を捨てた男たち フィリピンに生きる「困窮邦人」』（集英社）に描かれる困窮邦人の実態を紹介する。

● 困窮邦人 A 氏

48歳の日本人男性。自動車部品工場での派遣労働を経て、2008年、7年前に名古屋のフィリピンクラブで知り合ったフィリピン人女性を追いかけ来比した。帰りの航空券を購入する金銭もなく、不法滞在状態で、家もないため教会で寝泊まりしている。半年近く、近くの露店を経営するフィリピン人を手伝って日当20ペソを受け取るというその日暮らしを続ける。

フィリピン事情通によると、「困窮邦人は自分の都合のいいことしか言わない」そうだが、A氏とフィリピン人女性側の説明も食い違う。A氏は、フィリピン人女性に金をだまし取られて帰国できなくなったと説明するが、一方、フィリピン人女性の友人の説明は異なる。A氏とフィリピン人女性はただの友人で、A氏はフィリピンで借りた家の家賃を2か月程支払ったら金がないと言いだしたためフィリピン人女性が3か月間肩代わりした。それ以上の支援ができなくなったため相談したところ、「日本大使館に友人がいるから、そこへ行って日本に帰る。自分は何とかなる。金も工面できる。」とあって家を引き払ったとのことである。しかし、結果として家を失い教会で寝泊まりすることになった。

- 困窮邦人 B 氏

58歳の日本人男性。専門学校卒業後職を転々とし、来比直前は新聞配達員であった。同僚の借金約200万円の連帯保証人になったことと、フィリピンであれば結婚できるという期待から2006年に渡比。知人を通じてフィリピン人女性と入籍するも、日本のビザを欲するフィリピン人女性のための偽装結婚であることが判明する。現金は底をつきパスポートはフィリピン人女性に預けていたため観光ビザ延長手続きを行えなかった。

B氏は約2年半不法滞在し、所持金がないため日本に帰国できず、知り合いのフィリピン人を頼って日本大使館に助けを求めた。しかし、大使館では「不法滞在については入国管理局に罰金支払いの猶予を認めてもらうよう掛け合ってみるが、お金を渡すことはできない」と援助を断られた。大使館から支援の可能性のある元同僚に電話をしてももらったが既に死亡していた。また、家族からも支援は拒否され、日本からの支援の途がない状況にある。B氏は孤独死を意識しており病気になったら死ぬしかないと考え、「希望もないですよ。でもこっちで死にたくない。どうせなら日本で死にたい、知らない国で死にたくないですよ。生活はフィリピンの方がきついな。言葉が、何を言っているのかわからない」と語る。

- 困窮邦人 C

37歳の日本人男性。父の会社の金をフィリピンクラブにつき込んだ結果、消費者金融とやくざから多額の借金を抱える。2009年、借金地獄から免れるため、知り合いのフィリピン人を頼ってフィリピンに逃亡する。すぐに所持金を使い果たして困窮状態に陥り、路上のジープで寝泊まりをし、食事をフィリピン人に分けてもらいながら生活する。その後、フィリピン人の下で仕事を手伝いながら細々と生活をするも、長続きせず転々とする。その後日本人の仕事を手伝うことで生活状況は多少改善するも、依然不法滞在の状態であり、またやくざの借金や日本での罰金刑未納付による逮捕の可能性のため、日本への帰国は希望していない。日本には離婚した妻との子供を児童養護施設に残している。

- 困窮邦人 D

51歳で下半身不随の日本人男性。タイで愛人を囲っていたことが妻にばれて妻と子供4人が家を出て行かれた経験を有する。その後フィリピンクラブで出会ったフィリピン人女性と結婚し、2000年にフィリピンに渡る。現地採用の給料が駐在員の半分に満たないという事情も知らず、日本でソフトウェア開発の仕事である程度の収入があったため、フィリ

ピンでもなんとかかなると考えていた。しかし、実際はフィリピンでの収入は日本の10分の1に減少した。その後、延髄外側症候群により足が不自由になり、職場で精神的な重荷を感じて退社した。転職先でも開発したソフトの取り分を巡ってもめて退社し、また妻とも喧嘩が絶え無くなり、妻には子供を連れて出ていかれた。その後寝たきりとなり、困窮化する。家賃滞納に耐えかねた管理人が大使館に対応を求めたところ、障害者施設に移送された。6か月で障害者施設を追いだされたD氏は、幸い、私財をなげうって介護するフィリピン人に面倒を見てもらうこととなった。日本の両親はD氏に対して過去3回送金した。しかし、両親も生活に余裕がないこととこれまでD氏が両親に対して行った不義理が影響し、これ以上の支援は期待できない。D氏は2012年半ばに病状を悪化させ、世話人のフィリピン人に看取られながら死亡する。

- 困窮邦人 E

59歳の日本人男性。30年以上会社一筋で真面目に勤務していたが、単身赴任中に行ったフィリピンクラブにのめりこみ、妻と2人の子を捨てて、ちょうど舞い込んだ退職金1.5倍による早期退職プランに乗って4900万円を手にし、フィリピン人女性を追って2002年にフィリピンに渡る。4900万円はフィリピンでの自宅購入やフィリピン人妻の家族のビジネス資金として使った。しかし、金や別の女性問題でもめごとが増えてフィリピン人妻とは別居するに至った。家の所有名義人であったフィリピン人妻が自宅を売ることにしたため、Eは自宅を追い出される。取材時に所持金は6万円まで減っており、別居中の妻から年金開始までの約束でアパート代2,500ペソ、光熱費、米等の食料を負担してもらっている。生活は1か月5,000ペソに切り詰めている。E氏は騙されたことに対して、言葉ができないから信用するしかない、騙されたんだから仕方がないと語る。

② 困窮邦人の電話対応

当職は、2014年、当地新聞社を通じて、支援を求めている困窮邦人がいるとの連絡を受け、当該困窮邦人と電話対応した経験がある。その内容を紹介する。

当該困窮邦人から受けた状況の説明は以下の通りである。

フィリピン人妻と結婚して、フィリピン人妻の家族と同居している。同居開始当初から、妻のいとこと称する男性も同居していた。しかし、いとこというのは嘘であり、当該男性が、結婚前から現在に至るまで妻の真の

夫であることが判明した¹⁹²。自分がフィリピンに持ってきたお金を使い果たしてからは、家を追い出されて屋根のないようなところで寝かされたり、日本大使館の前に置き去りにされたり、ひどい対応を受けている。暴力もある。今は妻のいるところに戻って暮らしているが、携帯電話もなく、妻のいない隙をぬって妻の電話を使って相談をしている。妻には騙されたので、訴えたいと考えている。

当職は、当職の勤務する法律事務所は慈善団体ではないため、残念ながら、報酬を支払える見込みがないと相談を受けることができない旨伝えた。当該困窮男性は、姉から送金の見込みがあり、送金があったら連絡すると返答したものの、それ以来男性からの連絡はない。

③ 水谷竹秀氏ヒアリング

2004年から当地で活躍するジャーナリストで、フィリピンの困窮邦人をテーマにした著作『日本を捨てた男たち フィリピンに生きる「困窮邦人」』で第9回開高健賞を受賞した、水谷氏に困窮邦人問題についてヒアリングを行った。

『日本を捨てた男たち』では5名の困窮邦人を取り上げたが、実際の取材は約20名に対して行った。取材期間は約4年間で、生活状況に動きのある人々なので、何度も足を運んで取材した。

取材対象の困窮邦人が病気で衰弱した際に、面倒を見ていたフィリピン人から連絡を受けて駆け付け、病院に運んだところ翌日に死亡した。今回は大使館領事班の邦人援護班に連絡をして対応してもらったが、自分のように対応する日本人がいない場合もある。自分の知る限り、日本人が死亡した場合、警察や関係者から連絡を受けた大使館が親族に連絡をして対応を確認する。困窮邦人は、大使館を通じて金銭的支援を求めても、親族からの支援を断られることが多い。しかし、生前親族からの支援を断られた困窮邦人であっても、死亡時には遺骨を日本に送るよう依頼する遺族も少なからず存在する。

フィリピンで日本人が困窮化するのには、基本的には女性問題が原因である。入国管理局の収容施設で見かけた老齢の日本人がきっかけで困窮邦人の取材を始めたが、困窮邦人を見つけるのには苦勞した。大使館近くのビザ業者、フィリピン人、日本人等から紹介してもらった中で、多かったのはビザ業者である。困窮邦人は助けを求めて大使館を訪れたり、中には大使館の前で寝泊まりする人もいるため、ビザ業者の目に留まりやすいのであろう。経験上、困窮邦人に接して、特に危険な目にあつたことはない。

¹⁹² 当地の事情に詳しいものによると、よくある手法とのことである。

一般的に、困窮邦人は、日ごろ日本人と接する機会がなく、日本人としゃべりたいと思う人も多いようである。また、取材にあたりタバコなどの差し入れを行っていたためむしろ歓迎されることもあった。取材対象が生活に困窮する人であるため、お金を無心されることは仕方ないと思っていたが、その対応には苦慮した。生活に変化の多い人達であり、何度も取材する中で、どうしてもお金の要求が絡みがちである。困窮邦人は英語、タガログ語に苦勞する人も多く、現地人との意思の疏通が難しい場合が散見される。過去の取材対象の中に、例外的に、タガログ語に堪能で現地に見事に溶け込んでいる人がおり、その人とは今でも連絡を取っている。当該困窮邦人は、現在は工場で一日約 200 ペソの収入で暮らしているようである。ただ、病気になれば金銭的支援を求められることが予想され、そういった意味では危うい関係である。

取材を通じて、フィリピンの困窮邦人が一番求めているものは金銭的支援であることが分かった。自分の取材した困窮邦人の多くは、日本に帰国したいとは考えていなかった。日本での生活の糧が無く、日本の親族からの支援を拒否されており、日本に居場所がない人がほとんどであるためと思われる。ただ、例えば帰国を希望する人であれば、オーバーステイにかかる罰金の対応について交渉や手続きなどにあたり、日本の弁護士への相談は需要があると思う。

必ずしも困窮邦人に限らないが、自分が取材活動を通じて目にした刑事被告人は、通訳のサポートがないことがあり、とても困っているように感じた。英語もタガログ語もできない人が多く、何が行われているのかよくわからないまま刑事手続きが進んでいるのではないだろうか。フィリピンは裁判が長期化することもあって、通訳を見つけるのが難しいと聞いている。金銭的に余裕がないと通訳を付けるのはさらに難しくなる。日本とフィリピンでは量刑が異なり、日本では重罪でない犯罪であってもフィリピンでは重大犯罪にあたり終身刑を下されるケースもある。自分の知る日本人も、フィリピンで終身刑を受け、収監されている。

民事事件での支援もあり得る。フィリピン人女性に騙されて金をつぎ込む日本人男性も多い。中には1億4千万円をつぎ込み、騙されたと知ってフィリピン人女性を訴えた人もいる。フィリピンでは外国人は土地を所有することができないが、それを知らずに日本人男性が土地建物を購入してフィリピン人女性ともめるのも典型的である。よくあるのは、フィリピン人女性がフィリピン人名義で購入し、日本人男性は自分名義でないことを知らずに、フィリピン人女性に追い出されるというケースである。フィリ

ピン人女性に騙される日本人男性が英語・タガログ語が分からないケースは多くみられ、これも手伝って裁判が長期化する傾向にある。」

④ 日本大使館の対応

日本大使館領事担当より、以下の内容をヒアリングした。

「個人的な事情で来比し困窮状態に陥るいわゆる困窮邦人については、多くは自業自得に基づく結果のため支援についての優先度は劣る。支援をするとなると、国民の税金を使うことになるので、自己責任によって困窮化した人に対する支援には国民に対する説明という観点からも難しいものがある。不法滞在の罰金の肩代わりや日本への航空券の負担等はできないが、日本の親族に電話をして支援を求めることくらいならできる。」

また、前掲『日本を捨てた男たち フィリピンに生きる「困窮邦人」』中の大使館員からの取材を以下に引用する。

「困窮者が自力で立ち直るといのは極めて難しい。定期的に収入を得る仕事には簡単に就けない。仮に仕事があったとしても不法滞在状態でビザもなく、仕事に就ける土台がない。」

「フィリピンでは気持ちが緩むことはある。例えばイギリスに行って同じような気分でいられますか。他の外国で同様の意識で生活できるのかと。イギリスに1年間行くとなれば色々な準備をしていくはずで、フィリピンの場合は海外で生活をするというリスクの認識が薄いんです。今一度、海外に来る危険性を考え直してほしい。」

(困窮邦人からの援助要求に対してどう対応したらよいか聞いたところ)

「一度そうやって援助をし始め、次から次へと援助していたらいつかはパンクしますよ。それでも、もし、援助していただけるのであれば、大使館として大変ありがたいです。」

同書に掲載される外務省担当者のコメントは以下の通りである。

「ご自身の意向でフィリピンに渡航、途中で今帰らないと日本に帰国するための資金が無くなってしまふというのはご本人が一番わかっているはずで、それを踏み越えてまで滞在する決心をするのもご自身なんです。いずれにしても、帰国のための費用や生活費が無くなるというのを承知の上で滞在を続け、困ったから何とかしてくれと言われても、『はい分かりました』とはなりにくいわけです。こういうお金の使い方をしたときに、国民に対する説明責任という点で許されるのかどうか。世論でも税金の使い道が見直されている中で、女性を追い掛けて海外に行き、帰るお金がなくなった人に金を貸しましたという説明で、果たして国民に納得してもらえ

るのか」「フィリピンでの困窮邦人の対策については何とかしなければいけないと思っています。同僚の間でも、とにかくフィリピンの親切で優しい国民性はいいことだと思うが、その面倒見のよさが逆に困窮者を生み出す環境を作る仇になっているのではないかと話しています。」

⑤ 支援を行ったことのあるフィリピン人弁護士からのヒアリング

日本語に堪能なフィリピン人弁護士が、かつては、仮の住まいとして自宅に滞在させる等積極的に困窮邦人支援に取り組んでいた。そこで、以下の内容をヒアリングした。

「困窮邦人支援及び旧日系人支援活動は、いずれもビジネスとして成り立つものではないことは認識しているが、報酬は期待せず半ばボランティアのような形で行っている。以前は困窮邦人支援活動についても、保釈金の建て替えや住居の手配、日本の家族への連絡等、積極的に行っていた。しかし、支援していた困窮邦人が家族から見放され、希望を失い生きる気力をなくして死亡したのを目の当たりにし、困窮邦人支援の限界を感じている。」

(7) 法律問題に対する対応の在り方

調査により、一般の在留邦人に関しては、直面する法律問題は概ね軽微な案件であることが分かった。例えば、敷金トラブルなどの金額の小さい民事的な問題に関して、無料で相談したいという気持ちがあったとしても、わざわざ弁護士費用を払ってまで日本法弁護士に支援を求めたいとの気持ちにはなりにくい。犯罪被害も、多くは軽微な事件であり、フィリピンで多発する窃盗被害等に関しては海外赴任保険で損害がカバーされればよく、あえて弁護士に相談するメリットを感じないという在留邦人も多いと思われる。犯罪被害に見舞われ、加害者を起訴したいと考える場合、今度はフィリピンの司法制度の問題が法的措置を採るという選択を困難にする。すなわち、弁護士が私的検察官として公判活動を行い得るところ、フィリピンでは緻密な捜査公判活動が行われないこともあり、資力のある者は私的検察官を選任して公判に臨む。フィリピンの裁判が遅延し、1審につき数年かかることもまれでなく、私的検察官として弁護士を選任した場合、その費用は依頼者に重くのしかかる。民事事件においても訴訟に長期を要する点は同様である。日本の弁護士が支援を行うにあたってはフィリピン法弁護士の協力が必要であり、二重の金銭的負担が生じる。そのため、軽微な案件では、企業や海外旅行保険等による費用の補償が無い限り、気軽に弁護士を活用することは難しい。そ

のため、軽微な事案に関しては、一般的な情報提供である程度のニーズは満たせると思われる。

一方、刑事裁判に巻き込まれた場合、日本大使館もサポート体制を整えているが、支援には限界があり、例えば被拘禁者対応にしても、3か月に一度健康状態確認の接見に行く程度でしかない。実際に刑事訴追されることはあまりないだろうが、万が一の時の支援の必要性は大きい。

また、在留邦人のうち、英語でのコミュニケーションが全くできないというレベルの者はごく少数にとどまる。しかし、法律問題に関することになると、英語での対応の難しさは日常的な会話のレベルとは大きく異なる。日本大使館に支援を求める邦人の多くは英語でのコミュニケーションが難しいのが実態である。言語面からも、万が一のトラブル発生時には、日本語による支援が欠かせない。日本語による支援としては、通訳を交えたフィリピン人弁護士による支援、日本語を話すことのできるフィリピン人弁護士による支援、弁護士ではない日本人による支援も考え得る。しかし、日本語での説明というだけでは精神面で安らぎを感じにくいいため、やはり「日本人」による支援が求められる。企業支援においても、日本人であることが重視される中、個人として法律トラブルに直面し精神的にも追い詰められた在留邦人が日本人によるアドバイスを求めることは容易に想像がつく。さらに、フィリピンにおいては、弱みに付け込んだ金銭の詐取が日本人によっても行われ得る点も忘れてはならない。日本法の弁護士はフィリピンで公的に使用可能な資格ではないものの、ヒアリング及びアンケートから、日本の弁護士であれば信頼できるという声が寄せられ、弁護士という肩書が、在留邦人が相談すべき相手を選定するにあたっての大きな要素となり得る。もちろん、肩書だけではなく、法的素養に裏付けられた、フィリピンの制度及び実情に対する知見が何より重要である。フィリピンと日本の法制度は異なるので、両者の違いについての説明にも大きな需要がある。法的素養のある弁護士であればフィリピンの法制度の理解も比較的容易であることは間違いなく、また、日本の法制度に慣れ親しんだ日本人に対し、日本とフィリピンの違いを例示するなど、より理解しやすい説明を行うことが可能である。このような実態に即したサービスこそが、日本の法曹有資格者による支援が最も求められる点であると考えられる。

勿論、具体的にどのような案件において、どの機関と連携しながらどのような内容の支援が可能かについては、慎重な検討が必要である。

旧日系人問題、新日系人問題、困窮邦人問題については、国籍の問題、人道的な問題も絡むので、一個人、一法律事務所として個別に支援として取り組める問題ではないのではないかと考えている。何より、金銭的にビジネスとして行えるような性質のものではないというのが現実である。各関係機関との連携を何らかの形で支援することができればいいと思われるが、それについても、公的な支援の枠組の中で行うということになるのではないかと思われる。

第3 小括

数多くの日系企業や在留邦人に対するヒアリングを通じて、日本の弁護士による、日本語を用いた支援の需要は確実に存在することが裏付けられた。つい最近まで常駐の日本法弁護士が不在であったという状況の下、フィリピン人弁護士や法曹有資格者ではない日本人コンサルタントに法的支援を頼り、その結果、期待通りのサービスが受けられないのみならず、騙されて金銭的な被害を受けた者も少なくないことが、限られた範囲でのヒアリングであっても明らかになった。日本法弁護士による支援が認知され、普及すれば、多くの問題が解決され、又は少なくとも被害が最小限に抑えられ、問題に直面している間の不安やストレスも大いに緩和されるであろう。

一方で、日本法弁護士による支援は、個々の案件の内容に応じて柔軟に行われなければならないことを忘れてはならない。それは、日本とは異なる法体系や外資規制をはじめとする各種規制、制度や行政対応の不安定性・予測困難性、社会構造や国民性の違い等、フィリピン特有の事情が存在するとともに、支援を受ける側の語学力をはじめとする対処能力や、そもそも求める帰結が大きく異なることに起因する。また、フィリピン人とのトラブルとなった場合、外国人である日本人は、否応無く不利な立場に立たされる可能性が高いことも事実である。それらの日本とは異なる背景を理解した上での、柔軟な支援が求められるのである。

もう1つ念頭に置かなければならないのは、必要とされている支援が、必ずしも弁護士がビジネスとしてサービスを提供するだけの金銭的な対価を得られるわけではないということである。企業に対する支援は、提供するサービスに見合う対価を得られる蓋然性が高いが、個人の場合はそうではない。困窮邦人に対する支援はなおさらである。そのような個人に対する支援をも視野に入れるのであれば、行政をはじめとする各種機関やNGO、NPOなどの団体を通じた支援の枠組みを作るなど、支援の基盤作りが必要となると考えられる。

第3章 日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言

第1 はじめに

当地において、日本の法曹有資格者が法的支援を行うにあたっては、大きくはフィリピン法に関する法的支援又は日本法に関する法的支援が考えられる。その中でも、支援内容は、日本の法曹有資格者による直接の法的助言と、当地弁護士との共同による間接的な支援に分けられる。以下では、これらの支援方法にかかる当地法規制の有無及び当地における日本の法曹有資格者による活動環境を踏まえ、日系企業及び在留邦人に対する効果的な法的支援の在り方を分析する。

第2 当地の法規制

1. フィリピン法に関するアドバイス

(1) フィリピン法実務に関する規制

前記アンケート結果によると、日系企業及び在留邦人の需要は圧倒的にフィリピン法アドバイスに偏っている。日本法弁護士がフィリピン法に精通しているとは限らないが、そもそも外国人がフィリピン法についての実務を行うことができるのか。国籍制限の有無を検討する。

1987年憲法上、法で定める場合を除き、すべての専門職はフィリピン国民に留保されている。法律実務に関しては、法律上も、上記憲法規定の例外は定められておらず、外国投資法に基づき作成された外国投資ネガティブリスト上、法律専門職は外資規制業種として明示されている。¹⁹³外国投資ネガティブリストには規制業種と共に規制根拠条文が記載されるどころ、法律専門職に対する規制は1987年憲法第8条第5項及び裁判所規則¹⁹⁴第138条第2項が根拠として挙げられている。

1987年憲法第8条第5項第5号は、憲法上の権利の保護及び執行、すべての法廷における訴え及び手続、法律実務の認定、弁護士会、恵まれない人への法的扶助については、最高裁判所が権限を有すると定める。弁護士の承認は、性質上、司法裁量に属する事項であり、性質上も論理上も、最高裁判所を筆頭とする司法権に属すると考えられるゆえんである。これを受け、裁判所規則第138条第1項は、弁護士登録し、日常的に健全な財政状態にある者が、法律実務を行う資格があると定める。

また、裁判所規則第138条第2項によると、具体的には、弁護士登録するには、以下の要件を満たす必要がある。

¹⁹³外国投資ネガティブリスト上、外資0%の専門職として弁護士が掲載されている。なお、法律事務所は株式会社形態をとることができず、パートナーシップ形態となるが、外国資本の参入は認められていない。

¹⁹⁴Rules of Court

- ① フィリピン国民
- ② 年齢が21歳以上の者
- ③ 道徳的人格者
- ④ フィリピン居住者
- ⑤ 道徳的人格者である証拠の最高裁判所への提出
- ⑥ 不道徳な行為について、フィリピンの裁判所に提訴され又は審理中でないこと

上記の通り、フィリピン法弁護士資格には国籍制限がある。したがって、日本人はフィリピン法律実務を行うことはできない。分野を限定して外国人にフィリピン法の実務を認める制度も存しない。

(2) 当地弁護士との共同によるフィリピン法についての間接的な支援

上記の通り、日本人は、フィリピン国籍保有者でない限り、フィリピン法弁護士となることは認められず、フィリピン法律実務を行うことはできない。直接のフィリピン法に関する支援の代替として考えられるのは当地弁護士との共同による間接的な支援である。

当地規制上、そのような活動に対する規制は無く、その活動内容が法律実務にあたらなければ、当地フィリピン人弁護士の活動をサポートする形でのフィリピン法についての間接的な支援は可能である。ただし、当該活動が法律実務に該当しないよう留意が必要である。

「法律実務」の定義は、カリエタノ対モンソド事件¹⁹⁵（以下「カリエタノ事件」という。）が、以下のように判断している。

「法律実務とは、法定内外を問わず、法律の適用、法的手続、知識、訓練及び経験を要する一切の活動をいう。法律実務への従事とは、当該専門職の特徴である上記活動を行うことをいう。法律実務は、一般的に、通知又は各種サービスの提供であり、これらには一定の法的知識又は技術が必要とされる。」

なお、カリエタノ事件少数意見においては、判断基準として①反復継続性、②有償性、③法的知識、研修、経験を要する法、法原則の適用、実務及び手続、④弁護士及び依頼者としての関係性が挙げられている。

さらに、ウレプ対リーガルクリニック事件¹⁹⁶（以下「ウレプ事件」という。）も、以下のように詳述している。ウレプ事件では、リーガルクリニッ

¹⁹⁵1991年9月3日最高裁判所判決 事件番号100113号

ク社が不法に法的サービスに関する広告を行ったという告発に対し、リーガルクリニック社は法律実務を行っていないとの抗弁を行ったという事案である。最高裁判所は、リーガルクリニック社の抗弁を退け、主に以下の3点を法律実務と位置付けた。

- 顧客に対し、顧客の有する権利又は義務に関する法的助言及び指導を行うこと
- 顧客に対し、一般人の有しない法的原則に関する知識を要する書類を作成すること
- 顧客のために、適切な法の解釈及び執行に助力するため、法の下、生命、自由及び財産に関する権利を決定する権限を有する裁判所に出廷すること

上記2事件の通り、最高裁判所の判断する「法律実務」の内容は非常に広範にわたり、たとえ無償活動であってもフィリピン法に関する助言は法律実務に該当し得る¹⁹⁷。従って、フィリピンにおいては、有償無償を問わず、フィリピン法の弁護士が行う法律実務の補助という建てつけでなければならぬ。

フィリピン法弁護士資格を有しない者が法律実務を行うことに対しての直説的な罰則は存在しない¹⁹⁸。しかし、日本の法曹有資格者の場合、外国人としてフィリピンに滞在することから、無資格での法律実務に対しては強制送還処分を受ける可能性は残る。

当地で就労するにあたっては、外国人就労許可及び就労ビザが必要となる。これらの取得にあたっては、当該職務内容がフィリピン人によって満たすことができないものであることが必要となる。日本の法曹有資格者であれば、その日本語能力及び日本法に関する法的素養から、フィリピン人に代替できる職務ではないと思われ、外国人就労許可及び就労ビザの取得にあたっては特段の問題はないと思料する。

¹⁹⁶1993年6月17日事件番号553号

¹⁹⁷カイェタノ事件少数意見の判断基準に依拠した場合、①反復継続性及び③法的知識、研修、経験を要する法、法原則の適用、実務及び手続及び④弁護士及び依頼者という要件をは満たすと思われる一方、②有償性の要件に該当しないため、無償での法的助言は法律実務に該当しないという結論づけ得る。しかし、この判断基準はあくまでも少数意見として示された基準に過ぎないため、先例拘束性がない点に留意が必要である。仮に、今後、法律実務の判断基準において有償性が先例拘束性を持つことになったとしても、当地において日本の法曹有資格者単独での支援活動が無償でしか行い得ないのであれば、ビジネスとして成り立つものではなく、その活動は非常に限定的なものになることが見込まれ、現実的ではない。

¹⁹⁸ただし、弁護士資格がないにもかかわらず有資格者であると偽って活動した場合には、詐欺罪に該当し得る。

2. 日本法アドバイスに関する規制

(1) 外国法弁護士活動に関する規制

現段階において、外国法弁護士による外国法弁護士活動を明示的に禁じる法律は存在しない。フィリピン法弁護士又はフィリピン法弁護士活動については、1987年憲法、裁判所規則、専門家責任法¹⁹⁹及び専門家倫理規範²⁰⁰が様々な規定を設けるものの、これらにおいて外国法弁護士に関する規定はない。そのため、外国法弁護士による外国法アドバイスの可否は解釈に委ねられる。外国法弁護士による外国法弁護士活動はグレーだが行い得ると考える弁護士も存在する一方で、外国法弁護士活動の解禁という議論もあり、その前提には現状として外国法弁護士活動が認められないという理解がある。最近では、最高裁判所及びフィリピン弁護士会が制定する規則の下で外国法弁護士に対して法律業務を解禁するべきだとの要請が高まっている。そこで、外国法弁護士に対し、一定の限定的な資格の下、特定の法律サービスの提供の解禁を求める旨の提言が行われ、最高裁判所により報告書が作成された。インターネット上で確認できた当地法律事務所のウェブサイト記事²⁰¹によると、当該提言は概ね以下の内容である²⁰²。

- 必要条件を満たした登録外国法弁護士（外国法コンサルタントという）及び外国法コンサルタント事務所は、フィリピン法弁護士として活動することはできないものの、フィリピン国内における一定の法律サービスを行うことができるようにする。
- 当該法律サービスは、自国の法律、第三国の法律、国際公法及びクロスボーダー案件に限られる。
- フィリピン法弁護士活動は、引き続きフィリピン人弁護士にのみ限定される。

後述のフィリピン統一弁護士会ヒアリング内容に記載の通り、フィリピン弁護士会は、当該提言に対する意見をまとめる予定である。ヒアリングによると2016年1月よりその作業を開始する予定であり、ヒアリング実施時点²⁰³ではフィリピン統一弁護士会会長自身も意見の方向性は見えておらず、優先度の低さからも本件は時間がかかると見込んでいるとのことであった。また、外国弁護士活動の解禁はアセアン域内に限定される可能性もある。当

¹⁹⁹Code of Professional Responsibility

²⁰⁰Canons of Professional Ethics

²⁰¹ACCRA Law <http://www.accralaw.com/publications/increasing-need-lawyers-without-borders>

²⁰²フィリピン統一弁護士会に対して報告書の提供を依頼している。

²⁰³2015年12月

地における外国法弁護士による外国法弁護士活動の議論に関しては、引き続き注視する必要がある。

(2) 日本の弁護士との共同による日本法についての間接的な支援

上記の通り、外国法弁護士活動については現在ルール整備のための議論が開始したところであり、見通しが立たない状況である。そこで、日本の法曹有資格者が外国法弁護士活動に該当しない範囲で当地から日本の弁護士を補助する形で当地日系企業又は在留邦人に対して支援を行うという形も理論的には成り立ちうる。しかし、現状として日本法アドバイスに関する需要は多いとは言えず、その単独での支援ができないのであれば、その活動の場面は極めて限定される。

3. フィリピン統一弁護士会ヒアリング

当職は、フィリピン統一弁護士会を訪問し、**National President** 及び **National Secretary** と面談し、外国人弁護士に対する規制及び最近の外国人弁護士規制についての議論等についてヒアリングを行った。ヒアリング内容は以下の通りである。

「フィリピン法弁護士活動については、憲法上フィリピン人にも認められる。互惠条項は存在しない²⁰⁴。また、現在のところ、外国人のフィリピン法弁護士活動を認める特別法も条約も存在しない。

外国法弁護士による外国法の弁護士活動については、アセアン経済共同体の話の流れもあり、議論が行われているが、現在のところ、フィリピン弁護士連合会としてどういった立場に立つのか、方向性もはっきりしていない。最高裁判所から、外国法弁護士の活動に関するフィリピン弁護士連合会からのコメントを求められているが、これから各方面からの意見を聴取する予定である²⁰⁵。2012年ごろに、オーストラリアから、オーストラリア法弁護士の活動に関してテクニカル・ワーキング・グループを作って検討してほしいとの依頼があったと聞いているが、まだ結論に至っていない。外国法弁護士活動に関しては、明確なルールはなく、かつ議論も止まっている状況である。いずれ議論が行われ

²⁰⁴専門職は憲法上原則としてフィリピン人に留保されるが、業種によっては互惠条項があり外国人にも認められ得る。しかし、弁護士に関しては、フィリピン人が外国で弁護士になることが認められていたとしても、当地で外国人が弁護士になることは認められない。

²⁰⁵ヒアリングは2015年12月に行われ、その時点では、2016年1月より開始するとのことであったが、本ヒアリング時点では、いつまでにまとめるかは不明であった。

何かしらのガイドラインができると思われるが、他に優先して検討すべき事項がある中、本件の検討は中断しているようだ。

無資格でフィリピン法弁護士活動を行う場合、フィリピン法弁護士であると偽っていれば刑法犯になる。一方、フィリピン法弁護士でないことを明確にしたうえで活動を行った場合、憲法上の規制の違反として、ビザの剥奪、強制国外退去となり得る。

リーガル・エイド・プログラムに基づき、貧困者に対する無料相談も行っている。Public Attorney's Office は政府から金銭が支払われているが、弁護士連合会のリーガル・エイドは、弁護士がボランティアで行っているという点が異なる。

日本人の中に、フィリピンで困窮している人がいることは知らなかった。逆に、日本でも法律問題で困っているフィリピン人がいる。例えば、日本人男性と結婚して日本に来たものの離婚して日本に残って就労するフィリピン人女性は多く存在する。フィリピン弁護士連合会は香港の弁護士会と非常に良い関係を構築しており、出稼ぎに行くフィリピン人支援を行っている。日本の弁護士会ともタイアップすることができないだろうか。そうすれば、日本にいるフィリピン人の支援も、フィリピンにいる日本人の支援の両方につながるのではないか。法務省なのか、弁護士連合会なのか、そういったことができるところと話をさせてほしい。

第3 日本の法曹有資格者の活動環境

1. はじめに

当地における日本の法曹有資格者の活動環境は、まだまだ発展途上段階にある。上記の通り、フィリピン法弁護士活動を行うにあたっての国籍制限が設けられ、外国法弁護士活動に関する規定が未整備であることもその理由のひとつではあるが、弁護士活動に対する規制の存する諸外国における日本法弁護士の活動状況や、当地において同様に活動を制約される日本の公認会計士の活動状況と比べても、当地における日本の弁護士の活動は鈍い。しかし、そのような状況下においても、当地で活動中又は活動経験を有する日本の法曹有資格者は数名存在する。日本の法曹有資格者の活動領域をフィリピンに拡大させるにあたっては、これらの弁護士の活動内容や日本法弁護士の需要に関する考え方が参考になると思料し、以下、日本法弁護士の進出状況及び各弁護士の声を報告する。

2. 日本の法曹有資格及び法律事務所のフィリピン進出状況

当職の認識する限り、2016年1月末日現在、日本の法律事務所のフィリピン支店は存在しない。唯一、1つの法律事務所が、当地法律事務所と提携しジャパンデスクを設置し、日本の弁護士を派遣している。

当地で長期的に活動する日本の法曹有資格者は2名である。常駐者は当地法律事務所に現地採用として就労する当職1名のみである。もう1名は上述の当地法律事務所と提携する法律事務所の所属弁護士である。当該弁護士は、日本及びフィリピンで活動を行っているため、当地には月に約2週間程度滞在する。他に、現在及び過去に当地で研修を行った弁護士は複数名いるものの、当職の認識する限りいずれも3～6か月の短期に過ぎない。当職の認識する限り、2014年から2016年1月末日までの間、当地で研修を行った弁護士は6名で、うち5名は当地の法律事務所を研修先とした。残り1名は、2015年に米国留学に先立ち半年間国際移住機関（IOM）²⁰⁶フィリピン事務所で研修を行った弁護士である。また、同年IOMにはジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）制度を利用して日本の裁判所書記官経験者も所属していた²⁰⁷。

3. 具体的活動内容

上記「第2 当地の法規制 2 フィリピン法律実務に関する規制」に記載の通り、日本の法曹資格者は、フィリピン法に関して直接法的支援を行うことはできない。そのため、当地の日本法弁護士は、いずれもフィリピン法弁護士有資格者と共同しての間接的な支援を行っている。

当地で活動中または活動経験を有する弁護士²⁰⁸から、活動内容、当地における弁護士の需要に関する意見等についてヒアリングを行った。ヒアリング内容を以下に紹介する。また、当職の活動内容も併せて記載する。

(1) 弁護士 A

フィリピン滞在期間

2015年1月～現在

日本で弁護士活動を行っている関係上、日本及びフィリピンを頻繁に往復しており、フィリピンには1か月に約2週間滞在している。

²⁰⁶International Organization for Migration

²⁰⁷本調査を行った2015年は偶然日本の法曹関係者が2名IOMフィリピン事務所に属していたことは、日本の弁護士の海外進出を検討するにあたり興味深いものであるが、このことから直ちに日本の法曹有資格者の活動領域がIOMフィリピン事務所のような国際機関に拡大されるという結論は導くことができない。即戦力としての専門的領域の知識経験が求められる上、研修生は経済的待遇に恵まれていない。研修生やJPOとしての採用から正規職員としての採用に至るためには本部の予算獲得が必要となり、フィリピン事務所の一存で決めることはできない。

²⁰⁸当地で研修した弁護士を含む。

活動内容

日本の所属法律事務所が加入している国際的ネットワークのメンバーファームである当地の法律事務所²⁰⁹と提携し、ジャパンデスクとして日系企業をサポートしている。具体的には、ローカル弁護士と日系企業のやり取りの橋渡しをすべく日本語で日系企業に対応している。

取扱分野は広く、会社設立、M&A、労務問題、知的財産権、訴訟等を扱う。フリーペーパーにコラムを掲載している²¹⁰ことに加え、日本大使館の弁護士リストに名前が掲載されていることから、個人案件について問い合わせを受けることもあり、その中には刑事事件や困窮邦人も含まれる。また、既に顧問弁護士からのアドバイスを受けた企業からセカンド・オピニオンを求められることもある。

当地では、日本の弁護士はフィリピン法弁護士活動を行うことができないことから、日系企業又は在留邦人とのミーティングには必ずフィリピン人弁護士に同席してもらい、あくまでも橋渡しという立場を守っている。

当地における日本の法曹有資格者の需要に関する意見

当地での1年以上に及ぶ活動からは、当地において日本の弁護士の需要はあると考える。

中小企業の進出が増加しており、多くの経営者又は担当者が言葉の壁を抱えている。そのため、日本語での対応を望む企業が多くみられる。当職は、日本語のサポートが必要な顧客に対して、会議に同席してフィリピン法弁護士との会話の通訳を行っている。法的素養の無い顧客に対しては、法的概念やポイントとなる点を平易な言葉で解説し、法的素養を有する顧客に対しては、フィリピン法の特殊性を説明している。もっとも、当地に進出する企業の担当者に法務出身者は少なく、前者の需要が大きい。

また、フィリピンでは、正しい情報の取得が難しいという印象もある。日系企業は日本語での情報取得を好む傾向にあるが、日本の弁護士による日本語のフィリピン法情報は極めて少なく、日本語のフィリピン法情報はコンサルティング会社や会計士によるものが多い上に、必ずしも最新の情報とは限らない。また、英語で情報を取得しようとしても、政府機関等のウェブサイトによる情報検索が困難であったり、担当者に確認しようにも人によって回答が異なることがある。

²⁰⁹ Quasha Ancheta Pena & Nolasco (Quasha Law)

²¹⁰ 2015年1月より、当地の月刊の日本語フリーペーパー「Philippine Primer」に、フィリピンの法律に関するコラムを掲載している。

さらに、英語圏であることから、直接フィリピン人弁護士とコミュニケーションを取る日系企業も存する。しかし、日系企業ならではの考え方や風習はフィリピン人弁護士に理解されないことも多々ある。日本の企業法務に通じた日本人弁護士が日系企業のニーズを把握し、フィリピン人弁護士との間をつなぐことは日本の弁護士に適任であり、ここにも日本の弁護士の需要がみられる。

(2) 当職²¹¹

フィリピン滞在期間

2012年12月～現在。活動期間は2013年9月～現在。

ローカル法律事務所²¹²のジャパンデスクとして現地採用。

活動内容

マーケティング活動、日本企業サポート及び情報発信を行う。

A. マーケティング活動

当職が入所した当時、勤務先法律事務所は日系企業の顧客を有せず、また、当職の認識する限り当地法律事務所では活動する日本の弁護士は存しなかった。そのため、当職が日系企業を訪問し、日本の弁護士による支援の需要を掘り起こしながらマーケティング活動を行っている。

日本の法律事務所に所属しておらず日本からのバックアップ体制がないため、日本からの顧客紹介は少ない。一方、日本の法律事務所の後ろ盾なくとも、地道なフィリピン国内のマーケティング活動は少しずつであるが実を結び、顧客基盤を拡大している。

B. 日系企業サポート

日系企業とフィリピン法弁護士との間のコミュニケーションの補助を行う。企業対応を主とし、会社設立、労務、M&A、コーポレート分野、訴訟等、幅広い分野に対応する。日本語で話したいという顧客の需要は大きく、会議においては、日系企業側が日本語で話し、当職がフィリピン人弁護士に状況及びポイントとなる点を説明し、フィリピン法弁護士の英語の説明を日本語で解説するといった形をとっている。フィリピン法弁護士が作成した英文の意見書の内容が理解しにくい場合、記載内容理解のための補助を行う。法律実務を行っているとの印象又は誤解を避けるため、ミーティングにフィリピン法弁護士に同席してもらう等活動の仕方には注意している。

²¹¹本報告書を作成する立場でありながら、当地で活動する弁護士の一員として活動状況を報告することには異論があろう。しかし、当職は当地に常駐して活動する唯一の日本法弁護士であり、活動期間も最も長い。そのため、本報告書には当職の活動状況の報告も不可欠であると判断した。ただし、弁護士の需要に対する個人的な意見については割愛する。

²¹²Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez and Protacio (C&G Law)

スピード感やレスポンス等のフィリピン人の働き方と日系企業の期待にずれがあり、そのずれの調整も行っている。

C. 情報発信

日系企業、在留邦人に対する情報発信として、2014年5月よりフィリピン日本人会商工会議所月報「P-Business」に、2014年10月より当地邦字日刊紙日刊まにら新聞に、毎月1本ずつ日本語の法律コラムを掲載している。

(3) 弁護士 B

滞在期間

2014年2月～5月

活動内容

クライアント訪問によるリーガル・サービスのニーズ、マーケット・トレンドの把握

フィリピンにおける日本の弁護士の需要

まず、一部の企業を除き、日系企業（日本本社及び日系のフィリピン現地企業）の多くは、フィリピンのどこの現地法律事務所又は弁護士に問い合わせればよいのかを理解しているところが少ないと思われる。そのため、法律問題が発生した場合、日系企業は、まず、弁護士ではない現地のコンサルタントにコンタクトし、簡単な問題であればコンサルタントがアドバイスをを行い、難しい問題であれば現地コンサルタントから弁護士を紹介してもらうというのが、フィリピンにおける法律問題の処理の流れであると考えられる。そのため、日本人弁護士の役割として、まず、日系企業の直面する問題を適切に解決できる現地弁護士を紹介するところに意義がある。

次に、専門性のある弁護士を紹介したとしても、フィリピンの現地弁護士が、日系企業の担当者の抱える問題を正確に理解し、解決方法を含め、適切にアドバイスできる可能性は高くはない。具体的には、フィリピンの現地弁護士には、企業の事業の背景、日本本社に説明する際の理由付け・内容、問題の解決方法にまで踏み込んでアドバイスするという視点に欠けていることが多い。そのため、日本の弁護士が、フィリピン人弁護士との間に入って、日系企業に対して適切なアドバイスがなされるようクオリティー・コントロールをする必要・意義がある。なお、フィリピン人は英語が堪能であり、他のアジア諸国（ベトナム、タイ、インドネシア）のように、言語の問題で、コミュニケーションそのものが難しいということはないが、法律用語・ビジネスのニーズを正確に理解して意思疎通するには、企業法務の裏付けが必要となる。とりわけ、フィリピンの日系企業では、総務・法務等の間接部門の出身者が多く駐在しているわけではないため、例え、言語が英語であったと

しても、日本人弁護士が、フィリピン人弁護士と日系企業間のコミュニケーションをサポートし、日系企業が正確なアドバイスを受けられるようにする意義があるといえる。

フィリピンの法運用の実態

フィリピンの法制度は体系的に整理されているわけではなく、また、特に下級裁判所の判断も合理的ではないことが多いと言われている。

日系企業の遵法意識

日本本社のコンプライアンス意識は年々高まってきており、それに伴いフィリピン日系企業の遵法意識も高まってきているといえる。

(4) 弁護士 C

滞在期間

2015年4月～8月

活動内容

海外留学後の研修先として当地大手法律事務所に派遣された。

当地では、日系企業が M&A 等でフィリピン進出するにあたってのサポートを行うことが多く、特に M&A においては、日本の法律事務所が案件をグリップし、当職はフィリピン側で調査活動等の現地の弁護士のサポートを行った。日本の所属事務所の案件に関与することが多かったが、フィリピンの日系企業の案件に関与することもあった。日系企業とのやり取りは基本的には日本語であった。研修中に取り扱った案件の顧客はすべて企業であり、個人案件はなかった。

研修先法律事務所は既に多数の日系企業顧客を抱えている。特定の日本企業対応チームは無く、フィリピン人弁護士が各自で日系企業を顧客として抱えている。また、研修先法律事務所と日本の所属事務所との共同で、フィリピン駐在の日系企業の方を対象としたフィリピン法に関するセミナーを開催した。

当地における日本の法曹有資格者の需要に関する意見

フィリピンの日本人弁護士マーケットは黎明期である。これまで日本の弁護士による進出が進んでいなかったため、日本人弁護士が存在しない前提で法務問題に対応する企業が多かった。しかし、近年、安定した経済成長を背景にフィリピンへの進出を検討する日系企業が増えており、それに伴い、日系企業のフィリピン法への関心も高まっている。フィリピンは担当窓口ごと

に説明内容が異なり、法制度の不安定さも否めない。そのため、日本の本社側としてはフィリピン側からの説明が多々必要になる。しかし、日本側の事情や慣習をフィリピン人弁護士が理解することは容易でなく、その結果、日系企業側から見ると質の低い、不十分なアドバイスが提供されることがあり、日系企業とフィリピン人弁護士の信頼関係に溝が生まれる。日系企業側の事情を理解しながら、フィリピン人弁護士と十分にコミュニケーションが取れる英語力を持ち、フィリピンの事情にも精通する日本人弁護士であれば、フィリピンに進出する企業の支援の役に立つと考える。最近では、少数であるが日本の弁護士もフィリピンで活動している。日系企業も少しずつ日本の弁護士について認識し始めている。フィリピンの日本人社会は、他の日系企業の評判や紹介を非常に大事にするため、評判が評判を呼ぶと思われ、今後のマーケットの拡大が期待できる。ただし、マーケット全体の規模は、現在拡大しているとはいえ、他の東南アジア諸国に比べれば比較的小さく、また、フィリピンにおいては、外国法事務弁護士制度が設けられていないため、当面はフィリピンに常駐することなく、主に日本、シンガポール等の第三国から、信頼できるフィリピンの法律事務所と提携しながら日系企業を支援するという形でサポートが行われることが想定される。ただし、外国法事務弁護士制度が設けられる等日本人弁護士が活躍しやすい制度が整備されれば、今後マーケットが急速に拡大していくことも期待できる。

フィリピンは、英語が公用語であることから、日本人弁護士として仕事のしやすい環境である。フィリピン人との付き合い方も重要であり、英語さえできれば足りるものではない。フィリピン人の気質を理解し、フィリピン人弁護士との信頼関係を構築するためにも、短期間ではあってもフィリピンの法律事務所の経験を積むことは重要であると考えられる。

(5) 弁護士 D

フィリピン滞在期間

2015年3月～5月

活動内容

フィリピン滞在期間

2015年3月～5月

活動内容

海外留学後の研修先として当地大手法律事務所に派遣された。

フィリピンでは、特許案件、労務案件等について、担当フィリピン人弁護士と共に日系企業サポートを行った。ただし、フィリピン法弁護士には国籍制限があるため、調整役という形での関与であった。

研修を進めるにつれ、レスポンスのスピードや回答の示し方等をはじめ、フィリピン人弁護士と日系企業の間には、仕事に対する考え方の大きなずれを感じたため、研修先事務所の所属部署内ミーティングで日系企業対応のためのセミナーを開催した。フィリピン人弁護士も、日本人が時間に正確なことを認識しているが、期限を守らないことによる影響についてまでは理解していないようであった。

日本の弁護士の活用に関する意見

日系企業はフィリピン人弁護士に対して高いものを求めているが、フィリピン人弁護士はそれ以上に期待を下回る対応を行うことがある。レスポンスの速さ等、日本人弁護士が間に入ることにより日系企業が求める質を保ちうると考える。

日系企業側の問題としては、言葉が一番の壁である。日本人は、公の場では分からなくても分かっているふりをしがちであり、会議が英語で行われる場合にはその傾向は強まる。フィリピンには法務担当者がいない日系企業も多く、ローカル弁護士とのコミュニケーションをためらう傾向もみられた。日本人弁護士が間に入ることで、日本人的な感覚で対応をし、質問をしやすように考える時間を与える等の改善を行うことができると考える。

他の国に比べ、フィリピン法は日本語の文献が少ない。そのため、法律の記載内容の解説を日本語で行うというサービスも考えられる。加えて、フィリピンの事情に精通している弁護士であれば、フィリピンの実務・事情を伝えることも可能となる。フィリピンに進出する日系企業の抱える法律問題は多岐にわたるため、様々な分野をカバーする人材が望ましい。

中小企業は日本語での解説の需要が高いが、大企業は日本語の対応が必須とまでは言い切れない。その一方で、大企業はクオリティの高さを求めることが多い。そこで、日系企業の懸念事項及びバックグラウンドを的確に把握し、フィリピン人弁護士と理解を共有し、仕事の質の高さを保つ過程に日本人弁護士が必要となるのではないだろうか。

(6) 弁護士 E

フィリピン滞在期間

2015年11月～2016年2月

インターンシッププログラムを利用して当地大手法律事務所にて研修。

活動内容

当地における日本人弁護士の需要調査を行い、日系企業5社を含む7社を訪問した。

訪問先からの企業の日本人弁護士の需要に関するコメントは以下の通りである。

- 「日本語で話せると安心感はある」
- 「フィリピン人特有の問題として、時間にルーズ、報告がない。この点は日本人弁護士の方が安心感がある」
- 「現地弁護士との信頼関係が構築される前（設立時等）であれば入る余地があるが、『今は信頼関係があるので、+1万ペソでもいない』」
- 「フィリピンの制度説明を日本人から受けたい」
- 「小さい会社、社内に法律問題を英語で話せる人材がいない場合は必要かも」
- 「設立の際に相談できると便利」
- 「確認先によって回答が異なることが多く、セカンドオピニオンとして欲しい」
- 「弁護士、会計士の品質に個人差があり信用できないことが多い。日本人弁護士の場合は信頼できる」
- 「社員は英語が堪能なため言葉の面で特に日本人弁護士の必要性は感じない。ジャパンデスクがあればそこに連絡するが、なくても困らない」

その他、訪問先からの情報は以下の通りである。

- 弁護士と顧問契約を締結している企業は5社、月額顧問費用は約1万ペソ（役員、秘書役代込みの場合も有り）
- 会計を外注する場合の月額費用は約2~3.5万ペソ
- 査証、税金、労務関連問題がメイン
- フィリピン特有の問題として、物事が正規の手続きを踏んでも進まず、コネが重要

感想

既進出企業は、日本人弁護士がいない現状でオペレーションができているため、プラスの費用をかけてまで日本人弁護士を利用したいというモチベーションは希薄である。そのため、既進出企業を取り込むためには、言語以外に付加価値が感じられる新たなサービスを考える必要がある。他方で、それらの企業も進出時には、現地弁護士が信用できない、英語でのコミュニケーションが難しい等と日本人弁護士（必ずしも弁護士である必要はないが）の必要性を感じていたため、進出時のサポート役としては需要があると思われる。

将来的に国内市場をターゲットとした企業が増えるような場合には、契約関係（ドラフト、レビュー）で関与できる機会があるように思われる（今回はPEZA企業が多く、国内市場をターゲットとする企業を訪問していないため、実際のところは不明です）。

(7) 弁護士F

フィリピン滞在期間

2014年12月～2015年2月

インターンシッププログラムを利用して当地ローカル法律事務所にて研修。

フィリピンの法律事務所での研修内容

- ・会社設立（現地法人、駐在事務所設立等）のサポート
- ・コーポレート業務のサポート（増資や株式譲渡の際の定款変更、議事録作り、その他附属書類の作成、株式譲渡証明書の取得、事業許可取得の調査や申請代行等）
- ・その他日本企業のフィリピンでの事業活動に付随する法律相談のアシスタント（口座開設の相談を受けフィリピンの銀行に必要な書類や要件を聞いたり、特定の事業が法令に抵触するかの調査をしたりする）等を行った。

フィリピンにおける日本の弁護士の需要

日本人弁護士がフィリピンで活動する場合は、どうしても日本人であることを活かして、日本企業に対して、現地事務所との橋渡しをするコンサル的な業務になるのだろうと思う。

そうすると、フィリピンにおける日本人弁護士の需要は、フィリピンに進出する（それを検討する）日本企業の数に左右されると思うが、国際社会におけるフィリピンの今後の発展可能性、内需の拡大、一方で外資規制を始めとする法律の不安定さ、司法制度や社会制度の複雑さや敷居の高さ、現地弁護士の人数の少なさ等を考えると、日本人弁護士が仲介に入ることの潜在的な需要は今後もあるのでは、と考える。

特に、マカティでは、コンサル会社や日系会計事務所、日本語対応できる現地事務所等も比較的沢山あってニーズは満たされているかもしれないが、セブやダバオ等の地方都市は、日本人弁護士はまだいない（だろう）一方、日本企業は進出しているので、需要はある気がする。

また、日本人弁護士がフィリピンで仕事をする場合、(1)日本の法律事務所の海外支店としてフィリピン事務所に行く、(2)フィリピンの現地の法律事務所に入る、(3)日本企業の進出支援をしているコンサル会社、税理士事務所等に弁護士として入る、等が考えられるが、最近(1)の動きが最近活発化している気がする。

従来は、海外進出の法的支援といえば、四大法律事務所のような大規模事務所に多額のフィーを払って依頼するのが一般的だったと思うのだが、最近では、ベンチャー向け、中小企業向けに低価格で海外進出支援をする法律事務所（いわゆる老舗法律事務所ではない）がでてきた。それらの法律事務所は東南アジアへ支店を出していたりして、現地へ赴任する日本人弁護士の求人を見かけたり、若手弁護士がいきなり海外（東南アジアの支店）に赴任したという話を聞いたりする。

フィリピンにそれらの事務所が支店を持っているか不明だが、そのような点からも、日本人弁護士のニーズはまだあるのかなという感じがする。

ただ、日本人弁護士も「バッジがあるコンサルタント」にすぎないため、現地にあるたくさんの日本企業向けのコンサル会社、会計事務所等とどのように差別化し、付加価値を提供していくかは工夫が必要であるし、地方に進出している中小企業は、（偏見かも知れませんが）そんなに遵法精神も高い企業ばかりではないと思うので、需要の掘り起こしは必要かもしれないと考えた。

フィリピンにおける日本企業・在留邦人の法律順守意識と法運用の実態

少なくとも法律事務所に相談にくるような日本企業は、現地で事業活動をしていくため、必要な法律は守って、必要な届け出や手続きは履行しようという姿勢が見られた。

むしろ、事業活動に支障を来さないよう、疑われそうな場合には事業許可を取っておいたり、払うべきか悩ましい税金？でも払っておく等の念を入れた対応をしている（その方が結局安上がり）という印象を受けた。

法律事務所に相談に来ないような企業・個人の遵法精神は良くわかりません。フィリピンで知り合った方の中には、自力で会社設立・事業活動に必要な手続きを数年かけて完了した事業者もいる一方、怪しげな企業があったり…傾向として、中規模以上の企業は法令を守ろうという意識はあるが、個人事業主や地方にある企業は不明、と思いましたが、独断と偏見である…。十分なサンプル数に基づく回答ではない。

日本人弁護士によるフィリピン日系企業及び在留邦人に対する支援策

ア 対企業

フィリピンにいる日本人弁護士が、フィリピンの日本企業にどのようなサービスを提供できるかについては、

●フィリピンにおいて日本企業が通常必要となる法的手続きや訴訟対応（会社設立や各種届け出、事業のコンプライアンス調査等）の補佐（現地法律事

務所との橋渡し、フィリピン人弁護士とともに法律相談に同席して助言をする等)

●フィリピンの法律事務所のマッチングサービス（事業内容、予算規模、相談内容に応じて、適切な現地法律事務所を紹介するサービス。必要に応じて税務会計事務所や通訳・翻訳をセットで紹介する等すれば、ワンストップサービス？が提供できる。これは現在、弁護士会や日弁連等が独自に試みているとは思いますがまだまだ不十分だと思う。その結果、JETROのリストや取引先の紹介等限られた選択肢の中で法律事務所を選んでいる現状だと思う)

●外資規制で取締役にはフィリピン人が必要な場合のマッチングサービス（あまり現実的ではないが…。外資規制でフィリピン人が必要な場合に、フィリピン人ロイヤーを紹介する等。）

等のビジネスモデルを考えた。特に、フィリピンの法律事務所のマッチング&紹介サービスは、ニーズがあるのではないかなと思う。フィリピンの法律情報を総合的に発信するポータルサイト等と連動して運用すれば効率的かなと考えた。

イ 対個人

フィリピン人と日本人の離婚事件の案件で、外国判決の認証手続きの代行や、日本人が現地で刑事事件を起こした等の際に駆けつけて、フィリピン人弁護士の補佐的な業務をする等の支援が考えられる。

日本国内にいと、フィリピン人と日本人の離婚事件は比較的多い印象があるが、このような純粋な対個人の支援のニーズはそんなに高くないかなと思う。

フィリピン滞在中に巻き込まれたトラブルとその対処方法

ア 巻き込まれたトラブル

私はインターン受入れ機関が過保護なくらいに手厚いサポートをしてくださったこともあり特にトラブルに巻き込まれたことはなかった。インターン仲間は以下のようなトラブルに（私の渡比前に）遭っていたようである。

・通勤時間帯の混雑したアラヤ駅から、（取材先のパーティーに出席するため）ドレスアップした姿で日本人2人（男女）で電車に乗ったところ、女性の車内で肩にかけていたバックを何者かにナイフで切られ、中の財布等を奪われそうになった。彼女が抵抗したため財布等は取られなくて済んだが、バックをナイフで切られた際に、腕にも切り傷を負った。

・別の女性インターンは、市内を歩いている際に現地の人から道を訊かれ、意気投合したため、その後一緒に食事をしたところ、食べ物に睡眠薬が入っていたことから、意識が朦朧とし、その間にキャッシュカードからお金が引き出された。

そのため、私の渡比前に末尾に記載したような注意喚起が、インターン派遣団体からなされた。

また、トラブルと言うほどではないが、インターン仲間を見る限り、高い割合で大きく体調を崩しており（気管支炎、アメーバ赤痢等、中には自己責任の病も含む）、インターン業務の妨げとなっていた。

イ 対処方法

対処方法としては、治安面に関しては、上記のトラブルを招いた原因の一部はインターンの行動にもあった（現地の治安状況をよく理解せず混雑した駅を利用する、見知らぬ人と食事をする等）。

インターンは、寂しかったり派遣された国にとけ込みたいと考えたりしたがゆえに、現地交通機関を利用したり、現地の友人を作ろうとしたと思うが、そのような心理と上手くバランスを取って、現地の治安や社会状況を良く理解して、一線を画した行動すれば、トラブルは防ぎうるものとする。体調の面では、海外に行くと体調の変化がおきやすい上に、特に6か月程度の短期滞在の赴任の場合は、なじむ前に戻ってしまうのである程度体調を崩すことは仕方がないと考え、きちんと保険に入っておくことが大切と思う。

その他

今、日本国内でも、個別に海外進出支援の取り組みは様々になされていると思う。

例えば、私の所属する第二東京弁護士会 国際委員会でも、海外支援プロジェクトチームを結成し、国ごとに情報収集やサポートの事例を集積しようとしている。私はフィリピンとフランスチームに所属しているが（まだ形ばかりで全く貢献していません…）、ラオスチームだと、現地の弁護士会と協定を結んだり、相互にインターンを派遣し合ったり、数カ国チーム合同でセミナーを開催したりと、色々な企画があるようだ。

また、横浜修習でしたが、横浜弁護士会でも、私が修習生の当時、独自に海外支援ができる日本人弁護士のリストを作ろうという動きもあった。

さらに、海外進出支援に熱心な国内法律事務所は個別にセミナーを開いたりしているし、JETROや法務省も海外進出支援に関しては、本件調査を始めとする色々な取り組みをしているように思う。

このように色々な組織で、独自に、似たような調査やリスト作りやセミナー等をやっているなら、それらの機関同士の連携があったら効率的なのにな、と思ったが、縦割りであるし難しいのだろうとは想像する。

また、フィリピンへの進出支援や、現地の法制度等については、JETROのサイトくらいしかまとまっているところがなく（私の知る限り）、JETROも法律に特化している訳ではないので、フィリピンの法律に関する情報を集積できるインターネット上のポータルサイト等があったらいいと思う。

フィリピンは約1億人、人口の平均年齢23歳の若い国で、英語が話せて人懐っこい明るい文化、案外まじめに仕事をする優秀な国民性等々、成長可能性がある大いにある将来楽しみな国である。

<注意喚起>

基本的な心構えとして、犯人側は予めターゲットを絞った上で犯行に及んでいることが多いと考えられるため、常に他人に見られていると認識し、次の点に注意することが必要です。

- 多額の現金や多くの貴重品を持ち歩かない。
- 空港や市内両替所で一度に多額の両替・換金をしない。
- 目立たない行動や周囲の雰囲気溶け込むような服装を心がける。
- 犯罪を誘発する人目をひくような立ち振る舞いは厳に慎む（人前で大金を見せ、札びらを切る、フィリピン人を人前で罵倒する等）。
- 夜間あるいは人通りの少ない場所の一人歩きは避ける。日中外出する場合でも周辺には十分注意する。
- 夜間、特に深夜から明け方にかけての航空便で到着する場合は、空港から都心部への移動は信頼のおけるホテルのハイヤー等を利用する。なお、顔を知らない現地人運転手等の出迎えが予定されている場合等は、あらかじめ待ち合わせの場所や出迎え者の人定等を確認しておき、空港到着時、出迎え者の身分証明書の提示を求める等、確実な方法で再確認を行うようにする。また、待ち合わせについて事前に話し合う際には、たとえば出迎え者が手に持つネームプレートには漢字の名前だけ明記してもらい、社名や肩書きは記入させないようにする（不特定多数に対して身分を明らかにしないようにする）等の工夫をする。
- 空港で流しのタクシーやタクシー利用を持ちかけられた場合、白タクのおそれがあるため、タクシーを利用する際には、空港所定のタクシー乗り場から利用する。（実際、外国人が、日中に空港から都心部への移動に流しのタ

クシーを利用し、運転手に銃器を突きつけられて強盗被害に遭った例がある。)

○街中でタクシーを利用する際は、最寄りの大きなホテルまで行って乗る、又は現地の事情に詳しい知り合い等に同乗を依頼する。また、マニラ首都圏のタクシーであれば、車体側面にタクシー（会社）名、車番、連絡先電話番号が記載されているので、それらを控えておくとともに、携帯電話を所持していれば、訪問先関係者に連絡する等万一に備えた措置を取る。

○見知らぬ人から日本語等で親しそうに話しかけられた場合、誘いに乗って一緒に行動すると、睡眠薬強盗やいかさま賭博等の被害に遭う可能性が高いので、最初からできるだけ取り合わないよう心がける。

○生命と身体の安全を最優先する。何らかの犯罪に巻き込まれ、身の危険を感じた場合は絶対に抵抗しない。

○万一に備え、海外旅行保険に加入しておく。（フィリピンでは、保険や実費で治療費を負担できないことがわかると診察や治療を受けられない（診療を断られる）ことがある。また、病気や事故に遭ったときの治療費や緊急移送にかかる費用は予想以上に高額になるので、移送費をカバーする十分な補償額の海外旅行保険に加入しておくことが不可欠である。）

(8) 弁護士 G²¹³

留学期間

2015年8月～現在

フィリピンで活動することになった動機等

A. 留学に至った経緯

所属事務所においてフィリピン関連の案件に関与していたことから、同国及びASEAN諸国に関連する分野について知見を深めることを志向し、現地弁護士にも相談し現在の大学院に留学することになった。フィリピンの法科大学院に留学をした日本人弁護士は、過去にはいないと思われる。

フィリピンを選んだ理由は、日本企業の進出が加速する中、東南アジア法務に対する需要が今後更に増大すると考えたこと、特に近年も6%程度の成長率を維持しており、今後30年以上人口ボーナス期が続くこともあり経済成長面での見通しが明るいこと、英語が公用語であり語学力の向上も見込め

²¹³2015年8月より当地のロースクール、アテネオ・デ・マニラ大学法科大学院修士課程に留学中であり、日系企業又は在留邦人を支援する活動には携わっていない。しかし日本の法曹有資格者として当地を留学先に選択した理由、留学経験者による当地における日本の法曹有資格者の需要に関する考え方は本調査報告にとって貴重な声であると判断し、意見を聴取することとした。

と思われたこと、人々が一般に明るく、日本に対する親しみを持っていることである。

もっとも、日本での法律実務を通じて得た人的関係の存在がなければ、フィリピンに留学することはなかっただろう。これらの人間関係により、留学先の選定のみならず、コンドミニウムの賃貸契約をはじめとする現地での生活環境の整備や現地法曹関係者等との交流の機会等、様々な面で便宜を図っていただき、関係者には感謝している。フィリピンは日本に劣らずコネ社会であるといわれるようであるが、日本同様の義理人情が通じる世界でもあると感じる。

B. 留学後の感想

現地での法科大学院の学生・実務家教員及びその他の法曹関係者と接して感銘を受けたこととして、多くの方が国の経済発展・経済的不平等の打破に寄与するという高い志を有していることである。順調な経済成長の影響もあってか、国全体についても、自らのキャリアに関しても、明るい未来を信じる前向きな雰囲気を感じられる。高齢化が進む一方で世界経済における地位が相対的に低下し続けている中で、法曹人口の急増を受け、ともすれば悲観的な意見が目立つ日本の法曹界とは、好対照をなしているといっても過言ではない。

ASEAN 経済共同体も発足し、フィリピン国内では ASEAN を媒介とした経済発展への期待が高まりつつある。他方で、日本との経済関係は現在でも重要視されている。ラーメンやとんかつといった和食の人気の高まりもあり、日本企業から見た場合に、国内中間層を中心としたマーケットとしての魅力も今後ますます増大すると思われる。

現在、EPA に基づくフィリピン人介護福祉士、看護師の日本への受け入れに加え、神奈川県及び大阪府を特区としたフィリピン人家事労働者の導入が始まろうとしているところである。日本における若年労働力の不足に鑑みると、日本とフィリピンとの経済的結びつきは、両国間の人の往来をも増大させながら、今後ますます強くなるはずである。このような情勢下において、フィリピンにまつわる日本人弁護士の活動領域も急速に拡大するはずであるし、またそれを実現することが自らの使命であると考えている。

現地の法的規制及び運用に関連する弁護士の存在意義

フィリピンにおいては、法制度及びその運用についての予測可能性が低い。後述するように、法律は存在するものの施行規則や執行を司る機関が存在していないような場合や、複数の法規制が重複して存在しておりその相互関係が明らかでない場合が少なくない。その結果、法的知識及び実務に通じた専

門家のチェックを経ずに事業活動その他を進めると、不測の事態を招致する可能性がある。

邦人の活動に際し、このような予測可能性の低さに起因するリスクを除去するためには、弁護士による適切な助言を得ることが重要であると考えられる。以下では、法的規制に係る予測可能性の欠如についての例を参考として挙げる。

① フィリピン競争法 (Philippine Competition Act)

2015年8月、当地における包括的な競争法としてフィリピン競争法が成立した。同法は、EU及びアメリカ合衆国の法制を参照し、カルテルその他の共同行為、優越的地位の濫用、企業結合等を規制する近代的な競争法である。複数の分野で少数の大企業による市場の寡占状態がみられるフィリピン国内において、同法は、消費者利益の拡充、産業全体の競争力強化・活性化につながり得るものとして、多大な期待を集めている。

しかしながら、同法が実効的に機能するか否かについては、現在のところ若干の不安があるといわざるを得ない。同法は、5条において、同法の発効日から60日以内に規制当局（日本でいう公正取引委員会）であるフィリピン競争委員会 (Philippine Competition Committee) を組織するものとされているが、2016年1月現在、構成員の任命等の動きはなく、未組織のままである。また、同法50条により、フィリピン競争委員会は同法の発効日から180日以内に同法の施行規則を制定するものとされているが、当該委員会自体が未成立であることから、期限内に制定されることはないと予測される。

また、フィリピン競争法については、経過措置として発効日から2年間は同法に抵触する行為があっても取締りがされないこととなっている。

加えて、フィリピン競争法の発効により、競争法に関連する従前から存在した法規制の一部は失効し又は同法と整合するよう修正されたが、依然として効力を保つものもある。

このように、現在、競争法に関する規制の状況は複雑化しており、事業者の意思決定の法令適合性判断や将来の予測が困難となっている。

② 個人情報保護法制

類似の状況は、個人情報保護法制においても存在する。

2012年、APECの電子商取引運営グループ (Electronic Commerce Steering Group) における取組み結果等を踏まえ、データプライバシー法 (Data Privacy Act) が成立・発効した。その内容は、日本の個人情報保護法

と同様、個人情報を取り扱う者に対し目的外利用の禁止等の義務を課すとともに、個人情報の主体に開示・訂正請求その他の権利を付与するものである。

しかしながら、データプライバシー法は、成立から3年以上が経過した現在においても、その施行規則を定めるべき国家プライバシー委員会の任命が行われておらず、事実上施行されていない状態が継続している。

したがって、現状では、個人情報の保護は、憲法、民法、刑法、盗聴防止法、電子取引法等に散在する規定により賄われている。また、2006年発布の省令（DTI Department Administrative Order (DAO) No. 08、Series of 2006）は、事業者等の個人情報保護の責務を定めるものの、法的拘束力のないガイドラインにとどまっており、不遵守に対する罰則等も存在しない。

日本人弁護士が存在意義

フィリピンは英語が一般に通用するため、法的アドバイスに関しては現地弁護士と直接やりとりをすることが比較的容易であることから、あえて現地において日本人弁護士を必要とすることは少ないのではないかとも思われる。しかしながら、いくつかの理由により日本人弁護士の関与の意義は小さくないものと考えられる。

まず、法人・個人を問わず、日本人又は日本法人（あるいはその子会社等）がフィリピン国内において法律問題に直面している場合、多くはその問題に関連して日本法の問題も存在しているはずである。例えば、財産の得喪があれば、日本の税務・会計上の認識の問題があり得るし、日本法の域外適用が想定される事象も多々想定される。したがって、法的問題への対処に際し、日本法の専門家による検証を経ることは一般に有益であると考えられる。

また、当地においては、必ずしも弁護士の質が一定の水準を保っていないことも看過できない。事案を取扱う弁護士そのものの適格性を判断するには、現地の法曹関係者とのつながりを有し、法的助言の内容について判断する能力を有する者の助力が不可欠である。

最後に、法律に関するやりとりに関しては、法的知識及び思考についての素養が必要であり、英語での意思疎通一般に不自由がないとしても、この点が不十分な場合には、現地弁護士と単独でやりとりをした結果、誤解等によって重大な問題を招致する可能性が否定できない。

以上の点から、日本人弁護士によるサービスの必要性は大きいものと思われる。

4. フィリピンで支援活動を行うにあたって必要な素養

(1) はじめに

フィリピンにおいて活動する日系企業や在留邦人への法的支援を行うために、どのような技能・知識・経験が必要であるかを考えた場合、法曹資格者として法的素養を備えていること、英語でのコミュニケーションが可能であることのみでは、効果的な支援は実施できないと思われる。法的支援を行うにあたっては、法的素養や英語が技術的に必須であるのは勿論であるが、それと同等又はそれ以上に、フィリピンという国、フィリピン人という人を理解し、日本とフィリピンにおける文化・習慣の違いを認識した上でコミュニケーションをとり、活動することが肝要である。その点を見逃してしまうと、企業や邦人にとって真に必要な支援が行われなばかりか、さらなるトラブルを抱えてしまうことにもなりかねない。それは、改めて指摘するまでもなく、法的支援を行うには、支援を必要としている日系企業の日本人担当者や在留邦人とコミュニケーションをとれば足りるわけではなく、その企業のフィリピン人従業員やフィリピン人弁護士、邦人のフィリピン人家族や友人、さらにはトラブルの相手方のフィリピン人との信頼関係を築く必要もある。また、そもそもトラブルの内容や背景を理解するのに、フィリピン社会やフィリピン人に対する理解は不可欠である。以下、特に日本人が認識しにくい特徴について例示する。

(2) フィリピン人に人前で恥をかかせてはならない

フィリピン人とコミュニケーションをとる上で、日本人が最も理解しなければならないことは、フィリピン人は総じてプライドが非常に高く、絶対に人前で恥をかかせてはならないということである。恥をかかせるとは、大げさな話ではなく、他人が見ている前で何かミスを指摘する、相手を見下すような形で自分の自慢話をする、自分のわがままで相手を困らせるようなことを言う等、ほんの些細な言動も含まれる。

例えば、日本であれば、会議や交渉の場で相手の用いた数字や事実に関りがある場合、その場で指摘することは普通であるが、フィリピンにおいては余程親しい間柄でない限り、指摘してはならないと言われている。指摘する場合は、休憩時間や会議後に本人と二人きりになる等、他人が見ていない場で指摘し、本人が自分で気付いたような形でその他の人に訂正させるということが求められる。もし会議中に指摘してしまうと、恥をかかされたとして恨みを買うことになり、情報提供してもらえない、打ち合わせに呼んでももらえない等、その後の活動に大いに支障をきたすことになる（また、それは自業自得とみなされる）。

部下や使用人に対して、同僚が見ている前で注意したり、ましてや怒鳴ったりする行為も、同様に恨みを買うことになる。過去の出来事について「自分はAと言って、彼はBと言ったが、実際にAだった。自分が正しかった。」というような話も、注意を要する。「彼」にとっては、恥をかかされたと受け止める可能性があり、後々まで引きずることがある。

日系企業や邦人が抱えているトラブルにも、このような背景がある可能性があるため、事案を理解するためにも、この点を理解する必要がある。

(3) フィリピン人は家族や仲間を最重要視する

理屈として何が正しいか、厳密なルールに則って考えた場合にどのような結論が導かれるかといった技術的な検討よりも、家族や仲間といった広い意味での“Family”を重視することがある。これは、上述した体面の話とも繋がり、当事者や交渉相手と信頼関係を築くには、その人たちにとっての体面を考え、彼らが重視することに対して体面が保てるようにすることが、結果として最も円満かつ低コストでトラブルを解決し、協力関係の構築を支援することに繋がるということを認識する必要がある。逆に、日本における交渉のように、理詰めで相手を言い負かそうとしたりするのは、問題の解決を却って妨げる可能性がある。

(4) フィリピン人は会話の雰囲気重視する

これは、事実をありのまま話して会話の雰囲気が悪くなるよりは、多少のフィクションが混ざっても、良い雰囲気を保つことを重視するというフィリピン人の国民性を示す。即ち、フィリピン人のコミュニケーションのとり方として、相手にとって不都合であるが事実関係として正しい事、相手にとっては不満だが自分が責任を持つことが可能な締切や日時を言うよりも、その場の会話の雰囲気をより良くするために事実ではないが相手にとって都合の良い内容を話すということにつながる。即ち、必ずしも自らが認識している事実をそのまま話すとは限らないし、締切も現実的に自らが責任を持てる日時を言うとも限らない。日本人にとっては無責任とも思われるが、フィリピン人側に悪意は全く無く、それがフィリピン流のコミュニケーションであることを理解する必要がある。この点を理解していなければ、フィリピン人に対して無用の警戒心や差別感情を抱いてしまい、フィリピン人との信頼関係を築くことを妨げることに繋がる。

(5) 「日本ではこうだ」という常識は全く通用しない

交渉やコミュニケーションの場で、日本の習慣や常識を持ち込むことは、フィリピンを見下しているとの印象を与え、相手のプライドを大いに傷つけることに繋がる可能性がある。「郷に入っては郷に従え」という諺にある通り、当事者が日系企業や日本人であっても、フィリピンではフィリピンのルールや習慣に従うことが大原則であることを認識している必要がある。これは、理屈の面だけではなく、上述したような、日本人から見ると理不尽や無責任ともとれる実態や言動に対しても、粘り強く受け入れ、それに合わせた支援を実施する必要があるということである。

5. フィリピンで支援活動を行うことのリスク

(1) 法曹関係者が直面するリスク

フィリピンでは、裁判官や弁護士であっても、恨みを買って殺害されることがあり得るため、日本の弁護士がフィリピンで活動するにあたって、身の安全に関するリスクがあることを認識する必要がある。当職の認識する限りにおいても、**2015年**には**4**件の裁判官殺害事件が発生しており、担当事件が殺害の原因とみられている²¹⁴。

(2) 日本人同士のトラブル

数は多くないが、日本人が加害者として関与するトラブルも発生している。例えば、**2015**年、新日系人の認知及び日本国籍取得を巡っての詐欺事件が発覚し、同時期に発生した邦人殺害事件²¹⁵の当該詐欺事件との関りが疑われている。

新聞報道²¹⁶によると、ミンダナオ地方のフィリピン人女性**A**（以下「フィリピン女性**A**」という。）と関係を持っていた日本に居住する日本人男性（以下「**B**氏」という。）が、フィリピン女性**A**との間に生まれた子供**2**名（以下「子供ら」という。）の認知請求を巡ってトラブルとなり、対応に苦慮した**B**氏がミンダナオ地方に居住し当地の事情に詳しい日本人男性**C**（以下「**C**氏」という。）に相談したところ、**C**氏が**C**氏の配偶者**D**（以下「配

²¹⁴例えば、**2015**年**11**月**11**日、地方裁判所男性判事が射殺された。判事は自家用車を運転して帰宅する途中、信号待ちをしている間に、犯人の乗った車とオートバイが接近し、銃を乱射して逃走した（日刊まにら新聞**2015**年**11**月**13**日）

²¹⁵新聞報道によると、**B**氏に**C**氏を紹介したのが、当時マニラ首都圏の旅行代理店に勤務していた日本人男性（以下「**E**氏」という。）とされている。**B**氏は、殺害したはずの子供らからの認知請求を受け、子供らが死亡していないことを知り、**E**氏に問い合わせを行った。**E**氏はそれからほどなく、車を運転して帰宅する途中、オートバイの**2**人組に射殺された。そのため、新聞報道においては、**E**氏の射殺と本詐欺事件とのかかわりの疑いが報じられている。

²¹⁶日刊まにら新聞**2015**年**10**月**19**日付紙面、同年**11**月**3**日付紙面を参照

偶者 D」 という。) と共に、B 氏に対し、フィリピン女性 A、子供らその他弁護士等関係者 13 名の殺害計画を持ち掛けて、殺害を実行したように見せかけて金銭を詐取した事案である。

B 氏は、C 氏より全員殺害の報告を受け金銭を支払ったにもかかわらず、その後子供らによる認知請求の書面が届いたため、詐欺が発覚した。C 氏及び配偶者 D は、詐欺罪で東京地裁に起訴され、配偶者 D においては、既に東京地方裁判所にて有罪判決が下されている。

(3) 考えられるリスク

何かしらの事件に巻き込まれるリスクがあり、最悪の事態としては命を狙われる可能性がある。殺害まで至らなくとも、恨みを買って殺害予告を受けることはさほど珍しくない。上記の通り、フィリピンの裁判官や弁護士であっても恨みを買って殺害され得る中、日本の弁護士が例外と言える保証はない。フィリピンは銃社会であり、ヒットマンを安価²¹⁷で雇うことができるとの情報もある。実際に、現地新聞報道の限りでも、2014 年は 7 件、2015 年は 2 件²¹⁸の邦人殺害事件が発生しており、そのうち銃による殺害は 2014 年は 3 件、2015 年は 1 件である²¹⁹。

フィリピンで活動するには恨みを買わないことが非常に重要であり、日系企業及び在留邦人に対する法的支援策の検討にあたっては、法的支援を行う日本の弁護士が、身の危険を感じて支援活動を躊躇することのないよう、安全をいかにして確保するかという点も非常に重要なポイントとなる。

第4 日本 of 弁護士による効果的な法的支援の在り方の分析及び提言

1. 分析

日本の弁護士がとり得る支援策に関する現在のフィリピンの法制度の枠組みは以下の図表の通りである。フィリピン法についても、日本法についても、日本の弁護士が直接的にアドバイスを行うことはできない。また、日本の法律事務所が他国進出にあたりその国に法律事務所を設置して現地の弁護士を雇うことがあるが、フィリピンではこの形態をとることもできない。

²¹⁷フィリピン人によると、たばこ 1 箱の値段で雇うことができるという一説もある。

²¹⁸2011 年 11 月 10 日時点で判明している数字である。

²¹⁹日刊まにら新聞 2014 年 12 月 30 日付紙面、2015 年 5 月 19 日付紙面、2015 年 9 月 11 日付紙面

日本の法曹有資格者による支援の可否

	フィリピン法	日本法
法律実務	× 国籍制限あり	△ 明文規定なし 外弁規制議論中
間接的なサポート	○	○

その一方、需要としてはフィリピン法に関する支援の需要が圧倒的に高い。日系企業アンケートでは、フィリピン法に関する需要が高く、フィリピン法のみ又はフィリピン法及び日本法に関するアドバイスを希望する企業は95%に上る（図表 1-28）。このことから、日本法よりもフィリピン法について支援を行うことが効果的であることが分かる。

このようにフィリピン法支援についての需要がある一方、日本人にはフィリピン法の法律実務が認められないことから、日本の弁護士がフィリピンで支援活動を行うには、ローカルの法律事務所又は弁護士の協力が前提条件となる。

また、アンケートによると、日本の弁護士に期待するものについての回答上位5項目は以下の通りである（図表 1-27）。

- 日本語での対応
- フィリピン法に精通
- リーズナブルな費用
- 英語の法律文書の解説
- フィリピン人弁護士とのやり取りのサポート

上記の「日本語での分析」、「フィリピン法に精通」、「英語の法律文書の解説」及び「フィリピン人弁護士とのやり取りのサポート」という回答から、フィリピン法に関して日本語のサポートに対する需要が大きいと言える。しかし、単にフィリピン法弁護士とのやり取りを通訳すればよいのかというところではない。日本企業側の事情を理解し、法律の専門家ならではのポイントを絞った解説が求められている。

次に、「リーズナブルな費用」についてはどうか考えるべきか。企業アンケート結果では、商工会議所会員企業の大半が顧問契約を締結し、継続的に弁護士に支払を行うこと自体は抵抗がないものと思われる。顧問料は10,000ペソ～15,000ペソを中心に5,000ペソから20,000ペソ超を1か月の顧問料金とする

企業が多い（図表 1-14）。一方で、日本の弁護士が支援を行うのであれば、料金は高額とならざるを得ない。日系企業の多くが製造業であり、コストを下げるためにフィリピンに進出する中、弁護士費用は大きな課題となる。単にフィリピン人弁護士とのやり取りの通訳のみでは付加価値が十分ではなく、これまでローカル弁護士を活用して何とか対応している日系企業にとっては、高額の費用を支払って日本の弁護士に支援を求めることの意味を見出しにくい。日本の弁護士の仕事の質の高さを示し、日本の弁護士によるサービスは高額の費用に見合わないという企業側の認識を変えることで、需要を喚起しなければならない。

調査を通じて特に支援のニーズの高さを感じたのは、企業規模を問わず新規進出時、労務及び撤退時、中小企業全般並びに大企業の大型案件である。新規進出時は、現地のネットワークやローカルスタッフとの信頼関係がなく、信頼できるローカル法律事務所も見つけれない企業が多い。一方、フィリピン進出歴の長い企業は日本の弁護士を不要と考える傾向にある。その理由としては、既に信頼のできるローカルスタッフを抱えていること、長年の業務を通じて社内にフィリピンについての知識・ノウハウの蓄積されている事があげられ、ローカルスタッフに弁護士とのやり取りを任せられる例もある。しかし、解雇や撤退というセンシティブな問題についてローカルスタッフを通じずに弁護士に相談したいとの需要がある。ここで日本の弁護士による支援の必要が生まれる。特に、労務問題については、サード・オピニオンまで取得している企業が存在していることから、日本の弁護士が入る余地がある。次に、中小企業は、海外進出ノウハウをはじめとする情報不足および英語人材の乏しさが顕著である。加えて、法務の素養に乏しい人材が派遣されることの多い中小企業は、法務部のバックアップ体制の整った大手企業と異なり、基本的な問題を含め、分野を問わず日本語によるサポートの需要が高い。大企業においては、日常業務よりも大型案件に関する専門性のあるアドバイスを求める傾向にある。専門性の高いフィリピン法弁護士との関係構築が効果的な支援につながる。

次に、在留邦人支援策としては、法律問題の質及び量にかんがみると、一般的な事項について定期的に広く情報提供を行い、支援が必要な案件が生じた際に日本語でコンタクトできる専門家が存することを知らしめることが効果的な支援につながると思料する。

2. 効果的な支援の在り方についての提言

(1) フィリピン法弁護士の選定及び関係の構築

まずは、フィリピン法弁護士の選定及び関係の構築が重要である。

上述の通り、日本の法曹有資格者がフィリピン法について法律実務を行うことは認められない。支援を行うには、フィリピン人弁護士が行う法律実務のサポートという形になる。フィリピンの弁護士の中には、賄賂を活用する弁護士、依頼者を騙す悪質な弁護士又は、能力の不十分な弁護士等も少なからず存在し、これが日系企業のフィリピン法弁護士に対する不信感に通じる。日本の弁護士が支援活動を行うにあたっては、まずは信頼できる弁護士の選定が重要である。

これに加えて重要なのが、フィリピン法弁護士との付き合い方を理解することである。弁護士であっても、フィリピン人の国民性、文化の違いから、フィリピン法弁護士が日本の弁護士の常識と異なる考え方、働き方をし、仕事の質も異なり得る。お互いの違いを認識、理解した上で、十分なコミュニケーションをとり、信頼関係を築くことが真の日系企業及び在留邦人の支援につながる。

フィリピン法弁護士との協力の仕方については、特定の法律事務所と提携し、フィリピンに滞在して支援を行うことが最善であるが、複数の事務所と緩やかな関係を築いて日本から支援を行うことも可能である。常駐の方がコミュニケーションがとりやすいのは当然であるが、アンケートからは日系企業はフィリピンに常駐を必須と考えていないことが分かった。

信頼できるローカルの法律事務所と関係を構築できれば、現地採用として活動することも選択肢たり得る。在比日系企業約 1500 社の需要にこたえるに十分な数の日本法弁護士がおらず、潜在的マーケットは開かれている。ただし、現地採用の場合、経済的待遇の点で問題は残る。

なお、インハウスの弁護士として日系企業に入ることは現実的ではないと思料する。フィリピン法弁護士ですら日系企業内で抱えている例は非常に少ない²²⁰。

(2) 活動環境の整備

現状では日本の弁護士の活動環境が十分に整備されているとは言えない。そのため、効果的な支援を行うには、活動環境の整備も必要である。

具体的には、以下が必要と思料する。

ア 認知度の向上

日本の弁護士の活動には、その存在を認識されていることが前提となる。認知度の向上のために、セミナーの開催、新聞・雑誌でのコラムの執筆等、無料での情報発信が有効である。

²²⁰2016年、外務省が在フィリピン日本国大使館領事班の邦人援護の任期付職員を募集しており、国際関係に係る法律分野（国際私法など）での通算4年程度の実務経験を有することが求められる。日本の弁護士がフィリピンに活動領域を広げる一つの可能性となる。また、法務労務リテイナサーサービスを予定しているJETROマニラ事務所におけるサービスの提供もあり得るが、日本法弁護士が単体でサービスを提供できず、結局フィリピン人弁護士の協力が必要となる。

イ 支援機関との連携

日本の弁護士の存在を認識していない日系企業及び在留邦人が多くみられる現状においては、日系企業又は在留邦人が法律問題に直面したときに日系の公的又は私的な機関が一時的な相談窓口たりうる。しかし、前述の通り、これら機関には日本語で法的なアドバイスを提供できるキャパシティが無い。これらの機関との連携が更なる支援につながる。

また、フィリピンの政府機関や弁護士会と連携することで支援の幅が広がる。日本の弁護士の進出を進めるにあたって今後検討すべき点である。

ウ 日本法弁護士の活用方法の提案・周知

日系企業及び在留邦人を対象に実施したアンケートに共通して見られた回答が、日本の弁護士の使い方が分からないという声である。ここには需要の掘り起こし及び拡大の可能性が示唆されている。何についてどのように利用すればよいのか、具体例を交えながら示すことで、利用方法のイメージを与えていくことが必要である。これには、無料セミナーやコラム等による定期的な発信が有効である。実際に、日系企業に対する支援策の試行として実施した無料セミナーでは、具体的な事例を交えて説明したことにより活用のイメージが湧いたとの声もあった。

(3) 企業を中心としつつ在留邦人にも対応できる体制の構築

個人よりも企業の方が日常的なニーズが高く、需要量で多いのは絶対的に企業に対する支援である。しかしその一方、個人はいざ何かトラブルが起きた時の支援の必要度が高い。事務所経営という視点では個人案件を扱うことは難しいが、しかし、支援を必要とする個人を放っておくわけにはいかないのではないかと。そこで、公的機関が提供する何らかの支援の枠組みがあるとよいと思われる。

第5 小括

フィリピンでは、法制度上、日本の弁護士に行い得る活動の範囲は制限されている。そのため、フィリピンで日系企業又は在留邦人を支援している日本の弁護士は非常に少ない。フィリピンは今後の経済発展が見込まれ、中期的有望事業展開先国としての順位も上げている。限られた活動範囲の中でも、少数ながら現に日系企業及び在留邦人の支援を行っている日本の弁護士は存在し、着々と支援先企業及び在留邦人の数を拡大している。更なる日系企業及び在留邦人の支援の充実のためには、より一層の日本の弁護士のフィリピン進出が求められる。

フィリピン進出にあたっては、上記のフィリピンで活動経験を有する弁護士の意見が参考に大いに参考になる。外弁規制の議論の進捗はもちろんであるが、フィリピン人との付き合い方やフィリピン特有のリスクについても踏まえたうえで、日本の弁護士又は法律事務所にはフィリピンへの活動領域の拡大を検討してもらいたい。

第4章 現地に進出する日本企業の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行について

第1 はじめに

当職は、現地に進出する日本企業の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行として、フィリピン日本人商工会議所の協力の下、セミナーを実施した。以下では、セミナーを実施に至るまでの支援策の調査、支援策の試行、セミナー後のフィードバック及びその他支援策の検討について報告する。

第2 効果的な支援策の調査

1. 支援協力機関の選定

支援協力機関の選定にあたっては、以下の機関を候補として検討し、フィリピン日本人商工会議所の協力を得て支援策の試行を実施することとした。

- ・フィリピン日本人商工会議所
- ・JETRO マニラ支店
- ・日本大使館
- ・マニラ日本人会

これらの候補の中で、フィリピン日本人商工会議所を支援協力機関に選定するにあたりポイントとなったのは以下の点である。

- ・当地に進出する日系企業を支援するという本企画の趣旨に賛同を得られた。
- ・約600社の会員企業を抱え、大規模な支援策を実施しやすい。
- ・頻繁に日系企業支援のためのセミナーを行っており、集客及び運営の実績がある。
- ・セミナーテーマの検討にあたり、アンケートを配布することについても協力的であった。なお、支援策としてセミナーを選択した理由は後述する。

これに対して、他の機関の状況について説明すると、マニラ日本人会は、在留邦人個人のための会であり、企業向けセミナーは想定していないとのことであった。一方、JETRO、日本大使館においても日系企業支援には協力を頂けるとのことであったが、集客力がありアンケートに協力的であったのはフィリピン日本人商工会議所のみであった。他の東南アジア諸国に比べて日本の法律事務所の進出が進んでいない当地においては、日本の法曹有資格者の存在を前提としていない企業が多く、支援策の選定においても多くの企業からの声を集める必要があった。

そのため、アンケート実施に協力的なフィリピン日本人商工会議所に協力を仰ぐこととした。

2. 支援対象企業

上記の通り、フィリピン日本人商工会議所が、当地に進出する日系企業の支援のための方策に対する協力機関となったことに伴い、支援対象企業は、フィリピン日本人商工会議所の登録企業となった。

3. 支援内容

(1) 支援形態

支援形態としては、セミナーを行うこととした。当地に進出する日系企業の支援のための方策の検討に先立ち実施を開始した日系企業に対する個別のヒアリングにおいて、圧倒的な需要があったこと、当地では頻繁にセミナーが開催されセミナーに慣れているため、参加企業側もセミナーであれば抵抗なく受け入れられやすいと考えたことによる。各企業のヒアリング結果から、支援内容に関する声を以下に抜粋する。

・E社²²¹

日系企業を対象に日本語でセミナーをしてもらいたい。
希望するテーマは、

- ① 現地法人化する場合の注意事項
- ② フィリピン企業とジョイントベンチャーを組む際の注意事項。過半数を取れない場合にどのように自社の利益を守るか。
- ③ フィリピン進出の失敗例の解説

・G社²²²

労務関係・会社関係の判例を紹介するセミナーを行ってほしい。
過去にJETROでそのようなイベントがあり、労働雇用省の担当弁護士が通訳を介して説明、質疑応答を行ってくれ、非常に勉強になった。JETROのイベントは無料であったが、1,000ペソくらい払っても出席する価値はある。日本語によるフィリピン法相談会もあったらよいと思う。

・H社²²³

通常業務は英語で何とかなっているとはいえ、基本的な労務問題等についての日本語のセミナーがあれば、簡単に理解することができてよい。

²²¹不動産業の日本企業の駐在員事務所 2015年設立

²²²オンライン英会話を営む株式会社。日本人及びフィリピン人による共同出資。

²²³2012年設立の製造業。シンガポール法人の現地法人。シンガポール法人は日本企業の子会社である。

・I社²²⁴

フィリピンでビジネスを行うにあたって知っておくべき基本的な法律問題や最近の判決、新法についてセミナーを行ってもらえたら参加したい。当社に問題が生じていないと言っても、労務問題はいつ生じるか分からないし、労務問題に関しては関心がある。解雇の手続について特に興味がある。

・P社²²⁵

無料セミナーで以下のようなテーマで話してほしい。

- ・フィリピンの労働法
- ・M&Aについて

上記内容について差し迫って知りたいというほどではないので、有料だったら出席しないと思う。一方で、人事に関する内容ではあるが半日 5,000 ペソ、1日 8,000-10,000 ペソというセミナーもあるので、内容次第では有料でも出席したいと考える人はいると思う。例えば、フィリピンの実例を紹介するセミナーは需要があるのではないか。

・Q社²²⁶

一般常識のような法律面の話を聞きたい。

労務に関する基礎的なセミナーがあったらよい。

フィリピンと日本でどのような点が違うのか、何に気を付けなければならないのか等について聞きたい。

・T社²²⁷

労働法の新しい動き等あれば、セミナーで話してほしい。

・U社²²⁸

少し方向は違うかもしれないが、当社の顧客を集めて開催する交流会に、専門家も招きたいと思っているので、日本の弁護士が出席してくれたらよいと思う。

また、商工会議所会員企業を対象として実施したアンケートにおいても、以下の通り、一番要望の声が高かったのはセミナーであった。

²²⁴商社のフィリピン支店

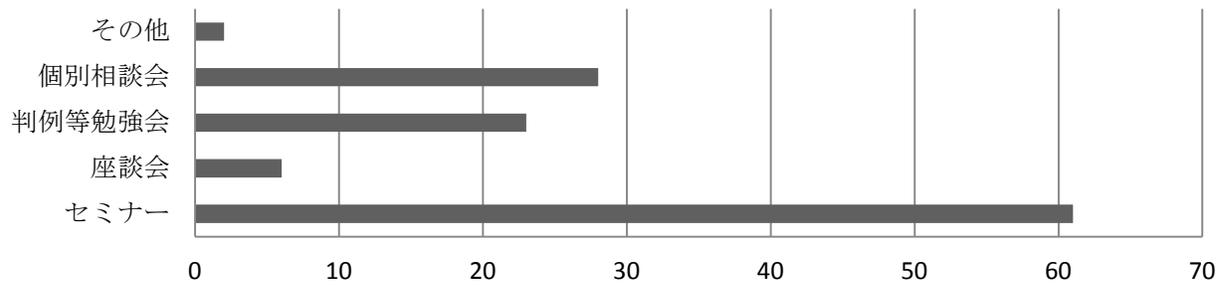
²²⁵サービス業 シンガポール法人の子会社。シンガポール法人の親会社は日本企業である。

²²⁶2013年に設立したフィリピン企業とジョイントベンチャーの現地法人。小売業

²²⁷100%日本資本の現地法人。サービス業

²²⁸邦銀。現地銀行にフィリピンに出向者を送っている。

日本の弁護士による日系企業支援イベントとして何を期待しますか



(2) セミナーのテーマ

上記個別ヒアリング内容抜粋からもうかがえる通り、当地においては、労務問題に頭を悩ませる日系企業が多い。フィリピンの法制度は労働者の保護に厚く、日系企業の間では、以下の情報が出回っており、この内容を真実であると誤解している企業も多い。

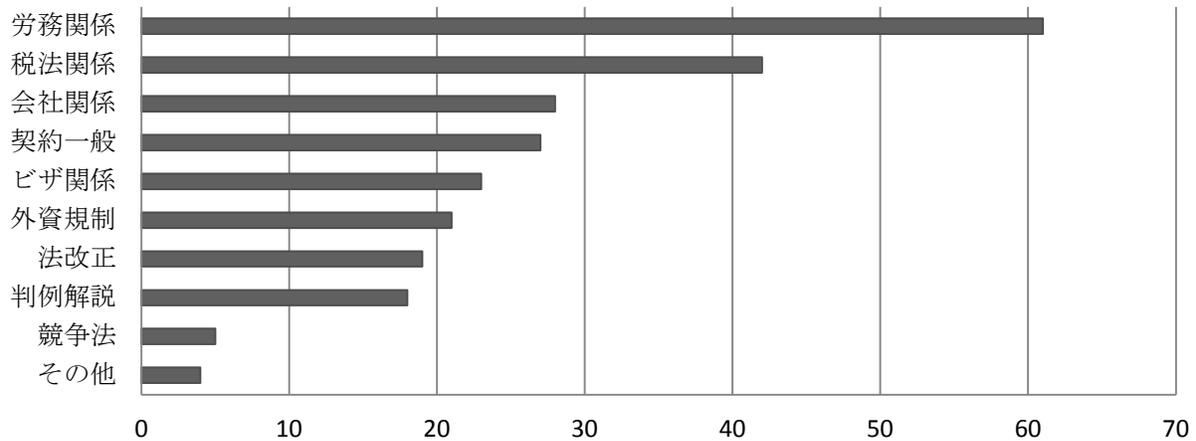
- ① フィリピンでは従業員を解雇することができない。
- ② フィリピンでは従業員の待遇を下げるできない。
- ③ フィリピン人に不当解雇で訴えられたら外資企業は絶対に負ける。

そのため、アンケート実施前に行っていた企業ヒアリング（上記「(1) 支援形態」記載のヒアリング内容を参照のこと）からも、労務問題についての一定の需要は見込まれた。しかし、他分野についての需要についても把握する必要があったため、希望するセミナーテーマのアンケート調査を行った。

以下がセミナーを希望するテーマとしてアンケートに記載した項目である。なお、フィリピン駐在員には法律問題に明るくない人が多いため、あえて、抽象的なテーマを列挙した（例「会社関係」）。

- 会社関係
- 労務関係
- 税務関係
- ビザ関係
- 契約一般
- 外資規制
- 競争法
- 法改正
- 判例解説
- その他

セミナーに期待するテーマ



具体的な要望は以下の通りである。

① 労務関係

- スト等解決事例
- 解雇、配置転換等
- 雇用契約で気を付けること、特に辞めさせたい時に備えておくこと
- 解雇に関して
- 解雇
- 社員解雇
- 定年前退職制度と昇給抑制制度の事例
- 早期退職制度、就業規則
- 企業内転勤について

② 税法関係

- BIR (VAT 問題)、輸入関税で気を付けること
- VAT 還付、TP の動向
- VAT 還付

③ 会社関係

- 日本人が最低知っておくべきことについて
- フィリピン工場撤退に関する手続説明等
- 会社設立に関して
- 労働者派遣法について

④ 契約一般

- お客様との契約書作成上の注意

- 合弁契約
- ⑤ 外資規制関係
 - 小売り規制について
- ⑥ 判例解説
 - 外資の会社で起きたトラブルとその判例
- ⑦ その他テーマ
 - コンプライアンス
 - Facility Payment
 - 当局規制関係（税関、PNP、DENR等）
 - 金融規制等業種に即したもの
 - 化学製品について、DENR-EMBがらみ、PNP、FDA、DDB、PICCS RDEA、CCO。化学品の輸入、販売、輸送に関する注意、法令等。

上記ヒアリング内容及びアンケート結果を踏まえ、以下をセミナーのテーマとすることとした。

- ① 労務関係（アンケート結果の「労務関係」及び「判例解説」をカバー）
- ② 外資規制・合弁契約とアンチダミーの留意点（アンケート結果の「契約一般」、「外資規制」、「会社関連」をカバー）
- ③ ビザ（「ビザ」と「法改正」をカバー）

労務問題に関する関心が高いことは事前の予想通りであったが、その他の項目についても要望があり、より広く需要に応えるべく、異なる3分野について講演を行うことが適切であると判断した。なお、税法に関しては、労働法に次いで希望する声が出ていたものの、あえてセミナーのテーマからは除外することとした。税務問題は会計事務所の取扱領域と重複し、一般企業から見た場合に弁護士としての特徴を示しにくいこと、日本人の公認会計士による税務セミナーは年に複数回行われており新しい情報を提供することが難しいことがその理由である。

第3 支援策の試行

1. セミナー概要

上記、アンケート及びヒアリングの結果を受け、2016年、1月13日、マニラ首都圏マカティ市内ホテルにて、フィリピンに縁のある弁護士2名の協力を得て、フィリピン日本人商工会議所主催でセミナー（以下「本セミナー」という。）を開催した。別紙として、セミナー案内²²⁹及びセミナー資料²³⁰を添付する。

²²⁹ 別紙5

²³⁰ 別紙6

日時：2016年1月13日

午後2時～5時

会場：Discovery Primea ホテル（マニラ首都圏マカティ市）

言語：日本語

参加費：無料²³¹

スピーカー

- 当職
- 上村真一郎弁護士²³²
- 佐藤正孝弁護士²³³

2. 当日の進行

- (1) 参加申込数は88社106名、当日の参加者は92名であった。フィリピン日本人商工会議所担当者の経験を踏まえ、参加者を通常のセミナーと同程度の70-80名と見込み、80名用の会場を手配したが、申し込み締切日の時点での申込数が会場のキャパシティを約30名上回る予想以上の反響であった。そのため、通常は会場内にテーブルと椅子を設置するところ、急きょ椅子のみの設置という対応となった。参加数のみを見ても、当地日系企業における日本の法曹有資格者による支援に対する関心の高さが伺える。

(2) 各講演内容

A. 当職

就労許可及びビザの基礎知識並びに最近の改正について解説を行った。

講演後の質疑応答では7名の参加者から以下の通り質問があがった。

質問内容

- ① 当社はPEZA企業で、PEZAビザで3年程フィリピンに滞在している。しかし、外国人登録カードを取得したことがないのだが、違法なのだろうか。
- ② 自分は社長としてフィリピンに赴任している。2015年の改正により、今後は外国人就労許可を取得しなくても良くなるということなのか。
- ③ 外国人就労許可の申請に必要と言われたので、実際に実施訓練プログラムを作成して提出した。プログラムには知識・技術のフィリピン人従業員への承継が含まれているが、承継してしまうと、その後は外国人が就労許可をとることができなくなるのか。

²³¹会場費用はフィリピン日本人商工会議所にご負担いただいた。

²³²桃尾松雄難波法律事務所 パートナー弁護士

²³³西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

- ④ 当社は非 PEZA 企業で通常の就労ビザを取得している。帰任時に就労ビザを観光ビザに変更する手続きをしないで帰国した場合、どのようなリスクがあるのか。
- ⑤ 自分は非 PEZA 企業 2 社の役員に就任している。2 つの会社両方について外国人就労許可を取得しなければならないのか。
- ⑥ 当社は PEZA 企業であり、自分は PEZA ビザを取得している。帰任時の手続きの流れは通常の就労ビザと同じなのか。
- ⑦ 移民局の長官の汚職問題でビザの発行が遅れているようで、今申請中の自分の就労ビザも非常に時間がかかっている。何か知っている情報があったら教えてほしい。

B. 佐藤弁護士

外資規制及び合弁契約について、解説を行った。

講演後の質疑応答では 3 名の参加者から以下の通り質問があがった。

質問内容

- ① 外資規制業種の社長の氏名に関して、外国人は社長になれないという理解でよいか。会長であれば外国人も就任できるのか。
- ② 外国投資ネガティブリストから、Lending Company と Financing Company に対する規制がなくなったとのことであるが、根拠法に遡ると、法改正は行われていない。これらの業種についてはもともと外資がマジョリティをとることができ、その意味で外国投資ネガティブリストから削除されたにすぎないと理解しているが、あっているか。
- ③ PEZA の工業団地では、工場の土地保有会社が多く設立されている。その実態としては、名義貸しが多いと思われるが、対応を変えていかないといけないのだろうか。

C. 上村弁護士

解雇法制度について解説を行った。

講演後の質疑応答では 7 名の参加者から以下の通り質問があがった。

質問内容

- ① 解雇理由としての詐欺に関し、業務関連性が必要とのことであるが、社内制度の申請において虚偽の事項が含まれていた場合、これに該当するのか。
- ② 解雇理由があり、会社の側で解雇の手続きを進めようとしたところ、従業員が非を認めて自主退社しようとした場合に、会社は自主退社を認めずに懲戒解雇をすることができるのか。

- ③ 能力に関して職務懈怠で解雇させるのは困難とのことであるが、能力不足を理由に解雇するために何か行うべきことがあったら教えてほしい。
- ④ 休みすぎの従業員を解雇することができるのか。
- ⑤ 就業規則の中で、各社がそれぞれの解雇ルールを定めていると思うが、当社は薬物検査で陽性の反応が出たら即解雇というルールを設けている。一方、フィリピン人従業員からは、薬物患者は、リハビリ等を受けたり守られるべき存在であって、即解雇というルールは厳しすぎるのではないかとの指摘を受けている。当社のようなルールは認められるのだろうか。
- ⑥ 労働雇用省レベルでの不服申し立てに関し、RABとCRがあるが、これはNNRCと同じなのか。
- ⑦ 日系企業による解雇の話はあまり耳にしないが、実態はどうなっているのか。また、管理職を解雇する場合も同じ手続きによることができるのか。

上記の通り、すべての講演内容に対して多数の質問があがった。セミナー参加者からは積極的な態度で質問を行ったため、いずれのテーマにおいても、時間の関係上質問を打切ることとなった。当日の様子は、日刊まにら新聞及びフィリピンプライマー²³⁴のウェブサイトで紹介された。これらを別紙7として添付する。

第4 セミナー後のアンケートの実施及びフィードバック

1. アンケート

本セミナーの参加者に対し、日本の法曹資格者による日系企業支援策及び弁護士の利用状況と日本法弁護士の需要についてアンケートを実施した²³⁵。

セミナーの感想についての質問に対し、回答の100%が前向き（「非常に有益だった」及び「ある程度有益であった」）であり、そのうち「非常に有益だった」が80%であった（図表2-1）。このことから、本セミナーは成功であったと言える。

本セミナー実施前の調査では、労務問題に関する関心が圧倒的に高かったが、各講演に対する感想記載欄には、労務問題のみならず、ビザ関連及び外資規制に関する講演に対しても参加者から高い評価が記載されていた。また、今後のセミナーに期待するテーマに対する回答は、労務関係を中心としながらも、輸出入に関する法規制、裁判手続き、法改正時のアップデート、コンプライアンス等と多岐にわたる。セミナーに先立ち、2015年11月～12月にかけて実施したアンケートでは、フィリピンで日本法弁護士のニーズを感じた経験を有する企業は50%（図表1-25）、日本法弁護士の増加を期待する企業は86%（図表1-30）であった。これに対し、

²³⁴ 当地の生活情報等を発信するフリーペーパー

²³⁵ 65社から回答を得た。

本セミナー実施後の「日本の弁護士がフィリピンで活動することを期待しますか」という質問に対し、実に**96.9%**の回答者が「はい」と回答している（図表 2-5）。その理由としては、日本語及び日本人の信頼感という声が多く集まった。

また、あわせてフィリピンにおける法律・判例に関する情報の取得方法等についても調査を行ったところ、法律・判例に関する情報の取得元は「弁護士」が最多で、「新聞、メールマガジン、インターネット情報」、「会計士、コンサルティング会社」、「商工会議所」及び「ローカルスタッフ」と続いた。その際に「英語」の利用は**87.1%**、「日本語」は**66.1%**、「タガログ語」は**3.2%**である（図表 2-12）。情報の取得しやすさに関しては、「非常に取得しやすい」が**8.3%**、「まあまあ取得しやすい」が**43.3%**、「少し取得しにくい」が**35%**、「非常に取得しにくい」が**13.3%**であった（図表 2-14）。法が機能しないと感じた場面並びに法律問題、弁護士に関する自由な意見に関しては、法運用の不透明さに対する声などが寄せられた。

2. その他フィードバック

アンケートとは別に、個別の出席者からセミナーに関する感想が寄せられたため、以下に紹介する。

- 仕事の内容上、就労ビザや就労許可については把握しているつもりでしたが、改めて実際の運用についてのお話を伺って参考になりました。弁護士の先生がお話いただくことによる情報の信頼性は非常に高く、これから進出してこられる日本企業にとっても大変貴重な情報です。
- セミナーでは質問が相次ぎました。それだけ日々、皆さんがわからない中で手探りで進めておられることの一つということです。フィリピンならではのスピードの遅さや手続きの不透明さが残っている中で、どこに落とし所を見つけて、着実に会社として手続きを進めていくか、その勘所がわかる良いセミナーでした。

第5 その他の支援策についての検討～今後の支援に向けて～

1. 支援手段についての検討

(1) 個別相談会

上記「第 1 支援策の調査及び検討 4. 支援内容 (1) 支援形態」記載の通り、日本の法曹有資格者に期待する日系企業支援イベントについてのアンケート結果は「セミナー」、「個別相談会」、「判例等勉強会」、「座談会」との結果であった。セミナーの需要が高いが、個別相談会及び判例等勉強会に対しても

一定の需要が認められる。個別相談会を希望する企業においては、既に具体的に問題を抱えている企業であるという傾向がある。具体的に問題を抱えている企業の相談を受けることは直接的な日系企業支援につながり、今後は個別相談会による日系企業支援策の試行も検討の余地がある。しかし、前述の通り、フィリピンは他の東南アジア諸国と異なり日本の法曹有資格者による進出が進んでいないという特徴がある²³⁶。また、当地は外国人は法律実務を行えないところ、「法律実務」の定義が広いために個別相談会におけるアドバイスは法律実務に該当し得ることから、個別相談会をフィリピン法弁護士との協力が不可欠となる。個別相談会に対する一定程度の需要はみられるものの、具体的実現に向けては人材の確保等の課題がある。

(2) 判例等勉強会

勉強会についても、関心のある企業が一定程度存在する。具体的な声としては、労働法関連の判例勉強会、業種別規制の勉強会という要望があがっている。今後の調査において検討すべき分野のひとつであると認識している。

(3) メールマガジン、コラム等の情報発信

当地で活動する弁護士が既に行っている。本セミナー後に実施したアンケートにおいて法律情報の取得方法を調査したところ、コラムも貴重な情報源であるとの回答が見られた。「第2章 フィリピンにおける日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」にも記載した通り、JETRO マニラ事務所も日本の弁護士の協力を得てのメールマガジンによる法律コラムの発信を検討しており、需要はみられる。

(4) セミナー

上記の通り、セミナー以外の支援策を検討したが、本セミナー後アンケート結果においても今後のセミナーを希望する声が多くみられ、引き続きセミナーの需要は高いと予想される。無料セミナーは無料であるがために需要があり、有料であっては参加しないという日系企業も多いと思われる。フィリピンにおいては、会計士業界のフィリピン進出は弁護士に先行するところ、会計士ジャパンデスクは各社が積極的に無料セミナーを実施している。また、何よりも、弁護士業界では認知度が低く、無料セミナーは集客力があり、認知度向上に資する。日系企業支援という点でも認知度向上という点でも、セミナー実施の必要性が認められる。

²³⁶本報告書作成日時点で、当職の認識する限り、当地で継続的に活動する日本法弁護士は2名であり、常駐者は当職一名である。

2. 支援の頻度

継続的な開催を希望する声が上がっている。参考までに、フィリピン日本人商工会議所で定期開催される労務コンサルタントによる労務セミナー、賃金調査結果に関するセミナー等は、年1回の頻度で開催されている。フィリピン駐在期間を3年～5年とする企業が多いことに鑑みると、年1回といったように、駐在員が任期中複数回参加することができるものが望ましいと思料する。さらに頻度を高めることについては、繰り返しになるが、現状のフィリピンにおける日本法弁護士の数からすると、キャパシティの問題に直面する。

3. 支援協力機関についての検討

(1) フィリピン日本人商工会議所

約600社の会員企業を抱え、年間12本程度のセミナーを開催しており、セミナー開催にも協力的であることから今後も有力な支援協力機関である。しかし、本セミナー後、本セミナーに参加しなかった日系企業駐在員より以下のフィードバックがあり、フィリピン日本人商工会議所の開催であると、会員以外が参加できないという問題点が浮かび上がった。

「赴任したてでちょうどビザについて問題を抱えており、本社にも説明しなければならなかったもので、ぜひとも聞きたい内容であった。しかし、当社はフィリピン日本人商工会議所の会員ではないため、セミナーがあることを知らなかった」

そこで、JETRO マニラ事務所に相談したところ、JETRO マニラ事務所がフィリピン日本人会商工会議所と共同開催することにより、フィリピン日本人商工会議所の非会員企業であってもセミナーに招待することは可能とのことであった。フィリピン日本人会商工会議所とJETRO マニラ事務所のセミナー共催は一案であるが、今後は本セミナーの対象とならなかった企業に対してもどのように支援を行っていくか、対象選定についてさらに検討していきたい。

(2) JETRO マニラ事務所

上記の通り、JETRO マニラ事務所からは、フィリピン日本人商工会議所とのセミナー共同開催も可能との回答を得ている。JETRO マニラ事務所では、日系企業の名簿等連絡先情報を保有していないため、JETRO マニラ事務所でのセミナー単独開催では集客が難しいとのことである。日系企業の進出支援という目的は本調査の目的とも合致し、支援策に対する理解、協力も得られる見込みであり、他の機関との共同開催等により集客の問題の解決が見られれば、今後日系企業支援のための方策の試行にあたり協力を仰いでいきたい。

(3) 在日本フィリピン大使館

一般論としての回答であるが、在日本フィリピン大使館からも、日系企業支援のためにセミナーを行うのであれば協力は可能であるとの回答を受けている。しかし、JETRO マニラ事務所と同様に、単独開催における集客の問題が生じ得るため、フィリピン日本人商工会議所等との共同による開催が現実的である。

(4) 工業団地

本セミナー開催検討時には、工業団地における支援策の試行は検討していなかったが、工業団地も一つの支援機関になり得る。当地には、日系企業が多く利用し日本人担当者を置く工業団地がある。これら工業団地においては、情報共有のために定期的に会合を開き、各分野の専門家をスピーカーとして招きセミナーや勉強会を行っている。2015年に日本法弁護士が工業団地で行った講演テーマは以下の通りである。

- ・2015年6月 赴任時及び帰任時の手続き事項
- ・2015年7月 危機管理

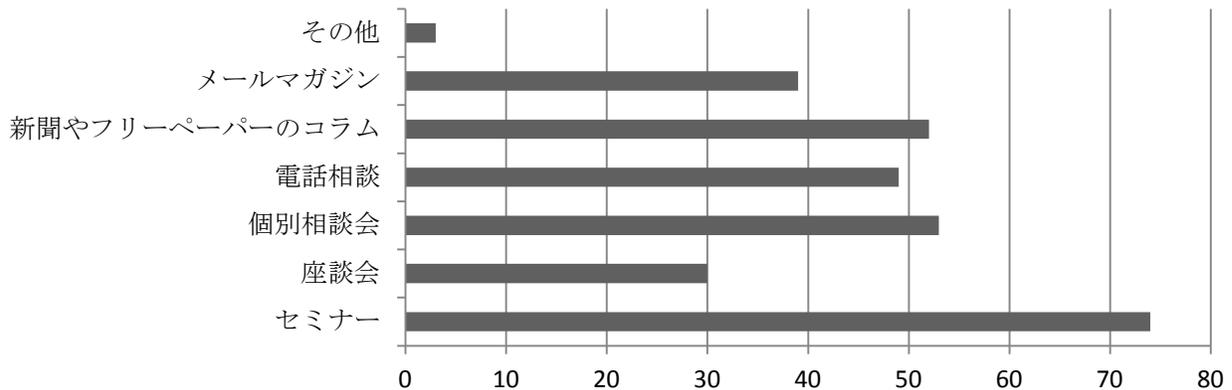
上記セミナーは本調査とは関連のない、各所属事務所として行ったものであるが、某工業団地日本人担当者に本調査の一環として日系企業支援策の試行について相談したところ、組合問題について、月次会合において講演してほしいとの要望を受けた。当工業団地日本人担当者によると、選挙を前にフィリピンでは組合活動が活気づく可能性があるところ、当地においては2016年6月の選挙を前に、組合に関する関心が高まっているという見方がある。当地の選挙は6年ごとに行われ、6年前にも当工業団地ではフィリピン日本人商工会議所と共にセミナーを行ったが、当時の駐在員の多くは帰任しているため、再度組合に関する情報提供の機会を設けたいとのことである。担当者によると、通常はセミナーは入居者のみを対象としているが、6年前に行った組合セミナーは、当該工業団地入居企業にとどまらず広く情報発信する必要があるとの考えの下、商工会議所との共催という形をとり、非入居企業の参加も可能にしたとのことである。

現在、工業団地担当者と詳細を検討中であり、機会を頂戴できれば来年度の報告書にて詳細を報告する予定である。

4. 参考～在留邦人に対するアンケート結果～

参考までに、日本の弁護士による支援に関し、在留邦人を対象としたアンケート結果を紹介する。なお、在留邦人は約18,000人と多数に渡り、より広い対象への支援の可能性を考慮し、企業アンケートでは掲げていなかった電話相談、コラム、メールマガジンの項目を追加した。

日本の弁護士に期待する支援



もっとも必要があるのはセミナーである点は企業アンケートと同様である。しかし、他の項目に2倍以上の差をつけて圧倒的にセミナーの要望が高かった企業アンケートと異なり、在留邦人アンケートでは、他の支援策への関心も高い。

第6 小括

過去に日本の弁護士による法律セミナーが実施されたことが無かったこともあり、本セミナーは大きな成功を収めた。セミナー後のアンケートの回答率は約7割であり、積極的な協力を得られた。そのため、セミナーは単なる日系企業に対する情報提供の場にとどまらず、日系企業の抱える問題を把握するためにも非常に有用な手段となる。

支援策を実施する際に、今回はフィリピン日本人商工会議所に協力を依頼したが、より広い支援を行うために、今後はフィリピン日本人商工会議所会員企業以外の日系企業の参加も可能とするべく、他の機関と協力しながら方策を探っていきたい。

フィリピンは、日本の弁護士による進出が進んでいないため、セミナー等の日系企業イベントを開催する際の人材確保が難しいという問題がある。今後日本の弁護士によるフィリピン進出が進み、日系企業支援策の幅が広がることを期待する。

まとめ

以上の通り、フィリピンにおける法制度の実態、日系企業及び在留邦人に対する法的支援のニーズ、日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言及びフィリピンに進出する日系企業の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行について、実際にセミナーを開催した上で、アンケート結果等の調査・分析を行った。

まず前提として認識しなくてはならないのは、まだ日本法弁護士の活動環境が整っていないことである。外国の弁護士が活動するための、いわゆる外弁制度も整っていないので、フィリピン人弁護士と一緒に活動しなければ、実質的に法的な支援は実施できない。日本の法律事務所がフィリピンで法律事務所を設立してフィリピン法弁護士を雇うことができないということも、フィリピンにおける日本の弁護士の進出が進まない要因である。

しかし、一方で、多数の日系企業がフィリピンに進出し、また多くの在留邦人がフィリピンで日々生活している。本報告書で詳述したように、日系企業、在留邦人は多くの法律問題に直面している。また、フィリピンの現状として、彼らが満足する法的サービスが提供されているとは言い難く、支援の需要は確実に存在し、またその必要がある。特に日系企業は、時には数十億円という損失を被ることがあり、また、労働問題や行政手続等において、日々法律問題に悩まされているといっても過言ではない。日本の産業界のためにも、また、フィリピン経済のためにも、日本法弁護士による支援が潜在的に必要とされていることは間違いない。

それでは、求められる支援とは何だろうか。日本とフィリピン双方の法制度に精通するのみならず、フィリピンの社会・経済における現実を冷静に受け止め、最も効果的な支援策を考える必要がある。現実とは、賄賂による解決の横行であり、法運用の不安定さ・不透明さであり、特に政権交替の度に顕著になる予測可能性の低さであり、情報取得の難しさである。求められているのは、杓子定規な法解釈と綺麗事にまみれた提案、その通りに物事が進まないフィリピンへの非難でもなければ、法的素養・遵法精神を欠いた、ただひたすら現実に阿るだけの安易な助言でもない。現実を現実として受け止め、その上で法的素養に基づく分析・助言を行うことである。そのどちらが欠けても、真に効果的な支援とはならないであろう。それこそまさに、日本法弁護士による質の高いサービス・支援と呼べるものである。

フィリピンは行政・ビジネス・生活全般において英語で全てのコミュニケーションをとることが可能である。公文書・ビジネス文書も基本的に全て英語であり、制度的

にも文化的にも米国の影響を強く受けている。海外案件を扱い、一定割合が米国のロースクールに留学している日本の弁護士にとっては、活動しやすい土壌があるというのが偽りの無い実感である。一方で、日本法弁護士が効果的に支援を行うには、まずは外弁規制の緩和等、活動環境を整える必要があることは否めない。これは一義的にはフィリピンの内政問題であるが、少なくともオーストラリアからも、同様の改革を求める声は既に上がっている。また、日系企業の側からも、同様の声を上げてもらうことが、早期の実現に繋がるであろう。そのためには、日本法弁護士が入るとこんなに便利になるということ、フィリピン法弁護士に比べて費用は高くかかるであろうが、それだけの価値があるという認識が、日系企業や在留邦人の間に広がらなくてはならない。一方で、日本法弁護士の使い方が分からないという企業も多く、これまでローカル弁護士しか使っていなかった企業に、日本法弁護士がサポートする活用例やそれによるのメリットなどを地道に周知広報することも効果的な取組であると思われる。

調査を通じて、フィリピンは弁護士の提供するサービスに個人差が大きく、悪質な弁護士、水準の低い弁護士、袖の下を活用する弁護士がまだまだ多いのが現実であること、少なくとも日系企業や在留邦人にはそう認識されていることが明らかになった。日本法弁護士が日本における長年に亘る社会貢献を通じて培ってきた信頼を基に、海外においてもより信頼できる弁護士と共に事業活動を行うことに、結果として事業活動において大いにプラスになるということが認識されること、また、そのように受け止められるような活動を我々日本法弁護士が行うということが重要である。

また、大手企業等一部の会社・機関においては、日本の本社やシンガポール支社の法務部がフィリピン案件を見ているので、これら法務部や機関との連携もあり得るのではないかと。勿論、制度が整った日本やシンガポールの感覚でフィリピンを対象としたきめ細かなサービスを立案・提供することは困難であると思われるので、現実的かつ効果的な連携を模索することが不可欠である。

最後に、本件調査に御協力いただいた日系企業、在留邦人の方々、日々の業務の中から得られた貴重な知見を惜しげもなく共有してくださった在フィリピン日本大使館、JICA マニラ事務所、JETRO マニラ事務所、JBIC マニラ駐在員事務所、マニラ・セブ日本人会及び商工会議所の方々、PRA 日本人倶楽部及び新日系人ネットワークといった諸機関の方々への御礼を述べさせていただくとともに、頂いた御厚意を、近い将来、日本法弁護士によるより良い支援という形でお返しすることを誓いながら、結びとさせていただきますこととしたい。

第1 日系企業ヒアリング内容

1. A社¹

弁護士の活用状況

「顧問弁護士として、日本語を話すフィリピン人の弁護士をつけている。自分は学生時代にアメリカ留学をしており、基本的には英語のコミュニケーションに問題はない。しかし、契約書や専門的な内容になると、英語で対応するのは難しいから、顧問弁護士がある程度日本語を理解してくれて助かる。自分は英語でのコミュニケーションができると言っても、日本語で対応した方が楽なのは間違いはない。微妙なニュアンスなどは、特に日本語の方が楽である。顧問弁護士に相談するのは、労働契約書や就業規則についてである。」

法律問題

「フィリピンに来て4か月で、前任者の引継ぎもほぼなかったもので、そこまで状況が分からないが、訴訟とか労務など、会社として特に法律問題は抱えていないように思う。

社内で大金が無くなったことがあったが、その際は、警察にも弁護士にも相談せずに親会社に報告したのみである。着任直後の事件で、当時特に知り合いもおらず、どうしたらよいのか分からなかった。その時にも顧問弁護士との契約はあったが、当時は親会社に相談するという以外思いつかなかった。もし今同じ状況になったとしても、弁護士には相談しないと思う。無くなってしまったものについて、弁護士に相談したところで返ってこないもので、弁護士が役に立つのか疑問だ。」

2. B社²

弁護士の活用状況

「設立サポートを依頼した法律事務所の弁護士に会社秘書役及び顧問弁護士を依頼している。しかし、顧問弁護士に相談することはほとんどない。通常は、会計監査を依頼している会計事務所に在籍しているジャパンデスク担当の日本人に相談している。言葉の問題があるのも理由のひとつであるが、相談のしやすさがポイントである。当該日本人はフィリピン在住歴が長く、フィリピンの事情に精通している。それだけでなく、親会社や日系企業の事情もよく理解してくれている。そのため、少し話ただけですぐに相談の趣旨を把握してくれるので、非常に相談しやすい。少し前に増資や会計年度の変更の手続きを行った際にも、当該会計事務所に依頼した。」

日本の弁護士のニーズ

¹ 現地法人 レンタルオフィス業

² IT企業 日本の会社の100%子会社

「日本人弁護士の需要はあると感じている。通常法律事務についてはローカルスタッフがいきなり日本人が介入しないので、簡単な手続きについては日本人弁護士の必要性は低い。しかし、親会社に報告しなければならないような重大な問題については、日本人弁護士によるサポートがあればよい。法律のバックグラウンドがない自分にとって、法律問題について記載された文書は読解が難しい。」

法律トラブル

「少し前まで、当社では昔からの訴訟案件があり、親会社への状況報告が求められていた。日本人弁護士がフィリピン人弁護士と当社の間で法的文書の内容の理解をサポートするサービスがあると、親会社報告マターの対応が円滑に進むと思う。

ビザ取得は以前は顧問弁護士に依頼していたが、ある従業員の就労ビザ取得に1～2年かかったことがあり、以来ビザ業務は別の弁護士に依頼することにした。」

3. C社³

弁護士の活用状況

「社内弁護士はいない。顧問弁護士として、ローカルの法律事務所に月1万ペソ程度でお願いしている。当該法律事務所は、先にフィリピンに進出していたグループ会社から紹介を受けた。

会社設立は、日系のコンサルティング会社に依頼した。しかし、トラブルが多い上に手続の途中で担当者にコンタクトが取れなくなり、会社もクローズしてしまった。値段の安さにひかれて当該コンサルティング会社を選んだが、対応もスムーズではなかったり、証券取引委員会に間違えて登録されてしまった点の修正等を法律事務所に依頼せざるを得なくなり、よい選択ではなかった。結局は高くついた。

雇用契約書は、フィリピン人スタッフが作成したドラフトを顧問弁護士がレビューした。フィリピン人スタッフを信頼しており、自分が確認するのは金額くらいである。法務関連はフィリピン人スタッフにすべて任せており、フィリピン人スタッフがフィリピン人弁護士に英語で相談しているため、弁護士から日本語で説明してほしいとの需要はない。契約書の内容確認はスタッフに任せており、自分が確認するのは金額の記載のみである。日本語で説明を受けたら自分が対応しなければならなくなるが、現在そのキャパシティはない。」

日本の弁護士のニーズ

「英語でのコミュニケーションが取れないので、会社設立当初は取引先との交渉や契約書の内容確認等のために、日本人弁護士によるサポートを切に必要として

³ サービス業 日本の会社の100%子会社 2013年設立

いた。月ぎめなどで色々と日本語で質問対応してくれるサービスがあればよいと思った。会社設立後に日本人弁護士を知るに至ったが、設立前に日本大使館などで日本人弁護士を紹介してもらえたら相談に行っていたと思う。設立前後の右も左も分からない状況においては、日本人弁護士が日本語で説明してくれたら心強いと思う。しかし、現在は、通訳を雇い、信頼できるローカルスタッフに仕事を任せることができるようになり、以前のように日常的に日本人弁護士の必要性を感じていない。一方で、何か問題が起きた場合には日本の親会社に説明する必要があり、自分が日本語で理解するためにも日本人弁護士の支援があると助かる。フィリピン人の弁護士に相談したところ、文化や考え方の違いのためか、なかなか相談したいポイントを理解してもらえないという経験がある。日本の会社の考え方や背景を理解の上、同じ目線に立って、フィリピン法上の問題解決を支援してもらいたい。

費用面としては、1回のトラブルにつき相談料が10万ペソ以内だと頼みやすい。例えば、当社施設内で盗難にあった顧客から訴えると言われていたが、当該顧客との交渉が10万ペソですべて済むならばよいと考えている。設立に関しては、一般論としては、日本人弁護士のサポートがあるのであれば200万円くらいまでなら出してもよい気がする。当社は、他国では会社設立に800万円ほどかかったという例もある。」

法律トラブル事例

「設立時にインターネット上で見つけた安いコンサルティング会社を利用したところひどい目にあった。経験の浅い会社であったようで誤った情報の提供や誤った定款内容での登録など不適切な対応をされ、最終的には当該コンサルティング会社の担当がいなくなってしまった。自社以外にも被害にあった会社があるようだ。

また、当社施設内での盗難被害にあった外国人顧客より提訴する旨連絡を受けている。当社施設を利用する際に、鍵のかかるロッカーではなく、鍵のかからない靴箱にブランド品の鞆を入れていたところ、紛失したため責任を取ってほしいという内容である。当社では施設利用にあたっての申込書に当社の免責文言を入れてあり、利用者にはこれにサインしてもらっている。これは顧問弁護士のアドバイスに基づく。盗難被害者に対しては、防犯カメラの映像を提供する等の協力をしているが、賠償責任はないという考えである。現在はフィリピン人スタッフがフィリピン人顧問弁護士に相談して対応している。実際に訴えられたり差し迫った状況に陥った場合には、日本人弁護士に相談したいと考えている。」

4. D社⁴

弁護士の活用状況

「顧問弁護士はいない。スタッフは自分とフィリピン人従業員の2名のみである。

駐在員事務所なのでまだあまり予算が取れない。

会社によっては、駐在員事務所の場合は本社が予算を出すから、フィリピンでの収支を気にせずに弁護士に費用をかけることもできるかもしれないが、当社の場合、駐在員事務所はコストが出ていく一方であることを重視し、弁護士費用に多くを充てることができない。」

日本の弁護士の需要

「駐在員事務所として、カスタマーケアを行うとともに、現在、検討中のビジネスに関して、フィリピンで現地法人を作ってやっていくことができるのか、マーケット調査及び規制等の調査を行っている段階である。日本の弁護士に仕事を依頼した経験はないが、相談に行き見積もりを取ったことはある。英語はある程度なら対応できるが、漠然としたビジネスプランについて、法的に問題がないのか、自社の懸念点、ポイントがどこにあるのか等についてすべて英語でフィリピン人に説明し議論をするのは難儀である。こういった点について日本語で対応してもらえるとよいと思い、日本人のいる法律事務所を検討した。見積もりについては現在本社で検討している。」

法律トラブル

「トラブルというほどのものはない。フィリピンでのビジネス展開を現在検討中であり、それにあたり、外資規制の有無やスキームのについて現在調査中である。」

日本の弁護士によるイベントに希望する内容

「まだ進出して間もないので、基本的な事に関するセミナーを開催してもらえたらぜひ出席したい。

今は、検討しているビジネスが外資規制がある業種の様で、ストラクチャリングを検討しなければならないとともに、合弁先の選定も検討しなければならない。当社は複数のビジネススキーム、業種を同時に検討しているので、すべてについて弁護士を依頼して調査するとなるとコストがかかってしまう。先述の通り、弁護士費用をあまりあてられない状況なので、何処まで弁護士に依頼できるか分からない。基本的な事だけでもいいから、外資規制などについて個別相談をできれば非常に助かる。」

⁴ サービス業を営む日本企業の駐在員事務所 2014年設立

5. E 社⁵

弁護士を活用状況

「駐在員事務所内に弁護士はいない。日本本社にも社内弁護士はいないが、法務室があり、そのうち5名程度が海外担当である。

現状では顧問弁護士もいないが、今後現地法人化した際には検討したいと考えている。

駐在員事務所の設立に際しては、法律事務所ではなく日系コンサルティング会社を利用した。銀行から紹介してもらった会社であり、日本語で対応可能で、会計面や採用について等広く対応してくれる点が決め手となった。雇用契約書についても当該コンサルティング会社からひな形をもらい、それを利用している。」

日本の弁護士の需要

「日本の弁護士の需要はあると感じているし、当社も実際にビザの取得には日本人弁護士のいるローカルの法律事務所を利用した。設立手続きをコンサルティング会社に依頼した後に、知り合いに紹介されて当該日本人弁護士を知るに至った。間違いなく確実にビザが取れることを期待して依頼したところ、以下の点で日本人弁護士のいる事務所に依頼してよかったと感じている：

- ① すべて日本語で対応してもらえた。
- ② 早く準備を進めてもらえ、事前に周りから聞いていたよりもかなり早くビザを取得できた。
- ③ 英語力から入国管理局での面談に不安があったものの、日本人弁護士が同行してくれたため、問題なく面接を済ませることができた。
- ④ 観光ビザでの入国に際しては帰りの航空券を持参する必要があるという情報など、必ずしもビザ取得に関係のない有益な情報も提供してもらえた。」

弁護士のニーズ

「設立手続は日系コンサルティング会社に依頼したものの、コンサルティング会社に対応できる内容に限界があることを感じているので、今後何かあったら弁護士に依頼することもあり得る。その際は、日本人による対応が可能な事務所を選びたい。英語面の問題、自身や本社の上司に必ずしも法的知識がないこと、また本社への説明等も行ってほしいことから、日本人弁護士によるサポートを期待している。会社としては、基本的には、コストを抑えて所要期間が長くなるよりは、ある程度の金額を支払って確実に間違いなく手続きを進めることが大事であると考えている。

駐在員事務所では、現在検討中のビジネスについての調査を行っている。そこには外資規制を含むフィリピン法についての調査も含まれており、現在は自身で調

⁵ 不動産業の日本企業の駐在員事務所 2015年設立

査をしている。調査は、インターネット上の情報や各会社からのヒアリングなどにに基づき、まだ弁護士に依頼していない。現在の調査はまだ表面的なものにすぎず、自分が駐在でフィリピンに赴任してきたことの説明がつかなくなってしまうので、自身で調査せずいきなり弁護士を利用することは考えていない。ただし、調査がある程度進んだら、今後プロジェクトベースで弁護士を依頼する可能性がある。この場合、日本語で対応してくれる日本人の弁護士を依頼したい。」

法律トラブル事例

「なし。新設である上に、駐在員事務所であることから、活動範囲が限られている。」

日本人弁護士の認知度

「3名知っている。」

日本人弁護士に対する要望

「フィリピン法について日本語でのサポートを希望する。自分には法的知識がないため、苦手な英語で法律的な話をされると対応に苦勞するので、その点のサポートがあるとよい。また、本社に報告しなければならない事項についても、法的な面については日本人弁護士がサポートしてくれるとよい。

一方、日本法については特にサポートの必要を感じていない。日本法については日本の本社が対応できるためである。

日本人弁護士がフィリピンでサポートしてくれるのであれば、常駐している人の方が良い。常駐でない場合には、フィリピンの法律、慣習、ローカルの事情に精通している人でないと対応が難しいように思う。」

日本人弁護士によるイベントの希望内容

「日系企業を対象に日本語でセミナーをしてもらいたい。

希望するテーマは、

- ① 現地法人化する場合の注意事項
- ② フィリピン企業とジョイントベンチャーを組む際の注意事項。過半数を取れない場合にどのように自社の利益を守るか。
- ③ フィリピン進出の失敗例の解説

6. F社⁶

弁護士の活用状況

「社内弁護士はいない。

顧問弁護士として、日本人弁護士のいる法律事務所を活用している。日本の銀行のマニラ支店に紹介されて、会社設立に先出しフィリピンの法規制を調べる時点

⁶ サービス業の日本企業の100%子会社 2015年設立

から日本人のいる法律事務所に依頼している。銀行からはコンサルティング会社も紹介されたが、当社の場合、コンサルタントから問題がないとアドバイスを受けていた会社のストラクチャについて、その法律事務所から問題を指摘されて、その内容についてきちんと調べるために依頼したのがきっかけである。設立時は英語のできる担当者がいたが、駐在員の自分は英語が苦手なので、ミーティングの都度日本人の弁護士がフィリピン人とのやり取りをサポートしてくれたり、メールや電話の連絡も日本語で対応してくれるためやりやすい。他の海外拠点でも日本人弁護士がいる法律事務所を活用しているので、フィリピンでも日本人弁護士がいる法律事務所に依頼するのは自然な流れであった。ただし、費用の問題もあるので、ジャパンデスクを設置している会計事務所などに契約書のレビューなどの法律問題を相談することもある。」

日本の弁護士の需要

「当社のように英語での対応に苦勞する場合には、需要があると思う。また、ただ翻訳するだけではなく、日本語での説明や要望のポイントをつかんで弁護士に説明してくれたり、弁護士の説明のポイントがどこにあるのか、今後の見通しなどについて説明してくれるのは、ただの通訳とは異なるところだと思う。また、日本人のいる法律事務所に相談したのと同じ内容を日本人のいない法律事務所にも相談したことがあるが、フィリピン人弁護士になかなか状況や自分たちの考えていることを理解してもらえなかったことがある。」

法律トラブル事例

「まだ新設の会社なので、特に大きな法律問題は抱えていない。細かい点では、弁護士に相談せずにオフィスの賃貸借契約を締結したら、印紙税の納付が必要なことに気づかず、納付期限を過ぎてしまい、ペナルティを支払うことになった。また、会社設立にあたり、法律事務所を利用したが、役所の見解がすぐに変わったり、急に SEC から新しいルールがあると説明されたがそれは明文化されていないルールだったり、会社設立に際して見通しが立ちにくかった。フィリピンでビジネスを行うにはある程度避けられない問題なのかもしれないが、せっかく弁護士を使って規制を調べたのにこうも簡単にルールが変わってしまうのは困る。」

7. G 社⁷

弁護士の活用状況

⁷オンライン英会話を営む株式会社。日本人及びフィリピン人による共同出資。

「社内弁護士および顧問弁護士はいない。かつては顧問弁護士を置いていたこともある。日系企業の知人に紹介され、小規模の事務所の弁護士に1ヶ月8,000ペソでお願いしていた。しかし、仕事を依頼しても期待していたものと異なる内容が返ってくることもあり、解約するに至った。

会社設立は、すべて自分で行った。証券取引委員会（SEC）で定款の作り方を教わりながら会社を設立し、会社設立後に必要な地方自治体、内国歳入庁（BIR）その他の手続もすべて自身で行った。今後会社を設立する際に、何が行われているのかを理解しておきたいと考え、外部に依頼しないこととした。外資規制の例外についても、SECに教えてもらうことができた。役所とのやり取りを株主であるフィリピン人が行ってくれたためにうまくいったのかもしれないと考えている。同様に、従業員の雇用、ビザについても、自分又はフィリピン人株主が対応している。」

ニーズ

「司法に対する悪いイメージがありフィリピン人弁護士を信頼していない。フィリピンに長く居住するだけで特別なスキルの無い日系コンサルティング会社も信頼していない。フィリピンに常駐する日本人弁護士が相談する分野に応じて適切な弁護士を選んで紹介してくれたら信頼できる。一方で、フィリピンに精通しない日本の弁護士がコラム等発信することについては懐疑的で、逆に信頼性が薄いと感じてしまう。

過去に無料相談のみであったが、日本の弁護士に相談したことがあり、自分の日本語でのまとまらない話の要点をつかんで同席するフィリピン人弁護士に英語で伝えてもらった。英語だと、ちょっとした問い合わせが気軽に行えないし、弁護士との人間関係作りが難しい。日本語なら、話の流れで軽く聞けるようなことも、英語だと構えてしまうし変に仰々しくなる。語学の問題なのか、文化の問題なのか、自分の質問事項に対してフィリピン人弁護士の回答が大きかけ離れてしまうことがある。これは弁護士に限った話ではないので、ローカルスタッフに対応をお願いする場合であっても同じようなことが起きる。こういったときに、軌道修正をしてくれる日本人がいると助かる。」

日本人弁護士の認知度

「2名知っている。」

法律トラブル事例

「不正をしている従業員を解雇したところ、労働雇用省（DOLE）に訴えられた。当時顧問をしていた弁護士に相談したところ、訴えられたら〇〇ペソ支払う必要があるとの説明を受けた。しかし、弁護士の相談料を考えると、訴えら

れる前に和解金を支払って解決した方が安かったので、弁護士を使わずに元従業員に月収の2倍程度の和解金を支払うことで解決した。」

日本人弁護士に対する要望

「長期間にわたりフィリピンに常駐する日本人弁護士がいてくれたら、自分のような英語のできない中小企業にとっては非常に助かる。日本とフィリピンを往復するのではなく、きちんとフィリピンに居住して、フィリピンのことをわかっている人である必要がある。

フィリピン法について日本語で対応してもらいたい。特に英語で締結した契約書の内容を日本語で説明してほしい。

一方、フィリピン国内で日本法について問題になることはあまりない。以前1件あったが、フィリピン国内の日本人弁護士から、日本国内の弁護士を紹介してもらい解決することができた。」

日本人弁護士によるイベントの希望内容

「労務関係・会社関係の判例の説明会を行ってほしい。

過去にJETROでそのようなイベントがあり、労働雇用省の担当弁護士が通訳を介して説明、質疑応答を行ってくれ、非常に勉強になった。JETROのイベントは無料であったが、1000ペソくらい払っても出席する価値はある。

日本語によるフィリピン法相談会もあったらよいと思う。」

8. H社⁸

弁護士の活用状況・ニーズ

「正社員は訳80名で、派遣社員が80名。先月まで派遣社員は130名。

フィリピン人弁護士と顧問契約を結んでいる。

日本企業の子会社ではなく、日本企業の子会社であるシンガポール企業の100%子会社、つまり日本企業の孫会社である。シンガポール企業の現地法人であることから、駐在員は日本人だけでなく、シンガポール人、マレーシアン人と国際色豊かであり、基本的に英語のやり取りになる。基本的にフィリピン人スタッフに任せてローカライズしているので、法律問題についても日本語の需要はあまりない。日本人が入ると作業量が格段に増えてしまい回らなくなるし、ローカルスタッフの成長にもつながらない。そのため、当社ではなるべくフィリピン人スタッフに任せている。法務関係は総務担当者が扱い、シンガポール人の取締役が総務を担当している。シンガポール人なので弁護士との英語でのやり取りには当然ながら問題がないし、社内のローカルスタッフとのやり取りも問題ない。他の会社は、日本の本社に報告する場合、日本語で報告しなければならないのだろう

⁸ 2012年設立の製造業。シンガポール法人の現地法人。シンガポール法人は日本企業の子会社である。

が、当社はその必要はない。当社の場合、親会社はシンガポールなので英語での報告となる。重大な訴訟になれば日本の会社への報告も必要となると思われるが、その報告も英語で行うことができる。それもあって当社はローカル化がスムーズである。弁護士もきちんとした人なようで、特に問題はないようである。これまで、法律問題で特に困ったこともないし、日本人弁護士の必要性も感じたことはない。」

法律トラブル

「自分が会社の設立にかかわったのではないため社内の者から聞いた話であるが、当社の位置する地域では、会社設立にあたって、バランガイ⁹から寄付又は幽霊社員の雇用を求められる慣習があるとのことである。当社工場の配管作業をする会社が、その慣習に従って雇っていた幽霊社員を、作業終了が近づいたころに解雇したところ、その直後に当社敷地内に置いていた工事のための機械が盗まれるという事件があった。幽霊社員を解雇したことが原因なのかどうかは分からないが、当社の警備も知っている者による犯行と思われる。他の工場でも、寄付を断ったところ、バランガイの者が空に向けて拳銃を発砲し、それにより工場の屋根に穴が開いたという話を聞いている。

1人だけ解雇した従業員がいる。会計担当者が、偽造した医者診断書をもって有給休暇を取得したことが原因である。診断書の日付現在、当該医者が勤務していなかったため、偽造したものであることは明らかであった。書類を偽造する者に会計事務を任せることはできないので、即刻解雇した。弁護士にも特に相談はしていない。（労働法上の解雇事由や解雇手続きについて当職が説明したところ）解雇するのにそのような手続きが必要だということは知らなかった。絶対に大丈夫なケースだと思って即日解雇したが、実は危ないことを行っていたとはとても驚いた。法務を扱っている総務担当の役員がそのことを知っているのかは分からない。フィリピンで不当解雇が争われた場合にどのくらいの期間を要し幾ら位支払うことになるのかも知らない。」

日本の弁護士の要望

「自分は海外研修で3か月海外に行ったことがあるので、英語が全くできないわけではない。英語の専門用語はよく分からないが、個人的な問題で会社の顧問弁護士に相談した際、弁護士が簡単な英語でゆっくり話してくれたので、コミュニケーションは十分にできたと思う。今後問題にならないよう、しっかり確認したい。基本的に英語ですべて済む会社ではあるが、（本調査のインタビューにあたり）会社の状況、法的問題についてこうやって法律の専門家と日本語でざっく

⁹ 最小行政単位

ばらんに話を聞くことができよかつた。以前行つた解雇の問題点も把握できたし、あらたな情報を取得することができ非常に有益な時間であつた。」

希望するイベントの内容

「通常業務は英語で何とかなつているとはいえ、基本的な労務問題などについての日本語のセミナーがあれば、簡単に理解することができてよい。」

9. I社¹⁰

弁護士を活用状況

「ローカルの法律事務所を活用しているが、うまくいっていると思う。ローカルスタッフが弁護士対応をしているためである。よく、他の日系企業から、法律事務所とのやり取りが大変とか弁護士がなかなか働いてくれないなどと聞くが、自分は法律事務所の対応に悩んだことはない。自分が法律問題を見ていないというのも一因である。当社は事業規模も小さく、親会社、関連会社との関係だけを見ていればよいため、法律問題が生じにくいということ、従業員の解雇や離職もなく労務問題を抱えていないことから、生じる法律問題はルーティーンの内容ばかりである。日本人の駐在員は3年～5年で帰任し、数年で人が入れ替わるので、長期的に把握しなければならない事項について、日本人がすべて抱えようとするのには無理がある。当社は日本人駐在員の英語でのコミュニケーション能力が高く、ローカルスタッフとのやり取りがスムーズにしているため、ローカルスタッフに仕事をうまく任せられているのだと思う。」

法律問題

「大きい問題は特にない。ビザの手続きに時間がかかつたが、法律事務所の問題なのか、役所の問題なのかよくわからない。手続き中に出国できないのが困つた。」

日本の弁護士の需要

「現在、具体的な需要は感じていない。ローカルスタッフが直接弁護士に相談しているためである。ただ、例えば従業員の解雇や事業閉鎖等についてはローカルスタッフを通じて弁護士に相談してもらうわけにはいかないであろうから、その際には日本人駐在員自身が直接弁護士とやりとりをせざるを得ない。裁判も特に抱えていない。裁判に巻き込まれたときには、本社への報告が必要となるため、日本人駐在員が英文書類を読んだり弁護士とやりとりをしなければならない。内容にもよるが、フィリピンの訴訟は長くかかると聞き、通常業務を行いながらの負担はとても大きくなるだろうから、その時には日本人の弁護士のサポートがほしくなると思う。ただし、フィリピンで日本法の弁護士に何ができるのだろう

¹⁰ 大手商社のフィリピン支店。当地進出から既に長期間が経過している。

かという疑問もある。どのような使い方をすることができるのか、どれほど役に立つのか、逆に教えてほしい。

ただ、結論としては、前に説明した通り、現状では特に問題を抱えていないので、当社の場合日本の弁護士のサポートが必要な場面は限定されていると思う。」

支援策の需要

「フィリピンでビジネスを行うにあたって知っておくべき基本的な法律問題や最近の判決、新法についてセミナーを行ってもらえたら参加したい。当社に問題が生じていないと言っても、労務問題はいつ生じるか分からないし、労務問題に関しては関心がある。解雇の手続について特に興味がある。」

10.J社¹¹

弁護士の活用状況

「顧問としてローカル法律事務所と契約しているが、日本語の方が楽なので、顧客から法律問題の問い合わせを受けたときに顧問弁護士に相談することはほとんどない。日本人のいる会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社に質問することが多い。」

日本の弁護士のニーズ

「顧客から法的問題について相談を受けることがあり、その際はフィリピンの日本人弁護士を紹介するようにしている。日本語を話すことができるフィリピン人弁護士もいるが、やはり日本人の方が話しやすく、日本の感覚を理解している人の方が良い。しかし、無料ででの回答を求めている企業が多く、法律事務所の紹介を求められるケースはほとんどない。」

日本人弁護士の認知度

「2名」

法律トラブル

「当行としては特に法律トラブルは抱えていないが、税や外資規制等顧客からの質問は多い。」

11.K社¹²

弁護士の活用状況

「フィリピン人弁護士と顧問契約を結んでいる。」

顧客の法律問題状況

「進出企業の規模は小さくなっている。それに伴い、英語の問題が生じている。一般的に、進出規模が小さくなるにつれ、担当者の英語力が落ちていく。法律英

¹¹ 銀行

¹² 銀行

語は特に難しく、日本語対応が必要な人が増えている。中小企業の M&A が増えているという傾向もみられる。

日系企業は、顧問を活用して法律問題を自力で法律事務所に相談しているように見られる。ただし、弁護士の回答の理解に自信がないためか、顧問のアドバイスを信じていないためか、事情は分かりかねるが、同じ内容を当社にも相談してくる企業は多い。知っている話であれば、こういう話を聞いたことがある、といった程度の、一般的な回答を行っている。

顧客からの相談事項として多いのは、土地保有問題と労務問題である。土地保有に関しては、ダミーによる土地保有状況を解消したいという相談が多くみられる。顧問弁護士が個人としてダミーを務めることもあるようだが、その場合、弁護士が死亡した際に相続の問題が生じる。コンプライアンス上の問題もある。そのため、最近ではリース事案が多いと聞いている。」

日本の弁護士の需要

「英語ができる人であっても、法律用語などの専門用語については苦戦しているようだ。社内に信頼できるフィリピン人スタッフがいたら、法律問題はスタッフに任せられるが、本社報告マターについては日本人が内容を理解しないと行かないため、日本人弁護士の需要はあると感じている。ただし、日本人であればだれでもいいとは思わない。フィリピン法及びフィリピンの実態に精通した日本人であることが必要である。

フィリピンでは、コンサルティング会社が人気である。日本人がパッケージで進出の全てを面倒見ている。オフィス手配、内装、役所に提出する事業計画書の作成等も、コンサルティング会社の方ですべて準備してくれる。弁護士と提携するコンサルティング会社もある。会社設立時は問題が少ないため、コンサルティング会社でも対応できることが多い。会社が軌道に乗った後の問題は、その移転で既に信頼できるローカルがいることが多く、信頼できるローカルによる対応が多い。一方、新規進出でも、合弁会社の場合はコンサルティング会社による対応は難しいようである。某 M&A の案件では、コンサルティング会社が直接ローカルの弁護士を紹介していた。

当社で新規設立のサポートを行う会社の問い合わせを受けた場合、コンサルティング会社を進めている。コンサルティング会社はワンストップサービスを提供できるためである。大手は高いため、複雑なケースでない限り、なかなか紹介しない。また、大手は仕事を依頼しても時間がかかる傾向にあるため、そういった意味でも中小のコンサルティング会社が使いやすい。大事なのは、日本語で、ワンストップのサービスを、フットワーク軽く行ってくれることである。

お客様から聞くのは、M&A、合弁会社を 100%出資への変更などである。小売業は、流通の関係で 60 対 40 にならざるを得ないと聞いている。飲食業は顧客に

いないため、ダミーを利用している小売業は知らない。噂では、日本食レストラン街では、実態は知らないがフィリピン人妻の名義でレストランを行うケースがあると聞いている。

日本からのフィリピン進出相談件数は、前年比3割程度の増加である。」

12.L社¹³

弁護士の活用状況

「社内弁護士はおらず、顧問弁護士を雇っている。

顧問の弁護士は、安くて機動的に動いてくれる事務所を探して見つけた。日系企業の中で有名な事務所というわけではない。日本人社会の中でよく利用されているかどうかはこだわらず、自社にとって使い勝手の良い弁護士を見つけた。

しかし、それに縛られるわけではなく、他にも、各案件に応じて、どの弁護士が何が得意かというのを把握しており、たくさんの弁護士のコンタクトを持っている。特にこの国ではコネクションが重要であるから、弁護士の人間関係の把握も重要であると考えている。」

日本の弁護士の需要

「現段階では差し迫った需要はないが、案件によっては日本人弁護士がいたらよいと思う。日本人弁護士によるサポートがあることを知っているだけでも大いに助かるので、そういった意味では現時点でも需要を感じる。

他の会社の状況からすると、これまで日本の弁護士の進出が進んでいなかったもので、日本の弁護士に仕事を頼もうという発想がない会社が多いのではないかと思う。まずは利用してもらって、その便利さ、サービスのクオリティの高さなどを実感してもらわなければならないと思う。間口を広く、月ぎめの金額と時間を低く設定し、日本人弁護士を使う会社の増加をまずは考えるのが良いと思う。日本人社会は、周りがどこを使っているかを強く意識する。評判が評判を生むので、仕事の規模を問わず数を増やすことが大事だと思う。

フィリピンでビジネスを成功させるためには、弁護士を身近なものにする必要があると考えている。しかし、弁護士の使い方を間違えている人が多い。情報はタダだと持っている人が多く、コンサルティングにお金を払いたくないとか、日本人に話を聞くのになぜお金を払わなければならないのか、という感覚を持っている。恥ずかしげもなく競合先に進出時の相談をしに行く企業もある。日本の弁護士が進出するなら日系企業が持つこの意識との付き合い方も考えないといけない。」

法律トラブル

¹³ 広告業。

「たまに契約料を支払わないで逃げる企業がいるので、日本人弁護士からレターを出してもらえると効果的だと思う。しかし、費用面は気になる問題である。当社の話ではないが、フィリピンで起業した日本人がフィリピン人に迷惑をかけている例を何件か見ている。中小企業は特に、飲食店等外資規制業種を行うために、フィリピン人から名義を借りてビジネスを立ち上げることがあるが、ビジネスがうまくいかなくなり日本人がフィリピンから逃げ出してしまうという例を 3、4 件知っている。設立時のコンサル会社がきちんと終わりのことまでアドバイスをしていないように思う。また、カラオケの女性から名義を借りてトラブルになるというケースもよくある。」

13.M 社¹⁴

日本の弁護士の需要

「自分の担当する限り、お客様の法律トラブルについて何か相談を受けることはない。

取締役役員賠償責任保険や製造物責任保険などの賠償責任保険については、弁護士費用が保険でカバーされる。フィリピンで保険マーケットが成熟していないために、取締役役員賠償責任保険の認知度が高まってきたのもつい最近であるし、利用もまだ少ない状況である。また、物が壊れやすいフィリピンではあるが、製造物責任保険に加入しているお客様から、実際に賠償請求されたとの相談を受けることは少ない。しかし、いざという時に活躍するのが保険であり、そういった時に日本人弁護士がいる法律事務所が対応をしてくれたら、日系企業は助かると思う。問題が起きた時ほど、母語で話したいともうはずであるし、弁護士費用は損害保険でカバーされることから、使いやすくなるのではないかと思う。」

14.N 社¹⁵

日本人弁護士の需要

「当社よりも、不動産を購入・賃借する顧客の方が法律のトラブルがあるように思う。契約書をよく読まないでサインしてしまう日本人もみられるが、フィリピンの不動産業界は契約書はあっていないようなものである。

契約書に記載されていることでも守られないことが多い。契約の内容にかかわらず、強いのはお金を握っている方である。フィリピンは 1 年契約で 1 年分先に家賃を支払うので、支払った後の賃借人の立場はどうしても弱くなってしまいがちである。例えば、契約書上、通常は、修繕費が 5000 ペソ以内は借主負担、5000 ペソ超は貸主負担とされているが、高額修理を要する場合に貸主が対応し

¹⁴ 保険会社 当地の企業との合弁企業

¹⁵ 不動産業

てくれないことも多々ある。その場合、仲介業者が間に入り、交渉を行う。契約書通りの解決ができずに、人間関係を調整しながら対応することが多い。本来であれば貸主 100%負担であるところを、貸主借主が折半するという解決をすることもある。場合によっては仲介業者と併せて3分の1ずつという解決もある。敷金は、返すことになっているものの、大家が手元に現金を持っておらず返せないということもある。お金が入ったら返すと言いつけるが、実際は返す気がないということもある。

賃貸よりも、売買の方が、危なっかしい。よくわからないで買ってしまう日本人も多い。正式な方法をとらずに、実務的なやり方で買うのはいいのだが、そのこと自体を理解していない日本人も少なからずみられる。投資用にコンドミニアムを買ったものの、悪質な管理業者だと、投資家が国外にいるのをいいことに、投資家の知らないところで人に貸していることもある。また、マニラは不動産市場が急激に成長し不動産投資ブームが起きていることに伴い、多数の日本人が不動産を買っている。しかし、投資用不動産の運用は必ずしもうまくいっているわけではないので、ローンが払えずに不動産を手放す方がこれから続出すると見込まれる。その時の手続きのサポートに、日本人弁護士が入ってくれるといいかもしれない。」

15. O社¹⁶

弁護士の活用状況

「小規模の会社なので、社内に弁護士はいない。昔、会社設立業務をお願いした小さい法律事務所の弁護士に、今でも顧問をお願いしている。小さい事務所だがこれまでの関係もあるし、特に困ったことは起きていない。」

日本の弁護士の需要

「当社の顧客からの法律問題に関するよくある問い合わせはビザ関連である。問い合わせ内容は、必要なビザの調査やビザの取得代行等であって難しい問題ではないので、旅行代理店やローカルの小さい法律事務所を紹介して対応している。これらの手続きに関して、日本語サポートが必要な場合には自分が間に入って日本語で対応している。ただ、自社のサービスとして広げていきたい分野ではないので、これを日本人の弁護士にお願いできるのであれば助かる。

当社はアドバイザリー業務を行うが、会社等設立サポートや法律アドバイスの機能はない。そこで、会社等設立や労務問題について相談を受けた際は、ローカルの法律事務所又は日系コンサルティング会社を紹介している。紹介先はいずれも

¹⁶ サービス業。日本人とフィリピン人による共同出資の株式会社。2000年設立

日本語対応が可能な場所であり、ローカルの法律事務所の場合は、①日本語対応可能なフィリピン人弁護士が所属する事務所、②日本人弁護士の在籍する事務所、又は③日本人事務員の在籍する法律事務所のいずれかを選んでいる。日系企業の法務担当者には英語のスキルがないことが多いため、日本語で相談できることが非常に重要なポイントである。

英語ができる人であっても、日本語で対応できればよいと思っているに違いないと考える。最近でこそ、日本人弁護士がフィリピンに進出し始めたが、これまで不在であったため、そもそも日本人弁護士のサポートを得ながら法律問題を解決するという発想がない会社がほとんどだと感じている。自分も、面識のある日本人弁護士は1名のみである。日本人弁護士がいると法律問題の解決がこんなにも楽になるということを示せば引き合いはあると思う。」

法律トラブル

「特に法律問題は抱えていない。顧客からビザについて相談を受けて、特別就労許可のためにビザ業者や法律事務所を紹介することはある。」

16.P社¹⁷

弁護士活用の状況

「社内に弁護士はいない。顧問弁護士として、日系企業の顧客を持つローカルの法律事務所を利用している。しかし、スポットで別の法律事務所を利用している。労務関係については弁護士によって回答が異なることが多々あるため、安全のため、顧問先の法律事務所に加え2か所の法律事務所に同じ内容を問い合わせるようにしている。これら3事務所は大手と中堅の事務所であるが、同じ内容を問い合わせたとしても、回答の速さ、回答の方式（メール形式、メモランダム形式）にかなりのばらつきがある。他社から労務関係について相談される場合にも、法律事務所3社に問い合わせるとよいと進めている。」

ニーズ

「日ごろから英語で業務を行っているため、弁護士と英語でやり取りをすること自体に特に問題は感じていない。しかし、法的な内容の文書だと、やはり日常的な者より難易度が高く、日本人弁護士が日本語でサポートしてくれると助かる。例えば、英語のメモランダムの内容について、自分の理解に不安がある場合に、記載内容についてどのように解釈すればよいのか指南してほしい。」

日本人弁護士の認知度

「2名知っている。1名は名前を知っているだけで面識はない。」

法律トラブル事例

¹⁷ サービス業 シンガポール法人の子会社。シンガポール法人の親会社は日本企業である。

「現地採用の日本人従業員のビザ取得に手間取っている。別の企業からの転職であるため、通常よりもビザ取得に時間がかかるのは理解しているが、申請してから1年半近く経過するのにまだ取れていないのは理解できない。ビザは顧問先の事務所に依頼している。本件に関して、フィリピン人担当者の言っていることがよくわからなかったので、日本人が間に入ってくれるようになればよい。」

日本人弁護士に対する要望

「フィリピン法について日本語での対応を期待する。日本の常識はフィリピンでは通用しないので、フィリピンに常駐しフィリピンのことを理解している人が望ましい。」

日本人弁護士によるイベントの希望内容

「無料セミナーで以下のようなテーマで話してほしい。

- ・フィリピンの労働法
- ・M&Aについて

上記内容について差し迫って知りたいというほどではないので、有料だったら出席しないと思う。一方で、人事に関する内容ではあるが半日5,000ペソ、1日8,000-10,000ペソというセミナーもあるので、内容次第では有料でも出席したいと考える人はいると思う。例えば、フィリピンの実例を紹介するセミナーは需要があるのではないか。」

17. Q 社¹⁸

弁護士の活用状況

「顧問弁護士はいない。合弁相手の企業には弁護士がおり、その弁護士に聞くことはある。

事業の性質上、従業員による不正が多く発生する。その場合、社内の人事担当が、合弁相手の企業に相談して対応している。

合弁相手との契約にあたっては、3事務所比較の上、ローカルの大手法律事務所を利用した。合弁相手の弁護士をよく知っており、外資規制についての的確なアドバイスを提供してもらえ、かつ準備がよかったことが決め手となった。当該事務所には日本語を理解する弁護士が在籍していたが、特に日本語でのサポートは期待していなかった。主担当のパートナー弁護士は日本語対応の弁護士ではなかった。

合弁相手との交渉は、弁護士ではなく自身で行った。法律のバックグラウンドはなかったが勉強し、契約書も読み込んだ。ビジネスを理解しているものでないと合弁相手との交渉はうまくいかないと考えたためである。」

¹⁸ 2013年に設立したフィリピン企業とジョイントベンチャーの現地法人。小売業

日本人弁護士ニーズ

「合弁相手との契約書には、紛争解決機関としてシンガポールの仲裁機関を利用する旨が規定されている。そのため、フィリピン法だけではなく、シンガポール法にも精通している人がいたらよい。

弁護士費用はさほど気にしていない。安かろう悪かろうはかえって害になるので、しかるべき金額を支払って適切な対応をしてもらえる弁護士に依頼したい。

合弁解消が生じる場合には、株価をどう評価するか等問題になってくると思うので、その点を日本語で相談できたらこちらの負担が軽くなってよい。」

日本人弁護士の認知度

「知らない」

法律トラブル事例

「外国人登録カード（ACR I-Card）の更新をし忘れた。

ACR I-Card なく国外に出ることができないことを知らず、大丈夫だとの合弁相手のアドバイスを信じて国外に出ようとしたところ、カードがなかったために出国することができなかった。」

日本人弁護士に対する要望

「ビジネス面を理解してアドバイスしてくれる弁護士がなかなかいない。

フィリピンのビジネスを理解し、ネットワークを持っている人に幅広くサポートしてほしい。」

日本人弁護士によるイベントの希望内容

「一般常識のような法律面の話を聞きたい。

労務に関する基礎的なセミナーがあったらよい。

フィリピンと日本でどのような点が違うのか、何に気を付けなければならないのか。

フィリピン進出時の合弁先との契約書はフィリピン人弁護士にチェックしてもらったが、法律用語は自分で勉強し契約書も基本的には自分できちんと読み、交渉の場には弁護士は利用しなかった。交渉の場にビジネスを理解していない者がいるとかえって害である。日本人弁護士に依頼するのであれば、フィリピンに精通しておりネットワークのある人がよい。周りの評判も大事である。費用面についてはさほど気にしていない。少しの金額を出し惜しんで質の悪いサービスを受けることの方が問題である。」

18.R 社¹⁹弁護士活用状況

¹⁹ 合弁企業を営むサービス業

「ジョイントベンチャーで、合弁先がマジョリティを持っているので、顧問弁護士は合弁先の方で雇っている。」

法律トラブル

「合弁相手との契約上、合弁解消ができる期間が迫っている。しかし、合弁解消にあたって、株式の価格をどうやって決めるかが合弁契約上に定められていない。そのため、合弁相手が合弁解消を決断する場合にはもめごとになるのではないかと恐れている。大手と組んでいるためか、コスト意識が非常に厳しい。したがって、物事を進めるにあたっては何かと慎重にならなければならない。合弁契約書作成の時にここまで弁護士からアドバイスをもらえたらよかったと思う。今から合弁先と何かもめたり交渉したりするなら、当社側も弁護士をつけなければならない。日本人弁護士がどれほど役に立つのかは分からないが、払う価値があるのであれば、検討してもいいと思う。」

19.S社²⁰

弁護士の活用状況

「フィリピン人弁護士と顧問契約を締結。裁判沙汰となった時にも、顧問の弁護士に対応を依頼した。」

法律問題及び弁護士のニーズ

「スクラップ業者に対しスクラップを販売する契約を締結していた。契約上、スクラップの値段は、重量を基準に算定される。しかし、スクラップ業者が不正を行い、重量計が、実際の重量よりも軽く計測されるように細工がされていた。不正をするような業者とは取引を継続することができないと考え、契約を打ち切ったところ、スクラップ業者と締結していた契約は一定期間排他的な取引をすることを内容としており、逆に契約打ち切りに対してスクラップ業者から訴えられた。そこで、顧問弁護士に相談して訴訟を数年行った。弁護士にもいろいろと専門があるとは聞いているが、担当してくれた弁護士は有名な事件も担当したことがある弁護士であった。弁護士は良かったのだと思うが、でも、英語での長期間の訴訟のやり取りは、なかなか理解できない箇所もあって、とても大変であった。通常業務をしながら訴訟を抱え、英語で理解しなければならないのは負担であった。日本人の弁護士が理解を助けてくれたり、状況の説明をしてくれたら、負担が減ったと思う。こういったところに日本の弁護士の需要はあると考える。」

20.T社²¹

弁護士の活用状況

²⁰ 製造業

²¹ 100%日本資本の現地法人。サービス業

「小さい会社で、社内に弁護士はいない。社外に顧問弁護士を置いている。大手法律事務所の会社秘書役が顧問弁護士を兼ねている形である。顧問料は1ヶ月1万ペソ程度と安価であるが、対応に満足はしていない。例えば定時株主総会など、会社秘書役の行動が必要な場合に会社秘書役から自発的に行動してもらえないので、自分たちでスケジュールを確認してリマインドしなければならない。会社設立は小規模のローカル法律事務所に依頼したと聞いている。自分が赴任する前の話なので、当時の状況についてはよく知らない。法的な問題が生じたときには、内容によって顧問会計士、顧問弁護士又は他の弁護士に相談している。」

ニーズ

「日本人弁護士がいればやりやすいと感じている。問題が生じた場合には、親会社に説明しなければならず、フィリピンの法制度について英語で理解するのは時間がかかる。日本人の弁護士が日本語で分かりやすく説明してくれたら、自分はそれをそのまま転送するだけで済む。また、日本人弁護士が新聞などに書いているコラムは社員の勉強にもなるので、いつも社員に配っている。」

日本人弁護士の認知度

「3名知っている。面識があるわけではないが、コラム等メディアに出ている人は認識している。」

法律トラブル事例

「昔、不当解雇で訴訟を提起されたことがある。元従業員の解雇にあたっては、ローカルの弁護士と相談しながら解雇手続きを進めたが、それでも不当解雇であるとして訴えられてしまった。結果として勝訴したものの、最高裁までいった事案であり、解決までに10年を要した。ローカル弁護士の対応はスムーズであったが、親会社への報告のために膨大な訴訟記録を読んで理解しなければならず、非常に骨の折れる作業であった。親会社の方針で、他の法律事務所からのセカンドオピニオンも取った。」

日本人弁護士に対する要望

「フィリピン法に関する日本語でのアドバイスを求める。英会話に苦労しているわけではないので、取引先との交渉に弁護士が必要とは思っていない。費用面についても異常に高額ではなければ依頼したい。

自分自身は英語の読み書きは問題ないものの、親会社に対する説明及び報告のために、日本人の弁護士がいるとよいと考えている。法律用語や法概念についても、親会社側が必ずしも精通しているとは限らない。法律問題が生じた場合の親会社対応を日本人弁護士がサポートしてくれたら通常業務への支障を減らせる。」

日本人弁護士によるイベントの希望内容

「労働法の新しい動きなどあれば、セミナーで話してほしい。」

21.U社²²

弁護士の活用状況

「現地の銀行に出向し机を置かせてもらっている状況なので、当社独自の顧問弁護士はいない。」

顧客の日本法弁護士のニーズ

「当社の日系企業顧客の傾向としては、法律問題が生じた場合、フィリピンに進出してから長い会社はローカルの法律事務所に依頼し、新設の会社は日系コンサルティング会社又はジャパンデスクを設置する会計事務所に依頼している。ローカル法律事務所とのコミュニケーションは難しいため、日本人が窓口になってくれることを期待して割高であっても日系コンサルティング会社や会計事務所に依頼している。とはいえ彼らは法律の専門家ではないので、純粋な法律問題については日本人の弁護士に相談した方がよいと思っている。

顧客から受ける法律問題の相談は、外資規制、日比租税条約、会社設立、クロスボーダーローン等がある。某会計系コンサルティング会社と契約をしているため、分からないことは基本的には当該会計系コンサルティング会社に相談している。JETROに質問することもある。当行内に日本人弁護士を置く可能性については、コスト面の問題がある。日本人弁護士を置くことによって取引量がいかに増えるかを説得的に説明するのは難しいように思われる。」

法律トラブル

「顧客が小売業に対する外資規制の内容が良く判らずに困っている。」

日本人弁護士の認知度

「なし」

日本人弁護士に対する要望

「フィリピン法に関する日本語での対応を希望する。」

日本人弁護士によるイベントの希望内容

「少し方向は違うかもしれないが、当社の顧客を集めて開催する交流会に、専門家も招きたいと思っているので、日本の弁護士が出席してくれたらよいと思う。」

22.V社²³

弁護士の活用状況

²² 邦銀。現地銀行にフィリピンに出向者を送っている。

²³ 運送業の現地法人

「顧問弁護士は過去に契約していたが、対応に不満があつて今は契約していない。それもあつて、最近法律のことにに関して何か聞きたい時には、会計事務所に聞くことが多い。専門ではないとはいえ、基本的なことであれば教えてもらえる。」

日本人弁護士のニーズ

「日本人弁護士かフィリピン人弁護士かというのであれば、フィリピンのことはフィリピン人弁護士に聞くのがいいのではないかと思う。でも、リーズナブルな費用で、日本人弁護士が、フィリピン人弁護士との間のやり取りのサポートをしてくれるなら、いいかもしれない。自分の英語力からして、相談事項がどれだけ複雑かにもよると思う。」

法律トラブル

「当社と類似の業態の会社が、急に外資規制に該当すると指摘されて、役所から今後ライセンスを更新しないと聞かれたと聞いている。当社の事業はその会社とは少し異なるので大丈夫だとは思いますが、急に解釈が変わらないかと心配である。」

23. W社²⁴

法律トラブル

「日本人コンサルタントのいる会社に設立支援を依頼し、設立した会社が、そのコンサルタントに乗っ取られた。自分の目から見ると、当初から詐欺の目的でそのコンサルタント側に都合のよいように書類が作成されていたように見える。自分以外の株式名義がコンサルタントとその関係者の名義であったため乗っ取られ、預けていた現金や備品、店舗の売り上げも返してもらえない。法的措置に向かうことで、解決方法を見出す一方で、心理的に追い込まれた相手側がさらに不当なやり方で返してくるというリスクもうかがわれ、懸念している部分もある。まっとうには正義が通らない社会だと思うので、その辺は状況で判断しながら対処していきたいと考えている。日本人の中でもフィリピン滞在歴の長い方々は、フィリピンへの入り方、関わり方も見えないところがあり、最近の新規参入組とのトラブルもたまに耳にする。

他社の例では、日系の大手システム会社で、昨年フィリピン法人を設立したところがあるが、そこも乗っ取りされたと聞く。役員メンバーに裏切られ、代表が日本に帰国中に書類・通帳・現金を持ち逃げし、営業停止になる事態となり、解散状態に陥った。現在また出直し立ち上げ中とのことである。これは悪徳コンサルティングによるものではなく、その会社の内部のトラブルである。役員に採用した人の信用、見る目が甘かったという点に尽きるケースだと思う。起業、法人立ち上げメンバーを旧友だから、馴染みがあるからと思ひ込みの信用をベースに採用したことが最悪の形で現れた事件である。幸い、資金力のある会社だったので、自社でカバーし、営業を継続できたものの、卑劣な裏切りに対しては法的な追及を進めるといふ姿勢で現在も動いているようです。

²⁴ サービス業。新設の現地法人

いずれのケースでも、同じ日本人同士というのがだまされやすいつボである。フィリピン人の合弁相手に騙されるという話も聞くが、日本人というだけで警戒レベルが下がる。また、そうしたフィリピンローカルと日本人との間に入り、よからぬことをはたらく人もいと耳にする。

対フィリピン人の扱いでも苦勞している。フィリピン人スタッフに非があっても、彼らは人権・労基・お金と色々な角度で自分を守ろうとする傾向がある。そういった人をコントロールするのは難しい。できるだけ信用持てる関係づくりをしていきたいと思うので、コミュニケーションの取り方には気を遣っている。ストレス耐性低く、メンタル弱い方多いので、ローカルとの付き合いが難しいです。大きなことはないが、入管に言いつけて送還させてやるとキレられたり、小さなことでもめる。」

24. X社²⁵

法律トラブル

「事業に使用するための機材を、フィリピン政府の事前許可をとらず、かつ税関に申告せずにフィリピンに持ち込んだところ、空港で荷物を開封した税関職員より金銭の支払いを求められた。領収書を発行しない代わりに、当該金額を支払えば、本来必要である事前許可を取得していない点についても見逃すとのことであった。しかし、持ち合わせの現金が提示額に満たない上、会社としては領収証の無い支出ができないことから、当該金額を払えない旨伝えと、当該職員は金額を減額の上、再度金銭の支払を求めた。当方にも事前許可及び税関での申告が必要であることを知らず手続きをとらずに持ち込んだ落ち度はあるが、根拠の不明な金額の支払いを求められ不快である。本手続にあたり税関に数度問い合わせを行ったが、聞くたびに職員の説明内容が異なり、非常に混乱している。フィリピンの手続の不透明さを強く実感した。」

25. Y社²⁶

弁護士の活用

「社内に法務部はなく、総務担当のローカルスタッフが法務も扱う。近くの弁護士を顧問に依頼している。」

法律問題

「当社は、約 20 年前にフィリピン事情に詳しい日本人コンサルタントのアドバイスを受けながら設立し、外資規制のある土地保有形態についても、そのコンサルタントのアドバイスに従って現地の慣行通りに行い、特に問題はないものと認識していた。しかし、あることがきっかけで、弁護士から当社の土地保有形態は

²⁵ サービス業

²⁶ 製造業。

違法であると指摘された。その弁護士によると、土地保有会社の株式を形式上フィリピン人スタッフの名義にすることは法律違反であり、リスクとしては禁錮刑であると言われた。コンサルタントが大丈夫だと言っていたからこの形態をとって設立したのに、今になって違法だと言われても困る。そのコンサルタントはもうフィリピンでは活動していないと思う。」

日本人弁護士の需要

「知らずに会社が違法行為を行っていたということが非常にショックである。法律の専門家と日本語で気軽にコミュニケーションをとることができれば、事態は違ったかもしれない。」

26. Z 社²⁷

汚職に関する経験

内国歳入庁職員に対して賄賂を渡したことがある日系企業の元従業員から、以下の通りヒアリングすることができた。

「数年前に、内国歳入庁に対し、賄賂を支払って税務調査を逃れたことがある。内国歳入庁から当社に税務調査に入る旨の通知を受けたので、まず担当官と面談した。当該面談にあたっては、仲介者がいた。仲介者に対し、調査に入る代わりにお金で解決できないか相談したところ、仲介者が金額の相談にも乗ってくれ、現金をもって賄賂を支払い問題を解決することができた。事前の面談は昨年廃止されたため、現在は、交渉の機会がないと聞いている。そこで、会計事務所が内国歳入庁との間に入り追徴金の減額交渉を行っているようである。」

27. a 社²⁸

弁護士の活用状況

「ローカルの法律事務所の弁護士と顧問契約を締結している。合弁企業であり、合弁先が弁護士対応をしている。」

顧客の弁護士の活用状況

「保険加入者の弁護士の活用状況について、保険は保険加入地での請求となるので、弁護士特約付きの海外旅行保険でフィリピンに来た在留邦人が犯罪等に巻き込まれたときに保険を利用して弁護士に依頼をしているかどうかは分からない。その場合、加入地である日本での手続になるためである。一方、フィリピンの現地法人等が取締役役員賠償責任保険に加入している場合であれば、弁護士費用が保険でカバーされることがある。しかし、フィリピンでは、保険商品の発展が遅く、日本のように利用も進んでいない。取締役役員賠償責任保険は当地では存在

²⁷ 製造業

²⁸ 現地法人。保険業を営み、ローカル企業とジョイントベンチャーを組む。

するものの、利用状況はとても鈍い。したがって、具体的な数字を出せるわけではないが、取締役役員賠償責任保険で弁護士費用をカバーするケースは少ない。」

28.b 社²⁹

「当社の場合、日本の弁護士は特に必要としていない。社内の法務体制が整っており、東京の法務部には弁護士も勤務している。法務部の者も海外オフィスに駐在しており、東南アジアだとシンガポール及びバンコクに法務出身者がいる。マニラ支店で法律問題が起きた場合、東京のインハウス弁護士、シンガポール駐在の日本人弁護士又はフィリピンの顧問弁護士が対応する。契約を締結する場合には、基本的には東京又はシンガポールのインハウス弁護士がドラフトし、フィリピン法準拠の場合にはフィリピンの顧問弁護士がそれをチェックするという形をとる。契約書は自分たちも読み込み、内容がビジネス面に影響しないかを確認している。そうやって契約書もたくさん読んできており、またフィリピン法についても勉強しているので、基本的な事であれば分かっている。国際的な契約で共通するような話は、シンガポールと東京の弁護士がカバーすることができ、フィリピン特有な点をフィリピンの弁護士が見る。フィリピン特有の労務、税務及び外資規制については自分たちも基本を押さえている。弁護士に聞くのはもっと専門的な分野である。ジェネラリストは特に欲しておらず、案件に応じて専門性に特化した弁護士に相談をしたい。中小企業であれば、全般的に教えてもらう、という意識があるのだろうが、自分たちは基本を理解した上で、必要なところだけ確認的に相談するという使い方をしている。

フィリピンは、弁護士も仕事が遅く、制度的には法律があるのにきっちり運用されていないという印象である。最高裁と法律と証券取引委員会がそれぞれ違うことを言うということもある。」

29.c 社³⁰

「工業団地の入居企業のうち、約8割が土地を保有し、2割が50年リースという形をとっている。当社としては、土地の保有とリースのうちどちらかを積極的に進めているわけではない。最近の傾向としてはリースが増えており、過去2、3年においてはリースが7～8割を占めるようになった。土地を購入するにあたって、ダミー³¹を利用しているのか、真のパートナー企業と組んでいるのかは、当社では把握できていない。

²⁹ 商社の支店。40年前に当地に進出した。

³⁰ 工業団地

³¹ 外資規制業種におけるフィリピン人による名義貸し。フィリピン人が株主（大抵は株式の60%を保有）となり書面上は外資規制を満たすように見せかける手段。

入居企業からは、設立時などに弁護士を紹介してほしいと言われることはある。労務関係に関する相談もたまにあり、解雇が一番関心が高い。他には、環境法、消防法、労働安全基準などの水準を満たしていない企業もみられる。日本語で正しい情報を得るのが難しく、顧客は会計、労務及び環境について特に情報を欲しているようだ。製造業は従業員数が多いので、どの企業も労務問題についてい派関心が高い。労働法について理解していて、日本語で説明できる人がいるとよい。フィリピンはグレーな点がとても多く、ダミーを利用しての会社設立も多いと聞いている。日系企業だけでなく、欧米の企業もダミーを利用していると聞く。グレートは聞いているがこれによることのリスクはきちんと認識していない。フィリピンは人によって回答内容が異なることから、政府機関などに電話で問い合わせたときの回答は信用していない。後から梯子を外されることもある。こういった状況をうまくサポートしてくれる人がいると日系企業は助かる。例えば会社登記、PEZA登録、土地購入、従業員の採用、輸入ライセンス等、すべてを一手に引き受けてほしい。費用面で見合うのであればぜひ日本の弁護士にもフィリピンに来てほしい。なお、日本人現地採用の金額は最近では高騰しており、エンジニアは1ヶ月11~14万ペソ（グロス）、英語ができるだけで1ヶ月7.5万ペソ~11万ペソ（グロス）で、会社によっては住宅手当や遠方の場合の車の手配なども行われると聞いている。」

30. 会計事務所 A

「当社にも弁護士はいるが、タックス専門で、訴訟を行うことはできないので、税務の目的以外には活用していない。法律問題になったら外部の弁護士を利用している。日系企業は弁護士コストを抑えたいという意識が強いのか、法律事務所の敷居が高いのか、会計事務所やコンサルなどから無料で取得できる情報に頼っているような印象もある。企業に対する日本の弁護士の需要は感じるが、会社秘書役がフィリピン人ではなければならず、フィリピンの弁護士がすでにこのポジションを務めていることが多いため、なかなか日本の弁護士が入っていきにくいかもしれない。でも、感覚としては、最大手事務所にそれぞれ日本人がいるようなイメージがいいと思う。現状では、法律問題での紹介を求められたら、日本語を話せるフィリピンの弁護士か、日本人の弁護士を紹介している。また、税務担当ジャパンデスクとして日本人弁護士を採用するというアイデアはあり得る。税法について顧客にアドバイスするに際し、日本人スタッフが行うよりも、法律のプロである日本人弁護士が日本語でサービスを提供してくれれば顧客の需要に合う。」

31. 会計事務所 B

「自分が会計事務所のジャパンデスクとして行っているのは、通訳、日本語での説明、連絡等が中心である。日系企業の担当者に会計に関する知識が不足していることが多く、またレギュレーションと実務の乖離も大きい。そこで前提としての会計の基礎知識や、日本との違いについて説明を行う。親会社とのやり取りをサポートすることもある。会計のバックグラウンドが無い人が多く、このような方々は、英語ができたとしても会計について理解するのは難しいようだ。会計に慣れておらず会計事務所の利用の仕方を知らない企業が多い。法律事務所の利用方法も知らないようにも見える。コストカットのためにフィリピンに進出しているため、会計事務所や法律事務所にお金を払って情報を提供してもらおうという発想に欠けているようだ。

会計事務所にも税務弁護士がいるため、簡単な法的問題については税務弁護士が対応できるが、労務問題や税務訴訟については法律事務所に対応してもらう必要がある。顧客から日本人の弁護士がいないのか問い合わせを受けることもあり、フィリピンの日本人弁護士が増えたら顧客に紹介しやすい。以前、日本語ができるフィリピンの弁護士を日系企業に紹介したことがある。相性の問題もあると思うが、その弁護士の淡々とした対応に企業は満足しなかったと聞いている。ウェットな対応を希望する企業には日本人の方が向いているように思う。」

32. 会計事務所 C

「設立サポートも行っており、顧客からの会社がらみの質問は多い。会社法に関しては会計士の業務の範疇であると考えており、日系企業からの相談にも対応している。しかし、複雑な労務問題や争訟案件については他社を紹介している。自分に答えられるのは基本的なことのみである。事務所内に弁護士も在籍するが、労務や訴訟の専門ではないため、自社の対応には消極的である。また、日本人による日本語での対応の需要が大きいため、フィリピンに日本人の弁護士がいる非常に紹介しやすい。労務関係については以前は日本人労務コンサルタントを紹介していた。しかし、最近はフィリピンに常駐する日本人弁護士の在籍するローカル法律事務所を紹介するようになった。これまで日系企業の顧客に複数の法律事務所やコンサルティング会社を紹介してきたが、日本人が在籍する事務所又は会社にサポートを依頼する企業が多い。

当事務所でも会社秘書役の派遣サービスを行っており、会社設立をサポートした企業からは会社秘書役派遣の依頼を受けている。当事務所から会社秘書役を派遣した企業は、法律事務所と顧問契約を締結しないことが多いという印象である。会社設立サポートに関し、当事務所でもストラクチャリングに対する助言は可能であるが、ストラクチャリングについては法律事務所による助言を望む日系企業が多い。

ビザ関連について、インターネット上に氾濫する日本語の記事を鵜呑みにする日本人が多い。しかし、ウェブ記事は必ずしも正確でなく古い情報であることもあるので、就労許可、ビザ、外国人登録カード、出国許可等の一連の手続きを把握し正しく情報提供してくれる日本人弁護士がいると助かる日本人はたくさんいるはずである。」

33. 会計事務所 D

「フィリピンはコミュニケーションがとりやすい。タイと比べると英語ができる。会議などオフィシャルな場での言語は英語だが、砕けた場ではタガログ語となる。ジャパンデスクは、打ち合わせで言語についてサポートするだけでなく、言語以外の格差を埋めるようにしている。日本人は聞きたいことがあってもなかなかストレートに聞くことができない。そこで、後からジャパンデスクが日本語で理解を助けるためのサポートを行っている。

現在、日本人の駐在は2名で両名ともコストはほぼフィリピンの事務所で持っている。他の国際会計事務所は日本人のコストをインターナショナルで負担しているようであるが当事務所はフィリピンの負担なので日本人をこれ以上増やすことは難しいと思う。そのような状況なので、日本人弁護士を当事務所に置くことは現実的ではない。基本的には日本人の会計士を置くという形をとる。一方、タックス専門の弁護士であれば可能性はあると思うが、きちんとタックスの経験のある人ではないと意味がないし、タックス専門の経験のある弁護士はフィリピンでやりたいと思わないのではないだろうか。

顧客から法律について質問をされることがある。会計事務所としては法律問題に対応できないので、質問をされても困る。よくある質問としては、小売業の外資規制、インフラ関係の外資規制などである。日本語で相談したいから日系企業が当事務所に相談するのであって、日本語で対応できないフィリピン人の法律事務所が満足な対応をできるかは分からない。そういった時に紹介できる先があるとよい。日本人は分からなくてもその場ですぐに質問できずにわかったふりをしてしまう傾向がある。基本的なやり取りは英語だとしても、理解を助けるために日本語で法律関係に対応できる人がいると助かる企業は多いのではないだろうか。内国歳入庁の税務調査では金額の交渉が可能で、億単位での請求から始まり数千万程度に支払が減額されることもある。賄賂で解決する企業もあるのかもしれないが、大手監査法人が介入する場合には内国歳入庁も賄賂の話をしないうである。賄賂で解決する場合には企業側が持ち掛けることもあると聞く。」

34. 会計事務所 E

「製造業は2012年のキャノンやブラザーの進出がピークであり、その後は大型案件は出ていない。今はITサポート、シェアードサービス、英会話学校等オンライン関係が多い傾向にある。

最近は税務調査関係の問い合わせが増えている。

弁護士の需要に関しては、採算については分からないが、一般論として、会計事務所で弁護士が働くのはあり得ると思う。当社の日本のM&A部門は最近即戦力として弁護士を数名採用したと聞いている。日本語のリーガルの需要はあると思う。また、新規設立サポートを行う顧客を中心として、日本人弁護士がいないかという問い合わせを受けることがある。これらの企業は設立間もないため労務問題や合弁先とのトラブルはあまりない様だ。

当社ではビザ業務を行っていないので、ローカルの法律事務所を紹介している。日本語の対応はないが昔から日系企業を顧客に抱えている事務所である。」

35. 会計系コンサルティング会社 A

弁護士の活用状況

「社内にフィリピン人弁護士を雇っているため、会社設立のスタンダードな業務に関しては自分たちで行うことができる。しかし、社内の弁護士は会社設立手続きの専門であり他の業務については経験がないため、合弁契約書の作成や労務関係、外資規制業種のストラクチャリングなど、複雑な問題は弁護士を紹介している。土地保有については外資規制があるが、あるコンサルティング会社は土地保有会社に出資していると聞く。当社はフィリピン資本ではないのでそういったことはできない。」

日本の弁護士の需要

「当社自身に日本の弁護士が必要な状況ではない。しかし、日本語の対応を希望する顧客はいるので、そういった顧客に対して日本語対応の弁護士を紹介することがある。特に中小企業の顧客に対しては日本語で相談できる弁護士の需要がある。紹介する弁護士は、日本人であることもあれば日本語のできるフィリピン人であることもある。日本人の弁護士がフィリピン進出を拡大していくなら、通訳や日本語のできるフィリピン人弁護士との差別化が必要になってくると思う。」

日本の弁護士の認知度

「2名知っている。顧客に紹介することもある。」

36. 会計系コンサルティング会社 B

弁護士の需要

「当社はコンサルティング会社として、会社設立をサポートしたり、専門家でないに対応できない事柄に関しては日系企業との弁護士や会計士などをつなぐよう

な形で業務を行っている。弁護士や会計士の英語での説明を日本語で日系企業に説明をしている。フィリピン人弁護士で十分なので、当社自体では日本人弁護士を活用したいとは思っていない。

顧客による日本の弁護士の需要に関しては、料金の問題から、安く抑えたいというお客様にはローカルの法律事務所やビザ業者を紹介している。しかし、すべて日本語で対応してほしいというお客様も一方では多い。日本語対応の要望は必ずあり、日本の弁護士の需要はあると感じている。」

日本の弁護士に期待するもの

「日本語の対応。法的素養のないお客様の話を聞いて要望を契約書等書面の形でまとめ上げてくれるような日本人弁護士によるサービスがあるとよい。

顧客のフィリピン進出支援をする身としては、これまで長期にわたりジャパンデスクを設置していた投資委員会が昨年からジャパンデスクを廃止したことが非常にもったいないと感じている。予算の問題もあるのであろうが、日本人弁護士が投資委員会のジャパンデスクとしてフィリピン進出を検討する企業のサポートをしてくれたら投資の呼び込み及び日系企業サポートの大きな力となると考える。」

37. 会計系コンサルティング会社 C

弁護士の活用状況

「過去に社内に弁護士がいたが、今は独立した事務所を構えている。以前は進出サポートを行う日系企業顧客に対して、社内弁護士がアドバイスをしていたが、今は顧客への法律アドバイスにはその事務所を紹介している。」

業務内容と弁護士の需要

「当社は、コンサルティング、会計、不動産等、進出時から進出後のオペレーションについてまで、ワンストップサービスを行っている。

日系企業のサポートとしては日本語の対応を行っている。日本語での対応の需要は大きいですが、当社はすべてに関して全訳を行っているわけではない。広く効率的に情報手帰郷できるように、出版物で日本語の情報発信を行うようにしている。

過去に進出サポートを行った日系企業数は数百に上る。年間約 25 社で、一カ月に 2, 3 件扱っている。

設立後のオペレーションのサポートを行っているものの、訴訟に関しては、当社では一切サービスを行っていない。日系企業は、日本側の弁護士に相談しながらフィリピンの弁護士を使って対応しているようであるが、やり取りに苦労している。フィリピンにいる日系企業がいちいち日本の弁護士に相談し、それを英語でフィリピンの弁護士に相談するのは迂遠である。コンサルティング会社は一般論についてしかアドバイスすることができない。裁判所までついて行ってサポートすることはできないし、解雇時の面談も行うことができない。こういった点のサ

ポートを、日本人の弁護士がフィリピン人弁護士との間に入って行ってくれたらよい。

フィリピンに日本人弁護士は必要だと思う。当社でも、現地採用として日本人弁護士を採用することは可能性としてあり得る。実際、日本人公認会計士を数名現地採用として雇っている。ただし、弁護士に関しては、ローカルの法律事務所に入った方が動きやすいのではないかと思う。当社には昔は弁護士がいたが、今はいない。日本人弁護士が日系企業を支援するにはローカルの弁護士とセットの方が広がりが出ると思う。当社で採用する場合、必ずしも経験弁護士でなくてもよいと思う。また、例えば6か月くらいの、長期インターンとして受け入れる形もあり得る。英語研修と兼ねて当社で弁護士を受け入れることも、アイデアとしてはあり得る。

投資したいという企業は多数ある。しかし、他の東南アジア諸国と比べ、フィリピンについて日本語での情報発信が少ない。当社も情報発信を行っているが専門家の視点からの情報発信が増えてくるとフィリピン進出増加のきっかけにもなるであろうし、よいと思う。」

法の運用に関する意見

「フィリピンは法律が機能していないという人も言うが、自分の感覚としては9割方法治国家である。労務問題が生じた場合にうまく解決できるかどうかは、ローカル従業員で総務、労務問題を担当する課長らの経験次第である。経験のない場合、ずるずると問題が悪化し最終的にお金で解決することにつながる。そして、最終的にどうしようもなくなって初めて法律事務所に相談するということもある。最初から法律事務所にお金を払って相談するのではなく、どうしても対応が後手に回りがちである。ローカルの従業員同士、仲間意識はとても強く、お互いに守り合ったりする。日本人の駐在員でローカルに入り込める人は少なく、なかなか情報に接することができない。経験に基づき労務関係のアドバイスを日本語で提供するコンサルタントもいるが、経験に基づくアドバイスであり、法律の専門家としての法的根拠に基づくアドバイスではない。労務問題については実務的な解決も重要ではあるが法的なアドバイスを求める会社も多いのではないだろうか。駐在員が脅迫を受けて、身の安全を守るために帰任するという例もある。黒いリボンが送られると、殺害予告を意味し、これによって帰任した話も聞いたことがある。

フィリピン進出を計画する日系企業には、日本語で設立サポートする日本人の存在は魅力的に映るようであるが、中には悪いコンサルティング会社もある。開店詐欺など行われることもある。例えば、会社設立を相談するコンサルタントに、いい場所に土地を見つけたが、すぐにお金を支払わないと土地を抑えることができないと言われて、言われるがままに土地の代金を送金したが、結局土地は購入

されず会社も設立されていない、というケースがある。また、投資専門家とうたって振り込みをさせる詐欺もある。日本企業が設立コンサルタントに現地法人の設立を依頼し、無事に会社が設立されたと思ったのもつかの間、ふたを開けてみれば株主はすべて当該コンサルティング会社の者の名義となっており、会社を乗っ取られたという例は散見される。これらは、情報収集不十分なまま日本人というだけでコンサルティング会社を信用し、フィリピンに来ないで日本にいる会社に多いように思われる。

当社は、公務員に対する賄賂は一切行っていない。負の循環を生んではいけない。顧客が賄賂を希望したら、別の会社を紹介している。また、顧客に対しては賄賂を支払わないよう啓蒙している。」

38. 会計系コンサルティング会社 D

「一般論として、大手会計事務所にはタックス弁護士が所属しているが、これらは税に特化しており、その他の法律面について対応するのは難しいのではないかと。大手会計事務所には日系企業の顧客が多いが、フィリピン特有の事情なのかは分からないが、企業はなかなかコンタクトがうまく取れていないようだ。企業よりも政府の仕事を優先したがる事務所もいると聞く。

法律問題については、英語で法律用語を理解することの難しさが、法律英語は表現も難しいことから、法律系のバックグラウンドが無い駐在員には対応が難しい。フィリピンの駐在員はほとんどが技術系やセールス担当なので、法律の基礎が無い。ネイティブのように英語でコミュニケーションできるような場合は場合は別だろうが、非常にまれである。会計・法務に強くないので、何を誰に聞いたらよいのか分かっていない企業もある。

フィリピンの弁護士を使うのは簡単ではない。けむに巻かれるということもあるし、弁護士によって言うことが違うので、企業によってはセカンド・オピニオンだけでは足りずにサード・オピニオンまで取るという方針の会社もある。大手企業は、日本の法律事務所とつながりのある法律事務所を利用することも多いように見える。日系企業には日本語で法律用語を説明してほしいという需要がある。しかし、日系企業は専門分野があるということをよく理解していないように感じられる。フィリピンの弁護士でないなら、日本の弁護士でなくとも会計士に聞くのでもよいという感覚のように見える。当社は小規模の法律事務所を使っている。大規模事務所よりも素早く対応してくれるからである。顧客から法律問題について問い合わせがあった時に、直接または間接的に弁護士とのやり取りを行い、紹介・通訳に関してフィーを発生させている。当社の場合、自分たちが英語ができるし、日本の公認会計士は試験科目に会社法もあり多少法律の勉強はしている

し、会計士業務を行うにあたっては契約書もみるので、契約書にも慣れている。そのため当社自身には日本の弁護士の需要はない。

フィリピンの法律問題は、労務問題が大変だ。税務訴訟も、国よりの判断が多く、かつ時間がかかる。弁護士の中には、訴訟をやりたくないという者も多く、そういった弁護士たちはタックスロイヤーとなり税務訴訟を専門とする。フィリピンは訴訟等で恨みを買うと殺されるリスクがあるからであると聞いている。日本の弁護士がフィリピンに進出するのであれば、助けてほしいと考える日本企業は多いだろうが、同時に身の守り方も考えなければならない。フィリピンは情報がとりにくく、法体系も良く判らなかったり、案件が複雑になるため日系企業にとって法律問題が難しいものに感じられると思う。例えば香港は、労働者が少ないため労務問題がシンプルで数も少ない。フィリピンは製造業が多く労務問題が難しい。

会計事務所及び会計系コンサルティング会社の日本人会計業界も、十数年かけて少しずつ進んでいる。フィリピンの日系企業としては、そもそも日本人に対する期待値が低く、当初は日本人に何ができるのかというスタンスであった。それを、時間をかけて認知度向上と需要開拓を行っている。最近では会計法務に関する意識の低い会社が増えている。そこを当社はサポートしており、翻訳も含めて徹底的に日本語で対応している。当社自身では難しい契約書を見ることはできないが、弁護士とのやり取りをすべて日本語で行う。金額は他の会計系コンサルティング会社より高めの設定とし、その分質の高いサービスを提供している。他の会計系コンサルティング会社の中には、日本人がいても実務を完全にローカルスタッフに任せている会社もあれば、日本人が見ているところもあり、サービス体制は様々である。」

39. 会計系コンサルティング会社 E

弁護士の活用状況

「社内に弁護士はおらず、ローカルの弁護士にその都度相談している。」

日本の弁護士の需要

「コンサルという性質上、フィリピンの法制度について顧客から問い合わせを受けることがある。ビザ関連についてはローカルの弁護士又はビザ業者に依頼している。また、労働関係の問い合わせもあるが、顧客は簡潔な回答を望んでおり弁護士の書く長いメモでは予算オーバーな上それを読む力も時間もないことが多い。顧客に会社設立サポート業者を紹介する場合、日本語サービスがあるかどうかのポイントとなる。法務担当が英語を理解できないことが多いため、紹介するのは日本語のできるフィリピン人弁護士、日本人弁護士若しくは日本人スタッフの在籍する法律事務所、又は日系コンサルティング会社としている。日本人弁護士が

フィリピンにいれば絶対に便利であると思うが、これまで存在しない前提ですべての業務が回っているので、リーガルサービスを日本人に期待していないという面が大きい。

先日、日本人弁護士のいる法律事務所を顧客に紹介し、日本語及び英語で覚書を作成してもらった。顧客の考えていた漠然としたイメージを日本語で説明したところ、状況をすぐに把握してもらえ、当社の気づいていなかった問題点についても指摘してもらえ理解が深まった。当社が当初準備していたドラフトから大きく変更が加えられ、充実した内容の成果物ができた。内容についてのきめ細かい確認や素早い対応に感謝している。日本人の弁護士を顧客に紹介することで当社の顧客満足度も上がり、今後日本語対応を希望し予算のある日系企業顧客には日本人の弁護士のいる事務所を紹介していきたいと思う。」

40. コンサルティング会社 F

日本法弁護士のニーズ

「フィリピンは政策・制度の一貫性の無さが外国企業による進出の足かせとなっている。だからこそ、弁護士・会計士などの専門家による支援、継続的な情報発信が必要であると考え。自分はあるウェブサイト定期的にフィリピンに関するコラムを提供している。過去にはコラムを書く会計士もいたが、多忙のためか途中でやめてしまい、フィリピンに関する専門家が発する情報が非常に少ない。会計関係は会計事務所がジャパンデスクを設置しているからまだ多少は情報があるが、法律関係は全然ない。法律の専門家による日本語の情報発信は必要である。」

その他意見

「フィリピンは OFW の安定的な増加及び船員の派遣により、2 枚ごし経済又はモラルハザード経済と言われている。フィリピンは他の東南アジア諸国に比べてイメージが悪いが、若王子事件や日本人殺害件数が多いことが影響しているのではないだろうか。政策の一貫性が無く、英語圏であるため通訳なしで仕事をしなければならない点で、他の東南アジア諸国の方が魅力的に映るといえる。しかし、2013 年ごろに香港上海バンクが作成したレポートによるといずれフィリピンは第 4 位の経済大国になると予想されている。フィリピンは人口ボーナスもある上、コールセンター等のビジネス・プロセス・アウトソーシングというフィリピン人に適したビジネスもある。日本人が真面目にコールセンター業務のクレーム対応を行うとうつ病になりかねないが、思い悩まないフィリピン人の性格には合っている。そのためフィリピンがこれからもっと発展していく可能性はある。しかし、コストをかけずにただで情報を取得したいと考える日系企業が多い当地においては、英語に困っているとか、弁護士が必要という回答

をすると押し売りをされそうだと思って、実際英語に苦勞していても特に困っていないという回答をする人はいると思う。現地企業との合弁だと色々と交渉などがあり大変だが、100%日本資本の企業だと比較的簡単に設立できるため、気軽に設立する会社もある。しかし、法的な事や会計のことなど専門的なことをあまり理解していない企業は多いように見受けられ、弁護士の需要はあると思う。自分の経験と感覚では、日本語のできるフィリピン人よりも英語のできる日本人の方が良い。やはり言葉だけでなく、日本人的な感覚を持っているということが安心感を与える。今後は、資本変更など少し複雑な案件がたくさん出てくると見込んでいるので、欧米での経験、M&A 経験、経済的素養のある弁護士は重宝されると思う。コストに関しては、それに見合う価値があれば日系企業も出せると思う。フィリピンは新しい法律が成立しても運用規定が作られないまま何年も経過して放置されたり、うまく法律が機能しない部分もある。

日系企業の問題の一例としては、フィリピン撤退時に言いがかりをつけられることである。ある工場が井戸水を使い水道料金を支払っていなかったところ、会社撤退時にフィリピンの水を利用したのだから代金を支払うよう請求された。損失が出るなどしてフィリピンからすぐにでも撤退したいと考えている企業に付け込んで色々な名目で金銭の支払いを要求されることがしばしばある。為替損が出ているため撤退をしようとしている企業に対して、フィリピンペソのみ見て純資産が増加しているので税金を支払わないと撤退できないと主張されることもある。内国歳入庁のプリシマ長官は世界最高財務長官とされており、内国歳入庁職員にはノルマが課されるなど厳しい徴収が行われているようだ。しかし、賄賂で解決しようとする、アメリカで罰されたりして、結局はものすごい労力が必要となる。内国歳入庁と仲の良いローカル職員を雇うというのも一つである。」

第2 在留邦人ヒアリング内容

1. 在留邦人 A³²

「日常生活では、危ないところにもいかないで、特に事件に巻き込まれるとか、困ったことは基本的には起きておらず、日ごろから日本の弁護士が必要ということはない。特に、自分は妻がフィリピン人のため、フィリピンの文化に対してもある程度理解している。また、妻に聞けば妻や親せき、その友人たちを通じて物事が解決できることが多い。

とはいえ、一度だけ、日本の弁護士に相談した経験がある。

ある住宅の賃貸借契約を締結し、そこで家族及び親戚と暮らしていたところ、家族及び親戚が家に幽霊が出ると言い出した。調べたところ、過去に当該賃貸物件において殺人事件が発生していたことが判明した。殺人があったと知っていたら契約しなかったものであり、契約の解除をしたいと考えていたが、オーナーに強く言っていいような話なのか分からなかったので、別件で契約関係のあった日本人弁護士の在籍するフィリピンの法律事務所の日本人弁護士に相談した。フィリピンでは、殺人があってもオーナーに告知義務はなく、殺人のあった部屋であることをもって契約の解約事由にはならないこと、オーナーとの合意があれば解約することはできる旨の回答を得た。結果的に自分の立場が弱いことが判明したので、オーナーに対して何かしらの法的主張を行うのではなく、交渉することとなった。自分の配偶者がフィリピン人のため、妻がオーナーと交渉したところ、おはらいをしてくれるとのことで、それに従った。もともと日本人弁護士とコンタクトがあり、ちょうどミーティングが終わる際に、最近の状況や困ったことがないかを聞いてくれたため、その場で気軽に相談することができた。日本人弁護士が、別件のミーティングの際に、困ったことがないか聞いてくれるため、こういった話も相談しやすい。対応も早く満足している。」

2. 在留邦人 B³³

「これまで日本の弁護士に相談したことはないが、ちょうど、日本人の弁護士に相談したいと思っていたところである。

フィリピン人の夫の連れ子との養子縁組手続きをフィリピンの裁判所で進めているが、賄賂を暗に要求されており、1年以上たっても手続きが終わらない。開始前に聞いていた話ではもっと早く終わるということであつたが、自分が外国人で、賄賂を支払わないために時間がかかっているのではないかと思う。あまりに時間

³² フィリピン滞在歴約半年の駐在員。フィリピン人の配偶者を持ち、英語の対応は問題がない。

³³ フィリピン人配偶者を持ち、当地で現地採用で働く。

がかかるので、担当の弁護士も根を上げている。しかし、賄賂を支払いたくないので、もう少しだけ辛抱してみようと思う。日本法上も養子縁組手続きをしたいが家庭裁判所に問い合わせたところ必要書類が分からないとの回答を受け手続の見通しが立っていない。日本人の弁護士に相談できたらいいと思う。」

当職によるアドバイスとそのフィードバック

上記相談を受け、日本側の養子縁組手続きを後日メールで連絡したところ、在留邦人 B より、以下のメールを受信した。

「お世話になっております、●●です。

ご丁寧にメール頂きありがとうございました。

また、迅速なリサーチもありがとうございます！

>フィリピンの裁判所で養子縁組が確定した場合には、判決書や
>●●さんの戸籍謄本等をお持ちになれば、在フィリピン日本大使館でも養子縁組の手続きが可能とのことでした。

そうだったんですね！

とっても有益な情報をありがとうございます。

手続きの為の一時帰国も覚悟していたので…当地大使館で手続き可能と分かって、一気に肩の荷が軽くなりました。

フィリピン家庭裁判所での判決にまだ時間がかかってしまいそうなので、

(賄賂は渡さない方向で、なんとか頑張りたいものです。。。)

大使館への問合せはまた改めて行うこととします。

問合せ先が明確になっただけで大進歩です。

お忙しい中、こんな些細な相談にも丁寧に対応頂き、本当にありがとうございました。」

3. 在留邦人 C³⁴

「日本の弁護士の需要はあると思う。

自分個人としては、日本の弁護士に相談するような事項はまだ起きていない。とはいえ、何も問題が生じていないのではなく、過去に、匿名で殺害予告を受けたことがある。自分の行動を観察している者からの殺害予告であり、情報を総合するに、少し前まで自分の会社で働いていた元日本人従業員の仕業であると推測している。元従業員は自分に対する借金もあった。実質解雇であるが、形上は円満退職という形をとった。脅迫の対応については日本大使館員や周りの友人に相談

³⁴会社経営者。複数の会社を経営する。フィリピン滞在歴は約5年。

した。日本人弁護士に相談しようという発想はなかった。フィリピン国内のこの手の問題について、日本人弁護士が何かできるとは思えない。

一般論としては、問題が起きたときに、日本人の弁護士には相談したいと思う。これまでは、親しい日本人のフィリピン人妻や、仕事上お願いしている会計士などに法律問題を相談していた。フィリピンには土着系の、フィリピン滞在期間が長いだけの専門家でもない人がコンサルタントとして多数活動している。しかし金額も高いし、結局は専門家ではないので、利用したいとは思わない。一方、日本の弁護士であれば信頼度が高い。

もしフィリピンで日本の弁護士に依頼する場合、費用については日本の相談料と同じような感覚である。つまり、30分5000円であれば安いと思う。

フィリピンの弁護士に相談する場合、だれに相談したらよいのか分からない。岡崎さんが法律事務所所属ではなくフリーの立場でよい弁護士を紹介してくれれば、一番信頼できる。ブローカーになって、各分野のおすすめの弁護士を紹介してほしい。」

4. 在留邦人 D³⁵

「フィリピンでビジネスを行ったり、女性を困ったりするような人は複雑な人間関係を抱えてトラブルも起きやすいだろうが、普通の駐在の人は、危ないところにもあまり行かないし、トラブルに巻き込まれにくい傾向にあると思う。でも、自分のように、刑事事件に巻き込まれた場合には、日本の弁護士のサポートがあるとよいと思う。

自分は、幼少期から数十年間フィリピンの英語環境で過ごしているので、英語でのコミュニケーションには全く問題がない。しかし、刑事訴追を受けたときには、日本語で相談できる人がほしいと思った。自分には関係のない事件で、逮捕の現場に偶然居合わせたただけなのに、仲間と思われて逮捕されて裁判になった。フィリピンの刑事手続きは長期間を要し、いわれない事件のために約15年間を要した。幸い家族や友人の支えがあったため、乗り切ることができた。しかし、例えば観光でフィリピンに来た外国人が、身に覚えのない理由で刑事訴追を受けた場合、どうなるのだろうかと思う。

警察の捜査段階で、違法なことが行われたように思うが、当初弁護してくれた弁護士が違法捜査についてきちんと戦ってくれなかった点が今でも不満として残る。言語でいえば、英語はネイティブなので、まったく問題がない。しかし、どんなに英語ができて、やはり、こういった時には日本語で相談したいと強く感じた。英語はダイレクトな表現が多いので、日本語でないと表せないこともあるし、何

³⁵ 当地で刑事被告人となった経験を有する。当地に数十年在住する。英語はネイティブレベルである。

よりも日本語でのコミュニケーションの方が絶対的に安心である。違法捜査についての弁護士の対応への不満も、もし自分が法律やルールを最初に知っていたらきちんと弁護士に依頼することができたのではないかと思う。

同時に、弁護士の選定も大事だと感じた。当初の弁護士の対応に不満であったため、すぐに別の法律事務所の弁護士を依頼したが、この弁護士も裁判が長期化するにつれて、対応がいい加減になっているように感じた。よい弁護士を紹介するというサポートもあったらよい。

刑事訴追を受けた者の経験としては、精神的サポートが非常に重要であると思う。拘留されて2、3日経つと、自分は希望を失い始めた。保釈されてからも、国外に出ることはできないし、裁判が長期化して精神的な支えの必要を感じた。これが弁護士のすべき仕事なのかは分からないが、定期的に面談して、話を聞いてくれるだけでも、だいぶ救われると思う。言語に問題のない自分でもこのような支えは必要だと身をもって感じたのであり、必ずしも英語が得意ではない通常の日本人には特に必要であると思う。」

5. 在留邦人 E³⁶

「PRA 日本人倶楽部は、会の中で情報共有が行われているので永住者にとって有益な会になっていると思う。しかし、会員はそれぞれ独立して利害関係を持っている。PRA 日本人倶楽部³⁷に加入する人にもいろいろである。こちらでの就職活動に失敗する人や、経済的に恵まれていない人もいるが、基本的に困窮邦人のようになる人はいない。周りに相談できる人がいない人が困窮化するように思われる。困窮邦人となる原因の大きな理由が、交際中のフィリピン人女性であるが、フィリピン人女性の側も、日本人男性をなるべく他の人とのコンタクトをとらせないようにすると聞く。そうやって情報を得られず、相談できない人が、フィリピン人女性に要求されるままに財産をつぎ込んで困窮化するような傾向にある。

PRA 日本人倶楽部の中でも、トラブルが全くないわけではない。自分の側に会員を引き込もうとする人もいる。ただ、これが弁護士のサポートを必要とする内容かは分からない。

自分が思うに、PRA 日本人倶楽部の会員層においては、後見人のような形でのサポートがあるといいと思う。それが、日本人弁護士の仕事なのかは分からないが、会計士よりは弁護士の方が近いと思う。自分の知っている人は、高齢のため、自分が定期的に訪問して話を聞いたり、管理や簡単な手伝いをしている。善意で

³⁶退職者ビザ保有者。学生時代、駐在員、退職者ビザ取得者と様々な立場で10年以上にわたりフィリピン生活を経験し、当地の事情に詳しい。

³⁷退職者ビザを保有する日本人が集う会である。

行っているものであるが、万が一トラブルになった時やその人が死亡したときに自分に責任がかかったら怖いと思う。ある会員は、フィリピンで体を壊して療養のために日本に戻った。その人はお金がなかったため、帰国にあたっては、数人がお金を出し合った。フィリピン在住する高齢者が病気になったり、死亡した場合に、何をしたらよいのか不安である。」

6. 在留邦人 F³⁸

「フィリピンでは現地に根付いた日本人が様々なビジネスをしているが、そういった人がコンサルなどをやって、日本の会社にフィリピンの制度や法律について説明をしても、それが日本の常識から外れている内容だと、信じてもらえないことがある。弁護士という肩書があれば、同じことを説明しても説得力が全然違う。日本人による昏睡強盗被害の話はよく聞く。自分の知る限り、被害にあるのは観光客ばかりである。どれも決まったパターンで、ショッピングモールなどで声をかけてきた女性からもらった飲み物によって意識が無くなるというパターンである。日本人は人が良すぎるというか、片言でも日本語で声をかけられるとすぐに信用してついていってしまうのが危ない。知らない人に声をかけられても返事はしていけない。こういった犯罪が多いことは、フィリピンに住んでいる人であれば皆知っているが、観光客には周知されていない。フィリピン観光の前に情報を共有できればいいのだが、なかなか行われていない。

また、事情を知らない観光客は両替商でも騙される。マジックのように、目の前で札を数えるが実際に渡す枚数は減らされているという被害で、これもよくある。こういった犯罪に巻き込まれないように、どこかで情報発信すればよいのだが、フィリピンに行ってほしい旅行会社や航空会社としてはこのようなネガティブな情報の発信はしたがると思う。それに、開放的な気分でフィリピンに旅行に来ている人は、事前に資料を作って渡したとしても読まないと思う。そこで、サポートとして考えられるのは、法律の専門家が、フィリピンで被害にあった人の話を聞いたり、どういう手続きが必要か等のアドバイスをすることだと思う。本当は弁護士でなくてもできるが、弁護士が対応した方が安心感、信頼感が得られると思う。」

7. 在留邦人 G³⁹

³⁸ 当地に数十年在住し、会社を経営する。当地の事情に詳しい。

³⁹ フィリピン滞在歴約9年。フィリピン人の配偶者を有し、当地では就業していない。英語での対応は難しい。

「これまで、大きな法律問題に巻き込まれたことはなく、フィリピンの弁護士にも日本の弁護士にも依頼したことがない。自分で車を運転しないし、なるべく車で移動している。また、危険なエリアにはいかないようにしている。

主人は会社を経営しているため、従業員の不当解雇などで訴えられることはたまにあるが、個人としての問題は特に抱えていない。

主人が日本語に堪能なため、日常生活は日本語で送ることができている。

しかし、自分は英語が苦手なので、何か大きい問題が起きたときに、英語・タガログ語の弁護士が来ても、自分にはうまく対応できないと思う。

弁護士には相談していないが、過去に、雇っていた使用人が、自分や家族の携帯電話やカメラなどを盗んで逃げたことがある。また、別の使用人は、私の夫に借金をしたまま夜逃げしたという経験もある。使用人もう帰ってこないだろうし、盗られたものも戻ってこないだろうから、弁護士に相談しようとは思わなかった。戸建てに住んでいた時にこれらの被害にあった。コンドミニアムであれば、ガードマンがいるため、心理的に、使用人も持ち逃げしたり夜逃げしたりしにくいのだろうと思う。

自分は配偶者がフィリピン人で、フィリピンでビジネスをしているため、フィリピンに長く滞在することになると思う。そのため、何かあった時に日本語で相談できる人がいる、というだけで安心できる大きな要素である。漠然と、日本の弁護士がいると助かるという思いがある。でも、具体的な支援内容の要望は思いつかない。弁護士を使ったことがないので、何をお願いしたいのかがよく分からない。」

8. 在留邦人 H⁴⁰

在留邦人 H は、以下の通り、通行許可証をめぐるトラブルになったため、以下のヒアリングを行った。ヒアリング内容①を聴取した後、事情が変更したため、再度ヒアリングを行うこととした。

(1) ヒアリング内容①

「あるエリアの通行許可証を、つてを頼ってドライバーに依頼してフィリピン人から購入してもらったところ、盗難許可証だったことが当該エリアの警備員により判明した。自分は法を犯すつもりもなかったし、周りの友人が行っているようにやっただけなので、違法であるを知りショックであった。友人に紹介された先から購入したものであり、そのブローカーも知っているが、盗難許可証であったことを理由に返金を求めるつもりはない。フィリピンでは恨みを買うとどうなるか分からないので、身の安全を第一に、事を荒立てないこととするつもりである。

⁴⁰ 当地在住歴約1年の駐在員配偶者

6,500 ペソと決して安い金額ではないが、教科書代としてあきらめることにした。許可証の売主に対して何かを主張するつもりがなかったので、弁護士に相談する発想すらなかった。むしろ、あまり人に言いたくない事柄である。

これがきっかけで、自分が行う行動がどのような結果をもたらすのか、法律上どうなっているのかを、きちんと理解してから行動したいと思うようになった。しかし、言語の問題もあるし、人に聞いてもきちんとした答えが返ってこないのも、正確な情報の取得は難しいと思う。」

(2) ヒアリング内容②

ヒアリング内容①を聴取した後、在留邦人 H は、市役所の検察官より、当該ドライバーに対し盗品等有償譲り受け罪で起訴することについてのレターを受け取った。そこで、当職は在留邦人 H に対し、状況の説明及び対応について説明を行うとともに、問題解決後に状況及び感想について再度ヒアリングを行った。ヒアリング内容は以下の通りである。

「マカティ市から、ステッカー違反の件で、何か書面が届いた。締め切り日までに何かを書いて出さなければならないようであるが、書類が届いたのは今日であり、既に締切日を過ぎていた。こういった時に、何処に行ったらよいのか、まったくわからずに困っていた。そこで日本人弁護士に何をどうしたらよいのか聞いたところ、どういう状況で何を提出しなければならないのか、そこに何を記載するのか、何処に行ったらよいのかすぐに日本語で回答をもらえて、状況を整理することができ、ドライバーが盗品等有償譲受罪で起訴されそうになっていると理解した。その後、夫の会社の総務を介して、会社と契約しているフィリピン人弁護士に相談をした。立ち上げたばかりの歴史の浅い夫の会社が、何処まで対応してくれるかは不明で、対応も不透明だが、夫が強制送還とか牢獄行きにならないよう、会社に守ってもらいたいと思い、会社に相談した。ここで、日本人の弁護士に依頼するメリットはどこにあるのだろうと考え、日本人の弁護士が所属する法律事務所の費用も問い合わせるなど行った。

マカティ市役所から手紙が届いた当初は動揺したけれど、日本語でコメント貰って、情報が整理されていったし、やれることをやっていくしかないんだなと腹をくくれた。その時点では、今後の経過もどこかで相談させていただければありがたいと思った。

結局、会社で契約している弁護士が、偶然、担当検察官とクラスメートであり、その弁護士が検察官と話をすることによって、起訴しないという結果になった。顧問弁護士がクラスメートであったがために助けられ、この国のコネクションの大事さを実感した。不起訴処分とすることについて、賄賂の支払は行っていない。弁護士によると、本件を不起訴にするにあたって賄賂を支払う必要はないが、クリスマスが近いので、クリスマスプレゼントを用意しておくようにとのことだった。

これは結局は賄賂なのかよくわからないが、フィリピンの文化的なものであるようにも思うし、何より不起訴にしてもらうことが大事と考えているので、言われたとおりにプレゼントを準備しようと考えている。

ただ、弁護士の対応は、一点不満が残っている。最初に会社が契約している弁護士に個の件の対応を依頼したときに、弁護士から料金の説明がなかった。無事に終わってから、弁護士から、「いくら払う？」と聞かれて、ある金額を伝えたところ、「それでは安すぎる。●●ペソ払ってくれ」と言われた。依頼時に金額を聞かなかった自分も悪いのかもしれないが、後からそのような言われ方をして、不快感が残った。これまで弁護士に仕事を依頼したことが無かったので普通どなのかがわからないが後味が悪い。」

9. 在留邦人 I⁴¹

「個人的な問題に関して、日本人弁護士もフィリピン人弁護士も使ったことがない。日本語だと気軽に聞けるので、仕事上の問題については、いろんな人に相談する過程で、知人の日本人弁護士にも相談をしたことはあるが、無料ベースでの問い合わせである。

個人的な問題では、元婚約者とのトラブルがあったが、フィリピンの特殊性を考えると、弁護士に相談すべきではないと考え、自分のみで対応した。

結婚前提で交際していたフィリピン人女性との関係が悪くなり、女性側から婚約を破棄するという話を出された。

メンツが大事なフィリピンであり、婚約破棄によって女性が恥をかいたと感じたのか、婚約破棄を申し出たのは女性側からであるにも関わらず、金銭を要求された。周りのフィリピン人やフィリピン在住歴の長い日本人に相談したところ、命の危険、身の危険が生じるので絶対に相手と闘う姿勢を見せてはいけない、逆らってはいけないというアドバイスを受けた。フィリピンは、女性や子供が外国人から性犯罪の被害にあったと外国人を訴えた場合、外国人側にやっていないとの証拠がない限り、必ず捕まる。自分も、婚約前から、元婚約者の母親からは、自分は外国人だから変なことをしたら明日にでも刑務所に行きかねない、だから娘を大事にしなければいけないし、行動には注意しなければならぬということも聞かされていた。結果として婚約を破棄することになり、しかも、元婚約者の親戚が警察官であったことから、半年ほどは、自分の身に危険が起きるのではないかと生きた心地がしなかった。警察官によりはめられて犯罪者に仕立てられることも、警察官がヒットマンとなる殺害事件もフィリピンでは起きかねないからである。金銭の要求に対してはそのまま応じることはできなかったが、それ以外の

⁴¹ 当地在留歴約 10 年の会社経営者。英語に堪能。

点については、自分の身を守るため、基本的に相手の神経を逆なでしないよう従順な態度で誠実に接した。上記のような事情であるため、もし弁護士に相談したら、元婚約者側は自分が戦う態度であると判断して攻撃的な手段に出ると思われた。結果として、婚約破棄に伴う和解金を支払ったが、無事に解決することができた。

この経験から、こういった内容については、日本の弁護士もフィリピンの弁護士も適していないと思う。弁護士を効果的に活用できる場面は限られていると思うが、程度の差こそあれ、日本もフィリピンも同じであると思う。何かあった時に日本語で相談したいと思うこともあるし、フィリピンは気軽に日本語で弁護士に相談できる環境がないよう思う。いざという時に気軽に聞ける、利用しやすいサービスがあればいいと思う。」

10. 在留邦人 J⁴²

「仕事から、フィリピンの日本人弁護士は2名知っているが、個人の問題としてフィリピンで弁護士を使ったことはない。わざわざ弁護士に依頼するようなことがないためである。住んでいるコンドミニアムの契約や、メイド、ドライバーとの契約にあたっては、弁護士に相談したことはない。そこまではほどの問題ではないと考えているからである。コンドミニアムの賃貸契約書は、実は、契約締結前にしっかり読んだわけではない。金額についてはサイン前に確認したが、細かい条項はサインした後から、備え付けの家具の故障が起きたときに初めて読んだ。特に問題のない契約書の様だったので良かったが、本当はサイン前に読まなければならなかっただろうと思う。今は大きな問題が起きていないが、たまに聞く、日本人がドライバーに訴えられるケースが起きたら、弁護士に相談すると思う。そんな時に、日本語で相談できる相手がいたらよい。しかし、仕事で弁護士を利用する場合と異なり、個人での弁護士費用負担だと、金額面はやはり気になる。日本人のいるところに依頼することで大幅に高くなるのであれば、多少コミュニケーションや理解に苦労したとしても、ローカルの弁護士に依頼すると思う。」

11. 在留邦人 K⁴³

「これまでフィリピンでプライベートでの弁護士の需要を感じたことはない。フィリピンは危ないところと聞いていたが、まったく危険な目にあつたことがない。携帯電話のスリやひったくりについて同僚や友人から聞いているが、自分は携帯電話をレストランとクラブタクシーに2回忘れた経験があるが、いずれもきち

⁴² 当地在住歴約1年半の駐在員

⁴³ 当地在住歴約半年の駐在員

んと手元に戻ってきている。日本で行っていたと同様に、レストランのテーブルに携帯電話を置いてしまう癖があり、フィリピン人スタッフからは行わないように注意されるが、それでも携帯電話を盗られたことがない。鞆のファスナーもよく閉め忘れて歩いてしまうが、物を盗られたことがない。そのため、自分が犯罪被害にあうということはイメージできない。コンドミニアムの賃貸契約とドライバーの契約は会社契約なので、自分がトラブルに巻き込まれる可能性はあまりないと思う。メイドも雇っていない。英語が苦手なので、何かあったら困ると思うが、幸い、ローカルスタッフが日本語に堪能である。何かあったら、まず日本語に堪能なローカルスタッフに相談し、彼らが弁護士に相談せよと言ったら弁護士に相談し、弁護士への相談不要と言ったら弁護士には相談しないと思う。ローカルスタッフが英語、タガログ語で対応できるので、どうしても日本の弁護士に日本語で相談したいというほどの気持ちはない。自分は日本語対応可能なローカルスタッフに頼りきりなので、彼らがいなくなったら困ると思う。そういった時には、日本の弁護士に日本語で話したくなるかもしれない。」

12. 在留邦人 L⁴⁴

「これまでフィリピンで個人の問題に関して弁護士に相談したことはない。

現在、抱えている法律問題は、ビザ問題である。

過去に賄賂を支払い、偽装結婚で5年間有効の配偶者ビザを発給してもらったが、5年経ったので恋人と結婚しようとしたところトラブルになっている。偽装結婚のビザを発給してもらった段階では、相手は実在しない人だと聞いていた。有効期間は5年間であり、5年経ったらビザを切り替えることができるのだと思っていた。ちょうど5年経って、恋人と結婚しようとしたところ、記録上自分がフィリピンで結婚していることになっており恋人と結婚できない状況にある。今の段階では、ビザの更新もできないし、観光ビザへのダウングレードをすることもできないとのことである。再度賄賂を支払い移民局のデータ入力担当者に配偶者ビザの記録を削除してもらおう予定である。弱みに付け込まれそうなのでフィリピン人弁護士にはなるべく相談したくない。

以前配偶者ビザを出してもらった時には、約40万ペソで行ってもらった。移民局の問題は、最終的にはお金で決着がつくと思っている。

英語が苦手な、細かい話は日本語でないと伝えるのが難しい。そのため、日本人弁護士に日本語で相談できたらよいが、フィリピン法の話なのでどこまで力になってもらえるか疑問である。」

13. 在留邦人 M⁴⁵

⁴⁴ 当地在住歴約5年の会社経営者

「これまで犯罪、事故や契約関係のトラブルに巻き込まれたことはないので、個人として弁護士に相談ごとをしたことはない。一方、配偶者ビザの申請がなかなか通らず困っていたところ、知り合いの政府高官から、当該高官の名刺を持って入国管理局に行くようにアドバイスを受けた。アドバイスに従って名刺を提示したところ、即時にビザが発行されたという経験がある。

仕事上、ローカル弁護士と接することはしばしばあり、また、自分はフィリピン人の配偶者と日ごろから英語で会話しているため、もし個人として弁護士に何か相談するとしても、そこまでコミュニケーションに困らないように思う。フィリピンの慣習に関して分からないことがあれば、配偶者に相談できるというのも大きな安心材料である。」

14. 在留邦人 N⁴⁶

「フィリピンは表通りを通っていればそんなに危ないことはない。しかし、一旦裏の社会とのつながりを持つと、それを含めたうえでのフィリピン生活を覚悟しなければならない。コネクションが非常に重要であり、自分もその恩恵を受けていると思うが、その分、必ずしも表立って言えないようなこともある。日本の弁護士がフィリピンで活動するのであれば、正攻法で行ってほしい。人間関係が絡む複雑な問題においては、日本法弁護士が直接的に役立つとは思えないが、表社会においては日本人弁護士の助けを必要としている人はおり、少なくともその支えになることが大事だと思う。例えば先日日本人弁護士がマイナンバーセミナーを行ったが、こういった情報は海外にいてはなかなか得ることができず、貴重な機会である。」

15. 在留邦人 O⁴⁷

「犯罪の多い場所というのは決まっていて、マカティエエリアよりもマニラが圧倒的に多い。マニラの中ではマラテやマビニの犯罪件数が多い。このエリアはカラオケ屋が多いためであると思われる。特に女性関係の犯罪やトラブルが多いのに加え、ストリートチルドレンによる犯罪もみられる。マカティエエリアではリトルトーキョーに犯罪は集中する。ただ、私の知る限りでは、女性関係トラブルに基づく犯罪に巻き込まれた男性は後ろめたさもあるせいか、被害届を出さないことがかなり多い。

これまで、3人の睡眠薬強盗の被害者に接触したことがある。いずれも若い男性で、1件については被害届を出さなかった。帰国日に睡眠薬郷と被害にあい、パ

⁴⁵ 配偶者がフィリピン人の駐在員

⁴⁶ 当地に約10年在住し、当地の裏の情報にも詳しい。

⁴⁷ 当地在住歴約半年。現地採用として就労する。当地の警察事情、犯罪事情に詳しい。

スポーツと航空券以外の物を盗られたが。とても強い薬を盛られたようで、薬がぬけきらないまま朦朧としながら帰国した。帰国後もしばらく薬の影響があった。最終日の被害だったので、警察には届けていない。

残りの2件については、被害届を出したもののそれ以上のアクションはとっていないようである。1件は、約1年間フィリピンに滞在した者で、フィリピン人の女性に話しかけられてついていき遊んでいた。約1週間その女性と遊んでいたが、最後にカードを使って約30万円引き落とされたことに気付いた。しかし、1週間どこに行ったのかも覚えていないため、届出を出したマカティ署では対応することができなかった。フィリピンでは、エリアの異なる警察署同士の連携がうまく取れていない。この男性はもともと帰国を控えており、手続が面倒になりあきらめてそのまま帰国した。もう1件は、被害後、新聞社の協力も得て、犯人グループに肉薄するところまで迫ったが、結局は犯人を捕まえていない。カード類を持ち歩いていなかったため、被害金額が少なく済んだケースである。自分の知る限り、若い人には自分の権利をどうやって守っていくかとか、何かあった時にどうやって対応したらよいかといったことについての意識が低い傾向がある。

警察署は、被害届の発行を嫌がることがある。警察署の場所によって、すぐに被害届を発行してくれるところもあれば、賄賂を要求するところもある。また、軽微事件に関しては警察はあまり対応してくれない。殺人事件のように大きい事件であっても捜査能力の問題なのか、日本人の殺害事件について、日本の警察が動かないとなかなか解決に至らない。殺害犯人が分かっているにもかかわらず捕まえることができないということもある。

自分は安全のため職場の近くに住み、徒歩で通勤するようにしている。下手にタクシーやジープに乗る方が危ないと思っている。もし自分が犯罪の被害にあったら、被害届を必ず取得するかは分からない。被害届が保険請求等の役に立つのであれば取得すると思う。自分は職場がビザについてきちんと対応してくれなくてこれまでずっと悩んでいた。気軽に話せる弁護士の知り合いもおらず、ビザについては不安を抱えていた。今回、岡崎さんにビザの基本的な知識について教えてもらい、自分の状況がよく分かったし、何を職場に確認すればよいのかがよく分かった。自分も含め、若い人は利他的で目の前の問題を直視しない傾向にある。難しいことが苦手な我々のような若手にもわかるような簡単な内容のセミナーなど、フィリピンで暮らすにあたって知っておくべき基本的な知識に関して情報提供してもらえたら助かる。」

16. 在留邦人 P⁴⁸

「日本の法律に詳しいわけではないが、それでも、フィリピンでは法的なトラブルに直面したときに日本の常識が通じないと感じている。例えば、知人の車がバスに追突されたが、ドライバーの責任であるとしてバス会社が責任を負わない。事故を起こしたバスのドライバーは逃げてしまうため、車の修理代は自分で負担しなければならなくなったとのことだ。日本の感覚でいえば、バス会社が修理代を払うべきだと思うのだが、フィリピンではそれが通じないようなので難しい。自分は退職者ビザでフィリピンに来ており、駐在員のようにドライバーを雇うほどの金銭的余裕がないので、自分で車を運転している。車で事故をおこした時の経験からすると、日本の保険会社と違って、フィリピンの保険会社は全然動いてくれない。各所からのレターの取得などは自分でやらなければならない。また、負担金の計算が出るまで保険会社としては対応できないとのことだ。自分の車が事故にあった際すぐに保険会社に対応してもらえなかった。事項証明書も警察に取得しに行くが、なかなか出してもらえない。事故が起きた場合、小さい金額であればその場で示談してしまう人もいる。日本語で対応してくれる弁護士が書類の手配や保険会社の対応等してくれたら楽だろうとは思っている。しかし、費用面を考えると、そう簡単に頼めるものではないと思う。」

17. 在留邦人 Q⁴⁹

「フィリピンでは、警察も犯罪に関与する。例えば、女性が、男性に対して女性の体を触った等と訴え、その男性が警察に連れていかれたところ、警察から金銭を支払えば見逃す旨持ち掛けられるというのはよくある手口である。この手の犯罪は、監視カメラなどが無い場所で行われる。カメラ等の証拠がない場合には、自称被害者の女性の証言が重視される。警察では、無実であるなら裁判で戦うことができるが長期化すること、お金で解決できることを示唆されることが一般的である。金額は案件によって様々なようであるが、警察は相手を見て金額を設定しているようにも思われる。弁護士や仲介人に間に入ってもらい、警察との金額交渉を行う人もいる。このような行為は対日本人に限らず、フィリピン人に対しても日常的に行われている。警察留置場は人であふれかえり、不衛生で椅子もなく環境が悪い。そのため、フィリピン人であっても留置場に入ることを嫌がり、無実であっても警察に金銭を支払い放免してもらおう人がいる。

・男性が親戚の女の子と歩いていたところ、少女買春であると言われて警察に連れていかれ、外に出たいなら金を払えと要求された例もある。

⁴⁸ 当地滞在歴約1年半。退職者ビザ保有者

⁴⁹ 当地滞在歴約5年。現地採用として勤務し、警察事情に詳しい。

駐在員の巻き込まれる犯罪は、交通違反くらいしか思いつかない。犯罪に巻き込む側も相手をよく見て狙っているのだろう。国籍でいえば、日本人は狙われやすい。

交通整理員は、小遣い稼ぎを目当てに、交通違反をしていない車にいちやもんを付けることがしばしば行われる。

残念ながら、日本人の中にも、日本人を犯罪に陥れる者がいる。例えば、美人局などである。裏で日本人が糸を引いて、フィリピン人女性がインターネットを通じて日本人男性に近づき、会う約束を交わし、日本人男性がフィリピン人女性の部屋に入ると警察などがすぐに駆けつけ、女性が未成年であることなどを理由に逮捕されるというパターンである。駆け付けた警察もグルなので、釈放されたければ金銭を支払えと脅し、日本人男性が金銭を脅し取られることになる。」

18. 在留邦人 R⁵⁰

「日本人の弁護士にお願いしたことはないが、不動産トラブルでフィリピン人の弁護士に依頼したことがある。

フィリピン人とユーゴスラビア人の夫婦から購入したコンドミニアムの部屋の登記移転に時間がかかった。不動産屋を信頼して手続きを依頼していたが、いくら待ってもなかなか移転が行われぬ。どうやらユーゴスラビア人の夫が10年ほど前から本国に帰っており、夫婦共有名義であったために夫のサインがないと手続きができないとのことであった。不動産屋は都合の悪い事実を隠していたようで、購入から約1年経ってから夫のサインがないために手続きが進まないことが分かった。会社の関係の人をお願いして紹介してもらった弁護士に、交渉をお願いした。詳しいことは分からないが、フィリピン流のやり方で解決したのだと思う。弁護士費用に15万ペソ程かかった。こういったことが起きたときに、弁護士に日本語で相談できれば楽だと思う。しかし、今回のケースは日本の弁護士に対応できる内容かどうかは分からない。もし、コンドミニアムの購入の前に日本人の弁護士に相談できていれば事態は違ったかもしれない。とはいえ、弁護士費用を考えると、もし日本の弁護士を知っていたとしてもコンドミニアムの契約前に相談できていたかは分からない。」

19. 在留邦人 S⁵¹

「フィリピンでは倒れて病院に運ばれても、お金がないと治療を開始してもらえないのが通常である。自分は、倒れて意識不明になったある日本人男性に医療を受けさせるために、メイドに持ってこさせた当該日本人の預金証書を預かって、

⁵⁰ 退職者ビザ保有者。

⁵¹ 退職者ビザ保有者。

当該日本人の息子及び娘の同意を得て治療費の支出に充てたところ、フィリピン人メイドから横領罪で起訴された。お金に困った別の日本人が、倒れた日本人男性のお金を狙って、自分を訴えるようにフィリピン人メイドをけしかけたらしい。在留邦人と言っても様々であり、生活に困窮している人や、たちの悪い人もいる。自分は、倒れた知人が病院で治療を受けることができるように善意で行動しただけなのに、訴えられて、この裁判のために一年半もの時間を費やした。言葉も分からないので、弁護士費用に加えて、相当な通訳、翻訳の費用もかかった。

自分の事件においては、日本人弁護士は役に立たないと思う。メイド自体の存在についても、日本人男性とフィリピン人メイドの関係等についても、フィリピンに住んでいる人でないと分かってもらえないからである。

幸い、自分は仕事上の関係があった某州知事が弁護士であったため、その弁護士の事務所に自分の事件の弁護を依頼した。フィリピンでは賄賂ばかり要求してまともに働かない弁護士が多いと聞く中、珍しく、自分を担当してくれたのは、被告人を絶対に無罪に導く弁護士としての信念の強いとても良い弁護士であった。被告人と呼ばれるだけで傷つき、疲れ果てて投げ出そうかとすら思っていた自分に対し、適時に叱咤激励し、寄り添ってくれた。本当に真剣に事件に対応してくれ、勝つ気で戦っているのだから、負けたら弁護士料は取らないとすら言われた。厳しい弁護士ではあったが、その弁護士の言葉があったおかげで1年半の裁判を乗り切ることができた。

フィリピンでは、フィリピン人から日本人が訴えられると、基本的に日本人には勝ち目はないと言われている。しかし、自分は幸運にも素晴らしい弁護士に恵まれ、日本人はフィリピン人に勝てないという定説も覆すことができた。

よい弁護士に出会うことができるか、その弁護士との相性がいいか、という点は、フィリピンで法律問題に巻き込まれたときに大事だと思う。」

20. 在留邦人 T⁵²

「フィリピン国内に 5,000 万円の現金を持ち込もうとした友人が、無申告であったために税関で止められた。5,000 万円のうち 2,000 万円は、自分が持ち込みを依頼した金額で、残り 3,000 万円は友人のコンドミニアム購入のための資金であった。フィリピンの子供たちを助けるために基金の仕事もしており、フィリピンの孤児院に小学校を寄付したときにかかった費用 2,000 万円を自分で立て替えていたため、自分の立て替え分に充填するため基金に集まっていたお金を日本からフィリピンに持ち込もうとしたもので、フィリピンにくる友人に持ってくるよう依頼した。これまでの経験では、申告が必要な多額の現金を持ち込んで税関で発

⁵² 会社経営者

覚した場合でも、申告しそびれたが申告したいので用紙を欲しいと伝えると、それで許してもらえた。この経験に基づき今回も大丈夫だろうと考えていたが、今回は見つかってから申告するのではだめだということで、持ち込みをした友人は空港の刑務所のようなところに入れられた。友人は英語もタガログ語もできないので、不憫に思い、代わりに交渉して職員の当直所のような場所に移動させてもらうことができた。その後、裁判になり、友人は英語も出来ず悪質性が無かったことから、税関は5,000万円を全額返還せよという判決が出た。その後1年半くらい経っているが、未だにお金は返してもらえていない。おそらく、使い果たして税関にはもう残っていないのではないかと思う。小学校寄付のために自分が立て替えた2,000万円も戻ってこず、自分の持ち出しになるのだろうとは予想している。友人に税関で申告せずに持ち込ませたという点は落ち度であるが、フィリピンのためになることを行っているのに、ひどい仕打ちだと思う。」

21. 在留邦人 U⁵³

「仕事上は弁護士との関りもあるが、個人的な問題については弁護士には依頼していない。

フィリピン生活の生活が長くなるので、フィリピンでは正義がまかり通らないという場面を色々見てきた。

よく言われていることではあるが、警察による強盗や不正が横行しているので、警察を信頼することはできない。しかし、一方でそのような社会だからこそ、金銭を支払うことによって自分の身を守ることができるのではないかと考えている。積極的に何か悪いことをしようと思っているわけではないが、万が一自分が何か巻き込まれたときのために、警察の上層部の人間とコンタクトを持っている。しかし、その警察の上層部の人間も、見返りを要求してくる。関係維持のため、定期的に金銭を支払っている。何かあった時に自分を助けるために他の警察関係者に協力をしてもらおうよう、お金を配っているとの説明を受けているが、どこまで本当かは分からない。ただ、その警察の上層部の人間からは、自分はいざという時には何とかなると言われている。

この国で横行する不正の根底にあるのは、貧困である。給料が少ないから、賄賂を受け取ったり横領をするという風土が生まれる。不正を見た人は、不正を行った者から口止め料を受け取る。そしてその事実を知ったものはさらに口止め料を受け取る。このように、不正を行う人々のお金の流れが簡単に出来上がる。

法や正義も大事であるが、この根底の部分が改善されないと、本質的に変わることはできない。」

⁵³ 会社経営者。

22. 在留邦人 V⁵⁴

「フィリピンに来て、詐欺にもあったが、まだ解決しておらず話すショックなので、詳細は言いたくない。」

23. 在留邦人 W⁵⁵

「ひと口に在留邦人と言っても、その立場や経済状況はピンからキリまでさまざまである。退職者ビザの取得者は、申請にあたり定期預金として原則最低2万ドル（以前は5万ドル）が必要になる。つまり、退職者ビザ保有者は最低2万ドル保有している人ということになるので、比較的経済状況がよい。しかし、年金収入しかないのに女性遊びにはまって、自殺した人もいる。自分の知人の中でも、残念ながら3人が自ら命を絶った。ある人は、有名大学、有名企業を経て、退職者ビザを取得してフィリピンに来たが、女性に金をつぎ込み、自殺した。学歴の高い人に多いが、プライドが高いために、困った状況に陥ってもなかなか人に相談することができず、羽振りがよいかのようにふるまってしまい、本当にどうしようもなくなるまで誰にも言えないことがある。自業自得の面があるとはいえ、悲しいことである。日本人弁護士役割なのかは分からないが、そういった人がちょっと相談できるような人がいるとよいと思う。」

24. 在留邦人 X⁵⁶

「フィリピンでは自分は外国人であるため、何かと狙われやすいと感じながら生活している。フィリピン人の夫のアドバイスに従い、犯罪のターゲットにされないように注意している。そのためか、現状として特に日本人弁護士に相談したい事柄はない。一方、過去においては配偶者ビザの取得に苦労した。知り合いの法律事務所に依頼したものの、1年間も要し⁵⁷、決して満足とは言えない対応であった。ビザに限った話ではないが、なぜこんなに時間がかかるのか、なかなか納得のいく説明をしてもらえない点が、日本のサービスとの違いだと感じている。役所の手続きでもなんでも、後出しじゃんけんのように、追加書類の提出を求められたり、手続が変更したり、当初聞いていた話と違うことが多い。」

25. 在留邦人 Y⁵⁸

⁵⁴ 当地滞在歴約1年。英語は苦手であり、老後の永住先として当地に在住している。

⁵⁵ 退職者ビザ保有者

⁵⁶ 現地採用でフィリピン人の配偶者を有する。

⁵⁷ 問題がなければ配偶者ビザは2か月程度で取得できる。当職の勤務先の法律事務所で配偶者ビザの取得サポートを行った際も、所要期間は2ヶ月であった。

⁵⁸ 当地の大学に留学をする大学生

「留学生仲間の間では、携帯電話などをすられるケースが後を絶たない。しかし、保険の請求をするために警察に被害届を出そうにも、警察側からの証明書発行のためにわいろを要求され、なかなかスムーズにいかない。留学先の語学学校でも、面倒なことになるから警察に行かないことを勧められている。自分は大学の学部で法律を学んでいたのに、非常に違和感を感じる。法律があるのに、きちんと守られず、犯罪の被害にあっても泣き寝入りをしなければならないことがとても悲しい。日本であれば、声をあげようとすればできるが、この国ではそれができない。法律って何だろうと思わざるを得ない。」

26. 在留邦人 Z⁵⁹

「コンドミニウムのトラブルを抱えている。
一時帰国中に荷物を搬入してもらうために不動産屋に鍵を渡して中に入ってもらったところ、その際にブレーカーを落とされたようで、帰った時に冷蔵庫の中身が腐って虫が湧き、冷蔵庫が使えない状況になった。そこで不動産屋に責任を取ってもらうよう交渉したところ、落ち度を認めて弁償してくれることになった。それにもかかわらず、話がなかなかうまく進まず、そんな中、勤務先がこの件に対応することとなり、なあなあ解決となりそうである。自分としてはそれに納得いかないが、日本の弁護士ならどうやって考えるのかを知りたい。無料相談なら聞きたいが、お金を払って調査してもらいたいというほどの話ではない。」

27. 在留邦人 a⁶⁰

「家具付きの家の賃貸借契約終了後、備え付けのテレビ等が壊れていると大家から主張された。敷金だけでは足りず、さらに追加の金額を支払えと言われている。退去時に大家と一緒に家具の状況を確認しなかった自分が甘い、見事にそれに付け込まれた形だ。

知人を通じて紹介してもらった日本人弁護士のいる法律事務所にこの件の対応を依頼しようとしたが、こちら側に有利な証拠もなさそうであり弁護士に依頼しても費用倒れになるリスクがあることを説明され、教科書代と思ってあきらめることにした。それ以外については、法律問題に巻き込まれたことはない。費用面を考えると、個人として弁護士に何かを依頼するのはよっぽどのことでないと、難しいように思う。

周りでは、日本人がドライバーを解雇したところ訴えられたとか、ナイフを突きつけられてホールドアップにあったという話などを聞く。」

⁵⁹ フィリピン滞在歴約2年の駐在員

⁶⁰ フィリピン滞在歴約3年の駐在員

28. 在留邦人 b⁶¹

「駐在前に出張でフィリピンを訪れた際に立ち寄ったファーストフード店で鞆を盗まれた。一緒にいた出張者に自分の荷物を見てもらっていたのだが、犯人グループの1人がその出張者に声をかけ気をそらしている間に犯人グループの別の人間が自分の鞆を盗んで逃げたようだ。当時はどこが危ないエリアかを認識していなかったが、今思えば、そのテンポのあったエリアは貧しい人もいるエリアであった。そのようなエリアのファーストフード店にスーツを着用したいかにも出張者風の日本人が複数人で入店したらとても目立って窃盗グループから狙われるのも、今になればわかる。

その後、置き引きの発生した店舗に警察官が駆け付けて防犯カメラの映像を確認してくれることになったものの、作業が先に進んでいるように感じられなかった。賄賂を求められていると感じ、お金を渡して当該店舗の食事を買ってきて食べるように伝えたところ、それが奏功したのか、捜査活動が進んだように見られた。」

29. 在留邦人 c⁶²

「フィリピン人女性との間に生まれた子供の出生届の手続きに関して、市役所に行ったところ、とても長い時間待たされた。その上、急に新たな書類が必要だと言われ、それを用意して赴くと、今度は別の書類が必要だと言われた。自分は日本人だから、お金を払って解決すると思われており、そのために時間がかかるように仕向けられているのだと感じた。悔しいので、賄賂は支払わずに済ませたがとても労力を要した。フィリピンでは役所の手続きが異常に遅かったり思い通りにならないことが多々あるが、それを踏まえたうえでも時間がかかった。フィリピン人の妻から見てもおかしい対応であったようで妻も怒っていた。フィリピン人との間の子供の手続きであってもやはり日本人の自分が赴いてはいけなと感じた。」

30. 在留邦人 d⁶³

「市役所に手続きに行ったときに、手続を円滑に進めるために担当職員に対して賄賂を支払った。賄賂というよりは、チップとか、手数料とかいう感覚である。会社のことでは、コンプライアンスの問題があるので、賄賂は支払わないが、個人のこういった小さい手続きでは、場合によるが、賄賂を支払って早く終わらせることもある。」

⁶¹ フィリピン滞在歴約半年の駐在員

⁶² フィリピン滞在歴約5年の駐在員

⁶³ フィリピン滞在歴約15年の会社経営者

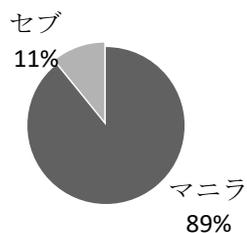
別紙 アンケート結果

第1 企業アンケート①¹

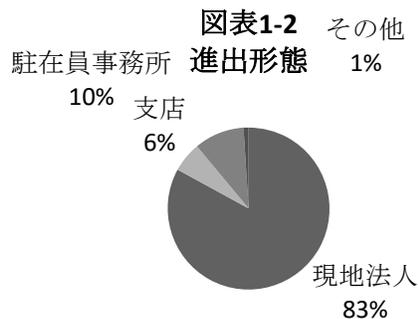
1. 回答企業の概要

Q1. 企業の所在地を教えてください。

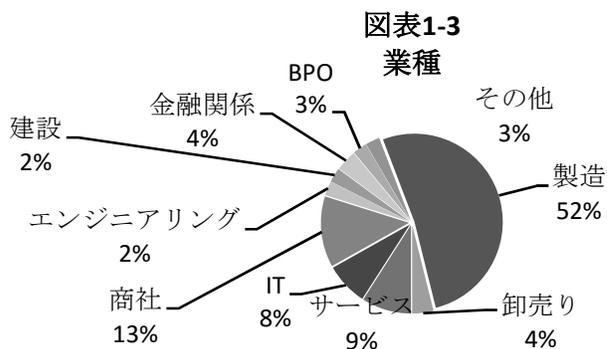
図表1-1
企業所在地



Q2. 企業のフィリピン進出形態を教えてください。



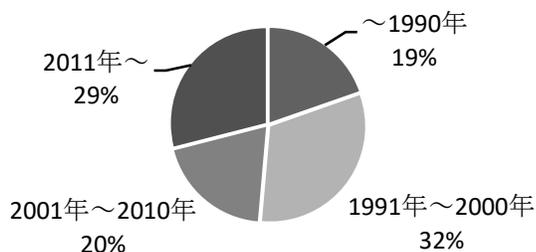
Q3. 業種を教えてください。



¹フィリピン商工会議所及びセブ商工会議所会員企業の協力を得て、2015年11月～12月、各商工会議所の会員企業を対象に実施した。回答企業数は129社である。ただし、一部項目についてはセブ商工会会員企業からのみの回答である。

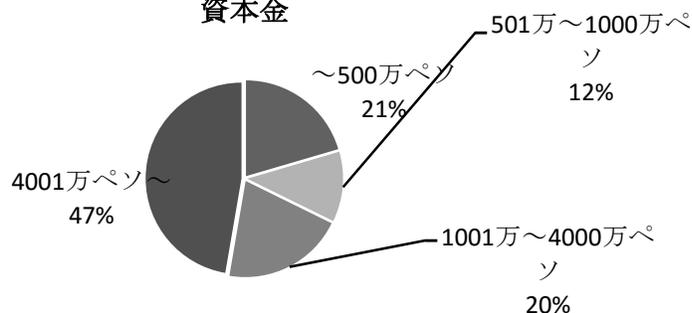
Q.4 設立時期を教えてください。

図表1-4
設立時期



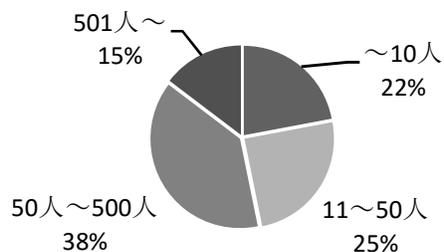
Q.5 資本金を教えてください。

図表1-5
資本金



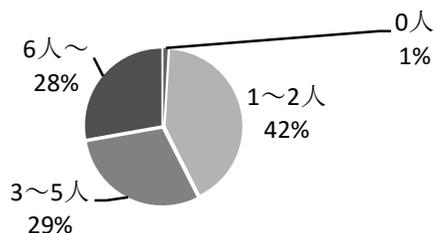
Q.6 フィリピン人従業員の人数を教えてください。

図表1-6
フィリピン人従業員数



Q.7 日本人の人数を教えてください。

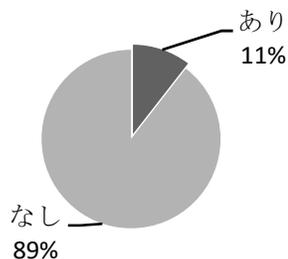
図表1-7
日本人の人数



2. 社内法務体制

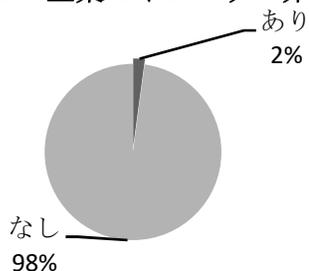
Q.8 フィリピン企業内に法務部はありますか？

図表1-8
フィリピン企業の法務部



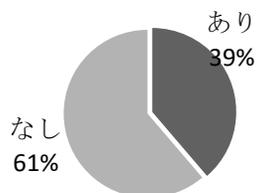
Q.9 フィリピン企業内に弁護士はいますか？

図表1-9
フィリピン企業のインハウス弁護士



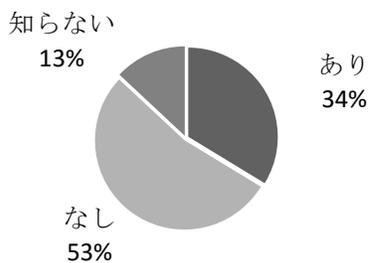
Q.10 親会社に法務部はありますか？

図表1-10
親会社の法務部



Q.11 親会社内に企業内弁護士はいますか？

図表1-11
親会社のインハウス弁護士



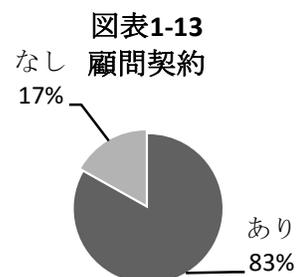
Q.12 問題発生前に予防的に弁護士に相談したことはありますか？²

図表1-12
問題発生前の弁護士相談

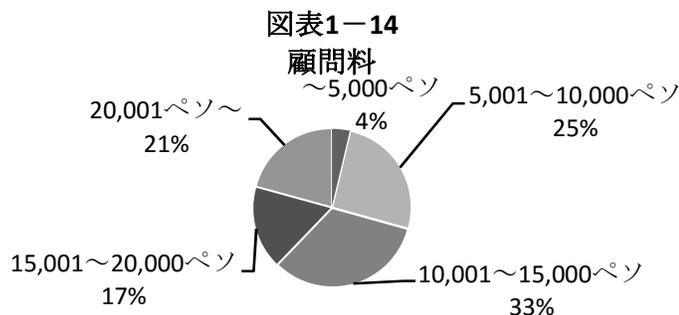


3. フィリピン法弁護士の活用状況

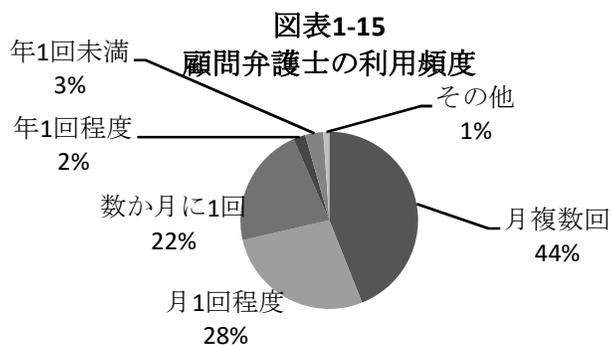
Q.13 フィリピン法弁護士と顧問契約を締結していますか？



Q.14 1か月の顧問料金を教えてください。



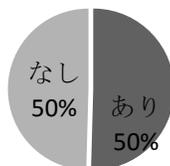
Q.15 顧問弁護士の利用頻度を教えてください。



² セブ商工会議所会員企業 14 社のみの回答

Q.16 顧問弁護士以外の弁護士に依頼したことはありますか？

図表1-16
顧問弁護士以外の弁護士への依頼経験



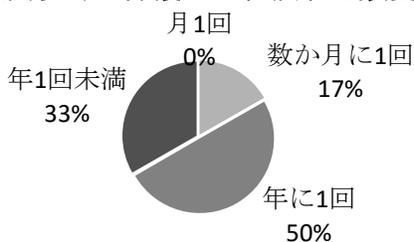
Q.17 顧問以外の弁護士に依頼した理由を教えてください。

図表1-17
顧問以外の弁護士への依頼理由



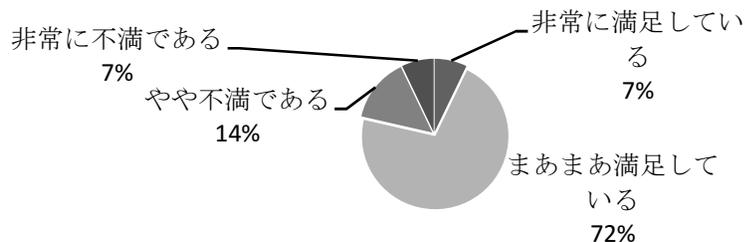
Q.18 顧問以外の弁護士に依頼する頻度を教えてください。³

図表1-18
顧問以外の弁護士に相談する頻度



Q.19 フィリピン法弁護士に依頼した感想を教えてください。⁴

表1-19
フィリピン人弁護士に依頼した感想※



³セブ商工会議所会員企業 14 社のみの回答

⁴セブ商工会議所会員企業 14 社のみの回答

4. 日本の弁護士の活用状況及び需要

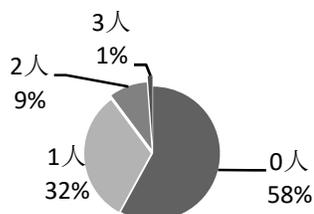
Q.20 フィリピンで活動する日本の弁護士をご存知ですか？

図表1-20
フィリピンの日本人弁護士をご存知ですか？



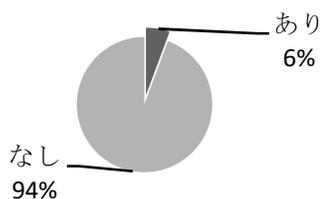
Q.21 フィリピンで活動する日本の弁護士を何人知っていますか？

図表1-21
フィリピンの日本人弁護士を何人知っていますか



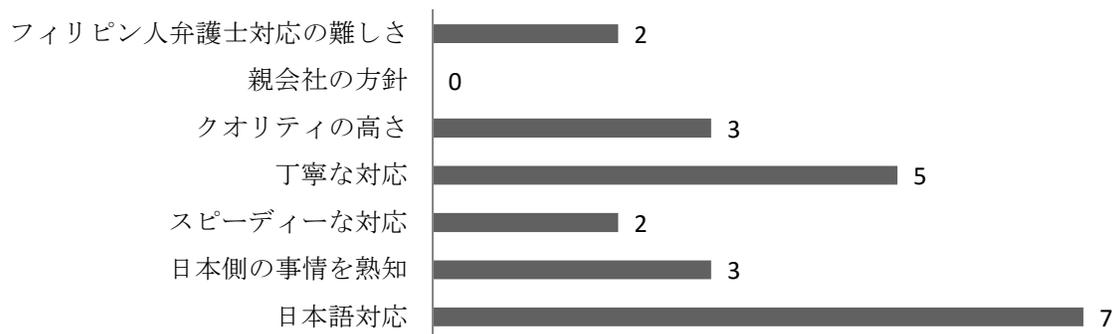
Q.22 フィリピンで日本の弁護士を活用したことがありますか？

図表1-22
フィリピンの日本人弁護士の活用経験



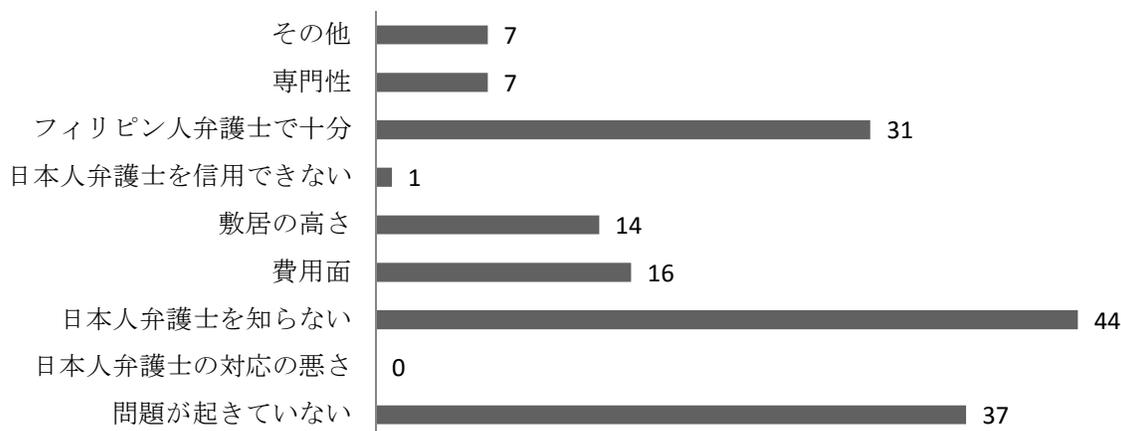
Q.23 日本の弁護士を活用した理由を教えてください（複数回答可）。

図表1-23
日本人弁護士を活用した理由（複数回答可）



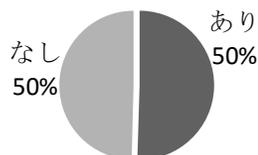
Q.24 日本の弁護士を活用しない理由を教えてください（複数回答可）。

図表1-24
日本人弁護士を活用しない理由（複数回答可）



Q.25 フィリピンで日本の弁護士のニーズを感じた経験はありますか？

図表1-25
フィリピンで日本人弁護士のニーズを感じた経験



Q.26 フィリピンで日本の弁護士の需要を感じた場面を教えてください。

- 言葉が堪能でないため。専門用語が出てくると、フィリピン人弁護士とのコミュニケーションがうまく取れない。
- 英語のみで全てを対応するには限界がある為。
- もともと英語が得意ではないため専門的な英語になると理解するのに時間がかかる。
- 難しい内容の案件全ての場面で。
- 心安い
- 英語で詳細を表現できないため
- フィリピンの事情及び専門分野の日本語サポート、フィリピン政府機関との交渉
- 雇用関連（解雇要件）、税務関連の争い、会社法の解釈
- フィリピンの文化等を背景にしていると思われるフィリピン人 b ネゴ氏の考え方が、まったく理解できなかった時。

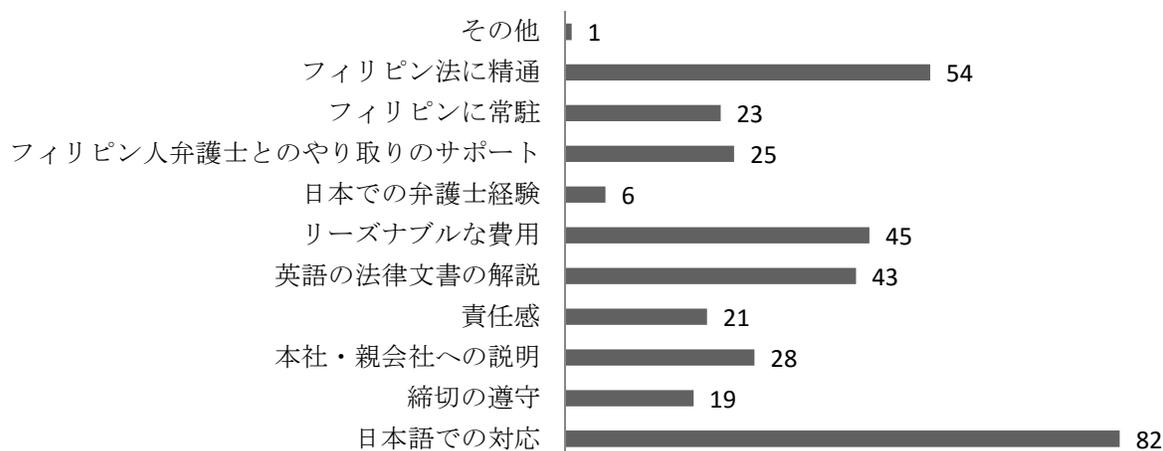
- 日本とは異なるフィリピン独特の労働法規制について、日本語での確認の必要性を感じた。
- ローカルスタッフには話せない内容を相談したいときに言葉の問題がある。
- 締結前の契約書チェック（問題点の閣員・変更提案の作成と交渉）
- 日本での経験があるフィリピン人弁護士により大半の問題が解決可能であるものの、スピード感や丁寧さが十分でないと感じることがある。
- 済んでいるコンド（ホテル）でトラブルになった時
- スtockオプション発行時の税制適格の問題
- 目下のところなし
- 日本と比較・検討しなければならなかった時
- とくになし
- 法律内容を英語から日本語で解釈することが困難な時
- 英語での意思疎通、十分な理解の難しさ
- フィリピン側弁護士、日本側弁護士の間に入って説明をするのが、法律の専門家でない者には困難な場合がある。双方の弁護士間で直接話してもらいたい場合がある。
- ニュアンスを伝える難しさ
- 個人的には日本人弁護士の需要を感じたことはないが、お客様が日本語での対応を希望したときに日本人弁護士を紹介したことがある。
- 日本語だと細部まで伝わり、十分納得できそうだから、需要はあると思います。
- HR 関連で、日本側の事情を熟知した日本人による日本語対応のサポートの必要性を感じた。
- 弊社の社員が日本へ研修から帰比した際、年金脱退一時金請求をしたにもかかわらず2年以上経っても返金されないので DOLE に弊社を訴えたとき。
- 専門的な説明を日本語で対応してもらいたい
- 特になし
- 当方ではどうしても言語の問題があり深く話を進める際に意思疎通に問題があるため。日本人弁護士のいる法律事務所に仕事を依頼しようとしたこともあるが、費用面で予算を超えてしまったため依頼することができなかった。
- ローカルの弁護士の対応が遅い。期日が守られない。
- フィリピンの労働法をよく理解していないため非正規社員の扱いで疑問を感じるケースがある。

- 複雑な案件、要望を正確に伝え、希望に沿った回答を得たい時に必要と感じた。また、疑問点解消の親切なアドバイスを必要としたとき。
- 現地法人設立の際の対応にニーズを感じた。
- 会社設立の際に日本人弁護士のニーズを感じた。
- 専門的な表現において、正しく理解しているか不安を感じたとき
- 日本人弁護士を活用したことはないが、日本語対応、日本側の事情の理解、スピーディーかつ丁寧な対応があるとよい。
- まだ会社設立して間がないこと、現在は連絡事務所形態での進出のため、ニーズを感じる場面は少ないですが、今後、形態の変更（支店）に伴い必要と感じる場面が出てくると思います。
- 賃貸事務所を不動産屋に紹介してもらったときに、結局満足いくものではなく、賃貸しなかったが手数料をとられた。
- どういうケースで有効かの事例紹介をしていただければありがたいです。
- 最近の化学製品に関する規制の厳格かつ複雑化に出くわすたびに日本人弁護士のニーズを感じる。
- フィリピン人弁護士が頼りない。間違った情報提供が多い。
- 専門性の高い内容について、分かりやすく解説してほしい（日本との違いも含めて）。親会社に説明する際、日本法との比較が必要になる。
- 現在の駐在員に法務に精通した者がおり、属人的な事情で、日本人弁護士を活用しないで済んでいる。
- 現地弁護士の選定が難しいので。日本語対応をしてほしいという気持ちもある。
- まさに今、日本人弁護士への依頼を検討中である。日本側の事情をよく分かってくれそうなこと、素早く丁寧な対応をしてもらえそうなことと質の高い仕事を期待しています。これまで顧問として雇っていた弁護士には、突然辞めると言われ、代わりの取締役を探さなければならない都合上、とても困った経験があります。日本人弁護士に日本語での対応を期待するのはもちろんですが、責任感のある仕事をしてほしいです。フィリピン人は日本人に比べて責任感の無い人が多い。
- セカンドオピニオンとして、日本人弁護士から話を聞きたい
- フィリピン人弁護士の対応が悪く、書類作成期限を守らず、結果的に何も解決にならなかったことがある。しかし所定料金だけは支払うことになった。
- 現状なし
- 日本人感覚での説明・情報が必要な場合

- フィリピン人弁護士の信頼性に欠ける場合があるので、日本人弁護士より日本語でセカンドオピニオンがほしい場合
- ローカル従業員を通さずに情報を入手したい時
- 状況報告をする中で、微妙な表現、ニュアンスを伝えることが困難な時にニーズと感じます。
- 今までは特になし
- 労働法、就業規則

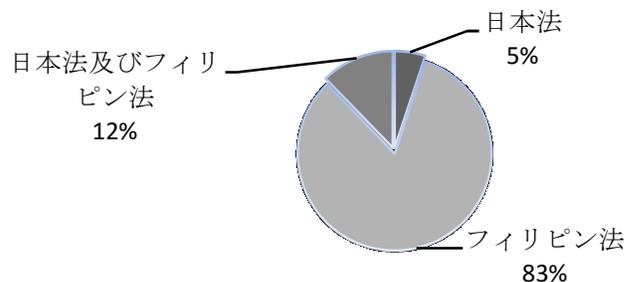
Q.27 日本の弁護士に何を期待しますか？（複数回答可）

図表1-27
日本人弁護士に期待するもの（複数回答可）



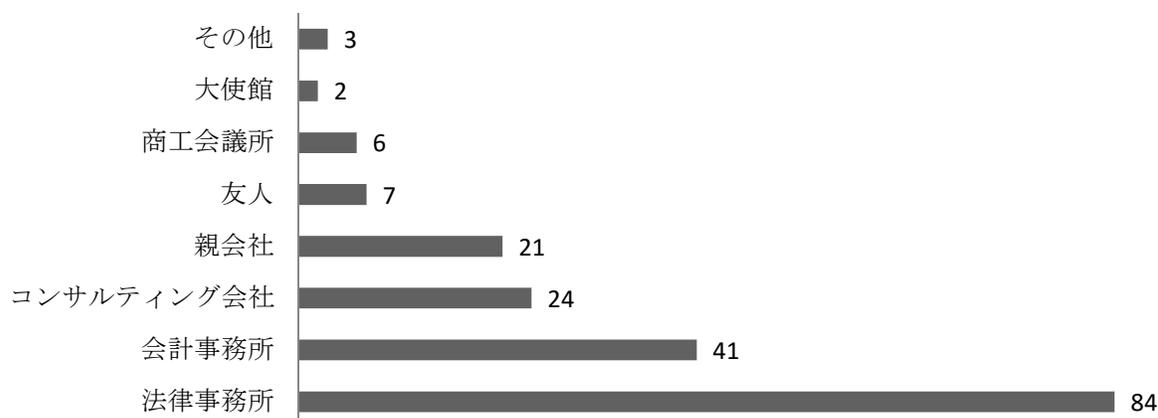
Q.28 日本の弁護士にアドバイスを求める法律を教えてください。

図表1-28
日本人弁護士にアドバイスを求める法律



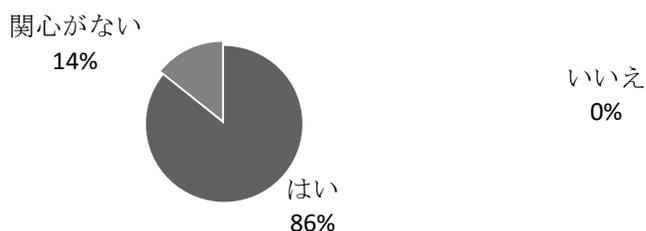
Q.29 法律問題の相談先を教えてください。（複数回答可）

図表1-29
法律問題の相談先（複数回答可）



Q.30 日本の弁護士を増加を期待しますか？

図表1-30
日本人弁護士を増加を期待しますか



Q.31 日本の弁護士の需要に関する意見を教えてください。

- フィリピンへの進出企業が増えてきているとの事ですので、その部分においては企業数が増えればトラブルや契約問題等々も並行して増加すると思われますので、そういった対応をして頂けて、尚且つ日本及びフィリピン双方の法律知識を持ち合わせた日本人弁護士の方々が必要になると考えています。
- とくになし
- 日本人弁護士の需要は望んでいるが、費用が高くて契約が出来ない。費用が安ければ、契約、相談をしたいと考えている。
- 日本語でのコミュニケーション
- 進出している日系企業が多いので、需要はあると思う。相談できるパイプがあれば、相談したい。フィリピン法に精通していることは必須。英語でも対応出来ないことはないが、日本語で対に確認できる状況は好ましい。
- 対企業でいけば、比国弁護士との間に立つアドバイザー的な立場でない则需要が無いように思います。逆に、対個人向けでいけば、比国の法にも精通しておらずコミュニケーション上の問題がある在留邦人が多々いると思うので、女性や金銭問題等で日本人弁護士の活躍の場があるのではないのでしょうか。
- 両国の法律の違いとその運用に関して分かりやすい説明をしてほしい

- 属人的な法解釈がまだまだ残る当地の場合、最前線の案件はやはりフィリピン人弁護士に依頼するのが最善の状況です。ただし、彼らに仕事をしていただく際には、当地はもちろん、先進各国の不正競争防止法対策などコンプライアンス遵守のため、十分なコミュニケーションが必要となるため、その橋渡し役としての需要が増加していると思います。
- これまで日本人弁護士が必要だと感じたことは特にありませんでしたが、フィリピン人弁護士とのやり取りサポート、日本における法改正のフィリピン現地法人への影響などを分析、説明してくれる日本人弁護士の方がいると心強いです。
- 現在までは、現地の顧問弁護士とコミュニケーションが取れており、日本人弁護士の必要は感じていません。
- 日本人弁護士の方もさることながら、現地弁護士の考え方が会社とマッチしているかが重要と考えます。当社は中小企業ですので、「コンプライアンス」重視等で押されると、相談がしづらいですし、「裏」の話ばかりされても日系企業としては相談できません。そのあたりを日本人弁護士が組んでいただければ助かります。
- 法律問題が発生した場合、細かいニュアンスが重要になるので、その際には言語的に日本語で相談できる方がいいと思います。
- 日本人弁護士がフィリピン弁護士になる資格があるのか疑問
- 日本企業とフィリピン人従業員との訴訟に関する話を聞くと、いずれもフィリピン人従業員に対して有利な判決となっており、日本企業が勝訴したという例を聞いたことがありません。そういう場合はフィリピン人弁護士が表に出る方が有利なのではないかという印象を持ちます。その点について日本人弁護士の方が有利であるという理由や根拠や例はありませんでしょうか。
- 事業活動を始めるにあたり法的に直面した際にはかなりの頻度で相談が必要と思われるケースが発生するのですが、その際に日本人弁護士への相談が可能であれば無用なトラブルの多くが回避できるのではないかと考えます。
- フィリピン人弁護士とのやり取りの際に、法律用語が多く、英語でのやり取りが難しいので、日本語で対応いただける弁護士、法律事務所の需要がある。
- フィリピンで日本人弁護士の方々がどの様に活動されているのか見えにくい。活動事例を広く発信してほしい。
- 訴訟問題に発展したときなど、日本語で弁護士の意見・見解を聞けると非常に助かります。
- ある税務問題で、当地の **Tax Lawyer** と契約して相談しております現地の弁護士と相談した結果を日本側に説明しても、日本側の弁護士、会計士が現地の法律を知らず、日本法の常識で、「それはおかしい、こうあるべきだ」との先入観から抜けられず、一向に話が進まないケースがあります。法律の専門家でない者が間に入ってもどちらが正しいか分からず、また説明に窮することが多くあります。双方の法律に詳し日本人弁護士の需要は多いと存じます。
- 比国での弁護士資格を有することを前提に、当社の場合、主に売買・労務関係のトピックでニーズはあると思います。また、セカンド・オピニオン取得に際

しては、信頼できるパートナーという観点から、当地での類似ケース取り扱い実績（+クライアント先）を重視します。

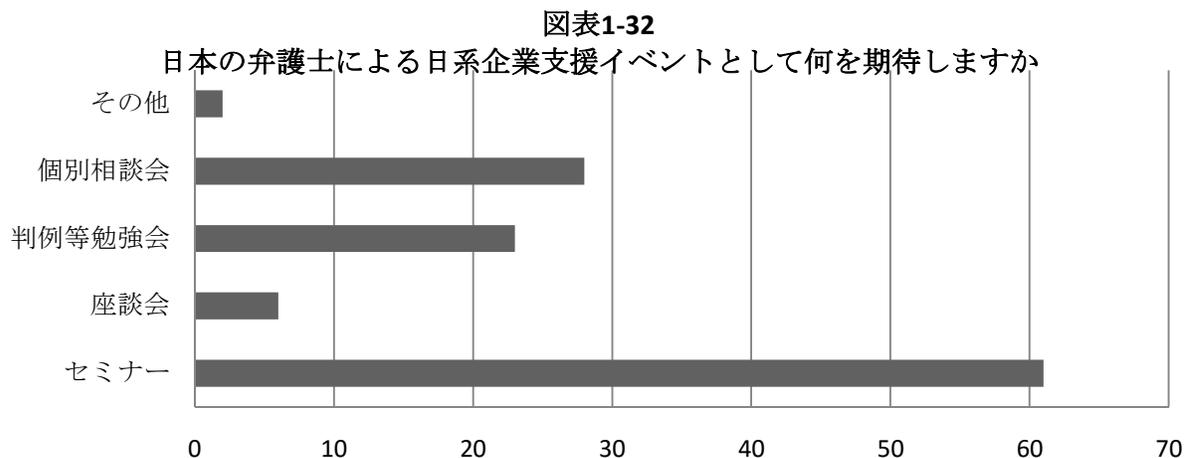
- これまで大きな問題が起きておらず、顧問弁護士2名とのやり取りである程度済んでおりましたが、今後は日本人弁護士が必要になる可能性はございます。
- フィリピン人弁護士は日本の法例が分からないため、日本人弁護士にフィリピンと日本の法例をくらべて説明してもらいたい
- 費用がリーズナブルで、フィリピン法に精通した日本人弁護士がいれば、すぐにでも活用したい。
- 日本人という意味ではなく、日本語のできる弁護士はありがたいと考える。ただし、求めるものは専門分野での経験と現地事情に精通していること
- 需要は高いと感じております。
- 当社はフィリピンで育ったバイリンガルの日本人がいるので、フィリピンに関する日本人弁護士のサポートは特に必要ない。しかし、フィリピンにしながら日本人の弁護士に日本法の相談ができるなら便利である。
- 契約書内容のチェック、日本語対応にて問題点の変更提案と交渉。
- 事件等が起きた際の相談窓口
- フィリピンの商慣習や法律に精通した人の意見が聞きたい。またその意味では労務士的な役割を果たせるならなお良い。
- 会社に関わる問題については特に必要を感じませんが、法文の意味を知りたい時など、日本語で解釈してほしいと思うことがあります。
- フィリピン人弁護士は頼りにならず、困った時に相談できると助かります。また、フィリピン法令変更時に、会社としてどのような対応をすべきか、アドバイスを頂けると、コンサルティング契約を交わすメリットを感じます。
- 管理職ではなく営業でフィリピンに来ているので法律のことは分かりません。法務について対応を迫られることもとくにありません。多分、フィリピン人弁護士がいるのだとおもいます。
- コンプラ遵守が求められている中、合法、かつ各種リスクを減らせるようビジネス展開していきたいと考えております。その中で、日本人弁護士の通じてでないとうまく表現できないポイントがあり、日本人弁護士の需要を感じています。
- 親会社がシンガポールであるため、シンガポール、フィリピン、その他東南アジアの法務全般をカバーいただけると助かります。
- リーズナブルな費用で対応してほしい。日本人弁護士は高そうというイメージがある。
- フィリピン特有の事情（規制等）を中心に、日本語での法務サービスを期待。一般的な分野は、フィリピンは比較的問題が少ないとかじる。（インドネシアでは会社撤退時にそもそも適用の労働法がどれかを巡って問題になった経験があるが、当地ではそのようなケースは今のところ経験していない。）
- 言葉の問題もあり、弁護士とのやり取りはローカルスタッフが行っています。ローカルスタッフに話せないことなどを日本語で相談したいです。
- 労使問題等、日系法人の共通課題についてセミナーを開催いただけるとありが

たい。

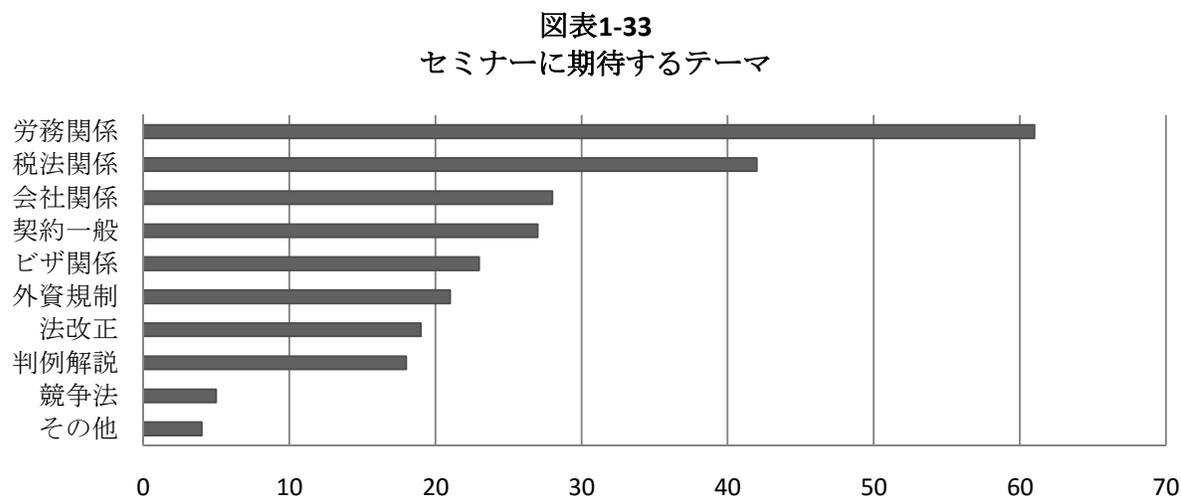
- セカンドオピニオン 英語では理解しきれないなど助言が必要（法務専門の日本人はおらず、専門的なことなど弁護士のやり取りも、相互に理解誤りが出てくると感じるため）
- どういうサービスが期待できるのか分からない（そもそも日本人の弁護士資格でフィリピンにおいて弁護士活動が可能なのでしょうか？）フィリピン人弁護士と比較した場合の優位点をご教示いただきたい。
- 日本人のビジネスカルチャーを理解した上で、フィリピン法や人脈に明るい弁護士の方がいれば大変助かります。
- やはり日本人への期待は大きく、当地において日本人弁護士が居られれば、心強いですし、活用しやすいと考えます。
- 顧問弁護士の対応には不満を持っている。訴訟にならない小さな問題でも相談できる日本人弁護士がいてくれたらありがたい
- 今のところは特にはないが、VAT 還付問題が大きな問題となっていて、法律の面から何かアドバイスがいただければありがたい
- 労務関係はフィリピン人同士（弁護士と対象者）だと都合のよい解釈がなされている印象を受ける。したがって、日本人に公平な **Judgement** を期待したい。
- 弁護士としての就労が認められていないのだから、アドバイザーとしてしか活用できないのでは。
- 言語だけではなくて、フィリピンの法律、慣習、文化に精通している人を希望します。
- 現時点では特に必要性を感じていない
- 現在会計事務所にも日本人対応の需要が高まっているので、日本人弁護士についても同様だと思う。
- 現在は親会社及びグループ内の事業が主体であり、従来からの現地顧問弁護士の対応で十分満足している。今後、事業範囲を外部との取引に拡大した場合、顧問弁護士の専門の反中でない場合に対応が必要かもしれない
- まだ設立したばかりで特に問題は生じていませんが、今後何かあった場合には日本人弁護士に相談したいと考えています。
- 今回事例としてあったことですが、現地の弁護士は案件を引き延ばすことが多いことと、担当者が1年で3回変わるなど手間と時間とお金を無駄にしていると思われるので日本人弁護士は必要かと思われます。

5. セミナー需要調査

Q.32 日本の弁護士に期待する無料イベントを教えてください。（複数回答可）



Q.33 日本の弁護士による無料セミナーに希望するテーマを教えてください。（複数回答可）



希望するセミナーのテーマ（自由記載欄）

① 労務関係

- スト等解決事例
- 解雇、配置転換等
- 雇用契約で気を付けること、特に辞めさせたい時に備えておくこと
- 解雇に関して
- 解雇
- 社員解雇
- 定年前退職制度と昇給抑制制度の事例
- 早期退職制度、就業規則
- 企業内転勤について

- ② 税法関係
 - BIR (VAT 問題)、輸入関税で気を付けること
 - VAT 還付、TP の動向
 - VAT 還付
- ③ 会社関係
 - 日本人が最低知っておくべきことについて
 - フィリピン工場撤退に関する手続説明等
 - 会社設立に関して
 - 労働者派遣法について
- ④ 契約一般
 - お客様との契約書作成上の注意
 - 合弁契約
- ⑤ 外資規制関係
 - 小売り規制について
- ⑥ 判例解説
 - 外資の会社で起きたトラブルとその判例
- ⑦ その他テーマ
 - コンプライアンス
 - Facility Payment
 - 当局規制関係 (税関、PNP、DENR 等)
 - 金融規制など業種に即したもの
 - 化学製品について、DENR- EMB がらみ、PNP, FDA, DDB, PICCS RDEA, CCO。化学品の輸入、販売、輸送に関する注意、法令など。

【ご参考：その他セミナーに関する意見】

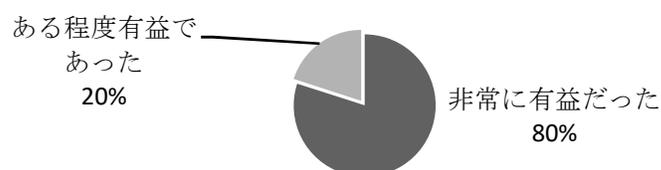
出向者が定期的に変わるので、定期開催希望

第2 企業アンケート②⁵

1. セミナーの感想

Q.1 本セミナーの感想をお聞かせください。

図表2-1
本セミナーの感想をお聞かせください



⁵ 2016年1月に開催した日本法弁護士によるセミナーの際に参加企業を対象に実施したアンケート。

Q.2 その理由をお聞かせください。

- 関わっている内容を日本語で確認できた。
- フィリピンの法律の全体像やトレンドを知ることができて大変よかったです。
- これまで、スタッフ、担当官がいうことが違っていた論点について理解のスタートとできた。
- これから赴任するにあたって、就労ビザの部分が非常に参考になりました。
- これまで分かっているようで分かっていない事項について頭の整理ができた。
- 労働系の処理は重要
- 留意する点について多くの示唆があった。
- 法律の文面を見ただけでは実際への適用影響が分かりにくい点について、日本語で解説していただいた点が大変役に立ちました。
- 知識が増えた。
- 日本語で聞けたから
- 赴任して3か月なので、知識として持っておきたかったのもので。
- 新情報を入手できた。
- 現実に直面している問題であるため。
- 自分の認識の再確認ができた。
- 自社が外資規制産業のため非常に有益であった。
- 具体的事例に基づいている。
- 法的解釈の理解の手助けとなったので。
- これまでの認識と違う情報を受け、理解が深まった。
- 具体的に条文もご紹介いただいた。
- 期待通りの内容でした。
- 現地法人運営上の主な問題点をよくまとめられていて有益だったが、既存の情報が多かった。
- 自分の知識不足もあり、理解できない部分があった。
- 机のある会場の方がありがたいです。
- こういった話を全員車より引き継ぐ時間が無く、習得する機会もないため。
- 解雇問題がちょうど発生していたので。
- 法務専門家の意見を聞ける機会は非常に少ないので。
- 身近な事だったため
- あいまいになっていた法務の質問が、実際の法令条文とともに解説していただき、明確になった。
- 最新のガイドラインを確認できた。
- 現在、駐在員事務所のため、法人設立のFSを行っているのもので。
- ビザ条件の変更について知ることができた。
- 懸案事項がクリアになった。
- Lawには誰もが関心があるが、理解しにくいいため、とても有益であったと思います。
- AEP等の新ルール情報、解雇の具体例の説明が良かった。
- 自分の理解とのすり合わせ。

- それぞれの講演内容がどれも実務に直結するため、とても有意義でした。
- 日本人の弁護士の方から、日本語の説明はフィリピンで初めて。
- テーマが当社にとってふさわしいものだった。
- 内容がわかりやすく、ポイントを得ていた。
- 全体に、自己の理解を確認できた。
- 昨年8月に赴任したばかりで、体系だったセミナーだったので大変勉強になりました。
- 注意すべき点がわかり易く説明された。
- 解雇にまつわる法律問題に現時点で直面していたため。
- Topicの選定、講演内容も充実していました。
- 報告事項が多かったから。
- 最新の情報を確認できました。
- 学びが多かったため。
- 現地法律を日本語で学ぶ機会が少ないので。
- 日常業務で突っ込まないことを理解できた。

Q.3 各講演の感想をお聞かせください。

就労許可・ビザ

- 最新の情報、手続やルールを再確認できた。
- わかりやすい説明で良く理解できた。
- 法改正の情報を知ることができてよかったです。
- PEZAの有無により手続が異なる点、各種注意点を理解しました。
- PEZA企業とそうでない企業の違いが不鮮明であった。
- 詳細が知りたい。
- 非常に詳細で正確な情報をいただきました。
- 本帰国の正式な手続について理解できました。
- 大変参考になった。
- これまでわかりにくかった帰任時の手続がよく理解できた。
- 時系列に沿っての説明で分かりやすかったです。
- Updateされる部分を知りたい。
- AEPの取得免除など新しいルール改正など伺えてよかったですと思います。
- PEZAビザの手続についてクリアになり参考になった。
- 経験値として断片的には理解していましたが、改めて体系的にお話が伺えて大変役に立ちました。
- 最新アップデートを含め基本が聞けて良かった。
- 興味深く、さらに知りたいと考えました。
- 判りやすく解説されていて良かったと考える。
- 非常に分かりやすかった。全体像が分かった。
- アップデートが良かった。
- PEZAビザを持っているがその取得手続が良くわかった。

- 有益でした。
- AEP の適用除外、ECC については認識していなかった。
- 変更内容の確認ができたので良かった。
- わかり易い。
- 2015 年の改正事項について教えていただき、助かりました。
- ビザの基本事項を確認できた。
- 現在直面している内容の背景を理解できました。
- 新しい情報も知ることができ、勉強になりました。
- 通常業務での案件でいたので、とても参考になりました。
- ECC、ACR I Card 等これから留意する点の指摘があった。
- 流れが良く分かった。
- 具体例、対応が実態に即して説明されわかり易かった。
- 改正が多いので、理解できていない部分が沢山ありました。「更新」についても触れてほしかったです。
- わかりやすい。
- 系統だった理解をすることができた。
- AEP 等の新ルールの情報が入手でき有益
- 手続等よく理解できた。
- レジメが少し説明不足
- 改正部分の説明が特に有益でした。
- 直接的な事案でありためになった。
- 知識を深めた。
- 時間が短く感じた

外資規制・合弁契約

- 具体的でよかった。
- 例示がありわかりやすかった。
- 体系立っていてわかり易かったです。
- 実質名義貸し、相続発生時の問題等注意喚起
- 大変参考になった。
- 規制の中身と合弁のやり方が分かった。
- 現在の担当業務外だったのでピンと来なかった。しかし予備知識として今後活用しやすい。
- 有用
- 少し時間が短かったか
- 普段、直接の関係が無く、不案内な分野であったが、大変参考になりました。
- 特に名義貸しのところについて今後起こり得る問題を深く知りたいと思いました。
- 直接関係は薄かったが、仮に将来合弁会社等考えた際には参考にします。
- 自社に当てはめることができ、うまくシミュレーションができそうであった。
- 基本的な規制有無が良く判りました。

- 興味深かった。
- 土地保有会社について。
- 業務上、実質的には懸念事項はない。
- 有益でした。
- あまり実務と関係ない項目。
- 詳しく知らない部分も多い内容でしたので、勉強になりました。
- **update** させていただきました。
- 規制についてより詳しく知りたいと感じた。
- 参考になった。
- 6:4の意味が、ようやくわかりました。
- 若干難解でした。
- PEZA 企業ですので、直接的に関係する内容は多くはありませんでしたが、逆に、PEZA 企業の恩恵の大きさと一般的なフィリピンでの外国企業の取り扱いを知るよい機会となりました。
- **Grand Father Law** についてのリスクを初めて知りました。
- フィリピンにおいて外資規制の強さが分かった。他国との比較もありわかり易かった。
- フィリピン弁護士から聞いている内容を確認できた。
- 実情をお分かりの先生のお話で役に立った。
- 進出を検討されている方からの問い合わせにおいて説明し辛い点がこの外資規制でしたので、一から勉強させていただきました。
- PEZA 企業であまり気にしていなかったのですが勉強になりました。
- グレーゾーンが広いと思われる分野です。将来的に個別に相談したいと考えております。
- 系統だった理解をすることができた。
- 実務と、法律上の条文記載内容の間のグレーゾーンも含め、よく理解できました。
- 体系的でわかりやすかった。
- 時間が短く感じた。
- 外資規制の基本的なコンセプトの理解が深まった。

解雇

- 具体的でよかった。
- わかりやすい説明で良く理解できた。
- 様々なケースや解雇理由が分かり参考となりました。
- 個別の事例を羽化会う機会があれば良いと感じた。
- 例示がありわかりやすかった。
- 具体例がありよかった。
- 詳細が知りたい。
- 実例により、今後解雇を防ぐための対策がよく理解できました。
- 相変わらず労働者保護が強い。

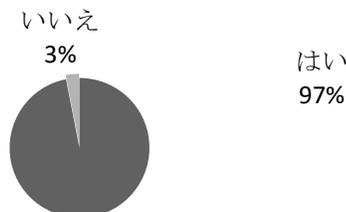
- 直面している問題の例があり再確認できてよかった。
- 将来、役に立つと思う。
- 手続上の重要性が良く分かった。
- 実例も豊富で理解しやすかったです。
- 具体的な事例に基づいた内容で大変参考になりました。
- 内容の確認ができた。
- 知らないこと、事例が役に立った。
- 具体的事例も含めて説明してくださり大変参考になりました。
- 従業員の解雇手法、手段がためになった。
- フィリピン特有の労働者保護が強く、一時はどのように対応するのかと考えた時期もありましたが、具体的な事例をあげ説明をしていただき勉強になりました。
- 理解しやすく、大変勉強になりました。
- 整理解雇についても期待していたが、残念。
- 実例も挙げていただいたので、非常にわかり易かったです。
- 判例がありわかり易かった。
- わかり易かった。整理解雇の方も聞きたい。
- 具体的
- 非常に難しい論点についてポイントを抑えることができたと思います。
- 具体的事例に基づく説明で、非常にわかり易かったです。
- 事例を交えての説明でわかり易かったです。
- 有益でした。
- **update** させていただきました。
- 想像していたよりも解雇可能なケースがあると思った。
- 具体的条文も参照され大変勉強になった。
- 参考になった。
- 基本的に判断難しいので判決が役立った。最初に一時間レクチャーをしたら有益
- 具体例含め説明いただけた。
- 自社の事例と重なる点も多く参考になりました。
- 事例を交えて説明いただき理解が深まりました。
- 理解が深まりました。もう少し事例紹介があればと思いました。
- 実際の事例も聞くことができたのでわかり易かった。
- 解雇手続を詳細に説明していただき理解が進みました。
- 今まで詳細を聞いたことがないトピックだった。手続を踏むこと、流れが参考になった。
- 系統だった理解をすることができた。
- あいまいだった部分がクリアになりました。
- 会社が解雇問題に悩んでいることが分かった。

- Q.4 今後、日本の弁護士によるセミナーに期待するテーマをお聞かせください。
- 整理解雇の具体的な方法と事例、想定される問題点と対応。
 - 採用、解雇
 - 輸入、輸出。
 - 組合が設立された後の会社リスク（CBA、スト等）
 - リーガルマインドに基づく会社、事業の危機管理。
 - 定期的なセミナー
 - 裁判手続き（含、 税務裁判所）
 - 会社設立について、給与面について。
 - 会計、税務上の問題等
 - 法律の落とし穴、相違点等の事例、法律改正時のアップデート
 - 税務
 - 税務に関する裁判、BIR
 - フィリピンには資本の正義がないとも言われています。具体例についてお聞かせいただきたい。
 - 労働問題の解決方法（DOLE との関連）、UNION 問題
 - 事前のリスク対策をメインにしたレクチャー（一番の関心は解雇問題）
 - 個別分野についてのテーマ
 - フィリピンでの輸出入に関する法規制。
 - 建設・建築関連の法律知識と実態を知りたいです。
 - 整理解雇についてもお話お伺いしたいです。フィリピンへの進出企業、事業の増加に伴い、撤退も増えると思います。
 - 日系企業の事例
 - コンプライアンス（特に子会社の独立性と親会社の関与について
 - 公私に渡り多く発生したトラブルについての講演
 - ビジネスパーミット、頻出する法律用英語（単語）の意味、派遣会社とのトラブル
 - VISA 関連の改正情報を定期的に伺いたい。
 - 幅広くお願いしたい。
 - ポジション降格
 - フィリピンで会社経営を改善する方法。
 - フィリピンで贈賄行為について。
 - 給与の減額は可能か？
 - AEC を含めた、特にサービス業の外資規制の緩和検討状況
 - 賃金体系の改定、労務関連の規定の制定（日本と同様の規定の制定）

2. 弁護士の活用及び需要

Q.5 日本の弁護士がフィリピンで活動することを期待しますか？

図表2-5
日本の弁護士がフィリピンで活動することを期待しますか



Q.6 その理由をお聞かせください。

- ニュアンスが日本人同士だと通じやすい。
- 専門分野の言葉（英語）なので、理解するのに時間がかかるため
- 日本企業のフィリピン進出を促す。他国への流出を防ぐ。
- 現在日本の会計士の方から情報を得ているから、日本の弁護士からの情報がほしい。
- 結局フィリピン人弁護士に参加してもらわなければならないので。
- 自分自身の理解の確認、また日本本社への説明としてとても説得力があるように思います。
- 有意義な情報を提供してもらえるから。
- 日本語での確認が可能なため。
- 説明が論理的なので、日本の弁護士の活躍を期待する。その一方で、フィリピン法の弁護士ではないから、活躍を期待しないという気持ちもある。
- 日本語による理解。
- 基本的にはフィリピン人弁護士で足りる。
- フィリピン人弁護士だけだと、必ずしも、日系企業側のニーズを理解してもらえないため。
- やはり日本の弁護士の方が信頼できますので。。
- フィリピンでの事業拡大に伴い、法的リスクも高まっていると考えるため。
- 日本語の方がわかりやすい。
- 法律の解釈が難しい。日本からの進出を加速できる。
- 問い合わせを日本語でできることがやはり重要。
- 日本企業進出増加に合わせニーズが増加するため。
- フィリピン人弁護士の主張が一転二転することがあり、日本人からの明確な答えがほしいことがある。
- 信用できる。
- 安心する。
- 比国 Law を理解することが困難でもあり相談窓口として期待したいです。
- 現場の温度感を持つ専門家の必要性。
- 相談する際、日本人の価値観、考え方を共有できるため。

- やはり日本語だとわかりやすく、理解も早くできるため。（弁護士を活用する場合）本社へのレポートでスピード感がアップする。
- フィリピンの他国とは異なる特殊性、リスクの見方について「客観的な」意見を知りたい。
- 日本人からの意見は信頼できるので。
- 非常に優秀な方々だと思うからです。
- フィリピンの法律が難しいので、このようなチャンスがさらにほしいです。
- 東京本社からの信頼感。
- 日本語で相談に乗ってもらえる。
- 日系企業のビジネス環境の改善につながると思われる。
- 文化、言葉の壁があるので、専門家の意見を得たいケースが多くあります。
- 日系企業の進出が増加する中で、法務の問題も増加すると思われるため。
- 日本語対応
- 日系企業支援。
- 日本語での方が理解しやすいため。
- フィリピンには資本の正義がないとも言われていますので、日本の弁護士の活動を大いに期待する。
- 日本の事例との比較においての説明が期待できる。
- 日本文化と国際文化を一緒に理解できる職だと思うため。
- 信頼できる。
- 細かいニュアンスを英語で伝えるのは難しいので。
- 日系企業進出が増加する。
- 知らないことが多いため
- 日本人にとって法律用語の議論を英語でやるのは困難。

Q.7 日本の弁護士に何を期待しますか？

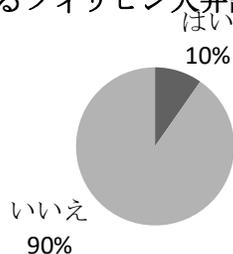
- 法律改正時、実例等の情報。
- ①フィリピン特有の法的課題をわかり易く解説、助言。 ②有事の助言。
- メール等での情報提示
- 常に最新の情報をキャッチアップして、解釈して教えていただきたい。
- 日本式経営をフィリピンで実現するためのアドバイス
- 日本人のニュアンスでの生情報
- 日本語での情報提供。
- 日系企業の味方。 フィリピンの法関係がクリアになること。
- セミナーでの情報提供。
- 言語上の解釈ミスなど出ぬようサポート
- 比国弁護士との仲介や我々への説明など、また相談。
- 労働争議等への適切なアドバイス
- 日本人の経営者、法務、人事担当者が相談しやすいことが大切なように思います。日本でのオペレーションであれば、社内の専門家で大半は解決できますが、フィリピンですと社内リソースでは難しいケースが日常的に発生している

と思います。

- 具体的な問題の紹介と現実的な解決策の紹介。
- 正確な情報の定期発信とその理解のサポート。
- 法とその運用についてのメリハリ
- 日系企業の進出傾向を見てより細かい法律まで相談できるようになってほしいと思います。
- 法改正の情報
- 人事対応に関する相談
- 本社へ説明する際のサポート（セカンドオピニオンとして）
- 頑張ってください。
- フィリピンの他国とは異なる特殊性、リスクの見方について「客観的な」意見を知りたい。
- 日本人へのサポート。
- 法改正時のアドバイス。
- 東京本社からの信頼感。
- 実務的対応（フィリピンの環境下において）
- 現地法と他国法との差異明示。
- 問い合わせを日本語でできること
- 本国の理解のための説明
- 正義の判決をフィリピンの資本の改革に役立ってください。
- 日本語での丁寧な説明
- 法律の解釈や対応が違う国でビジネスを行うにあたって、企業を防衛することを期待します。
- 国際化
- （特に法改正時）法令の解釈が、日本人駐在員で判断し辛いため、説明をしていただきたい。
- 現地法人を26年運営しているため、現地弁護士で実質的な問題はないが、日系企業の情報やセカンドオピニオンを期待する。
- セカンド・オピニオン
- 信頼性。
- 定期的な法律情報の配信。フリーの相談窓口の開設。
- 信用を期待。
- 日本語での説明。

Q.8 日本語対応可能なフィリピン法弁護士を活用したことがありますか？

図表2-8
日本語のできるフィリピン人弁護士活用経験の有無

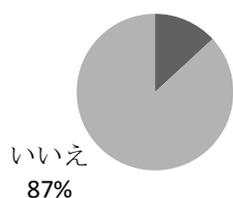


Q.9 活用した感想をお聞かせください。

- コストの問題のため活用したことがない。
- 一応解決できた。
- 日本語対応可能なフィリピン人弁護士はいない？
- 細かい点の理解に苦労した。
- 英語で十分。
- 弁護士を雇ったことがない。
- 日本語で対応可能なフィリピン人弁護士が見当たらないため活用したことがない
- 他のフィリピンの方と比べると優秀だと思います。
- 特になし。

Q.10 フィリピンで日本の弁護士を活用したことがありますか？

図表2-10
日本の弁護士活用経験



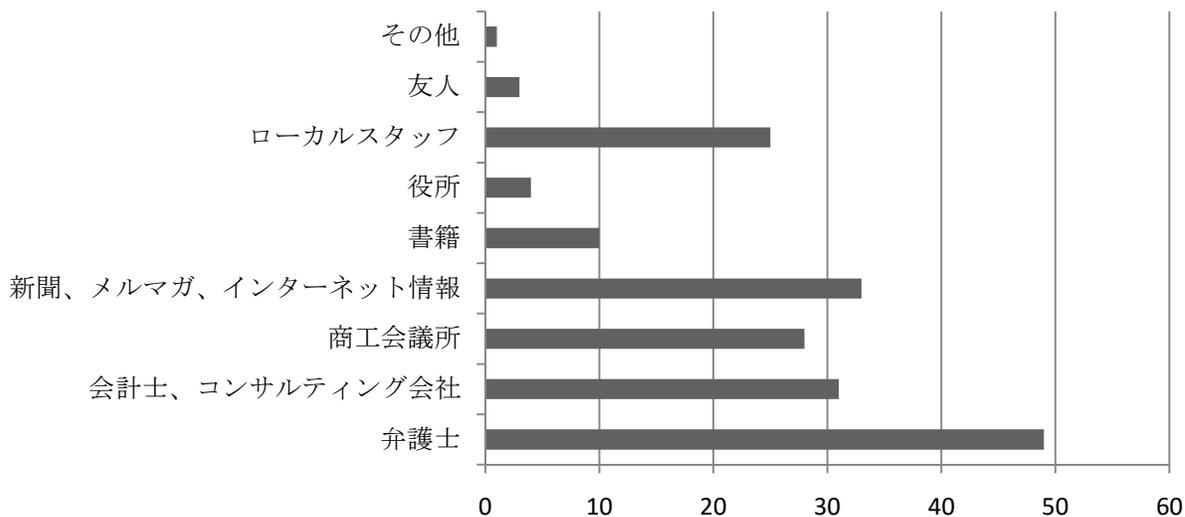
Q.11 活用した感想をお聞かせください。

- 非常に良かった。
- フィリピン人弁護士のフォローアップをしてもらえて助かります。
- フィリピンに日本の弁護士がいることを知りませんでした。
- 日本語対応が必要なお客様のご紹介。
- 信頼できます。
- 詳細に説明していただき助かりました。
- 活用したいと思う機会が無かったためこれまで活用したことがない。

3. 情報取得

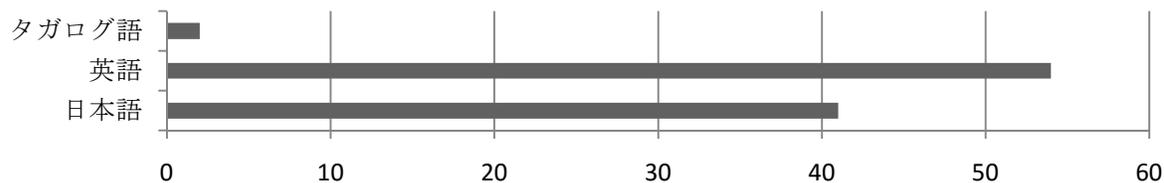
Q.12 フィリピンの法律・判例に関する情報はどこから取得しますか？（複数回答可）

図表2-12
法律・判例の情報取得方法



Q.13 その言語を教えてください。

図表2-13
情報取得言語



Q.14 情報は取得しやすいですか？

非常に取得しにくい 13% 非常に取得しやすい 8%

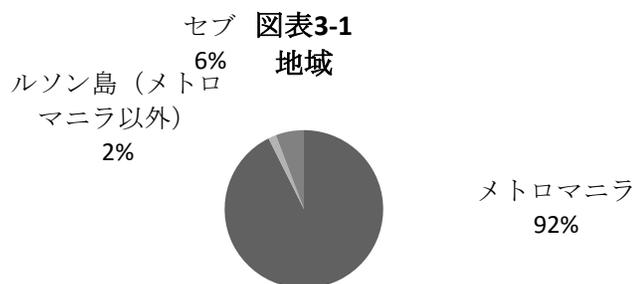
図表2-14
情報の取得しやすさ



第3 在留邦人アンケート

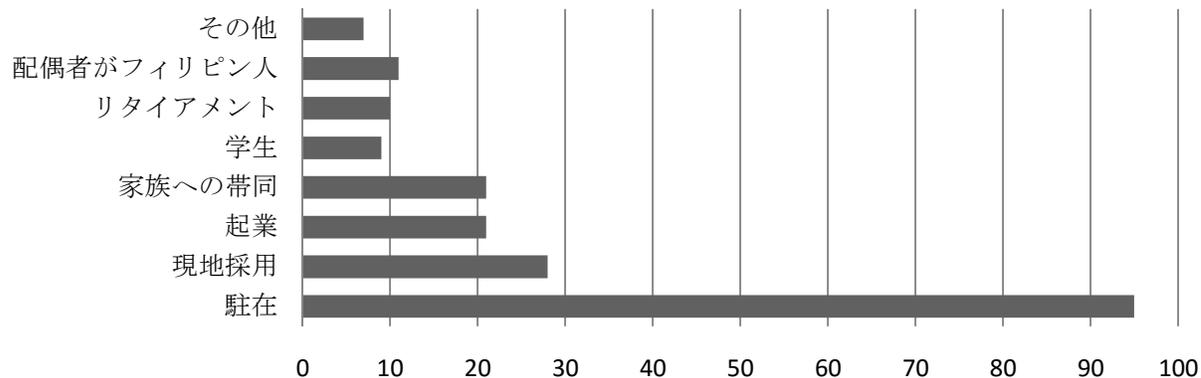
1. 回答者情報

Q.1 お住まいの地域を教えてください。



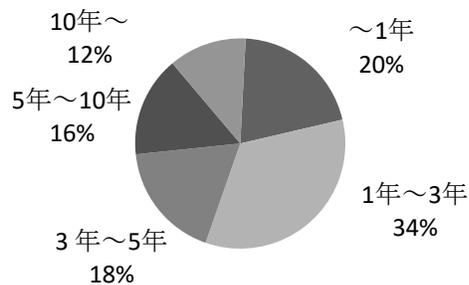
Q2. フィリピンの滞在理由を教えてください。

図表3-2
フィリピン滞在理由



Q.3 フィリピン滞在期間を教えてください。

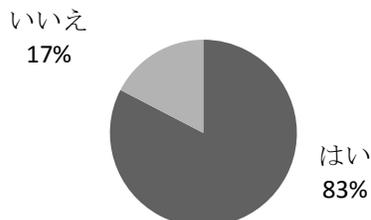
図表3-3
フィリピン滞在期間



2. 法運用の実態

Q.4 フィリピンでは法が機能していないと感じたことはありますか？

図表3-4
フィリピンでは法が機能していないと感じたことはありますか？



Q.5 法が機能していないと感じた経験を教えてください。

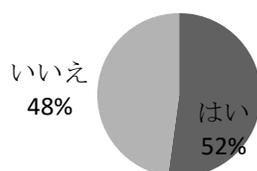
- 上司にあたる人からの口添えで無罪放免され、こんなことアリなの？と感じた。
- 機能していないでなく 日本人の認識している法がない
- 具体例は記載を控えますが、結局は人治の部分があると感じます。
- 数え上げれば切りが無いが、ベニグノ・アキノが暗殺された時、事実がうやむやにされた。政治家や実力者などにコネがあれば、罪を犯しても罰せられない。税関のトップの人間が私腹を肥やすために、密輸入をする。警察と犯罪者がつるんでいる。等等。
- 色んな話を聞く。例えばバスに追突されたがバス会社は何もしないで放置、ドライバーは逃亡。
- いつも全く法が機能していないと思って行動している。
- 役所の検査官からの食事の要求、交通ルールのあいまいさ 役所と業者が密着している。
- 1、交通違反はほとんどが金で解決できる。
- 2、交通事故を起こしてもルールよりも、声の大きい方が勝つ。ポリスとの関係がある方が勝つ。事故の仲裁に入ったポリスに、金を多く渡した方が勝つ。
- 3、各種申請を役所に出した場合、賄賂を渡さないと許可が下りない。但し、日本人は相手にしてもらえない（役所も警戒はしている）。
- 4、 balan gay hall の人間は、賄賂を取るためには銃による脅しや破壊も辞さない（我が身を守るためには金が必要）。
- 交通違反等の取り締まりの皆無
- 泥棒に入られて、警察署に行ったが聴取だけされ、特に家に来ることもなく、それで終わりました。
- まず、法の整備がひどい。法律書の中の誤字脱字は当たり前。目的が明確でなく、文章が不明瞭。また、毎年アップデートされず、インターネットで突然追加の法が出される。審査するオフィサーの無知による指摘も混乱をさせている。また、法を守る側の人間も法の解釈がいい加減で、ライセンスを持った者も含めて法律のいい加減さを理由に守っていない。フィリピン人には「公平」、「恥」という概念が見られないため、明らかに悪いことをしても「謝

る」ことでなかったことにし、それを咎めると逆切れする人たちと感じています。また、論理的思考、倫理的・道徳的な行動がとれない、教育の低い人たちと感じています。そのためすべてを解決するのは法ではなくお金だけとなっているように感じます。

- 賄賂で事が進むことがある。交通ルールが守られる事が少ない現状
- 法は整備されていても、実際に行われていない事が多々ある

Q.6 賄賂を求められたことはありますか？

図表3-6
賄賂を求められたことはありますか？

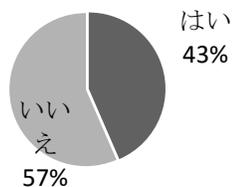


Q.7 賄賂を求められた状況を教えてください。

- 裁判所に持ち込まない代償として●●ペソを払え！と言われた。
- 運転手が交通違反を起こし免許書を取り上げられるという状況になり、運転手から金を払えば、その場で解決できるということで、金の支払いをせがまれた(500 ペソ)。
- 自分で車を運転していて、交通違反をした時。
- 賄賂といえるかどうか分かりませんが マニラ空港にて空港職員に声をかけられて、Terminal Fee PHP550 を払うカウンタまで連れて行ってくれたのですが、その際にチップを要求されました。その際、周囲にいた空港職員2名も寄ってきて、最終的に3人に対して合計 PHP200 を支払いました。
- 役所申請 交通違反
- 交差点で右に回ることが少し遅れ中央部を通行したら、ポリスから1,000ペソ要求された。
- 運転していた車で、直進してはならない交差点で直進した。
- 車で移動時に、一方通行の道を逆走し、交通誘導員？に止められた。罰金よりも小額を渡せば免罰すると言われドライバーが支払いをおこなった。
- 交通違反時 役所への各種申請時
- 空港内の手荷物検査での小銭の強要一渡していない

Q.8 賄賂を支払ったことはありますか？

図表3-8
賄賂を支払ったことはありますか？



3. 法律問題の実態

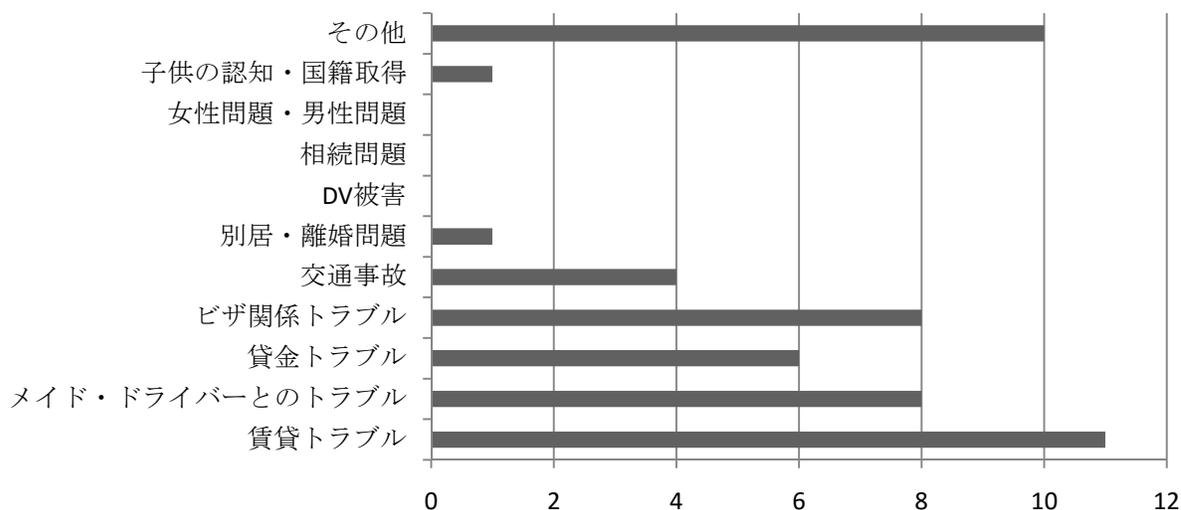
Q.9 フィリピンでプライベートで法律トラブルに巻き込まれたことはありますか？

図表3-9
フィリピンでプライベートで法律トラブルに
巻き込まれたことはありますか？



Q.10 どんな法律トラブルを経験しましたか？（複数回答可）

図表3-10
どんな法律トラブルを経験しましたか（複数回答可）



Q.11 トラブルの内容を詳しく教えてください。

- ぼったくり
- まだ生じていませんが、メイドやドライバーの解雇の時に訴えられるという

話を聞いたことがあるので心配です

- 前ビジネスパートナーからの会社乗っ取り
- 自家用ドライバーが車の修理代として何度も請求してきた。何度か払ったが、繰り返し壊れるので怪しいと思いドライバーを変えたら故障しなくなったので、多分騙されていたんだと思う。
- 賃貸契約開始の際、バーバルで合意後の突然の一方的な破棄
- 6ヶ月経つが未だビザが発行されていない
- 更新に予想外の時間がかかり国外にでられなくなった
- 貸した金が返ってこなかった（7万ペソ）。本人が死んでしまったので仕方がない。
- デポジットが返ってこない
- スタッフを退職させる際の条件等
- 家庭内の現金の紛失ーメイドが窃盗の可能性ーメイドの解雇 トライスクルと自家用車の接触ー非常にマイナーでその場で解決
- 労使間問題
- 前雇用主への陰口
- 試用期間後の、契約的なトラブル。解雇しにくい。悪いこと働いても、仲間を作るため、解雇を言い渡すのに危険を感じる。
- フィリピンで結婚して 34 年間。同居したのは最初の約 10 年で残りの約 24 年は別居していたフィリピン人妻が、別居中有る事無い事を言って、マラカニ안의政治家、軍隊、赤十字、警察、弁護士等に頼み、私から金銭を奪おうとした。幸い友達の弁護士が助けてくれた為、被害は最小限に抑えられた。今年に入り、その友人の弁護士の助言でフィリピン人妻と日本で離婚が成立。その後フィリピンでも離婚が成立し、26 年間同居していた現在のフィリピン人妻とフィリピン・日本で正式に婚姻が成立した。友人なので弁護士費用が掛からずに済んだ。
- トラブルまではいいませんが、メイドさんとの個人契約に SSS と交通費は給与に含む、と記載していない=口頭のみなので、退職時に請求されないか心配。
- 契約したコンドが台風で漏水となり、調べてみると以前も漏水があったようだが、事前に伝えることなく（重要事項説明皆無）、オーナーともめた。そのほか、下水があふれるなどの被害もあり、話し合いは、契約書に基づき、未使用の家賃の返済と速やかな退去の時期の話し合いの予定だったが、非論理的な施主の言い分に、埒があかず、現地知人を通じて弁護士に間に入ってもらった。
- スクラップ業者とのトラブル
- コンドミニウム購入にあたって、モデルルームとの差が大きかった。モデルルームでは、バス付だったのに、実際はバスタブ無のシャワーであったし、間取りも変更された。材料（壁・床）もダウングレード。しかし、弁護士には相談せずに泣き寝入りした。

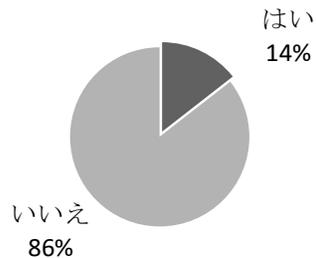
社会保障関連

- 社員解雇
 - トラブルには至ってないが、パートナーとの子供を認知するための手続きについて、色々調べた。
 - 車のリヤホイールにトライシクルが接しリヤ-ホイールがパンクした。ポリスは2000ペソトライシクルに渡せと言ってきた。
 - 会社でのハラスメントによる訴訟問題
 - **ACR I-Card**の受け取りの時に、不当に金銭の支払いを要求された。
 - メイドとは休日の扱い。こちらは **Non Working Holiday** 等何種類かに分かれているのでその点について理解違いがあったため。賃貸マンションのエアコン、冷蔵庫の故障について、**Owner**の対応が悪くもめた。
 - 契約書の見直し等
 - ①仕事上の金銭のやりとり、未払い。口頭での約束を破棄された。②仕事上のトラブル。ローカルスタッフと業務上の対応で揉め、入管にレポートして国外退去に追い込むと脅された。③賃貸仲介した手数料の分配でブローカーともめた。
- メイドさんとの雇用契約
- 労働法、雇用や解雇、賃金に関する問題
 - 永住したい。
 - ビザがなかなか取れなくて違法滞在の状態にある

Q.12 フィリピンで、自身又は家族が犯罪に巻き込まれたことはありますか？

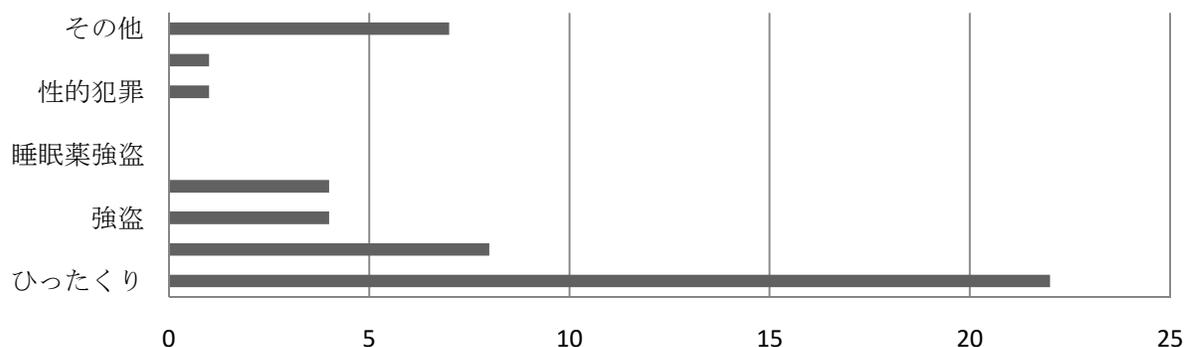
図表3-12

フィリピンで、自身又は家族が犯罪に巻き込まれたことはありますか？



Q.13 巻き込まれた犯罪を教えてください。

図表3-13
巻き込まれた犯罪を教えてください



Q.14 詳しい犯罪の内容を教えてください。

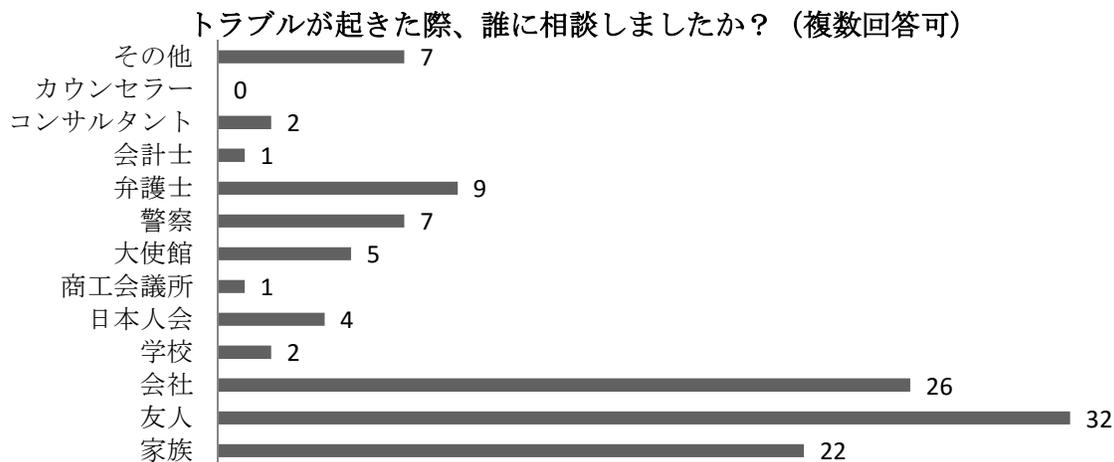
- バッグを丸ごと盗られた
- 置き引き
- 主人の財布がすられた
- 現在のフィリピン人妻が12年位前に、昼間セブのカルボンマーケットと言う市場で買い物をしていたところ、持っていたポーチを引手繰られそうになり抵抗すると刃物を持ち出した。それでも抵抗していると、別の仲間がピストルを目の前に突き付けて来た。妻は声も出せずポーチを手放す。被害は携帯電話と、現金500ペソ位で済んだ。この市場は引ったくりが多く危険な場所なので、妻は大金を持ち歩かなかったが、取られた携帯電話が新品だった為に抵抗してしまった。
- ナイフを突きつけられて強盗にあった。
- 身内がショッピングモールでスリ未遂にあいました。子供2人と手をつないで歩いていたら、ウェストポーチに手が伸びているのに気付き、慌てて払いのけたそうです
- 乗っ取りおよび資産の未返済
- 自身ではありませんが、スタッフの父親が拉致誘拐されて殺害される寸前までいきました。
- 置き引き、タクシードライバーに携帯を取られた。
- 泥棒に入られました。1回
- 殺害予告を受けた。多分、解雇した元従業員の仕業だと思う。
- 長女去年18歳のとき、帰宅途中のジープニーから降りてすぐ、バイクに乗った犯人に携帯電話とタブレットを取られた。次女去年13歳のときジープニーに乗っていてバックパックから携帯電話を取られた。私自身が1993年ごろ車中のかばんに入れておいた50万円を取られた。
- ジープで携帯をすられた。モールでタブレットをすられた。

- パソコンを盗まれた
- ①大みそかのカウントダウンイベントに参加中、人ごみの中で前ポケットに入れていたケータイを盗られていた。気づかなかった。また、盗ったケータイから犯人が、僕を偽り電話帳の友人らに **Pass-A-Load**（ロードの送金）をお願いしていた。②モールで出会った女子二人に後日ホームパーティに誘われて複数人で一軒の家に宿泊したが、翌朝気づいたら、寝ている間に手荷物を物色された形跡、現金数万ペソがなくなっていることに気付いた。
- レストランで食事中に鞆を置き引きされた
- ジョリビーで鞆を置き引きにあった。
- ショッピングモールでスリの集団と思われるグループに囲まれ財布を取られた。
- 人に金を貸したら返ってこない。
- レストランにてスリ被害 携帯財布を盗まれた。
- ショッピングモールでショルダーバッグより財布の抜き取り。
- 携帯電話のスリ
- 空き巣
- ガードマンによる不当な拘束

4. フィリピン法弁護士活用の実態

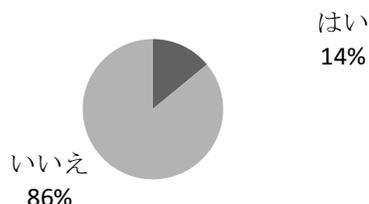
Q.15 トラブルが起きた際、誰に相談しましたか？（複数回答可）

図表3-15



Q.16 個人的な問題について、フィリピン法弁護士に相談したことがありますか？

図表3-16
個人的な問題のフィリピン法弁護士への相談経験

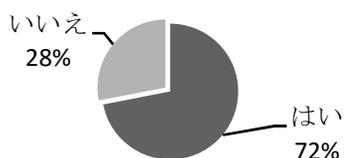


Q.17 相談内容を教えてください。

- 前フィリピン人妻との離婚と、新しいフィリピン妻との結婚について。
- 上記メイドさんとの個人契約、退職金等について
- 子どもの二重国籍、パスポート
- ビザ
- 賃貸の件
- 結婚の際のビザ取得手続きについて
- Visa 関係
- 従業員の解雇関連
- 離婚問題
- 会社設立時の書類関係のチェック
- 先述のコンドの件です。弁護士の方と相談後弁護士の方が電話 1 本を入れただけで、オーナーの態度が変わり、こちらの要求すべてを飲み込むことで解決できました。
- 云えません
- Visa 等、スタッフ採用等について
- メイドさんとの雇用契約

Q.18 フィリピン法弁護士に相談して満足な結果を得られましたか？

図表3-18
フィリピン人弁護士に相談して満足な結果を得られましたか？



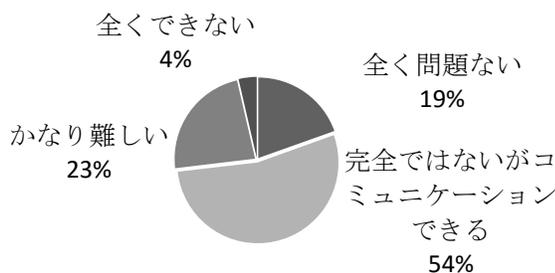
Q.19 相談した感想を教えてください。

- 頼りにならないことや真剣に対応してくれない。
- しっかりしたプロだったと思うが、日本人の弁護士に相談した経験がないので比較はできない。

- 日本の尺度で計ったら満足いかないが、文化が違うので働き方も違う。外国にいてその国の人のやり方に文句を言うのは気が引ける。
- 期待していた返答が得られた。
- とくに問題無し
- 対応が遅い
- いい加減
- 無し
- 親切な説明あり
- 穏やかな紳士で、親身になってくれました。
- どの弁護士に聞いても色々な回答
- 有意義であった。
- 会社の顧問弁護士（フィリピン人の同僚・友人）に相談したが、費用等を請求され、呆れてやめた。
- 言っていることが二転三転したり、手続きが時間かかりスムーズでない。解決までほど遠い。都度、請求されるが妥当な額面かどうかよくわからない。不信感を得ざるを得ない。
- 現実的な解決方法をしっている
- 弁護士による。

Q.20 万が一問題が起きたとき、弁護士と英語でコミュニケーションできますか？

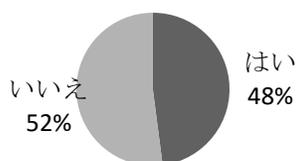
図表3-20
英語での弁護士とのコミュニケーション



5. 日本の弁護士の活用状況及び需要

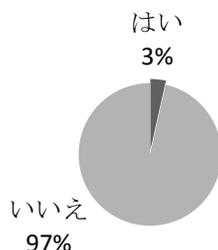
Q.21 フィリピンで活動する日本の弁護士を知っていますか？

図表3-21
日本の弁護士を知っていますか



Q.22 個人的な問題について、日本の弁護士に相談したことがありますか？

図表3-22
個人的な問題について、日本人弁護士に相談したことがありますか？

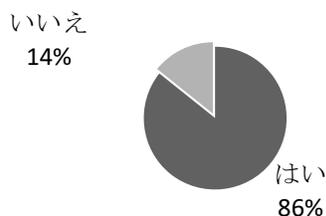


Q.23 相談内容を教えてください。

- 以前大使館の方に日本人の弁護士の方のリストをある件で紹介いただいたことがありますが、その際フィリピン人を相手に追い詰めると、仕返しなど何をされるかわからないので、やめたほうがよいというアドバイスをいただき、あきらめたことがあります。
- 金銭問題
- メイドさんとの雇用契約
- 友人の相続問題
- 不動産関連

Q.24 日本の弁護士に相談して満足な結果を得られましたか？

図表3-24
日本人弁護士に相談して満足な結果を得られましたか？

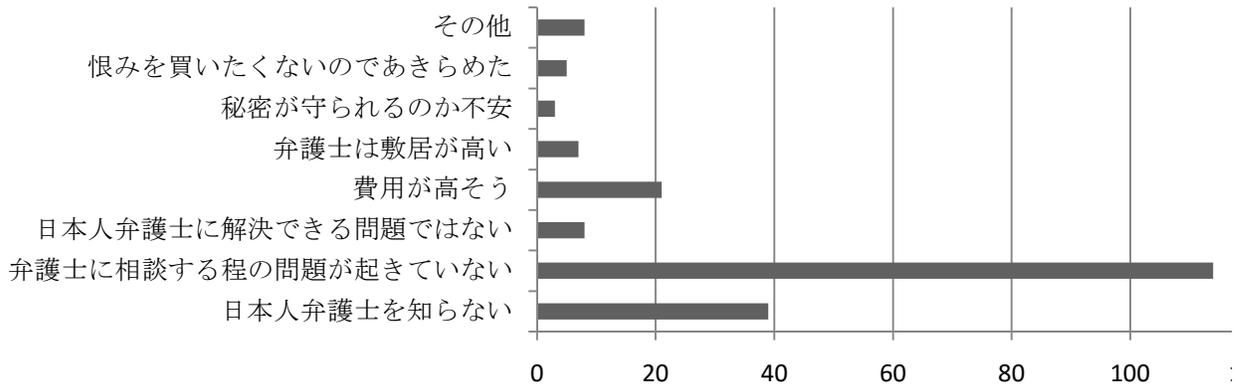


Q.25 感想を教えてください。

- 圧倒的に信用できる。回答がしっかりしている
- アドバイスにより方向性が明確になり安心する事が出来た。
- 無し
- 明確な返答が得られなかった
- 日本側の法律が適用されないようで、具体的な進展はなかった。

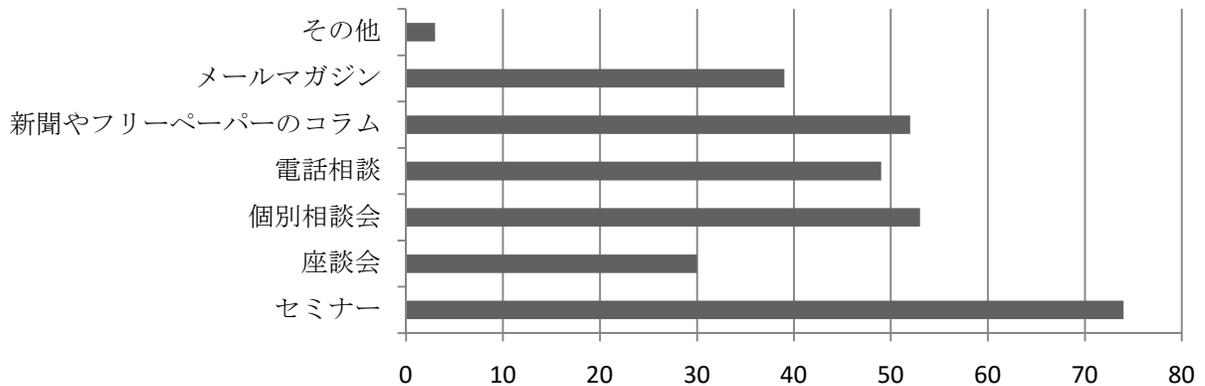
Q.26 日本の弁護士に相談したことが無い理由を教えてください。（複数回答可）

図表3-26
日本人弁護士に相談したことがない理由（複数回答可）



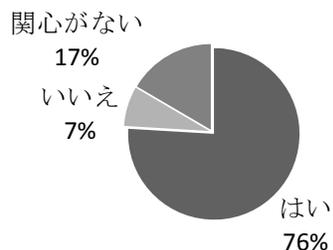
Q.27 あったらよいと思う日本の弁護士によるサポートを教えてください。（複数回答可）

図表3-27
あったらよいと思う日本人弁護士によるサポート（複数回答可）



Q.28 フィリピンで活動する日本の弁護士の増加を期待しますか？

図表2-28
フィリピンの日本人弁護士の増加を期待しますか？



Q.28 フィリピンにおける日本の弁護士の需要に関する意見をお聞かせください。

- 日常生活で法律問題は特に関係がないので、日本人弁護士と言われてもあまりピンときません。
- フィリピン人弁護士に相談する場合の問題は英語でのコミュニケーションとなると思われるので、ある程度法律用語に通じている通訳がいれば、日本人弁護士に頼る必要はないのではないかと。フィリピンの法律に知悉していなければ、日本の弁護士資格があってもあまり意味がないように思われる。
- 日本語対応が有難く深く納得が出来るため。 フィリピン人弁護士との差は業務上フィリピンの弁護士にお願いする事が多いのですが、その対応が本当に問題ないのかなど不安に感じる事がある。適当（短絡的）に処理されていると感じる時がある。など不満要素が多いため。
- 会社立ち上げをやっていて、英語が苦手なので苦労している。日本語でのサポートがあったら楽だろうと思う。
- フィリピンで生活して思うのは、情報を得るのが難しいということです。英語の問題もありますが、インターネットで情報を検索するのが、日本で行うよりも格段に難しいように思います。買い物でも、コンドミニアムでも、フィリピン人に何かを聞くと人によって答える内容がまちまちで、何を信じていいのかわかりません。だから、法律問題が起きたときに、たぶん日本だったらまずは自分でインターネットで調べると思いますが、フィリピンではインターネットで情報を得るのも難しく、どうしたらいいかわからずに困ると思います。弁護士じゃない方たちが情報を提供しているサイトもありますが、本当に信頼できる情報なのか、怪しいなと思って試しています。ですから、きちんと資格をもった、法律の専門家が、フィリピンのことについて情報発信してくれたり、いざという時に助けてくれたらいいなと思います。
- 今のところ大きな法的問題がないので、需要はわからない。ただ話では色々聞くので相談できる日本人がいたらとても助かると思う。
- 日本人弁護士を知らないといのもそうだが、問題が起きたらまずは友人や家族に相談すると思う。弁護士に相談するのはよっぽどのことだと思う。
- 当局の規制についての日本語での解説(特に日本制度との違い)を期待。
- 日本人弁護士はいいと思うけど、高そう。それであればローカル弁護士に日本語の出来るスタッフを連れて行く、という選択肢を選んでしまう人も多いのでは。岡崎さんのように敏腕辣腕で期待できる弁護士さんでいらっしやればお頼みしますが。
- 事件の被害が起きた後で弁護士に何が出来るのか。
- フィリピン人とのトラブルが起きたとき、フィリピン人弁護士では無条件にフィリピン人の味方をしたり、フィリピン人同士で結託する恐れが大きいので相談できない。日本人弁護士が日本語で対応してくれれば、コミュニケーションの問題も無く、安心して相談できるので、相談できる日本人弁護士がもっと増

えてほしいと思っている。

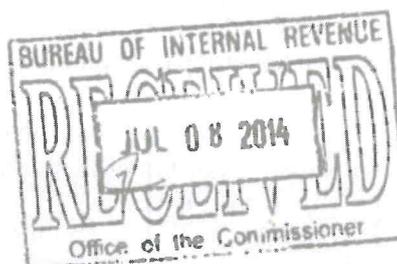
- 名ばかりの法治国家でのフィリピンでは日本人をはじめとする外国人が多く居住しているため、特に法を守ろうとしている人たちのためには必要と思いません。ただ、「日本では…」で、終わってしまうような弁護士は不要と思いません。現状では、日本人の弁護士は現地のいい加減な法規のみに頼らざるを得なく、需要はあっても機能するかどうかが疑問です。できれば現地の弁護士とタッグを組んで問題に取り組んでいただければ、心強いと思います。恨みなどは現地の慣習を無視することはできないと思うので。
- 正直なところ、特にビジネス支援の弁護士さんには、どの程度真摯にやってただけなのか疑問があります。
- セカンドオピニオンのサービスを期待する
- 法治が緩い印象がある一方で、簡単に身柄を拘束される、警察は信用できないなど、頼れる弁護士は必要。
- 比在留邦人や企業が増えており、連れてトラブルも増加をたどると思われる。比の法律が複雑なこともあり、弁護士の需要は増加すると思う。日本国内では弁護士1人当たりの扱う件数は減っていることもあり、海外、とりわけ東南アジアに出て行って仕事をする時代も近い将来くるだろう。
- 個人の問題はさほどないが、日系企業にとってはビジネス上の問題で需要があると思う。
- 言葉ができないので、いざという時に助けてほしいという気持ちはある。でも、今は特に困っていない。
- フィリピンの裏面を知らないで、弁護士ができるのでしょうか？ 2、所詮金でどうにでも転ぶ人たちに正義が通じるのでしょうか？ 3、プライドが非常に高い人たちに、正当な言論を持ってしてプライドを傷つけた場合、命に及ぶ危険性が生じますが、弁護士としてどう命を守れるのでしょうか？ 4、フィリピンで弁護士が活動するためには、自警団（ボディガード）が必要だと思います。
- ドライバー、メイドの契約などで問題が起きた場合、気軽に相談できると良い。
- 友人ファミリーが、3年ほど個人で雇っていたドライバーさんと SSS 問題で調停へもつれ込んだ。会社の弁護士を通じてやりとりしたそうです。世帯数も増えているので、需要も増えているのではないのでしょうか。
- もともと弁護士に相談するという発想もなかったですが、フィリピンだからあきらめてしまうという点もあります。
- 日本でやっている会社に関して、弁護士に相談したいことがあった時に、友人からフィリピンの日本人弁護士を紹介してもらってとても助かったことがある。
- フィリピンで働いて、フィリピン人を扱う難しさは身に染みんでいます。何かあって大変な時に、対応の難しいフィリピン人ではなく、言葉も文化も共有できる日本人に相談できたら負担が減っていいのではないのでしょうか。
- 今のところ、フィリピンに滞在した8年でトラブルに巻き込まれていません

- が、日本人の弁護士の方がフィリピンにもいてくれると思うと安心です。
- コンサル、アドバイザーなどという形で活動している日本人も見られるが、信用の問題がある。日本人弁護士という肩書だけですべてを鵜呑みにしないよう自分自身でフィリピンの法規制など理解し、万事に備えることもしていきたい。トラブルが様々なところで聞かれるが、泣き寝入りのケースも少なくない。ニーズは高いと思う。
 - フィリピンの法律を理解する際に、日本人弁護士から日本と比較し相違点を説明いただくと、理解しやすいと思います。
 - 現在のフィリピンにおける日本人弁護士の人数が多いのか少ないのか分かりません。フィリピンで自分自身が未だトラブルに巻き込まれていないので、相談等のアクションの必要はありませんが、日本人が巻き込まれた事例は多々あると思います。過去に日本人が巻き込まれたトラブルはどういうものがあって、例えば裁判でどのような判決が出て、仮に日本人が敗訴したとしたら、その原因は何と推測され、どういう対応を取るべきだったか等のアドバイスのものをセミナー、座談会、コラムやメルマガで戴ければ、同様のトラブルに対しての注意喚起になるのではないかと思います。
 - フィリピンの法律に精通し、日本語で相談できるのであればありがたいだろうが、費用を考えると、実際に依頼するかどうかは微妙なところ
 - 今は元気だからいいが、もっと年を取った時に、事務手続きとか自分の世話をしてくれる、信頼できる人がいるといいと思う。
 - 英語で表現しにくい問題を日本語で相談し、解決できれば嬉しい。
 - 合弁先のフィリピン企業の意見やフィリピン人弁護士の見解に理解できない場合、セカンドオピニオンとしての役割を日本人弁護士にお願いする機会は今後あるのではないかと考えます。
 - 会社運営における法律相談
 - 日本語でしっかり話せるので間違いが起きにくいことは良いことです。
 - 信用出来るフィリピン人弁護士を紹介してくれ、通訳兼アシスタントととして日本人弁護士が必要なのかなと思う。
 - 法律用語などは英語の知識なく、調べるのが大変、日本語でフィリピンの法律を理解したうえで英語で対処することは重要と考えます。
 - 一般的な事しか知識のない日本人弁護士の方がほとんどなので、今後も特に日本人弁護士という事には関心がありません。
 - 弁護士を使ったことがないし、どんな時に何を依頼したらいいのかもよくわからない。だから、日本人弁護士の増加について期待することも特にない。
 - 買収、合併、合弁など複雑なビジネス契約の際には必要となる可能性あり。
(日本サイドへの説明など)
 - フィリピン文化、慣習を熟知したうえで権力に屈しない弁護士が要望される。
 - 法律や常識について、日本とフィリピンでの大きな違いがあるので、そうした違いについてのセミナー等があればよいと思います。
 - 設立したばかりの会社なので、会社法や基礎的な労働法など気軽に相談できる窓口があったらいいなと思います。また日本人を通してフィリピン人弁護士を

紹介いただけると助かります。

- 実務事例を知っている人、経営者視点の人がいたら面白いかも。
- 弁護の外国規制の緩和を期待する。
- 個人の問題ではなく、従業員の労務問題、出入り業者との契約上のトラブル
- やはり、日本語で話せると意志疎通がしやすく、誤解も生じにくいいため、日本人弁護士の需要があると思います。
- フィリピンは米国文化を継承しており 日系進出企業が想像する以上に 社員からの訴訟問題が頻繁に起きているかと。社員からの訴訟に対する予防、対抗策を 具体的事例を基にセミナーを開くだけでなく、実際に起きた事案に対して経営側から対抗策を練ってもらえるといいです。フィリピン人弁護士が示談金 XXX 円といっても怪しいですし。
- 事柄にもよるが、何か起きたときには、弁護士に相談すると思う。自分は英語には特に問題はないが、それでも心情的に、日本人の弁護士に話を聞いてもらいたいという気持ちはある。
- 英語に抵抗があるので。。
- 日本人弁護士がいれば、何か事が起きたとき言葉の問題なく相談できると思います。言葉の問題が壁になって、相談できない人がたくさんいるはずです。
- 新規進出企業と 昔から土着している日本人社会との問題が多くある為に、新規進出企業が泣き寝入りしないでもいいような環境整備は必要です。
- 在留邦人が増えるにつれ、犯罪などに巻き込まれる人が増えるでしょう。その時にフィリピンの法律に詳しい日本人弁護士が居れば非常に助かります。そうなるとその日本人弁護士が後ろに付いているのが、相手方に分かると、恨まれて事件に繋がる懸念有り。
- フィリピンの文化、慣習、政治・経済の裏面にも精通できるならば存在価値はあるのではないかと考えます。
- 日本人弁護士を知っていたとしても、ぼったくりにあったときに、日本人弁護士に相談したかどうかは分からない。でも、留学生等お金のない人が気軽に利用できる制度があればいいと思う。
- フィリピンの法律に沿ったアドバイスがほしい。
- 現時点ではフィリピン人弁護士を多数知っているなので問題はありません。が、通常の方が最初に赴任される際には日本人弁護士が頼りになると思いますので、活躍を期待します。
- 異国の地で暮らす日本人のニーズを汲み取り引き出すのも初期の大きな仕事になるのでしょうかね。頑張ってください。
- 弁護士に相談して、ひったくられたものが返ってくるとは思えない。

EMBASSY OF JAPAN

THE JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE
AND INDUSTRY OF THE PHILIPPINES, INC.Honorable Kim S. Jacinto-Henares
Commissioner of Internal Revenue

7 July 2014

Dear Commissioner,

This refers to the recently issued Revenue Memorandum Circular (RMC) No. 54-2014 relative to the processing of applications for Value-Added Tax (VAT) refund/credit under Section 112 of the National Internal Revenue Code (the "Tax Code").

As you are aware, Japanese-owned companies and taxpayers have been requesting the refund of their excess input VAT credits to which they are entitled to under the Tax Code. However, the process of granting the refund has dragged on for years and many applications are still pending.

While the RMC No. 54-2014 dated June 11, 2014, made public on June 23, 2014, clarifies the standard procedure in the processing of these refunds, the RMC in effect deprives taxpayers of their right to the refund without due procedure. We noted that the determination of whether the taxpayer submitted the complete supporting documents rests in the exclusive judgment of the BIR. Taxpayers do not have the opportunity to submit additional documents or refute the BIR's allegations that the documents are incomplete.

In particular, the retroactive implementation of the RMC to pending administrative VAT claims will prejudice the rights of taxpayers. Pursuant to Section 112(C) of the Tax Code, Japanese-owned companies had been communicating with the BIR under the basic principle of exhaustion of administrative remedies. They have not appealed to the Court of Tax Appeals because of continued communication with the BIR. An administrative circular, such as this RMC, cannot violate the Tax Code and categorically deny further recourse to the courts.

As the Philippine Supreme Court said, "if the State expects its taxpayers to observe fairness and honesty in paying their taxes, it must hold itself against the same standard".¹ All that we ask, on behalf of the Japanese-owned companies, is that the BIR fairly deal with its taxpayers by respecting its previously issued policies.

¹ Commissioner of Internal Revenue v. Fortune Tobacco Corporation, G.R. Nos. 167274-75, July 21, 2008

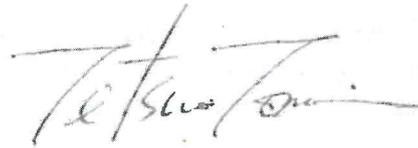
Finally, denying the efforts made by the Embassy of Japan, the Japanese business communities and the BIR to amicably resolve pending VAT refund claims and placing an intolerable burden on honest and patient taxpayers will seriously jeopardize the reputation of the Philippine business environment's transparency, predictability and consistency.

In this context, we sincerely hope that what is raised here merits your favorable and swift reconsideration for a just resolution of the foregoing issue.

Yours sincerely,



Toshinao Urabe
Ambassador of Japan



Tetsuo Tomino
President
Japanese Chamber of Commerce &
Industry of the Philippines, Inc. (JCCIPI)

CC:

Hon. Cesar V. Purisima, Secretary of Department of Finance

Hon. Gregory L. Domingo, Secretary of Department of Trade and Industry

フィリピンにおける安全対策

平成27年2月
在フィリピン日本国大使館

目 次

はじめに	1
I フィリピンの犯罪特徴とその防犯	
1 フィリピンにおける犯罪の特徴	2
2 フィリピンにおける特徴的な犯罪の形態と日本人の被害	2
II 基本的な安全・防犯対策	
1 犯罪に対する基本的心構え	8
2 住居における安全対策	10
3 カーナッピング(自動車盗難)対策	12
4 ニノイ・アキノ(マニラ)国際空港(NAIA)利用時の注意点	13
5 夜間到着便を対象とする安全対策	16
6 交通事故対策	17
III テロ・誘拐対策	
1 テロ対策	20
2 誘拐対策	21
IV 企業における安全対策	
1 恐喝	24
2 威力, 偽計を用いた脅迫・強要	25
V 大規模事件, 大規模視線災害等の緊急事態発生に備えた心得	
1 はじめに	27
2 平素の心構え	28
連絡体制の整備	28
緊急時避難と留意事項	30
緊急事態に備えてのチェックリスト	31
3 緊急時の行動	32
VI 緊急時の連絡先	
1 全国共通	34
2 マニラ首都圏	34
3 セブ	35
4 ダバオ	36
おわりに	36

はじめに

海外に滞在する日本人にとっての関心事項は、「医療」「子女教育」「安全」と言われていますが、フィリピンにおいても例外ではなく、その中でも、「安全」の確保が最大の関心事ではないかと思えます。

在フィリピン日本国大使館には、旅行者に限らず、在留している方からも、毎年、強盗、窃盗（スリ、置き引き）、詐欺等の被害や様々なトラブルに遭ったとの報告が寄せられています。

こうした事実をもって、フィリピンの治安が悪化している、日本人を標的にした犯罪が増加しているとは断定できませんが、大使館で把握した邦人に関する犯罪被害を検証してみますと、古典的な手口と言えるものもあれば、当地において犯罪に遭わないための基本的な心がけ（危険な場所や時間帯を避ける等）を守っていたり、あるいは適切な犯罪防止対策を事前に講じていれば、多くの被害に遭わずにすんだのではないかとと思われるケースが多いように見受けられます。

また、2015年1月には、シリアにおいてISILと見られる犯行グループによる邦人拘束事件が発生し、邦人2名と見られる方の殺害映像がウェブ上に掲載され、同グループは、日本人をテロ等の標的にすることも明言しています。改めて、日本人がこれらテロ組織の標的になっていることを認識し、日頃から危機管理対策を講じておく必要があります。

したがって、フィリピンの犯罪の特徴等を認識していただき、日常生活において適切な防犯対策を講じることにより、犯罪被害を未然に回避・予防することが大切です。特に、犯罪のプロ集団等に一旦狙われてしまうと、その犯罪被害を防ぐことは非常に難しくなることから、各種予防対策を講じることが非常に重要になってきます。

このため、当地で日本人が巻き込まれた犯罪被害例を参考として、犯罪に遭わないために留意すべき基本的な諸点を取りまとめてみました。

フィリピンに在住されている皆様にとり、目新しいものではないかも知れませんが、皆様それぞれが安全に留意して滞在されていることと思えますが、皆様の安全対策を見直す上で本資料が少しでもお役に立てて頂ければ幸いです。

I フィリピンの犯罪特徴とその防犯

1 フィリピンにおける犯罪の特徴

(1) フィリピン国家警察 (Philippine National Police/PNP) によれば、フィリピン全土には密造銃、登録していない或いは更新をしていない違法拳銃等は110万丁以上出回っており、犯罪に用いられていることや、一般市民でも、警察へ銃の登録・許可を得ることにより、合法的に銃の所持・携行が認められるため、些細なことで恐喝、強請（ゆすり）、誘拐、殺人等の犯罪を生みやすい社会土壤があることを認識しておくことが非常に大切です。

(2) フィリピンで発生する犯罪の特徴は次のように大別できると考えられますが、日本で発生している同種犯罪と比較して、犯罪の種類にかかわらず、生死にかかわる事態に発展する危険性が常にあることを理解しておく必要があります。

- ア 凶器（特に銃器、刃物等）を用いた犯行
- イ 偶然（行きずり）というよりもターゲットを絞った犯行
- ウ フィリピン人との何らかのトラブル（人的／怨恨、商売等）に起因した犯行
- エ 単独犯というよりも組織的な犯行
- オ 外国人コミュニティにおける自国民による自国民に対する犯罪（恐喝、強請等）

2 フィリピンにおける特徴的な犯罪の形態と日本人の被害

フィリピン国家警察が発表した全国犯罪統計によれば、2014年（暦年）のフィリピン全土の犯罪発生件数総計は約116万件であり（対前年比約12%増）、殺人事件は約1万8千件、強盗事件は約5万3千件と、殺人事件の発生件数は日本の発生率の約20倍、強盗事件は約16倍となっています。

残念ながら、こうした事情等により、毎年犯罪被害に遭う日本人は少なくありません。このため、まずは、日本人がよく被害に主な犯罪手口や防犯対策を説明していきます。

(1) 窃盗等一般犯罪

ア マニラ首都圏では特に、デパートやショッピング・モール、公共交通機関（バス、ジブニー、トライシクル、国鉄）、高架鉄道（LRT, MRT）等を利用した際のスリ被害、ホテルやレストランでの置き引きの被害が依然として発生しており、日本人も被害に遭っており、特に、財布、スマートフォン、タブレット端末、ウエストポーチ、セカンドバッグ等の窃盗被害が目立ちます。

イ マニラ市やセブ市の繁華街で、急に子供たちに取り囲まれ、小銭等をせがまれて、気を奪われている隙にバッグやウエストポーチの中から財布を抜き取られるケースが報告されています。子供たちは、比較的高齢の外国人を対象に犯行に及んでいるよう

です。一方、こうした子供たちを追い払ってくれたフィリピン人と懇意になったものの、最終的には睡眠薬強盗の被害に遭ったとの報告も寄せられていますので、くれぐれも最後まで気を許すことのないよう注意が必要です。

★ 窃盗の主な対策

- 外出時には、多額の現金、パスポート等の貴重品を持ち歩かない。
- やむを得ず貴重品を携行する際には、1つのバックに入れず分散して携行する。
- 移動の際は公共交通機関（LRT、バス、ジプニー等）の利用は極力避ける。
- 外出時は周囲の人の動きを常に注意する。
- 手荷物から目を離さない。
- 人前で財布、スマートフォン等を見せない・使わない。

(2) 凶悪事件

ア 殺人

残念ながら、毎年と言ってよいほど、日本人が犠牲となる殺人事件が発生しており、フィリピンは世界の中でも日本人の殺人事件が多い国となっています。事件の背景等詳細は必ずしも明らかになっていませんが、行きずり・衝動的な犯行というよりは、フィリピン（人）と何らかの接点を有しており、商売上のトラブル、怨恨等に起因するものが多いと推察されます。

また、外国人の例ですが、夜間、銃で金銭要求された際、抵抗したり、突然に逃げようとしたところ、射殺されたというケースもたびたび起きています。

★ 主な対策

- 良好な人間関係の構築に努める。
- 言葉が分からないと言って、フィリピン人に全部を任せない。
- フィリピン人のプライドの高さを理解し、過激な言動は慎む。
- 多額の現金をフィリピンに持ってこない。
- ホールドアップされた場合には、身の安全を最優先し抵抗しない。また、ズボンのポケットや鞆に手を入れない（反撃するものと誤解されます）。

イ タクシー強盗、オートバイによるひったくり

(ア) 在留邦人もよく利用するマニラ首都圏マカティ市、パサイ市、マニラ市にある商業施設・日本飲食店を含む界隈や外国人旅行者の利用も多いマニラ市エルミタ地区等の歓楽街界隈から乗車した流しのタクシー内で強盗が発生しています。車両発車後、暫くして複数の男性が乗り込んで来て犯行に及ぶケース（運転手も犯行グループの一味）や運転手が単独で犯行に及ぶケースも報告されています。

また、近年、これらの地域では、オートバイの数も増えており、オートバイによるひったくりが発生・増えており、日本人被害も増えているので、注意が必要です。

(イ) タクシー強盗については、白昼、日本人を含む外国人旅行者がニノイ・アキノ（マ

ニラ) 国際空港 (NAIA) から乗車した流し等のタクシーで、行き先 (マニラ市内ホテル) に向かう途中で運転手が突然凶器 (銃器) を持ち出し、犯行に及ぶ事件も依然として発生しています。

ウ 強盗

(ア) 路上強盗

日本人の被害例としては、歓楽街等を歩行中、男性2～3人組に拳銃で脅され、所持していた鞆を奪われたり、複数の少年に取り囲まれ、胸ぐらを掴まれたりして鞆を奪われる事件、多額の現金の入った鞆を持って通勤しようとして勤務先近くの路上で銃器を持った犯人に待ち伏せされ、鞆を奪われる事件が発生しています。また、乗り合わせたジプニーが拳銃を持った複数の強盗に襲われたなどの事件もあります。

(イ) 睡眠薬強盗

①男女比では男性の被害が多いものの、性別に関係なく、睡眠薬強盗事件に巻き込まれたとの日本人被害報告は、ほぼ毎月のように大使館に寄せられています。旅行者が狙われるケースが多い一方、過去には在留外国人が被害に遭い、死亡する事件も発生していますので、在留している皆様も注意するようにしてください。

②おおよその手口は次のとおりです。

- a 老若男女のフィリピン人が単独、カップルあるいは家族連れを装って、デパート、ショッピング・モール、繁華街、公園、船着き場、観光名所等において、単独あるいは少人数 (2～3人) の日本人旅行者に親切そうに近付き、言葉巧みに観光案内を持ちかけたり、親族が日本にいる (或いは日本に興味がある) ので日本の話を聞かせて欲しいと話しかける。
- b 頃合いを見計らってレストランや自宅等に案内し、睡眠薬を混入させた食べ物・飲み物を勧める。また、1日～数日行動を共にし、信用させた頃に犯行に及んだ事例も報告されています。
- c 昏睡させた後、所持金品を盗み取る。また、更には盗んだキャッシュカード、クレジットカードを使って現金が引き落とす場合がある。

★ 強盗の主な対策

- 夜間の不用意な外出は避け、外出する際は複数名で行動する。
- 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- 見知らぬ人に声をかけられても絶対について行かない。
- 公共交通機関 (LRT, バス, ジプニー等) の利用は避ける。
- 流しのタクシーは絶対利用せず、店、ホテル等に呼んでもらう。
- タクシーを利用する際は、極力複数名で利用し、必ず助手席に座る。
- 相手から出された飲み物は不用意に飲まない。

エ 強姦

2014年（暦年）フィリピン全国犯罪統計によれば、フィリピン全土で、10,294件の強姦事件が発生し対前年比40%増となっています。強姦事件は年々増加傾向にある他、強姦発生は日本の発生率の7倍以上であり、日頃の行動等に慎重かつ細心の注意を払う必要があります。

★ 対策

- 露出度の高い服装、挑発的な服装の着用は控える。
- 薄暗い公園などの人気のない場所は避ける。
- （特に夜間）できるだけ一人で出歩かない。
- 時間帯を問わず、単独でのタクシー利用をできるだけ避ける。
- 初対面の人に、携帯電話番号を教えたり、安易に信用・信頼しない。また、女性複数で行動する場合でも、不用意に共に行動しない。
- 万が一の場合に備え、ホイッスル等大きな音を出すものを身につけ、危険が迫っていると感じた場合に使用する。また、危険を感じたら、躊躇せず周りの人に助けを求めたり、逃げる際は悲鳴をあげ続け、明るい方向や人がいる方向に逃げる。
- 在宅時でも、のぞきや強姦を防ぐため出来るだけ肌を露出しない、家のドアや窓には必ず鍵をかける。

(3) 誘拐

ア フィリピンにおける誘拐事件は身代金目的のものが多く、2013年12月にマニラ首都圏においても、日本人実業家が誘拐される事案も発生しています。

誘拐の対象者は、主に、富裕層の中国系フィリピン人ですが、ミンダナオ地方では、依然としてアブ・サヤフ・グループ（ASG）による外国人誘拐が頻発しています。

冒頭で言及したとおり、ISILは、日本人をテロ等の標的にすることを明言しており、ASGやバンサモロ自由戦士団（BIFF）は、ISILと関係があるような主張をしています。特にASGは、昨年9月のドイツ人質を解放する際、ドイツ政府に対して、身代金要求や有志連合国に対する支援を止めるように要求していますので、今後もドイツ人と同様の事件が発生する可能性があり、細心の注意を払う必要があります。

★ 対策

- 外国人であれば、裕福であると常に思われることを念頭に慎重な行動をする。
- 自身の行動予定や各情報等を不特定多数の人間に言わない、知られない。
- 毎日の行動がパターン化しないようにする。
- 単独での行動は避け、外出する際は周囲に不審者・不審車両がないか注意する。
- 隣人や周囲の者の自分に対する噂話、妬み、評判等を把握・確認する。
- 使用人や運転手とは一定の距離を保ちつつ、良好な関係を築く。

(4) 警察官などによる被害

次のようにフィリピン警察官などによることが疑われる事案も報告され、日本人が被

害に遭っています。

ア 警察官の制服を着用した2~3人組による犯罪

主にマニラ首都圏において、警察官の制服を着用した2~3人組の男性に、「喫煙禁止場所で喫煙していた」、「現在使用されていない横断歩道を横断した」等の言いがかかりをつけられ、警察車両（パトカー等）の他、一般車両（バン）に連れ込まれ、時に手錠をはめられたり、拳銃を突きつけられるなどして、事実上、一時的に車内に監禁され、所持していた金銭等を奪われた後に解放されるとの事件が発生しており、残念ながら、犯人には本物の警察官が含まれていることもあります。

この事件のように、警官から金銭を要求されるなど理不尽な対応を受けた場合には、落ち着いて対応することが大事です。

★ 主な対策

- 身分証明書の提示を求め、近くの警察署で話そうと申し出る。
- 警官から身分証明を求められたら、落ち着いて提示する。
- 理不尽な対応を受けた場合には、次のフィリピン国家警察 24 時間対応連絡先に一報し、最寄りの警察に被害届を提出する。
電話：02-838-3203/0916-787-0885（英語）
テキストメッセージ専用：0915-888-8181/0999-901-8181（英語）

イ ニノイ・アキノ（マニラ）国際空港での出入国時の被害

(ア) 到着時

手荷物カートから荷物を車両に積み替えている間に、見知らぬ2人がカートを囲み、その隙に他の1人が多額の現金が入った鞆を持ち去る、国内線で到着後、国際線へ乗り換える間に手荷物を路上において置き引きに遭うなどの被害が報告されています。

(イ) 出発時

携行手荷物のX線検査時において、警備員等から言われなき罰金を要求されたり、税関職員から土産物のレシートを求められ、ないと答えたところ金銭を要求される事件も報告されています。

※2014年3月1日から日本人等の外国人の場合、空港到着時に到着カードは引き続き提出する必要がありますが、出国カードは提出不要となっています。

★ 主な対策

- 手荷物の数量はなるべく少なくする。
- 荷物から目を離さない。
- 関係する領収書は可能な限り保管・携行する。

(5) その他

ア 悪徳業者

犯罪とは言えませんが、フィリピンには相手が日本人と分かると法外な料金を請求する「悪徳」と呼ぶに相応しい各種業者（弁護士、葬儀社等）が存在し、このような同業者との間でトラブルになったとして大使館に相談に来られる日本人も見られません。

(ア) 弁護士

不幸にして何らかの事件に巻き込まれ、弁護士を依頼する場合、自らの利益しか念頭になく、法外な料金を要求する。

(イ) 葬儀社

当地でのご遺体の取り扱い（火葬、遺体搬送手続きを含む）については、当地葬儀社に依頼せざるを得ませんが、特に当地にどなたも関係者がおられず、日本の親族等と葬儀社が直接やりとりを行う場合、必要経費の支払いが可能と判明した時点で平均的な費用を大幅に超える法外な経費を請求する。

イ 個人情報

フィリピンでは、日本のように個人情報に細心の注意を払うことはなく、個人情報保護法に類する法律もありません。例えば、フィリピン人と婚姻する場合には、婚姻許可証を申請する市役所に一定期間申請者の氏名・住所などが掲示されたり、滞在許可の申請・許可状況が入国管理局のホームページに掲載されたりしています。

また、何らかの事件・事故に巻き込まれた場合でも、警察が被害者氏名等を一方的に公表してしまうことが少なくありませんので、思わぬ形で氏名が公表されてしまうことで、犯罪に利用されてしまうのではないかと強い懸念があります。

★ 主な対策

- 事前に大使館から弁護士リスト等を入手しておく。

II 基本的な安全・防犯対策

上記 I では、主な日本人の被害や防犯対策の事例等を挙げていますが、犯罪手口は日々変化しているため、新しい犯罪手口の被害に遭う可能性もあります。しかしながら、犯罪手口は変わったとしても、基本的な防犯対策を知っていれば、未然に犯罪被害を防ぐことに繋がります。ここでは、主にフィリピンで長期滞在する方を対象として、犯罪に対する基本的な心構えや安全・防犯対策を詳細に説明していきます。

1 犯罪に対する基本的な心構え

(1) 生命と身体の安全を最優先に考える

凶器（特に銃器）を使用した犯罪が多いとのフィリピンの犯罪の特徴を理解し、特に、襲われた場合は、相手が凶器を所持しているものと認識し、絶対に抵抗せず、要求された金品を差し出すなど、生命と身体の安全を最優先に落ち着いて行動する。

(2) 犯罪を誘発する環境を作らない

- ア 犯罪発生率が高いと考えられる人通りの少ない路地やスラム街等には近づかない・立ち入らない
 - 普段、外国人が近づかない、立ち入らないようなところであれば、なおさら、予期せぬ犯罪に巻き込まれる危険性も高くなります。
- イ 路上の一人歩きには注意する
 - 夜間、特に深夜、人通りの少ない通りの一人歩きをしない。多額の現金など貴重品を持ち歩かない。二人以上でも裏通りは歩かない。
 - 昼間でも徒歩で外出する際には、身の回りにはくれぐれも注意する。
 - 夜間の移動は、出来るだけ自家用車を利用する。
- ウ (特に男性) 不用意に上着やズボンのポケットに手を入れない
 - 拳銃やナイフ等凶器を取り出すのではないかと誤解され、危害を加えられるおそれも否定できません。

(3) 周囲の雰囲気や状況に溶け込む

服装、持ち物は、周囲の環境に溶け込むような、なるべく目立たないものにする。
 → そもそも高額な装飾品や華美な服装を身につけているだけで目立ち、過度に注意をひくことにつながるため、時間、場所、目的を考えて身につけるかどうかを判断する。また、見せびらかすような行動は慎む。

(4) 犯行のチャンスを与えない（油断しない）

- ア 多額の現金は持ち歩かない、高価な貴金属は身につけない。
- イ 不必要な貴重品は持ち歩かない。（例：普段、使用しないクレジットカード、日本

- のキャッシュカード，高価な腕時計，貴金属，装飾品，ブランド品等)
- ウ 鞆等持ち物を車道側の肩に掛けたり，持って歩かない。また，たすき掛けにする場合は，本体を背中の方に回さない（身体の正面で持つ）。
 - エ 持ちものから目を離さない。
 - オ （特に男性）ズボンの後ろポケットに無造作に財布を入れない。
 - カ （特に女性）鞆（ハンドバッグ）に大切なものをすべて一緒に入れておかない，財布と携帯は別々に持つ。（犯罪に遭った時に連絡手段が全てなくなることを防ぐため）
 - キ むやみに人前で財布を取り出さない。
 - ク 家族で外出し，家族分の財布，ID等をまとめて持つ場合には，自分一人の時以上に身の回りに注意する。
 - ケ 短時間車両を離れる場合でも，トランクを含め車内に貴重品を残さない。
 - コ 地元の地理，事情に詳しい，言葉（英語，タガログ語）が出来るから大丈夫と過信しない。

(5) 見知らぬ人を安易に信用しない

- 見知らぬ人に声をかけられても（日本語であればなおさら）応じない（笑顔で対応するとつきまとわれる）。特に相手が女性の場合，気を許しがちになるので注意する。
- ア 観光名所等で言葉巧みに話しかけられても，狙われていると考えて相手の誘いに乗らない。特に，日本語で話しかけてくる人物には，男女を問わず警戒する。
 - イ 知り合ったばかりの人の誘いによって，その人の家に行ったり，泊まったりしない。
 - ウ 家族の事故による治療・入院費用，入管での滞在査証延長手続きに必要な経費等を理由に振り込みを指示するような電話を受けた場合には，電話内容を安易に信じることなく，本人や所属先などにも事実関係を確認する。

(6) 行動パターンを予知されない

- 誘拐対策にも繋がりますが，毎日の通勤ルート，時間等日常の行動パターンがワンパターンになっていないかどうか見直し，随時変更することも検討する。

(7) 何人に対しても暴力的な言動をとらない（日頃から恨まれないように注意する）

- フィリピンにおいては，誰に対してであろうと，公衆の面前で罵倒し，恥をかかせるといった行為はタブーとされています。また，たとえ，家族に対しても，暴力的な言動は嫌悪され，場合によっては警察沙汰や訴訟沙汰に発展します。（従業員を他の従業員の面前で叱責したために暴行を受けた例や，自分の配偶者や子を叱るあまり，手をあげてしまい，訴えられた例などの実例があります。）

(8) 心身とも健康に

- 犯罪に巻き込まれるのは，何も隙を見せたりした場合だけに限りません。心配事に気を取られたり，身体に変調を来している時こそ十分注意する必要があります。日頃から

心身の健康管理には注意しましょう。

2 住居における安全対策

【原則】

- 鍵の管理をしっかり行い、万が一、紛失した場合には速やかに交換する。
- ドアの外は公道であるという意識を持つ。室内にいるときは「ドア・チェーン」を忘れずにかける。
- 帰宅時に侵入された形跡が認められる場合は、中に入らず速やかに警備員に連絡する。
- 在宅中に「おかしい」と異変を感じた時は、在室している部屋を出ることにより、犯人と鉢合わせしたり、犯人の逃げ道を塞ぐ結果になり危害を受ける可能性が高くなるので、確認のため直ちに部屋を出るようなことはせず、受付、警備員等に連絡するなど慎重に行動する。万が一、犯人と鉢合わせしても、犯人を興奮させないため、パニックにならずに平静を保つ。
- 侵入が確認された場合には警察に通報する。但し、住居内は警察による指紋確認等捜査に役立てる為、そのままの状況とし、むやみに手をつけたりしない。また、所属先へも忘れず通報する。
- 心当たりのない郵便物、小包等が届けられた場合には開封（開梱）せずに、直ちに警備員に通報する。
- 使用人や警備員（いずれもかつて雇用していた者を含む）が関わっている犯行が少なくないで、注意を怠らない。

【具体的対策】

（1）来訪者の確認

- ア 来訪者がある場合には、事前に警備員・受付に来訪者氏名、訪問時間を知らせる。建物（敷地内）入館時には身分確認を行い、警備員・受付から来館者がある旨通報させる。インターフォンがある場合には、直接確認する。
- イ 玄関においても、氏名、用件（訪問目的）を確認し、「ドアスコープ」で確認してからドアを開ける（安易に玄関を開けない）。
- ウ 外部からの修理工、電気検査員等については、慎重に身元確認を行い、不審な点がある場合は、派遣元に電話して身元を確認する。

（2）使用人への注意

- ア 住み込みであるか、通いであるかを問わず、使用人を通じて、自宅内の資産状況、調度品、所持品、旅行等による不在の期間等の情報が善意、悪意にかかわらず、外部に漏れるおそれがあることを認識し、日頃から不必要に口外しないように指導する。
- イ 家族を含めた行動パターンが把握されているため、厳しく注意された場合や、特に

解雇された場合などに脅迫、強請に発展するおそれがあることを認識する一方、日頃から節度ある態度で接し、良好な関係を築くように心がける。

- ウ 見知らぬ者を勝手に室内に入れたり、招待したりしないように指導する。
- エ 外部からの電話で、家族の連絡先を教えるように言われても、職場や携帯電話番号を教えず、電話をして来た者の氏名、所属先、電話番号、用件を聞き、家族から連絡する旨伝えるよう指導する。

(3) 警備員への注意

- ア 住居における犯罪には、現在配置されている警備員ばかりか、建物の構造や受付等の状況を把握している元警備員がかかわっているケースが少なくない。普段から気を許すことなく、注意を怠らない。
- イ 実際に賊が侵入したり、侵入しようとしている場合に居合わせても、抑止力にはなっても、身体を張ってまで住人を守ってくれるだけの気概をもち、そのための訓練を受けている警備員は極めて少数であることを予め認識しておく。

(4) 出入り口の施錠を確認する

- ア 特に一戸建てや低層階（1, 2階）に居住している場合、犯人の侵入口は窓、使用人用出入り口等普段あまり点検しない場所が多い。
- イ 確実に施錠されているか、自分自身で点検する。

(5) 家屋（マンション以外の独立家屋）の外周を点検する

家の周囲に塀を乗り越える、あるいは2階への足場になるようなものが放置されていないか点検する。また、隣接している建物が工事用の足場等を組んだときは危険なので十分に注意する。

(6) クーラー取付口を点検する

特に一戸建てや低層階（1, 2階）に居住している場合、クーラーを設置していないクーラー取付口は、鉄又は厚い板等で厳重に閉めておく。

(7) 窓のグリル及びドアの施錠を点検する

- ア 家屋の場合の侵入口は窓及び出入り口であることが多いようです。仮に窓ガラスが割られても簡単に内部に侵入できないよう各窓に鉄格子をつけ、ねじ止めの場合はねじの頭をつぶしておく。
- イ 出入り口扉も、扉全体が外されないよう蝶番にも十分注意する。
- ウ 出入り口ドアの鍵の状態を定期的に点検するとともに、補助錠をつける。

(8) 安全室を確保する

- ア 家の中へ賊が侵入したときに備え、家族が立て籠もれる安全室（通常は電話等が設置されている主寝室）を確保する。

- イ 安全室のドアは外部から簡単に開けたり，外したり出来ないようなドア枠と一体となった頑丈なものとし，錠も丈夫なものを取付けた上で，補助錠を付けて，ワンドア・ツーロック (ONE DOOR TWO LOCKS) にする。
- ウ 安全室内には，停電時でも使用可能な電話を設置（携帯電話可）すると共に，緊急連絡先リストを常備する。
- エ 賊に侵入された場合に備え，賊に渡すある程度の現金を用意しておく。

(9) 電話への応答

- ア 無言電話が頻繁にあるようであれば，電話会社に連絡して番号を変更する。
- イ 日本と比較すると多い間違い電話に対しては，“WRONG NUMBER（間違い電話）！”と切り，不用意に自分の名前を名乗らない（使用人にも指導しておく）。

3 カーナッピング（自動車盗難）対策

【原則】

- 従来，その多くが路上，特に繁華街やビル街の裏通り等の暗く，人通りの少ない場所で発生していましたが，最近は，繁華街，市街地，高級住宅街（ビレッジ）でも発生しています。また，銃器で運転手を脅して運転手ごと強奪する凶悪な事件も見られます。
- したがって，路上駐車はせず，警備員が配置されている駐車場に駐車する，付近に不審な人物や車が止まっていないか注意する，車の中には貴重品をおかない等の注意が一層必要です。

【具体的対策】

(1) 走行中の注意

走行中であってもドアをロックし，窓を閉める。また，走行中にタイヤがパンクしている，車から火が出ているなどとして気をひこうとする者がいる場合でも，その場で停車せず，安全と思われる場所（人通りがある場所）まで移動してから確認する。

(2) 駐車中は必ずロックする

市販のハンドルロック用施錠装置の活用も検討する。

(3) 駐車する場合は出来るだけ駐車場を利用する

やむを得ず路上駐車する場合は，出来るだけ明るく，人通りの多い場所を選び，ドライバーは，強盗により容易にカーナップされないよう車外（十分見通せる場所）に待機させ，監視させる。

(4) 駐車場のパーキング・カード（駐車券）は車内におかない

自分で運転している場合は，駐車場入口で受け取ったパーキング・カード（駐車券）

を持って外に出る。また、運転手がおり、その運転手が買い物を手伝ったり、車外で待機するような場合には、必ずパーキング・カード（駐車券）を持って車外に出るように指導する。

(5) 車内には荷物（含、貴重品）を残さない

- ア 運転手や警備員がいるから大丈夫と安心して、荷物（旅券、現金、クレジットカード等の入った財布、パソコン、自宅の鍵の入った鞆等）を車内（トランクを含む）に残したところ、カーナッピングや車上荒らしに遭って、車内に残した荷物を奪われる事案が発生しています。短時間でも車を離れる場合には、車内に荷物を残さない。どうしても荷物を残す場合でも、貴重品は残さない。
- イ 車内が見えないように窓にスモーク・フィルムを貼る。

(6) ドアの開閉に反応するアラームを設置する

アラームが、正常に作動するか定期的に点検する。

(7) ドライバーに対する防犯指導を徹底する

- ア 行き先を安易に言いふらさない。
- イ 駐車中は車から目を離さず、駐車地点から離れない。
- ウ 駐車中に被害に遭った場合には、直ちに一報させるとともに、警察に通報する。
- エ 車を離れる場合は必ず施錠させる。
- オ 雇用する際には、警察による無犯罪証明、写真、履歴書を求め、人物を確認する。

(8) 銃器を用いた犯行が多いので、万が一、被害に遭ってもくれぐれも抵抗しない

4 ニノイ・アキノ（マニラ）国際空港（NAIA）利用時の注意点

マニラ国際空港では、特に到着時に注意が必要です。日中に到着した日本人が、荷物を車に積み込む際に複数の者に囲まれ荷物の盗難に遭ったり、夜間に到着し、空港から市内への移動中に車両強盗に遭遇するなどの事件が発生しています。また、日中でも、空港から流しのタクシーを利用した外国人がタクシー強盗の被害に遭っておりますので、マニラ国際空港を利用される場合は、以下につき十分御注意ください。

(1) 入国時の注意事項

ア 到着

- (ア) 特にターミナル1は、同一時間帯に複数の航空機が到着した場合（特に午後10時～11時頃）、入国審査場が非常に混み合い、審査を終えるまでにかかなりの時間がかかりますが、イライラせずに気長に待つことが大事です。

(※) 大声を上げたり、空港係員に詰め寄ったりしますと、身柄を拘束されたりす

るおそれもあります。

- (イ) 入国審査では、フィリピン入管が保有するローマ字表記氏名に基づくブラックリストとの照合が行われます。その結果、自分に全く身に覚えがなくても該当してしまい、入国できなくなるケースも見られます。一旦入国を許可されても、所定の手続きを行い、自らそうしたブラックリストに掲載されている人物ではないことを立証しなければなりません。

(※) こうした理不尽と思える状況でも、冷静な対応が必要です。なお、フィリピンにおける出入国管理はフィリピン政府の専管事項ですので、ご相談に乗ることはともかくとして、日本大使館が介入したり、その決定を覆すことは出来ません。

イ 空港からの移動

(ア) 出迎えの者・出迎えの車がある場合の注意事項

- ①自分の氏名、所属組織を記載したボードを持っている人間がいても、（出迎え者のボードから巧みに写し取っている可能性もあるため）、直ちに信用しない。
- ②事前に情報を入手しておき、本当の出迎え者又は出迎え車両であることを確認する。

<主な確認方法>

- a 出迎え車両番号を照合する
- b 出迎え者の身分証明書の提示を求める
- c 外部の者には判らない質問を試みる

- ①出迎え者と会えなかった場合に備え、関係連絡先を控えておく。
- ②出迎え者／手配した車が来るまで予め決めておいた場所を動かない。

(イ) 出迎えが無い場合の注意事項

- ①流しや客引きをしているタクシーには絶対に乗らない。むやみに話しかけてくる（タクシーを勧める）者には十分に警戒し、安易について行かない。
- ②所定のタクシー乗り場から空港タクシー（AIRPORT METERED SERVICE TAXI／車体の色：黄色）を利用する。

：メーター制（初乗り 70P、その後 300 メートル毎に約 4～5 ペソ。料金は目的地到着後、運転手に直接支払う。

：各ターミナル到着ロビー内にあるタクシー会社の受付カウンター（Counter Dispatched Booth）に赴いて依頼する。

【参考】クーポンタクシー（白色）

行き先地区による定額制（例：マカティ地区 330 ペソ乃至 440 ペソ、マニラ地区 530 ペソ）。料金は目的地に到着後、運転手に直接支払う。

：空港タクシー同様、各ターミナル到着ロビー内にあるタクシー会社の受付カウンター（Counter Dispatched Booth）に赴いて依頼する。

【タクシー利用時の注意事項】

空港から乗車する場合に限らず、タクシーを利用する際には、タクシーの側面及び内部に記載されている会社名、プレート番号、連絡先番号（固

定電話番号乃至携帯電話番号）を控えるとともに、タクシーに乗車していることを、待ち合わせの人、家族、職場の同僚等にテキストしておくことも一案です。勿論、現場に到着したら、無事到着したとの一報をいれることも忘れずに！

(ウ) ホテルの出迎えサービスを利用する場合は、出迎え者氏名、出迎え者の確認方法、待ち合わせ場所等をホテル側に事前に確認しておく。

ウ その他の注意事項

(ア) 現金の持ち歩きを少なくし、空港で両替をする場合にも少額とする。

(イ) チェック・イン（預け）荷物が出てくるのを待っていたり、車待ちをしている際等に、現金、貴重品等が入った鞆を無造作にカートや地面に置いたりしない。

(2) 出国時の注意事項

ア チェック・イン時や搭乗控え室で、手荷物の数、量が多いとして、機内預けを求められ、これに従う場合には、貴重品が入っていなくても必ず施錠する。

【注意】慌ただしい中、施錠しないまま預けた結果、中の荷物を抜き取られたケースも報告されています。

イ フィリピンでは、特に係争中の裁判などの事情で、相手側から出国差し止め命令 (Hold Departure Order) が裁判所に提出されている場合、航空会社でのチェック・インは出来ても、出国が認められない場合があります。

ウ 手荷物のX線検査に際しては、自分の手荷物が確実にX線探知機に入ったことを確認してから自ら金属探知のゲートをくぐるようにする。

【注意】手荷物をベルトに乗せたまま、X線機器に入るのを確認せずに、自分だけが金属探知機をくぐった結果、出てきた手荷物から貴重品等が抜かれるおそれもあります。

エ X線検査を終えた荷物について開披検査を求められる場合がありますが、これに従う一方、職員から土産物のレシート求められ、提示できないと答えると、金銭と引き替えでなければ鞆を返却しないような難癖を付けられた場合には責任者を呼んでもらう等毅然かつ冷静に対応する。

(3) 外貨、ペソ貨の持ち込み・持ち出しに注意

1万米ドル相当額以上の外貨持ち込み・持ち出しは申告が必要です。また、ペソ貨の場合は、1万ペソ以上の持ち出しは禁止されています。毎年、日本人の方が多額の円・外国通貨現金やペソ現金をフィリピンに持ち込む又は持ち出そうとして、逮捕・拘束されたり、出国を差し止められた複数の報告がなされています。

(4) 税関検査

日本人に対しては、税関申告書の提出のみで、到着時の税関（開披）検査は殆ど行われていないのが実情です。但し、免税として明文化されているのは酒と煙草のみである一方、フィリピンに持ち込む（輸入する）全てのものが課税対象となっています。

こうした中、大使館には、個人使用として持ちこもうとした新品のパソコン（注：購入したてが明らかな状態での持ち込み）が課税対象となり、支払いを命ぜられたケースなどが報告されています。

これまで税関（開披）検査を受けたことがないからと言え、何でも無税で持ち込めるわけではありませんので、予めフィリピン税関に無税で持ち込める範囲を確認しておくことも必要です。

5 夜間到着便を対象とする安全対策

【原則】

- 夜間到着の利用はできるだけ控える。
→ルート等様々な事情から、日中到着便の利用が困難な場合には、予め到着時の出迎え体制を確認しておく。
- ターゲットにされないよう行動する
→金品を持っていそうな一見して外国人と分かるような乗客は狙われやすいので、空港内での行動は素早く行い、滞在時間を短くする。
- 到着日、到着便を不必要な人にまで知らせない。運転手、使用人にも指示を徹底する。
- 週末や祝日であっても、超過勤務（オーバertime）料金は安全には代えられないと認識し、自家用車、所属先の運転手に出迎えてもらうようにする。

【具体的対策】

- (1) 荷物が少ない場合には、機内持ち込みとする
出来るだけ空港に滞在する時間を短縮する。
- (2) 空港内での両替は最少額にする
両替の際にどれ位の現金を持っているか見られていることがあるので、多額の両替は行わない。
- (3) 目立たないような服装をする
一見して、金持ちの外国人と思われるような装いは控える。
- (4) 流しのタクシーには絶対乗らない
空港ビル近辺で待機しているタクシー運転手は、犯行グループの一味であったり、自ら犯行に及ぶ可能性が極めて高いと考えられるので利用しない。
【参考】 1 自家用車、事前に手配した車が出迎えることが望ましい。
2 空港到着後に手配する場合には、所定のタクシー乗り場からメーター制（黄色）乃至クーポン制（定額）のタクシーか一流ホテルのハイヤーを利用する（上述4（1）（イ）②参照）。
- (5) 裏道等暗い夜道を通らない
近道だからといって裏通り等暗がりではなく、幹線道路等明るい通りを走行する。
- (6) こまめに連絡を取る

運転手と合流後、空港出発等のタイミングで家族や所属先等関係者と携帯電話、テキストでこまめに連絡を取りあい、状況を報告する（結果的に安全確認に繋がる）。

(7) 走行中の注意

ア 停車中でも、ドアはロックする。

イ（逃走経路を確保するため）停車する場合は前の車との間隔を開ける。但し、行く手を塞がれ、停車せざるを得ないような場合、不必要及び不用意な抵抗は避ける。

(8) 関係機関連絡先

- ・ 空港警察
 - ターミナル1 TEL:877-1109 (Loc 4102)
 - ターミナル2 TEL:877-1109 (Loc 2063)
 - ターミナル3 TEL:877-7888 (Loc 8048)
- ・ パサイ警察署 TEL:831-7433
- ・ マカティ警察署（ホットライン） TEL:168
- ・ パラニャーケ警察署 TEL:826-8121/826-8122

6 交通事故対策

【原則】

- 運転席及び助手席ではシートベルトの着用が義務づけられています。後部座席では義務づけられていませんが、子供を含め、できるだけ着用する。
- 無理な割り込み、追い越し等運転マナーが悪いドライバーが見られるため、ドライバーを雇い、自分ではできるだけ運転しないようにする。
- 自分で運転する場合はもとより、「スピードは控えめに」、「わき見運転をしない」、「ブレーキは早めに」、「飲酒運転は絶対にしない」など「常に安全運転」をドライバーに指導する。
- 加害、被害事故及び物損、人身事故等双方に対応できる保険に加入しておく。

【具体的対策】

(1) 交通事故に遭った場合

自車車両に負傷者がいるかを確認しつつ、パニックにならず、落ち着いて冷静に行動する。

ア 負傷者がいる場合は救護を最優先とし、救急車を手配する。

イ 相手の車の登録証及び運転免許証から住所、氏名及び連絡先を確認し、警察に通報する。可能であれば事故現場を写真撮影する（証拠保全及び保険請求資料のため）。

ウ 所属先の同僚、上司、信頼できる友人等と速やかに連絡をとり、事故発生の実情、状況を通報する。

エ 可能であれば、そうした信頼できる人に現場に来てもらう。

○ポイント：・信頼できる人の電話番号を携帯行しておく。

- ・携帯電話を常に携帯行する。
- ・携帯電話がない場合
 - 交通整理人、通行人に協力を求める（携帯を貸してもらう）。
 - ドライバーに指示する。

オ 交通事故の概要を保険会社に連絡する。

カ 目撃者がいれば、証言内容、住所、氏名及び連絡先を控える。

キ 担当警察官の官職、氏名及び連絡先を確認する。

ク 過失の判断がつかない場合は、早計に過失を認めたり、謝ったりしない。ただし、こちらに重大な過失がある場合は、誠実に対応する。

【注意】当地の交通事故の処理においては、過失の有る無しが重要ではなく、如何に損害補償できるかが大事であるため、保険に加入していることが重要。

ケ 加害者として身柄を拘束されたら、まず、家族、会社、弁護士等の関係者に連絡する。

- 【参考】
- 1 邦人が加害者となった事件では、通常、当局から大使館に事案についての通報がなされることになっています。但し、大使館では通報がない場合、そもそも事案発生自体を認知できません。当局からの通報と重複しても差し支えありませんので、大使館（邦人保護ホットライン：02-551-5786）への通報をお願いいたします。
 - 2 被害者との間で示談解決を図る場合でも、言葉の問題等により意思疎通が不十分となる可能性がありますので、出来るだけ弁護士を介して対応することが望ましいと思われます。なお、大使館として特定の弁護士を紹介することはできませんが、必要に応じて弁護士リストをお渡しして、独自に選出して頂くこととなります。
 - 3 当地警察に顔が利く、示談交渉を引き受ける等各種支援を申し出る人がいるのも事実ですが、正規の手続きによらない場合が多く、示談金を含めた経費の根拠は必ずしも明確ではありませんので、申し出を受ける場合には、慎重に検討されることをお勧めいたします。

（2）関係機関連絡先（2015年2月現在）

- ・ 在フィリピン日本国大使館 ・ TEL: 551-5710（代表）
551-5786（邦人保護ホットライン／24時間対応）
- ・ 警察・消防・救急（日本の110番と119番に相当） ・ ・ ・ TEL: 117（マニラ首都圏）
- ・ 南部警察管轄警察署（交通課）
 - マカティ市 ・ ・ ・ ・ ・ TEL: 899-9007/804-1886 (DIAL 168or117)
 - パサイ市 ・ ・ ・ ・ ・ TEL: 775-4899
 - パラニャーケ市 ・ ・ ・ ・ ・ TEL: 826-8121/829-2056/820-7314
 - ラスピニャス市 ・ ・ ・ ・ ・ TEL: 874-3927/874-5756/874-9201
 - モンテルパ市（アラバン） ・ ・ ・ ・ ・ TEL: 469-9159/862-2611
 - タギッグ市 ・ ・ ・ ・ ・ TEL: 640-7006

・ マニラ地区警察署交通課

マニラ市 TEL: 527-3065/3087/3088

・ 東部警察管轄警察署 (交通課)

マンダルーヨン市 TEL: 532-5001 (Loc: 600) /532-2145

パシッグ市 TEL: 628-0013

マリキナ市 TEL: 646-1633 (DIAL 161)

サン・ファン市 TEL: 724-2515

・ 北部警察管轄警察署 (交通課)

カローカン市 (北部及び南部) TEL: 310-4742/364-4958

マラボン市 TEL: 281-9999/281-1137

・ 病院 (救急車要請先)

Makati Medical Center (マカティ市) TEL: 888-8999 (Loc 1090)

Manila Doctor's Hospital (マニラ市) TEL: 524-3011/528-810 (Loc 2220-2221)

Asian Hospital & Medical Center (ムンティンルパ市) . . . TEL: 771-9000 (Loc 8195to96)

St. Lukes Medical Center (ケソン市) TEL: 725-2328

(タギッグ市) TEL: 789-7000 (Loc 1078)

(注) 救急車の出動要請は、直接病院に行く必要があります。

救急車ホットライン (マニラ首都圏)

AEROMED TEL: 911-1121

LIFELINE RESSUE TEL: 161-911

セブ及びダバオについては、35ページ、36ページをご参照ください。

Ⅲ テロ・誘拐対策

1 テロ対策

(1) 現状

ア フィリピンにおいては、イスラム系反政府勢力（モロ・イスラム解放戦線(MILF)）、モロ民族解放戦線ミスワリ派(MNLF-MG)、バンサモロ・イスラム自由戦士団(BIFF)、イスラム過激派勢力アブ・サヤフ・グループ(ASG)、ラジャ・ソレイマン・イスラム運動(RSIM)等）や共産系反政府勢力（新人民軍(NPA)等）が存在し、これまで、主にミンダナオ地方で無差別爆弾事件、身代金目的誘拐事件、襲撃事件等のテロ活動を展開しています。

イ 2014年3月、比政府とMILFの間において、ミンダナオ和平合意に署名がなされ、最終和平合意に向けた移行作業が本格化していますが、これに異を唱えるBIFF等イスラム反政府組織と国軍と衝突・交戦がたびたび発生し、特に、ミンダナオ地方では、これらイスラム反政府組織による爆弾を爆発させるといったテロ事件が引き続き発生しており、今後も同様のテロ事件が発生する可能性がある等治安情勢は流動的です。

ウ 冒頭で言及したとおり、ISILは、日本人をテロ等の標的にすることを明言しています。この関係において、特に、ASGは、昨年9月のドイツ人人質を解放する条件として、ドイツ政府に対し、身代金要求や有志連合国に対する支援を止めるように要求したケースもありますので、今後もドイツ人と同様の事件が発生する可能性があり、細心の注意を払う必要があります。また、BIFFもISILと同盟を結んだと一方的な主張をしており、同様に細心の注意を払う必要があります。

エ 一方、マニラ首都圏においても、一昨年10月上旬にダギッグ市において手榴弾が爆発し、住民9名が負傷する等の事件が発生したほか、昨年9月には、治安当局がマニラ国際空港駐車場に持ち込まれた爆発物を発見し未然に防いだ事案や、同年10月には、治安当局がマニラ首都圏ケソン市において、爆弾テロを企てたとされるテロ組織構成員3名を拘束した事件も発生しています。特にマニラ首都圏でテロ事件が発生すれば、それ自体、テロリストにとっては国際的に存在を示すことになることから、首都圏が常にテロの標的となるとの認識を持つ必要があります。

オ また、実際の爆発事件ではなくても、爆発物を仕掛けたとの脅迫が電話、テキストで寄せられ、その場に居合わせた人々が治安当局の指示で避難したケースも、マニラ首都圏でたびたび発生しています。

(2) 具体的対策

依然として世界的にテロの脅威がなくなる状況にあるため、以下の諸点に留意しながら、日頃から注意を怠らないことが大切です。

ア 情報収集

日頃からフィリピンの政治、社会情勢に関心を持ち、情勢の推移を報道等で引き続き注意していく。

イ 警戒強化

(ア) ハードターゲットのみならず、ソフトターゲットにも注意

テロリストは、テロの標的として軍関係施設や主要外国政府関連施設等のハードターゲットに限らず、外国人を含む不特定多数の人が集まる場所（公共施設、レストラン、ショッピング・モール、ナイトクラブ等）及び公共交通機関などソフトターゲットをも対象とする傾向があるので、くれぐれも身の周りに注意する。

(イ) 祝祭日等象徴的な日に注意

かつて、フィリピンの祝祭日にあわせて、テロ（爆発）事件が発生したこともありますので、フィリピンにとって象徴的な日には普段以上の注意を払う。

【参考】万が一、テロ事件（特に爆発事件）に遭遇した場合の心構え

- 1 パニックにおちいらず、冷静に行動する。
- 2 身近に爆発音を聞いたら、姿勢を低くして周囲の状況を確認後、退避する。
（退避用に非常口を予め確認しておく。）
- 3 居合わせたビル等に爆弾が仕掛けられたとの状況においては、治安当局、ビル管理会社の指示に従い速やかに退避する。

2 誘拐対策

【原則】 「ターゲットにされない、隙を作らない」

- 日頃から、使用人を含むフィリピン人に恨まれたり、憎まれたりしないよう言動に十分注意し、金銭トラブル等が発生しないよう心がける。
- 名前、住所、電話番号（固定、携帯とも）並びに家族構成等の情報は必要な人以外には教えない。
- フィリピン人の中では、日本人というだけの理由で、「日本人＝金持ち」との構図ができあがっていますが、出来る限り目立たないように振る舞う。

【予防策】

(1) スキを作らない

ア 住居の確認（→不法侵入対策にもつながります）

（ア）戸締まりは万全か。

（イ）家屋に構造的な欠陥がないか（ある場合は早急に修善する）。

イ 使用人への注意

家族を含めた行動パターンは全て使用人に知られており、使用人を通じて外部に情報が漏れるおそれがあることを念頭に置き、以下の諸点を指導しながら信頼できる

関係を築きつつ、不必要な情報は流さない。

(ア) (固定) 電話対応

- ①こちらから名乗らせない（氏名の代わりに電話番号を伝える。例：123-4567）
- ②家族の連絡先（携帯電話番号）、行動パターン（出勤、帰宅時間、通勤ルート等）を勝手に教えさせない

(イ) 来客対応

- ① 来訪者を確認せず自宅に入れさせない
- ②（使用人自身の）友人知人を勝手に自宅に入れさせない

ウ 日常行動のパターン化に注意

- (ア) 本人及び家族の行動が簡単に予知され易い状態にないか。
- (イ) 勤務先への出退勤時間及び経路や週末の行動はパターン化していないか。
- (ウ) 子供の学校への送り迎えを自家用車で行う場合、運転手、メイド任せにしているか（何事か発生した場合に責任を問えるか）。時間帯、経路がパターン化していないか。
- (エ) 子供だけが戸外で遊んでいたり、一人で外出したりすることはないか。

(2) **不審な兆候を見極める**

「誘拐の場合は兆候の発見が防止の鍵」

- ア 自宅周辺や職場で不審な人物、車両を見かける等日常生活の中で普段と違ったことはないか。
- イ 尾行されている、遠くから写真（ビデオ）をとられているようなことはないか。
- ウ 無言電話や間違い電話等不審な電話が続いていないか。

(3) **家族（特に子供）と予防策についての情報共有**

子供にも必要最小限の予防策の説明をしておく。（例、見知らぬ人の誘いにのらない、外出の際には両親と常に行動を共にする（一人にさせない）等）

【参考】不幸にも誘拐（疑い）事件が発生してしまった場合の留意事項

1 情報共有と情報管理

関係者による速やかなる情報共有をはかる一方、何らかの組織に所属している場合でも、情報に接することのできる範囲を限定し、不特定多数が情報を共有することのないよう徹底する。

2 大使館への通報

警察へ通報するとともに、大使館にも通報してください。大使館は、本人の家族や所属組織に代わって、犯人側との交渉は行いませんが、フィリピン政府、治安当局等に対して人命第一に慎重に対応するよう申し入れを行い、その後も、事件解決まで当地関係者と連携しながら、出来る範囲での支援を行います。

3 本人や犯人側からの連絡への対応

治安当局等からの助言・指導に沿って対応することになります。また、必要に応じて、治安当局に対応のあり方等について、相談します。

4 マスコミ対策

当地においては、誘拐事件であっても、警察が各種事件事故の被害者の氏名、住所、年齢などを公表若しくは情報が漏洩することがあり、日本と同様の個人情報の保護は期待できないと認識しておく必要があります。このため、警察には、誘拐発生の実事のみならず、被害者の情報等を公表しないように強く求めるとともに、大使館へ通報するようにしてください。大使館は警察本部等に対して、マスコミ対策や情報管理を厳格かつ慎重に行うように申し入れます。

IV 企業における安全対策

【企業に対する犯罪の形態】

フィリピンにおける企業犯罪の形態は、「テロ組織、NPA（新人民軍）」や「犯罪組織」による恐喝、脅迫・強要、誘拐及び爆弾テロ、「怨恨」による恐喝、脅迫・強要、誘拐」等が考えられます。

【具体的対策】

1 恐 喝

(1) 対応は次の3つに分類

→事実関係を確認し、早急に対応を見極める

- ア 警察に届ける。
- イ 犯人の要求にしたがう。
- ウ 無視する。

(2) 企業恐喝に対処するうえで見極めるべき重要事項

- ア 相手の正体（本物か、悪戯か）
- イ 相手の身分（ゲリラ、犯罪組織、個人、素人等）

(3) 嫌がらせか本物かの見分け方（主に電話）

次の場合は本物の可能性が高いと考えられる。

- ア 弱点の指摘（会社の落ち度を個々に指摘するなど）
- イ 要求（具体的な金額の要求、物品の要求）
- ウ 要求に従わなかった場合の危害の告知
- エ 名前を名乗る

(4) 具体的検討事項

- ア 指摘（落ち度、弱み等）内容の精査
- イ 指摘内容が周知の事実であるか否か
- ウ 要求の内容を精査
 - 金銭以外のものを要求している場合は本物が多いと考えられる。
- エ 要求が金銭の場合、落ち度等とのバランス
- オ 要求に従わなかった場合、危害の告知と要求金額とのバランス
- カ 危害の告知
 - 殺人、爆破、放火以外の場合は本物が多いと考えられる。

(5) 事件発生時の対応（初動体制）

- ア 事件発生時の早期確認と事実関係の認知
 - 恐喝の形態、相手の身分、本物か偽物かの見極め
- イ 関係機関との連絡・協議
 - (ア) 大使館への通報

- (イ) 治安機関への通報・依頼はハイレベルで実施
- ウ) 犯人からの連絡への対応
 - (ア) 電話録音用装置（テープレコーダー、ボイスレコーダー）の設置
 - (イ) 犯人像及び本物か偽物かの見極め
- (6) 直接乗り込んで来て恐喝する場合
 - 対応は同じですが、応接室に録音器を設置し、（特に、双方の対話内容、相手の言動を）録音する。

2 威力、偽計を用いた脅迫・強要

脅迫・強要対策も恐喝の場合と同じ様に、この種の事案が発生した場合に一番重要なことは、相手の正体を見極めることです。また、相手を見極めると同時に関係機関に通報し、初動体制を確立することも重要です。

脅迫、強要事案の信憑性の判断基準及び爆破予告対策について記述します。

- (1) 脅迫、強要における信憑性の判断基準
 - ア 要求の有無
 - ただの脅迫よりも強要（要求を伴う）の方が信憑性は高い。
 - イ 理由の有無
 - 脅迫、強要にも落ち度の指摘を伴うものと、ただ脅すだけの場合があります、前者の方が信憑性は高い。
 - ウ 危害の告知
 - (ア) 企業に対する脅迫の場合、社員殺害予告は一般的に信憑性は高くない。
 - (イ) 社員誘拐も信憑性は高くない。
 - (ウ) 爆破、放火はケース・バイ・ケースにより判断
 - (エ) 商品の欠陥、商品に汚物、針等を入れる等の告知は信憑性は高い。
- (2) 脅迫の一形態としての爆破予告
 - ア 爆破予告への対応（鍵を握るのは最初に電話に出た人）
 - (ア) 予告事実を早く上司に報告し、対応策を考える。
 - (イ) 出来るだけ多くの情報を引き出すより、
 - ☆何処に仕掛けたか、
 - ☆何時爆発するか
 等の必要最低限のことを聞き出し、早く避難するのが原則。
 - (ウ) 責任者は警察に通報し、避難を指示する。
 - (エ) 避難先を指示する。
 - イ 悪戯と判断される爆破予告
 - (ア) 相手が泥酔している場合。
 - (イ) 相手が子供の場合。

(ウ) 相手が当方の会社名や業務内容等を知らない場合（適当に番号を回してかけている）。

ウ 爆発物の威力

次の3つの効果があるとされ、爆発物に対処する鉄則は、一步でも多く爆発物から遠ざかることで、決して興味本位で爆発物に近づかないようにしてください。

(ア) 爆風効果

爆発物が爆発すると爆心から外へ衝撃波が発生し、その圧力は爆心から数メートルの位置で1平方センチあたり100トンにも達する。

(イ) 焼夷効果

爆発速度の遅い火薬類が爆発すると火災が発生する。

(ウ) 破片効果

爆弾が爆発すると爆弾本体等が飛び散り、爆心から数メートルの所で秒速810m位になる。破片が人に命中する確率は、直立していた場合を100とすると、中腰になれば66、爆心に対して直角に伏せたら33、真直ぐ伏せると15になる。

V 大規模事件，大規模自然災害等の緊急事態発生に備えた心得

1 はじめに

- (1) フィリピンにおいては、これまでも、大規模なデモ，クーデター未遂事件，大統領・上院・下院・バランガイ（最小の行政単位）等各種選挙をめぐる選挙運動の過熱化に伴う暴力事件，軍と反政府武装団体との衝突・交戦等が発生しており，テロの脅威もなくなっておりません。
- (2) 一方，フィリピンは，地震，台風，火山等による大規模な自然災害が年間を通して発生する危険性が常にあります。毎年，台風が上陸し，そのたびに交通機関は麻痺し，家屋の浸水，道路の冠水，高潮，土砂崩れ等多くの被害が発生し，尊い人命が失われました。2013年11月，観測史上猛烈な台風30号（台風ヨランダ）が上陸し，6千名以上の命が失われる等の甚大な被害をもたらしたほか，昨年はマヨン火山の噴火警報レベルが3に上がるといったなどの火山活動，ビサヤ地方では2013年にボホールで地震が発生し，大きな被害も発生しています。
- (3) この様な中，邦人の皆様の安全に直接影響を与えるような緊急事態がいつ，どこで，どのような形で発生するか予測が付きませんが，平時から緊急事態に備えた心構えをご家族，職場で話し合い，必要な準備を進めておくことは，非常に重要なことです。
- (4) 大使館では，邦人の安全を脅かすような事態や大規模自然災害が発生したり，そうした蓋然性が高くなったと判断される場合，正確な情報収集に努め，事実関係を確認し，必要な情報提供を迅速に提供するとともに，在留邦人を含む邦人の安否確認に全力を尽くします。

【参考】大使館は，安全対策に関する情報提供・意見交換等を行い，在留邦人との連絡体制を確立する目的で「安全対策連絡協議会（大使館とマニラ日本人会，フィリピン日本人商工会議所，マニラ日本人学校等当地の主な邦人関係組織・団体の代表者で構成）」を設置し，緊急時には組織・団体毎に作成をお願いしている緊急電話連絡網に基づき，情報伝達とともに安否確認をお願いすることになっています。

- (5) 緊急事態発生時には，大使館からの情報発信，安否確認手段が著しく制限されることが多いため，在留邦人の皆様には，自ら最新の情報の入手に努めていただくと共に，現在の居場所が安全かどうか，避難すべきかどうか等の判断を含め，ご家族を含めた安全確保に努めていただくようお願いいたします。

また，日頃から，大規模事件や（大規模）自然災害が発生した場合に備えた緊急連絡先を把握しておき，行動要領を策定し，家族，所属先企業，組織・団体間で予め共有するとともに，連絡体制を確認しておくことが重要です。

- (6) このような状況下で最も大切なことは，まず，落ち着いて，皆様それぞれが自らの責任で安全を確保するよう努めることです。そこで，皆様が的確かつ迅速に対応するために必要な心構えや準備しておくべき諸点を取りまとめましたので，参考にして頂き，緊急事態が発生した場合には落ち着いて対応できるよう心がけてください。

2 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

緊急事態発生時に安全を確保し、安否を確認する上で、連絡が確実かつ迅速に行われることが非常に大切です。そのため次のような諸点に留意するようお願いいたします。

ア 「在留届」の提出

大使館として、邦人が当地に長期に在留していることを把握し、安否確認含めて連絡を行う場合の基礎となるのが「在留届」です。

このためフィリピンに3ヶ月以上滞在される場合は、必ず「在留届」を提出するようお願いいたします。また、転居等に伴う住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等に変更があった場合には、変更事項を忘れずに大使館までお知らせください。

「在留届」が提出されていないと、大使館として、そもそも在留しているとの事実を確認できませんし、連絡することすらできません。

また、住所、連絡先電話番号が変更となっても、古い情報のままですと、大使館から連絡が取れないこととなりますので、変更となった場合には、速やかに報告するようお願いいたします。

2013年の台風30号では、日本の親族から多くの安否照会がありましたが、在留届を提出していなかった方も少なくなく、大使館の安否確認作業にも大きな支障が出たことや、ご親族の心配も相当なものでした。こうしたことから、改めて在留届提出のご励行をお願いします。

イ 身近な連絡方法の整備

(ア) 親族間、企業を含む所属組織・団体間の連絡については、日頃から連絡先を把握できるようにしておき、緊急時の連絡が確実に行われるよう整備しておくとともに、年1回は、緊急連絡網による訓練をするようにしてください。

(イ) 個人で滞在し、組織・団体に所属していない場合でも、近くに住んでいる方や知人・友人等と日頃からのお付き合いを通じて、緊急事態が発生した際の連絡先を確保しておく。

ウ 情報収集

暴動、天災等の非常事態は、予期せず突然発生することがあり、その事態をあらかじめ予知することは難しい面もありますが、日頃から情報収集を行うことにより、そのリスクを削減することができ、各関係機関等から情報収集を行うことが未然に被害を防ぐ、軽減させることに繋がり、非常に大切です。

大使館では、次の方法をもって、可能な限り情報発信に努めますが、皆様におかれても、フィリピン関係機関からも情報収集に努めてください。また、非常事態時には、通信網が破壊されることが多いため、テレビ、ネット等からの情報収集が困難となり、この場合、非常に重要となるのがラジオです。日本語では「NHKワールドラジオ日

本」があり、非常事態の際は、日本の外務省から積極的に情報提供を行いますので、ラジオを準備・持参することを強くお勧めします。

(ア) 日本外務省、日本大使館からの情報発信

● I N S I D E

緊急時に在留届の記載のあったメールアドレスに自動的に送信されます。

●メールマガジン

大使館HPからご自身で登録することにより、各種情報が自動送信されます。

●大使館HP

http://www.ph.emb-japan.go.jp/index_japanese_version.htm

●外務省海外安全HP

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_mailservice.html

※メールサービスを開始しており、同HPからご自身で登録することにより、外務省のスポット情報、広域情報、危険情報をリアルタイムに受信することができます。

●NHKワールド短波ラジオ日本（2015年2月現在）

フィリピンでの放送時間	周波数
07:00-09:00	11665 kHz
12:00-15:00	17810 kHz
18:00-19:00	17585 kHz
19:00-01:00	11815 kHz

【参考】マニラ日本人会では、フィリピン日本人商工会議所と共に携帯電話のテキストメッセージを使用した緊急連絡システム「J-SMS (JAMI/JCCIPJ Short Message Service)」を2009年から運用しています。同日本人会会員、同商工会議所会員企業には、大使館からの通報に基づき、このサービスを通じた情報提供も行われます。

(イ) フィリピン関係機関

●フィリピン国家災害リスク削減管理委員会

<http://www.ndrrmc.gov.ph/>

●フィリピン気象庁

<http://www.pagasa.dost.gov.ph/>

●フィリピン火山地震研究所

<http://www.phivolcs.dost.gov.ph/>

エ 一般回線不通時の連絡体制の整備

2013年の台風30号被害では、台風の中心低気圧が通過した地域を中心に、通信網が完全に破壊されたため、しばらくの間、まったく連絡できない状況が続きました。こうした場合の代替連絡手段を予め考えておくことが重要であり、例えば、衛星電話、長距

離無線機の購入・整備も検討した方が良いでしょう。

また、緊急連絡先は、携帯電話のメモリー機能を使用する他にメモにして常時携帯するよう心がけるようにしてください(携帯電話メモリーはバッテリーが有効な間しか使用できませんので、メモリー機能だけに頼るのは得策ではありません。)

(2) 緊急時避難と留意事項

ア 判断の基準

上述で言及したとおり、緊急事態は、いつ、どのような形態、規模で発生するかは全く予測が付きません。

したがって、緊急事態が発生した場合には、現在の居場所(自宅、勤務先、外出先等)が安全かどうか、避難すべきかどうか等については、大使館からの連絡(指示)を待たずに、皆様自身で落ち着いて判断しなければなりません。

イ 現状把握・避難場所の検討

常に周囲の状況に注意を払い、インターネット、テレビ、ラジオ等を通じて被害状況、被災地域等の情報を収集し、事案が発生した場所には近づかないようにしてください。また、勤務先、通勤途上、自宅等における一時避難場所を予め検討しておくようにしてください。

ウ 緊急時避難

大使館は、緊急事態の状況に応じて、避難が必要と判断した場合には、緊急避難をお願いすることがあります。

(3) 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

準備しておくべき品物等のチェックリストは次ページをご覧ください。

ア 旅券(パスポート)、現金(ペソ貨(出来るだけ少額な額面のもの)、外貨(米ドル、日本円等))、クレジットカード等最小限必要なものは、直ぐ持ち出せるよう用意しておくことが大切です。

イ 情勢の推移によっては、一定期間自宅、状況によっては職場での待機が必要となる場合も想定されますので、飲料水、非常用食料、医薬品、燃料等を家族(職場においては職員)分10日程度準備しておくようにしてください。

ウ 普段、車両で移動することが多く、ご自身の居住地や勤務先がどこに位置するかあまり気にかけていないのではないかと思います。一方、緊急事態発生地点と現在地(自宅、職場)の位置関係、避難場所、避難経路等を検討しておく上で地図はとても大切です。折りたためる地図を一つ用意しておかれると良いでしょう。

＜緊急事態に備えてのチェックリスト＞

1 旅券（パスポート）

- 6か月以上の残存有効期間があること
- 旅券の最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を記入してあること

2 現金及び貴重品（貴金属、預金通帳、クレジットカード等）

- 家族全員が当分の間（10日程度）、生活するのに必要なペソ貨（少額な額面のものを含む）
- 外貨（米ドル、日本円等）

3 自動車

- 常時整備しておく
- 十分な燃料の確保
- 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー等
- 自動車を所有していない方は、近くに住む自動車を持つ方と平素から連絡を取り、必要な場合、同乗できるように相談しておく

4 その他携行品

- 携帯電話及び充電器
- パソコン
→避難した場合には、避難先で電源が確保されない、電力が安定的に継続して供給されないことが十分想定されることを予めご留意ください。

- 衣類、着替え（長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、殊更人目を引くような華美なものではないもの。麻、綿等吸収性、耐暑性に富む素材が望ましい。）

- 履物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）
- 非常用食糧等

家族が当分の間（2週間程度）、自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類（及び缶切り）、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーター等。自宅から他の場所へ避難する際には、この中から缶詰類、インスタント食品、粉ミルク、ミネラル・ウォーター、大型の水筒等を携行するようにして下さい。

- 医薬品等
家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏等
- ラジオ（大使館からのFM放送、ラジオジャパン、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池仕様のもの。予備電池）
【参考】FM放送を受信できる携帯電話もありますので、ご自身が所持している携帯電話にラジオ受信機能があるかどうかを確認しておくようお願いします。

- その他
懐中電灯、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾（頭をカバーできるもの）、緊急連絡先リスト（住所、電話番号）、市販されている居住地の地図等。

3 緊急時の行動

(1) 心構え

- 平静を保つ
- 流言飛語に惑わされない
- 群衆心理に巻き込まれない

(2) 情勢の把握

大使館では関係当局を含め情報収集・分析に努め、上記2(1)ウ(ア)に記載した連絡方法をもって、皆様に迅速にお知らせいたしますが、当地各種報道機関及び海外主要報道機関(NHK, BBC, CNN等)も参考に各自情報収集に心掛けるようにしてください。

なお、当国のニュースを参考にする場合には、特にテレビ、ラジオでは、英語だけのニュースは限られ、多くがタガログ語によるものですので、職場のフィリピン人スタッフ、使用人等の協力も得ながら情報を収集するようにして下さい。

(3) 大使館への情報提供

ア 緊急事態発生時には、現地の治安、被害状況等をできるだけ正確に把握できれば、大使館として、その後の対応を適切に行うことが可能となります。したがって、在留邦人の皆様から寄せられる情報は大変貴重ではありますが、何よりもご自身の安全確保を第一に考え、身の危険を冒してまで現場に赴き、状況を確認するようなことは絶対に避けてください。

イ 一方、ご自身や家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶとき、又は及ぶおそれがあると考えられるときは、速かに、その具体的状況を大使館(邦人援護ホットライン TEL:551-5786)に連絡するようにして下さい。

ウ 緊急事態が発生した際には、相互扶助が必要になる場合もあります。大使館から在留邦人の皆様に協力をお願いすることもありますので、その際にご協力をいただけますよう、お願いいたします。

(4) 待避

深刻な緊急事態が発生したことにより、治安や生活環境が極度に悪化し、一時的な避難や国外を含めた退避を検討しなければならなくなる事態がないとは言いきれません。しかしながら、まずは、緊急事態の形態、事態の推移等を見極めながら、自宅・職場・外出先等での待機、一時退避、国外退避の必要性を判断することになります。

ア 自発的な退避の場合の留意点

(ア) 事態が悪化し、自己又は派遣先の会社等の判断に基づき、自発的に帰国又は第三国へ退避する場合は、その決定及び帰国(退避)者全員の氏名を大使館に通報するようお願いいたします。

(イ) 大使館では、安否が確認されない邦人については、確認されるまで作業を継続しますので、ご一報頂けますと助かります。一方、退避時には大使館へ連絡する余

裕もないと考えられますので、その場合は退避後で差し支えありませんので、大使館又は日本の外務省（領事局海外邦人安全課（代）（81）3-3580-3311）に忘れずに通報するようお願いいたします。

イ 大使館が退避勧告等に関するメッセージを発出した場合の留意点

（ア）大使館が「退避の勧告」や「退避の可能性の検討や準備を促すメッセージ」を発出した場合、一般商用機が運航している間は、それを利用して可能な限り早急に国外に退避するようお願いいたします。

（イ）一方、臨時便を含む一般商用機の運行が停止した場合、あるいは満席で座席の留保が困難な場合には、日本政府として、チャーター商用機（航空機）、又は状況によっては、海上のルートを利用して退避を検討することになります。

【参考】チャーター商用機（航空機）の利用には、本邦乃至退避先片道エコノミー料金を搭乗者ご自身に支払っていただくこととなります。

ウ 大使館が緊急避難先へ避難（集結）のメッセージを発出した場合の留意点

（ア）事態が切迫し、大使館から退避又は避難のための集結について指示があった場合には、緊急時避難先に集結していただくこととなります。但し、緊急時避難先は、その都度、状況に応じて決定し、ご連絡することとなります。

（イ）退避先では、状況の推移を見ながら、しばらくの間、同退避先で待機する事態も想定されますので、以下のチェックリストを参考にして非常用物資を持参するようお願いいたします。一方、緊急時にはご自身や家族の生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。

（ウ）集結場所からの国外退避ルートについては大使館で検討し、結果をお知らせすることとなります。

VI 緊急時の連絡先（国番号：63）

1 全国共通

警察・消防・救急：117

救急（フィリピン赤十字）：143

2 マニラ首都圏（市外局番 02）

（1）警察

マニラ首都圏共通 TEL:177(日本の110番と119番に相当) Emergency Police Assistance

マカティ市 TEL:166

タギッグ市 TEL:163

（2）病院（24時間受付可能な救急外来を有する）

ア マニラ市

Manila Medical Center TEL:523-8131~65

Manila Doctor's Hospital TEL:524-3011 / 528-8102

イ マカティ市

Makati Medical Center TEL:888-8999

ウ パサイ市

San Juan De Dios Hospital TEL:831-9731

エ ケソン市

World City Medical Center TEL:913-8380 / 438-4580

De Los Santos Medical Center TEL:723-0041~54 / 723-5674

St. Luke's Medical Center TEL:723-0301

オ アラバン（モンテンルパ）

Asian Hospital & Medical Center TEL:771-9000~03

カ タギッグ市（フォートボニファシオ）

St. Luke's Medical Center TEL:789-7700

キ パシッグ市

The Medical City TEL:635-6789

（3）消防

ア マニラ地区 TEL:336-5138 / 527-3653

イ マカティ地区 TEL:818-5150 / 816-2553

ウ パサイ地区 TEL:844-2120 / 843-6523

エ ケソン地区 TEL:928-8363

(4) フィリピン観光省 (ツーリスト・インフォメーション・センター)
TEL: 459-5200

(5) 在フィリピン日本国大使館
2627 Roxas Boulevard, Pasay City 1300, Metro Manila, Philippines
TEL 代表: 551-5710
領事班直通 TEL: 834-7508
FAX: 551-5785 (大使館領事班専用)

◎邦人援護ホットライン TEL: 551-5786

(平日の午前 8 時 30 分-午後 5 時 15 分/平日閉館時間帯, 週末, 祝祭日も, 邦人の人命に係わる緊急案件に関しては 24 時間体制で対応します。)

3 セブ (市外局番 032)

(1) 警察 TEL: 166

(2) 救急車 TEL: 161

(3) 消防 TEL: 160 (メトロセブ圏全般)

ア セブ市 TEL 256-0541
イ マンダウエ市 TEL: 344-3364
ウ ラプラプ市 TEL: 340-0252

(4) 病院 (日本人が利用する主な医療機関)

ア セブ市
セブ・ドクターズ・ホスピタル (代表) TEL: 255-5555
(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク) TEL: 516-3341
チョン・ホア・ホスピタル (代表) TEL: 255-8000
(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク) TEL: 318-6057
イ ラプラプ市
マクタン・ドクターズ・ホスピタル (代表) TEL: 341-0000
(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク) TEL: 318-6063

(5) 在セブ出張駐在官事務所 (Consular Office of Japan in Cebu)

7th Floor, Keppel Center, Samar Loop corner Cardinal Rosales
Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, 6000, Philippines
TEL 代表: 032-231-7321, 032-231-7322 (平日午前 8 時 30 分-午後 5 時)
FAX: 032-231-6843

4 ダバオ（市外局番 082）

- (1) 警察 TEL : 911 又は 166
- (2) 救急車 TEL : 227-2731 (ダバオ・メディカル・センター)
- (3) 消防 TEL : 110
- (4) 病院
- ダバオ・メディカル・センター・・・・・・・・・・ TEL : 227-2731
 - ダバオ・ドクターズ・ホスピタル（代表）・・・・ TEL : 221-2101
 - （ジャパニーズ・ヘルプ・デスク）・・・・ TEL : 221-2101（内線 526）
 - サンペドロ・ホスピタル・・・・・・・・・・ TEL : 221-4950
 - ブロクンシャー・ホスピタル・・・・・・・・・・ TEL : 227-5706
 - メディカル・ミッション・グループ・クリニック・・・・ TEL : 226-4265
- (5) 在ダバオ出張駐在官事務所（Consular Office of Japan in Davao）
 Suite B305, 3rd Floor, Plaza De Luisa Complex 140R. Magsaysay
 Avenue, Davao City, Philippines
 TEL 代表:082-221-3100, 082-221-3200（平日午前 8 時 30 分-午後 5 時）
 FAX:082-221-2176

おわりに

安全・防犯対策は、皆様がまず各犯罪手口等について理解・把握され、「自分の身は自分で守る」ということが非常に大切です。一方で、緊急事態時は、日頃からの準備が非常に重要となります。特に、2013年11月、フィリピンに上陸した台風30号（ヨランダ）は、ビサヤ地方に甚大な被害をもち、改めて日頃の準備が重要であることを再認識させられています。フィリピンでのいろいろなリスクに対処するため、本資料がその一助となればと幸甚です。

2015年12月7日

会員 各位

フィリピン日本人商工会議所

「日本人弁護士によるフィリピン法律セミナー」のご案内

フィリピンは、行政・司法手続の不透明さ、フィリピン人弁護士とのコミュニケーションの取りにくさ、文化や習慣の違い等により、法律問題に直面する企業が増加しておりますが、他の東南アジア諸国に比べて、日本人弁護士は少数に留まっているのが現状です。

そこで、日系企業の海外における事業展開を法的側面から支援すべく、当地に縁のある日本人弁護士 3 名を招き、フィリピンの法律問題に関するセミナーを開催することといたしました。

先般会員の皆様にご協力いただきましたアンケート調査の結果、関心の高かったテーマを中心に、日系企業が理解すべきフィリピンの法律問題について幅広く、日本語で、法律の専門家の視点から解説いたします。

記

1. 日 時：2016年1月13日（水） 14:00～17:00

2. 会 場：Discovery Primea ホテル 2階 Cervantes ルーム

<http://www.discoveryprimea.com/>

3. 内容（予定）：

14:00～ 岡崎友子 弁護士	「就労許可、就労ビザの基礎知識及び最近の改正」 ・フィリピン赴任時及び帰任時に必要な手続 ・最近の就労許可に関する改正のポイント など
14:55～ 佐藤正孝 弁護士	「外資規制の適用のある事業の運営について」 ・外資規制とアンチダミー法 ・アンチダミー法を踏まえたストラクチャリング ・合弁契約作成上の注意点 など
15:55～ 上村真一郎 弁護士	「解雇にまつわる法律問題」 ・解雇の基本原則 ・解雇の適法性が問題になった事例の解説 など

▲ TO JCCIPI (FAX: 815-0317) ▲

Law Seminar on January 13th

お申込み期限：1月6日(水)

フィリピン法律セミナー への参加を申し込みます。

COMPANY (英文で) : _____

NAME : (Given Name) _____ (Surname) _____

E-MAIL : _____

TEL : _____ FAX : _____

就労許可及びビザの基本・ 最近の改正

東京弁護士会所属弁護士 岡崎友子

日本人がフィリピンで就労するには？

就労許可及び就労可能なビザが必要

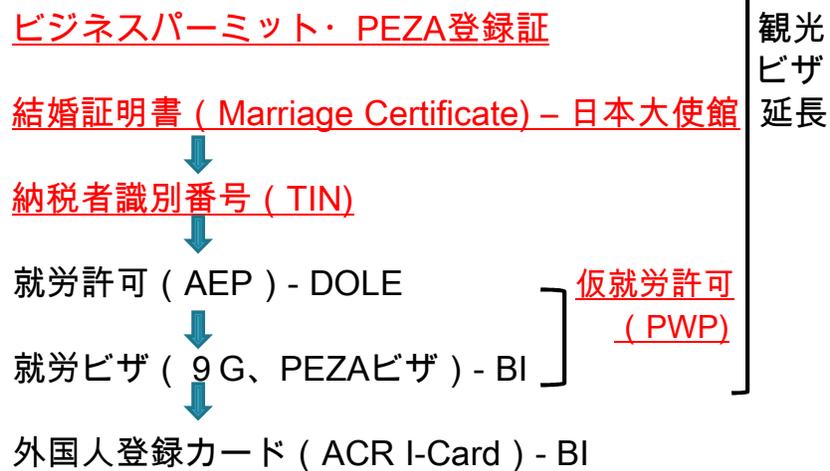
↑
就労ビザの要件

↑
就労を目的とした滞在資格

取得の流れ



書類準備を含めた実際の流れ



入国時の準備

- ▶ パスポート
有効期限6か月以上？
- ▶ 30日以内に出国する航空券
- ▶ 戸籍謄本（既婚者）

外国人就労許可

- ▶ Alien Employment Permit



- ・ 職場
- ・ ポジションの記載

特定の会社で特定のポジション
につくことについての許可
→ オールマイティーではない

- ▶ 労働雇用省 (DOLE) 発行
- ▶ フィリピンで報酬を得る活動に従事する場合に必要
- ▶ 有効期間：原則1年 上限3年
- ▶ フィリピン人に行えない業務であること → 新聞/Web公告
- ▶ AEPなしで就労 → 罰金 ※ 例外あり

外国人就労許可 例外

以下の者はAEP取得義務を免除される

- ▶ 配偶者ビザ保有者 (1 3 A)
- ▶ 外交官
- ▶ 国際機関
- ▶ 法令上除外される外国人
- ▶ POEA認定会社の経営者・代表者
- ▶ 一定の条件の下大学で教育、調査等を行う者
- ▶ 2015年改正事項

外国人就労許可~2015年改正~①

以下の者は、AEP対象外とする

1. 会社の経営に関する議決権を有するのみで、
会社の日常的な運営には介入しない取締役
2. 会社法、定款 (AOI、By-Laws) に基づき規定
される役員
例 : President、Secretary、Treasurer
3. フィリピンで雇用されずにコンサルティング
サービスを提供する者

外国人就労許可~2015年改正~②

4. フィリピンの支店、現法、駐在員事務所、関連会社に異動となる1年以上前から外国企業の従業員であり、Trade Agreementに基づきマネジャー、経営者、スペシャリストとして出向する者
5. フィリピンに商業拠点を有しない外国企業の従業員又は契約上のマネジャー、経営者若しくはスペシャリスト

外国人就労許可~2015年改正③

AEP申請書類

1. 申請書
2. ビザ及びパスポートのコピー
3. 雇用契約書 / 選任に関する秘書役の証明書
4. ビジネスパーミット・経済特区の場合は当該特区の登録書
5. 実地訓練プログラムのコピー

外国人就労許可~2015年改正④

実地訓練プログラムとは？

外国人がフィリピン人従業員に対して
知識を伝達するための実施訓練プログラム

- ▶ ネガティブ・リスト記載業種のみ対象
- ▶ 現在、ガイドライン作成中
→当面は、実施訓練プログラムなしでの
申請を受付可
※AEP発行30日以内にDOLE指定様式
でのプログラム提出

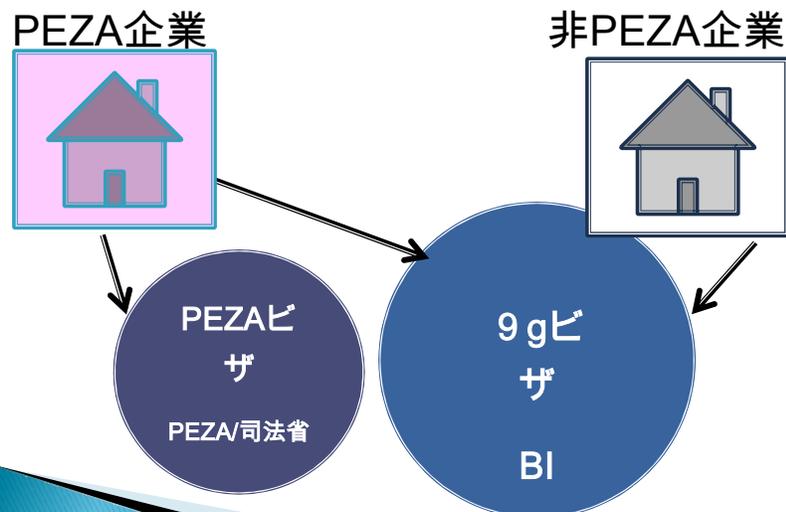
その他就労許可

- ▶ 特別就労許可 (SWP)
6か月以内の報酬を得る活動に従事
- ▶ 仮就労許可 (PWP)
AEP申請中・9gビザ申請中の外国人

観光ビザの延長

- ▶ 日本人→入国時に手続きなしで30日間の滞在可能。その後、観光ビザ延長で滞在
- ▶ AEP、就労ビザの申請中は観光ビザ延長
- ▶ 延長期間 最長36カ月
(1ヶ月、2か月、6か月)

就労のためのビザ



PEZAビザ・9gビザ対象者

PEZAビザ

- ・ PEZA企業の外国人投資家・外国人従業員
 - ・ 扶養家族
- ※5%ルール

9gビザ

- ・ 一般企業の外国人従業員の就労ビザ
 - ・ 扶養家族
- ※フィリピン人が行えない業務

申請手続

PEZAビザ

- ・ 有効期限：1年
→毎年更新
- ・ 申請費用：
4,815ペソ
- ・ 申請期間：
4~6週間

9gビザ

- ・ 有効期限 1~3年
- ・ 申請費用
10,130ペソ (1年)
17,170ペソ (2年)
24,210ペソ (3年)
- ・ 申請期間：
2~3ヶ月

ACR-I Card

- ▶ 外国人登録カード
Alien Certificate of Registration Identify Card
- ▶ 個人情報
氏名、写真、指紋、署名、ビザ、渡航履歴、支払履歴等
- ▶ 取得義務者
- ▶ 任意での取得 PEZAビザ、観光ビザ？
- ▶ 再発行 紛失、登録情報変更
- ▶ 携行義務・出国時
- ▶ 申請中の出国は？



ACR I-Card 年次報告

- ▶ ACR I-Cardの保有者
- ▶ 毎年、年初60日以内
2016年→1月4日~3月3日
- ▶ 原則、本人による報告
- ▶ 14歳未満の子供→親が報告

ACR- I Card 2015年改正

①ビザの種類によりカードの色が変更

例

ビザの種類	カードの色
永住ビザ	ライト・イエロー
特別非移民ビザ	ブロンズ
就労ビザ (9gビザ)	青色
任意登録	赤色
観光ビザ	白色

②手続タイムラインの明確化

ECC - 出国許可証

Emigration Clearance Certificate

ECC-A 出国72時間前までに取得
※ECC取得し忘れの場合

ECC-B 一時的な出国
※PEZAビザ保有者のECC問題

ECC - 出国許可証

ECC-A 出国72時間前までに取得

- 移民ビザ又は非移民ビザがダウングレード又は有効期限切れの場合
- 本帰国の場合
- フィリピンで出生した外国人の最初の出国
- 観光ビザで6か月以上滞在

等

免除証明書 14歳未満

帰任時・退職時の手続き



その他

- ▶ SSS
- ▶ Philhealth
- ▶ Pag-ibig
- ▶ SEC関連

外資規制と Anti-Dummy Law

西村あさひ法律事務所
弁護士 佐藤 正孝

NISHIMURA
& ASAHI

外資規制

- 憲法
- 外国投資法 (Foreign Investment Act) (第10次ネガティブ・リスト)
- 個別の業法・規制法

NISHIMURA
& ASAHI

憲法（土地・資源）

➤ 第12章第2条

All lands of the public domain, waters, minerals, coal, petroleum, and other mineral oils, all forces of potential energy, fisheries, forests or timber, wildlife, flora and fauna, and other natural resources are owned by the State. With the exception of agricultural lands, all other natural resources shall not be alienated. The exploration, development, and utilization of natural resources shall be under the full control and supervision of the State. The State may directly undertake such activities, or it may enter into co-production, joint venture, or production-sharing agreements with Filipino citizens, or corporations or associations at least sixty per centum of whose capital is owned by such citizens.

憲法（土地・資源）

➤ 第12章第7条

Save in cases of hereditary succession, no private lands shall be transferred or conveyed except to individuals, corporations, or associations qualified to acquire or hold lands of the public domain.

- 憲法第12章第2条及び第7条をあわせて読むと、法人が私有地を保有する場合、当該法人の60%の株式はフィリピン人が保有していなければならないと解釈される。

Foreign Investment Act

➤ 第10次ネガティブ・リスト

- 2015年6月13日施行
- Lending Companies (49%) 及び Financing Companies and Investment Houses (60%) の規制撤廃
- 土地の所有 (40%)

外資比率の算定方法

➤ SEC Memorandum Circular No.8

- 適用対象企業：外資規制の適用を受ける事業を営む全ての法人
- 外資比率の算定となる株式
 - ① 発行済株式総数（役員選任に関する議決権を有するか否かを問わない）；及び
 - ② 役員選任に関する議決権を有する株式の発行済総数

外資比率の算定方法

- 具体例：
 - 60：40の外資規制の適用のある合弁会社の株式に関し、
 - ① フィリピン企業：A種株式（無議決権・配当優先株式）300株
 - ② 日本企業：B種株式（普通株式）200株を保有
- あてはめ
 - ① 発行済株式総数（500株）のうち、200株を保有していることから、発行済株式総数をベースにすると、60：40の基準を満たすように思われるが、
 - ② 議決権株式200株全てを保有している（日本企業が100%議決権株式を保有している）ことから、外資規制違反となる。
 - ③ B種株式も、60：40で振り分けなければならず、日本企業が保有できるB種株式は80株が上限となる。

NISHIMURA
& ASAHI

7

Anti-Dummy Law

- Section 2-A
 - 外資規制回避目的で行われる名義貸し等を禁止している。
 - 禁止される名義貸し行為等の内容：
 - 外資規制の対象となる事業を営む会社・権利を外国人に利用させること。
 - 外資規制の対象となる事業を外国人にリース・譲渡すること。
 - 役員、従業員を問わず、外国人に対して、外資規制の対象となる事業を営む会社の経営、運営又はマネジメントへの介入を認めること。

NISHIMURA
& ASAHI

8

Anti-Dummy Law

➤ Section 2-Aの例外

- 外国人も出資比率に応じて外国人取締役を指名することができる。

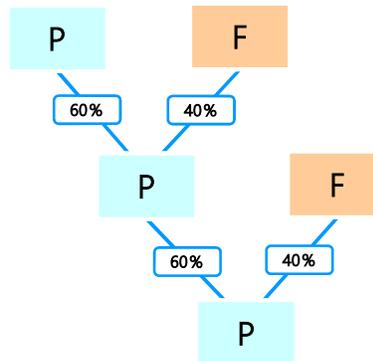
✓フィリピン人60%：外国人40%の会社の場合、最低5人の取締役のうち、2人の外国人取締役を指名することができる。

Anti-Dummy Law

➤ 罰則

- 処罰の対象：
 - ① 名義貸し等の禁止行為を行ったフィリピン人
 - ② 故意に当該禁止行為を支援、援助又は幫助した者
 - ③ 違反した者が法人の場合、社長、管理職、又は担当者
- 処罰の内容：
 - ① 5年以上15年以下の罰金；
 - ② 違反によって得た利益以上の罰金；及び
 - ③ 違反によって得た権利・財産・事業の剥奪

Control Test と Grandfather Rule



Control Test と Grandfather Rule

➤ Control Test :

- ① 会社の60%の株式をFilipino Citizensが保有していれば、その会社はPhilippine nationalityを有していると考えべき。
- ② 親会社の株式の60%の株式をFilipino Citizensが保有している限り、それ以上、株主構成等の追及を行う必要はない。

Control Test と Grandfather Rule

➤ Grandfather Rule

- Filipino Citizensによる beneficial ownership 又は control に疑義が生じる場合 (外国投資家が beneficial ownership 又は control を有していると疑われる場合)、誰が beneficial ownership 又は control を有しているかを更に検討すべき。

Control Test と Grandfather Rule

➤ 疑義が生じる場合とは (DOJ Opinion No.165) ?

- ① 外国人投資家が、フィリピン法人が引き受けるべきものを含め、合弁会社のための資金を実務上全て拠出している場合 (e.g. フィリピン法人が資本金を負担しておらず、外国人投資家が全資本金等を負担している。)
- ② 外国人投資家が、合弁会社に必要なテクニカル・サポートを実務上全て行っている場合
- ③ 外国人投資家が、マイノリティー株主であったとしても、合弁会社を運営 (manage) し、全ての事業の経済性調査 (economic viability studies) を行っている場合

ストラクチャリング

- ▶ フィリピンのビジネス・パートナーとの合弁
- ▶ 退職年金基金等
- ▶ ノミニー会社（※疑義が生じるおそれをどのように回避するか）
- ▶ フィリピン人弁護士、従業員等

合弁契約作成上の留意点

- ▶ 60：40の外資規制の適用がある事業を営む合弁会社の合弁契約・株主間契約を作成
- ▶ 論点
 - ✓ 日本企業は社長を指名できますか？また、他の取締役の派遣はできますか？
 - ✓ マイノリティーである日本企業の保護のために、拒否権条項（日本企業の同意がないと決定できない事項）を入れることはできますか？
 - ✓ 相手方が契約に違反した場合に、現地企業が保有する株式を強制的に買い取る、又は日本企業の株式を強制的に売却する権利を規定することはできますか？
 - ✓ 日本企業の権利を守るためのアレンジはありますか？

合弁契約作成上の留意点

Q：日本企業は社長を指名できますか？また、他の取締役の派遣はできますか？

A：社長の指名はできないと解されます。

A：社長以外の取締役の派遣は可能です。但し、派遣できる人数は、出資比率に応じた制限がかかります（最大でも60：40。但し、実際の出資が20%であれば、取締役を派遣できる比率は80：20。取締役が5人であれば、1人しか派遣できません）。

合弁契約作成上の留意点

Q：マイノリティー・プロテクションのために、拒否権条項（日本企業の同意がないと決定できない事項）を入れることはできますか？

A：可能です。但し、会社法上、株主総会決議事項とされている事項に限定するのが望ましいと解釈されています。取締役会決議事項（多額の借り入れ、資産の譲渡等）についてまで拒否権事項を規定すると、外国人投資家による経営への介入と判断される可能性があります。

合弁契約作成上の留意点

Q: 相手方が契約に違反した場合に、現地企業が保有する株式を強制的に買い取る、又は日本企業の株式を強制的に売却する権利を規定することはできますか？

A: 可能です。但し、強制的に買い取る権利（コール・オプション）を規定する場合には、日本企業が直接買い取ると外資規制に違反することになるため、現地企業は日本企業が指定する者（フィリピン法人）に売却しなければならないという立て付けにしておく必要があります。

合弁契約作成上の留意点

Q: 日本企業の権利を守るためのアレンジはありますか？

A:

- ① 合弁会社への貸付＋現地企業が保有する合弁株式に対する担保設定。但し、資金の全部又は実質的に全部の資金を日本企業が拠出することになると外資規制違反の疑いが生じる点に注意が必要です。また、担保実行の規定も、コール・オプションと同様に、日本企業が指定する者が買い取る、という規定にしておく必要があります。
- ② 株券の保有（※）
- ③ 株式譲渡契約の作成（※）



佐藤 正孝
弁護士 (2002年登録)
ニューヨーク州 (2008年登録)
シンガポール外国法弁護士 (2014年登録)

Email : m_sato@jurists.co.jp
 電話 : +65-6922-5334 (直通)

主な業務分野

M&A、ジョイントベンチャー、株式投資、
 危機管理・不祥事対応、ベトナム、フィリ
 ピン、その他アジア地域の一般企業法務

**NISHIMURA
 & ASAHI**

学歴

2000年	慶應義塾大学法学部卒業
2007年	ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)

経歴

2007年 - 2008年	ニューヨークのシュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所
2013年-	西村あさひ法律事務所ハノイオフィスの立ち上げ
2014年-	SyCip Salazar Hernandez & Gatmaitan (SyCip Law) への出向
2014年5月	シンガポール事務所勤務

最近のセミナー

2014年8月	M&Aの契約書実務
2014年11月	M&Aデュー・デリジェンスで見えられた問題点への対応
2015年2月	シンガポールの新会社法について
2015年2月	インドネシアにおける法務リスクと予防策

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所

シンガポール事務所は、シンガポールの現地法律事務所と連携して、日本企業のシンガポールへの事業進出をサポートする他、日系企業の進出レベルに応じて、シンガポールにおける現地子会社の設立に始まり、アジア地域統括拠点の設置、組織再編、本店機能の移転、シンガポール証券取引所 (SGX) 上場、シンガポール国際仲裁センター (SIAC) 仲裁に至るまで、一貫したサービスを提供しています。また、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン等のアセアン諸国への日本企業の進出サポート、M&A、危機管理、法令調査等のサービスを提供しています。

50 Collyer Quay, #08-08,
 OUE Bayfront, Singapore 049321

Tel: +65-6922-7670 (代表)

Email:
singapore@juristsoverseas.com

Website:
<http://www.jurists.co.jp>



**NISHIMURA
 & ASAHI**



解雇にまつわる法律問題
~特に termination for just cause について~

2016年1月13日

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 上村真一郎



フィリピンで解雇はできないの
か？

労働法に解雇の要件が規定されています

これに従えば、解雇は可能です

解釈が難しい規定もありますので、当てはめに注意が必要です



解雇のために必要なこと

- (1) 適法な解雇理由
- (2) 適式な手続の実行



解雇が許される場合 (1)

297条 (正当な理由 ・ just cause)

- (a) 著しい非行または雇用主の合法的な命令に故意に従わなかった場合
- (b) 著しいかつ常習的な職務懈怠
- (c) 詐欺または雇用主からの信頼を故意に裏切った場合
- (d) 雇用主等に対して犯罪または攻撃を行った場合
- (e) 上記に類する行為があった場合



解雇が許される場合 (2)

298条 (正当な理由 ・ authorized cause)

- (a) 労働力削減のための設備の導入
- (b) 余剰人員の発生
- (c) 事業上の損失防止のための人員整理
- (d) 事業の停止



Art.297. TERMINATION BY EMPLOYER

An employer may terminate an employment for any of the following causes:

- (a) **Serious misconduct** or **willful disobedience** by the employee of the lawful orders of his employer or representative in connection with his work;
- (b) **Gross and habitual neglect** by the employee of his duties;
- (c) **Fraud** or **willful breach** by the employee **of the trust** reposed in him by his employer or duly authorized representative;
- (d) **Commission of a crime** or offense by the employee against the person of his employer or any immediate member of his family or his duly authorized representative; and
- (e) **Other causes** analogous to the foregoing.



(a) 重大な非行(serious misconduct)

“serious”=重大な

“misconduct”=不適切または誤った行動

<認められた例>

- ・ 上司に対して侮辱的、攻撃的な言動を行った
- ・ 守衛の居眠り
- ・ セクハラ

<認められなかった例>

- ・ 会社の敷地外で他の従業員と喧嘩した
- ・ クリスマスパーティで(その場にはいない)上司に対して侮蔑的な行動を行った



(a) 故意の不服従(willful disobedience)

不服従の対象となった命令や指示、規則が以下の要件を満たすことが必要

- ① 合理的かつ合法
- ② 従業員に十分に周知されている
- ③ 業務関連性がある

<認められた例>

- ・ 社用車を職務目的外の目的で利用
- ・ 合理的な配置転換の拒否

<認められなかった例>

- ・ 組合活動に従事した従業員の転勤の拒否
- ・ 非合理的な転勤の拒否
- ・ 昇進を伴う転勤を拒否した従業員の解雇



(b) 職務の懈怠(neglect of duties)

通常の判断能力を有する者であれば有する事理認識能力の欠如であり、それが一度ならず繰り返されること

<認められた例>

- ・銀行の窓口係員が会ったこともない者に対して領収書も受領せずにクレジットカードを交付し、結果多額の被害が銀行に生じた
- ・労災が治癒し、医者からもその旨診断がなされているにもかかわらず2ヶ月にわたり出社しなかった

<認められなかった例>

- ・能力不足(ただし、一般的な業務を要求される業務の場合)



(c) 詐欺(fraud)

- ①雇用主に対して行われること
- ②従業員の業務に関連して行われること
 - ・善意の非開示は詐欺には当たりません。

<認められた例>

- ・航空会社の職員が、重量オーバーの荷物の超過料金徴収を行わなかった。
- ・タイムカードの不正



(c) 信頼の破壊(Willful breach of trust)

(1) 会社の資産・備品等の窃盗

(2) 信頼の欠如(Loss of confidence)

- ・雇用主が信頼を置くことが求められる業務についている場合に適用されま
す
- ・専門的かつ高度な知識が必要とされる職種の場合、かかる知識を有してい
ないことは解雇事由となり得ます
- <認められた例>
- ・人事責任者が上司に対する報告を複数回怠り、業務に対する態度が積極的
でなく、他に対して非専門家的な行動を行った
- <認められなかった例>
- ・販売目標等の未達
- ・不良な営業成績(重大かつ繰り返し行われる場合には職務の懈怠に該当す
る場合もあり得ます)



(d) 雇用主等に対する犯罪

- ・犯罪行為が以下のいずれかに対して行われること
- ①雇用主
- ②雇用主の祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、配偶者
- ③雇用主の権限を与えられた代表者
- ・起訴、有罪にまでなることは要求されておらず、犯
罪が行われたことで足りす



(e) その他

- ・ (a) ~ (d)の事由に類似しているもの
- ・ 従業員の自発的、故意の行為に限られます
- ・ 他の従業員の財物の窃盗などはこれに該当しません
- ・ 就業規則違反



解雇には手段の相当性が必要です

- ・ 法は解雇が可能となる事由を挙げているだけであり、全ての場合で解雇が可能というわけではありません
 - ・ 懲戒手段としての解雇は最終手段であることが求められます
- <考慮されるべきポイント>
- ①懲戒事由の重さ
 - ②懲戒事由となる事項を犯した回数
 - ③会社に生じた被害
 - ④在籍年数



就業規則違反での解雇についての考察

- (1) 就業規則違反での解雇は可能
- (2) 違反行為と罰則の整合性が要求されます
- (3) これがない場合には争いの元となります
- (4) 解雇相当の場合にも、手続を踏むことが不可欠



解雇の手続

- 1) 書面による通知
- 2) 返答期間の設定 (最低5日間)
- 3) 聴聞の機会
- 4) 解雇の有無の決定
- 5) 従業員への書面による通知 (整理解雇の場合はDOLEへの通知も追加が必要。最低30日前迄に)
- 6) 退職金の給付 (必要な場合)



労働者が不服申立をした場合の対処方法

- 1 . 不服申立制度の概要
- 2 . 統計
- 3 . 対処方法



不服申立制度の流れ

<DOLE Level>

1. Single Entry Approach (SEnA)
2. Regional Arbitration Level (RAB)
3. Commission Proper Level (CP)

<Court Level>

4. Court of Appeal
5. Supreme Court



SEnA

- 2011年から導入された制度
- 強制的な仲裁手続の前の手続
- 自発的な和解を目指すもの
- 申立書提出から30日以内の結論
- 2013年は16,839件申立、6,264件で和解成立（約37%）
- 6,979人に対し、150,028,211.62ペソ支払（1人あたり平均21,500ペソ）



RAB/CP

- 会社側の勝訴率（2014年）
RAB: 9,343/25,690 (36%)
CP: 3,325/8,960 (37%)
- 賠償額（2013年）
RAB: 37,972人に対し、約68億ペソ（1名あたり約18,000ペソ）
CP: 11,216人に対し約26.5億ペソ（1名あたり約23,600ペソ）
- 終結までに要した時間（2013年）
RAB: 3ヶ月以内が50%、6ヶ月以内が84%
CP: 2ヶ月以内が72%、6ヶ月以内が91%



解雇が認められなかった場合

労働者には、以下が認められます

- ①未払い賃金等の支払い
基本給のみならず、その他全ての手当、
13ヶ月ボーナス等も含まれます
- ②復職
時間の経過等により復職が不可能な場合
には、退職金の支払いが必要
- ③損害賠償
会社に民事上の不法行為が成立するよう
な場合（悪意に基づく解雇等）



手続違反がある場合

- ・解雇自体が無効とされた事案はありません
 - ・但し、従業員に損害賠償(nominal damage)を行うことを命じる判決があります(Backwagesは支払わなくても良いとしたもの)
- <先例>バスの運賃徴収係に30,000ペソの支払いを命じた判決



解雇に当たり、会社が行うべきこと

- (1) 解雇事由があるかどうかの確認
- (2) 手続の実行
- (3) 書面の取り付け (自主退職の場合も、そうでない場合も。退職金の支払いがある場合には、その際に取り付ける)

クワシャ・アンチェッタ・ペーニャ&ノラスコ法律事務所 (QLO) とは ?

マッカーサーの法律顧問として来比したアメリカ人のWilliam H. Quashaが1950年に設立した、フィリピンで最古の法律事務所の1つです。

企業法務を中心に、あらゆる法律分野の業務を行う総合法律事務所です。

依頼者は、フィリピン及び海外のメーカー、商社、銀行及びその他金融機関、保険会社、証券取引所、報道機関、IT、ソフトウェア開発会社、建設会社、不動産会社、医療機関、教育機関等に及び、その種類も国際的大企業から中小企業、個人まで様々です。

全世界の独立系法律事務所の集まりである「INTERLAW」 INTERLAW.
に
フィリピンを代表する法律事務所として加盟しています。

QLO ジャパン・デスク

QLOは、「INTERLAW」のメンバーである桃尾・松尾・難波法律事務所と提携して、フィリピンに進出されている日本企業及び在留邦人に対し、迅速で実務的、かつ効率的なサービスが提供でき、さらに日本語でのご相談にも対応できるように、**ジャパン・デスク**を設置しました。

日々の業務に関する法律問題についてお気軽にご相談いただけるよう、顧問契約を締結させていただくことも可能です。なお、顧問先のご家族の方々の法律問題へのサポートも行わせていただきます。

QuashaLaw クワシャ・アンチェッタ・ペーニャ&ノラスコ法律事務所

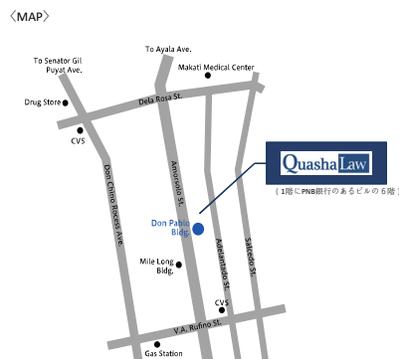
- 代表 TEL : (0 2) 8 9 2 - 3 0 1 1
- ジャパンデスク直通 TEL : (0 2) 8 9 2 - 3 0 2 0 [担当 : 鳥養・上村]
- ジャパンデスク専用メールアドレス JapanDesk@QuashaInterlaw.com (02) 817-6423

事務所地図

QuashaLaw

Quasha, Ancheta, Peña & Nolasco

Don Pablo Building
114 Amorsolo Street
1229 Makati City,
Metro Manila
Philippines





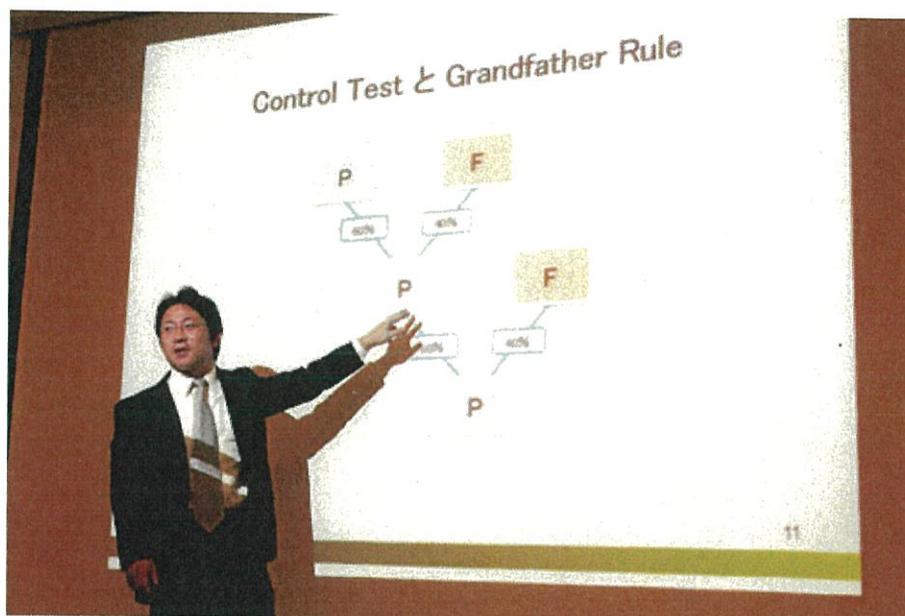
MOMO-O, MATSUO & NAMBA

ご清聴ありがとうございました

弁護士 上村真一郎
桃尾・松尾・難波法律事務所
〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
TEL:+81-3-3288-2080
FAX:+81-3-3288-2081
E-mail: uemura@mmn-law.gr.jp

法律セミナー

比日本人商工会議所が、比の法律の基礎知識について セミナーを開催

[479字 | [2016.1.14](#) |  | 経済]

外資規制の解説をする佐藤正孝弁護士 = 13日午後3時ごろ、首都圏マカティ市で写す

フィリピン日本人商工会議所主催の「フィリピン法律セミナー」が13日午後、首都圏マカティ市のホテルで開かれ、日本人弁護士3人が管理職を中心とした企業関係者ら約100人を前に、比の法律の基礎知識などについて講演した。

事前のアンケート調査で要望が多かった就労許可・ビザ、外資規制、解雇の三つのテーマに絞ってセミナーが行われた。

マカティ市のC & G法律事務所に勤務する岡崎友子弁護士は、日本人が比で就労する際に必要となる就労許可・ビザの種類、取得までの流れを図を用いて分かりやすく解説。また、西村あさひ法律事務所（シンガポール）の佐藤正孝弁護士が、外資規制をテーマにした講演を行い、フィリピンの憲法や比の外国投資法に関する基礎知識を説明、比が定める出資比率に応じた制限の順守など注意点に言及した。

解雇に関しては、東京の事務所に所属する上村真一郎弁護士が、労働法で定める解雇要件について、事例を踏まえながら具体的に紹介した。セミナーに参加した吉岡寛さんは「フィリピンは法律面でわかりにくい部分が多い。講演で労務関係の実態などがよく分かった」と話した。

1月13日(水) マカティ市内のホテルにて、フィリピン日本人商工会議所主催の「フィリピンの法律」をテーマにした日本人弁護士によるセミナーが開催。100名近い日本人が参加しました。



今回のセミナーでは、フィリピンにおいて日系企業がどのようにフィリピンの法律と関わっていくかについて3部に分かれ行われました。

第1部では、岡崎弁護士による「就労許可、就労ビザの基本知識及び最近の改正」。とくに、2015年に改正された外国人就労許可についての説明がなされました。



第2部では、佐藤弁護士による「外資規制の適用ある事業運営について」。
こちらでは、外資規制の説明とその対処についての説明がなされました。

別紙7-2



第3部では、上村弁護士による「解雇にまつわる法律問題」。
こちらでは、解雇時に問題とおなった事例と共に解雇の基本原則をわかりやすく紹介されました。



多くの企業が実際に直面する問題であり、どの部でも参加者からの非常に多くの質問が寄せられ関心度いセミナーだと感じられました。

フィリピン日本人商工会議所では、今後も日系企業に関わるみなさんに役立つセミナーを定期的開催予定。今後もぜひお見逃しなく。